

神 奈 川 県 地 域 防 災 計 画

～地震災害対策計画～

令和 2 年 3 月
神奈川県防災会議

目 次

第1章 地震災害対策の計画的な推進

第 1 節	計画の目的、位置づけ	1
第 2 節	神奈川県其自然的、社会的条件	4
第 3 節	地震被害の想定	10
第 4 節	神奈川県地震防災戦略	22
第 5 節	地震に関する観測・調査研究の推進	25
第 6 節	地震災害対策計画の推進主体とその役割	27

第2章 都市の安全性の向上

第 1 節	計画的な土地利用と市街地整備の推進	37
第 2 節	防災空間の確保	40
第 3 節	道路、橋りょう、港湾、鉄道等の安全対策	42
第 4 節	津波対策	44
第 5 節	がけ崩れ対策等の推進	50
第 6 節	ライフラインの安全対策	53
第 7 節	液状化対策	55
第 8 節	危険物等施設の安全対策	56
第 9 節	建築物等の安全確保対策	58

第3章 災害時応急活動事前対策の充実

第 1 節	災害時情報の収集・提供体制の拡充	62
第 2 節	災害対策本部等組織体制の拡充	65
第 3 節	救助・救急、消火活動体制の充実	68
第 4 節	警備・救助対策	71
第 5 節	避難対策	73
第 6 節	帰宅困難者対策	78
第 7 節	要配慮者等に対する対策	80
第 8 節	飲料水、食料及び生活必需物資等の供給対策	83
第 9 節	医療・救護・防疫対策	86
第10 節	文教対策	91
第11 節	緊急交通路及び緊急輸送路等の確保対策	93
第12 節	建築物等対策（危険度判定、応急修理）	96
第13 節	ライフラインの応急復旧対策	98
第14 節	災害廃棄物等の処理対策	101
第15 節	広域応援体制等の拡充	103
第16 節	県民の自主防災活動の拡充強化	107
第17 節	災害救援ボランティア活動の充実強化	109
第18 節	防災知識の普及	112
第19 節	防災訓練の実施	117
第20 節	災害救助実施体制の充実	120

第4章	災害時の応急活動対策	123
第1節	災害時情報の収集・伝達と災害対策本部等の設置	124
第2節	救助・救急、消火及び医療救護活動	139
第3節	避難対策	144
第4節	保健衛生、防疫、遺体対策等に関する活動	150
第5節	飲料水、食料及び生活必需物資等の調達・供給活動	153
第6節	文教対策	158
第7節	緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動	161
第8節	警備・救助対策	168
第9節	ライフラインの応急復旧活動	171
第10節	災害廃棄物等の処理対策	174
第11節	被災者等への情報提供、相談、物価の安定等に関する活動	176
第12節	広域的応援体制	180
第13節	災害救援ボランティアの支援活動	184
第14節	災害救助法関係	186
第15節	二次災害の防止活動	190
第16節	津波対策	191
第5章	復旧・復興対策	193
第1節	復興体制の整備	194
第2節	復興対策の実施	195
第6章	南海トラフ地震臨時情報発表時の対応	
第1節	基本方針	210
第2節	防災対応	212

第1章 地震災害対策の計画的な推進

第1節 計画の目的、位置づけ

1 計画の目的

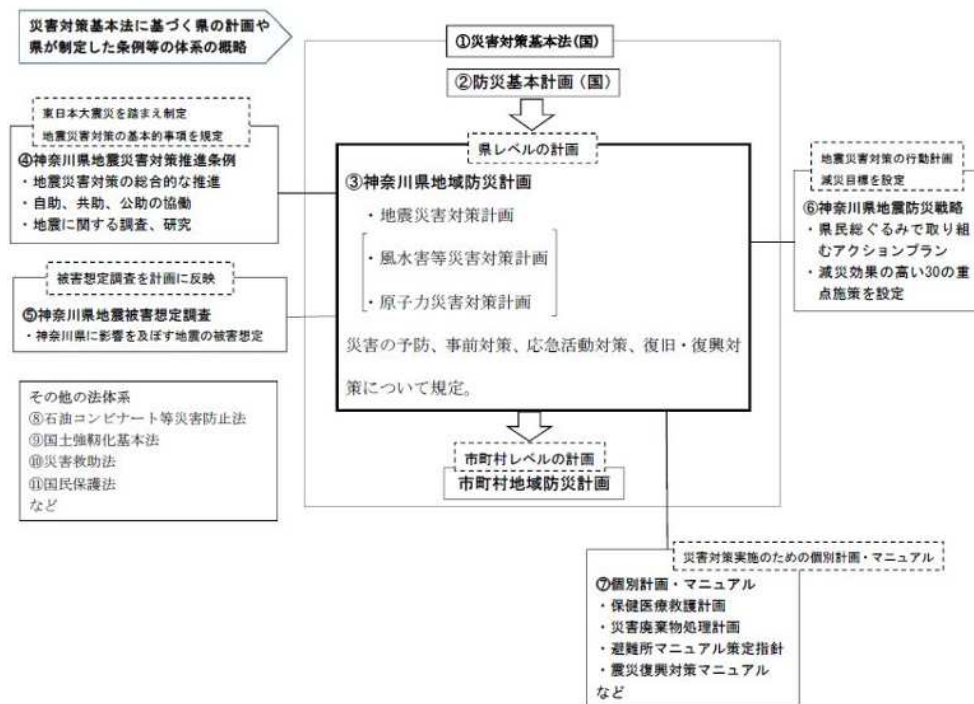
地震災害対策計画は、県内（石油コンビナート等特別防災区域を除く。）の風水害等の災害及び原子力災害を除く、地震災害全般に関して総合的な対策を定めたものであり、この計画に基づき事前の対策を推進して、災害に強い安全な県土づくりを進めるとともに、地震災害が発生した際の応急対策を実施することにより、県民の生命、身体及び財産を地震災害から守ることを目的とするものです。

2 計画の構成及び性格

(1) 地震災害対策計画は、災害対策基本法第40条の規定に基づき作成する神奈川県地域防災計画のうち、地震災害対策に関する計画として神奈川県防災会議が定めたものです。

また、国の防災基本計画と連携した地域計画であり、市町村地域防災計画の指針になるものです。

(2) 地震災害対策計画は、別に定める風水害等災害対策計画、原子力災害対策計画とともに、神奈川県地域防災計画を構成し、石油コンビナート等災害防止法に基づく神奈川県石油コンビナート等防災計画とともに、本県の防災対策の根幹をなすものです。



(3) 地震災害対策計画中に資料として位置づけた東海地震に関する事前対策計画は、大規模地震対策特別措置法第6条の規定に基づく地震防災強化計画として定めたものです。

(4) 地震災害対策計画は、地震防災対策特別措置法第2条に基づく地震防災緊急事業五箇年計画の、基礎となる計画です。

(5) 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条の規定に基づく「南海トラフ地震防災対策推進計画」、及び首都直下地震対策特別措置法（平成25年法律第88号）第21条の規定に基づく「首都直下地震地方緊急対策実施計画」については、その定められるべき基本項目がこの地震災害対策計画に含まれるため、地震災害対策計画はこれら2つの計画を兼ねるものとします。

なお、対象となる区域は以下に記載し、「首都直下地震地方緊急対策実施計画」における必要な

対策の実施期間及び目標等については、第1章第4節神奈川県地震防災戦略において、定めるものとします。

ア 南海トラフ地震防災対策推進地域

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項に基づき、「南海トラフ地震防災対策推進地域」として指定されたのは、県内27市町です。

横浜市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、秦野市、厚木市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町

〔南海トラフ地震防災対策計画の作成〕

南海トラフ地震防災対策推進地域の指定区域内の特定事業者（病院、劇場等不特定多数の者が出入りする施設・石油等の製造、取扱い等を行う施設・学校、社会福祉施設を管理・運営する者、一般旅客運送事業者、水道、電気、ガス、通信及び放送事業関係者等）においては、津波による災害を防止するため、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の第7条に規定する南海トラフ地震防災対策計画を作成します。

イ 南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第10条第1項に基づき、津波避難対策特別強化地域として指定されたのは、県内13市町です。

横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、葉山町、大磯町、二宮町、真鶴町、湯河原町

ウ 首都直下地震地方緊急対策実施計画の緊急対策区域

首都直下地震対策特別措置法第21条に基づき、緊急対策区域として指定された区域は、県内全市町村です。

3 防災の基本理念

県では、地震災害対策を総合的に推進し、全ての県民が安全で安心して暮らすことができる社会の実現に寄与するため、平成24年度に神奈川県地震災害対策推進条例を制定しました。

条例として定めることで、地震災害の記憶、防災意識の風化を防ぎ、自助・共助・公助による継続的な取組を推進します。

条例では、以下の4つの基本理念により地震災害対策を実施するとしています。

- ・ 県民の命を守ることを最優先に、地震災害を防止、軽減する減災を旨に実施
- ・ 自助・共助・公助を基本に、各主体が役割を果たすとともに、協働して実施
- ・ 本県における自然的条件、社会的条件を考慮して実施
- ・ 男女双方、要配慮者（注）、旅行者等の多様な主体の視点に立って実施

これらの基本理念に立脚し、県民総ぐるみで対策を進めるためには、対策の方向性や、県、県民、事業者のそれぞれの役割を明確にしておく必要があることから、条例はその責務についても規定しています。

4 計画の着実な推進

この計画を推進するためには、各防災機関が多く事業を実施する必要があるため、長期間にわたり膨大な投資が求められます。そこで地域社会の実情、各種対策の水準等を点検しながら、「減災」の考え方を基本方針として、緊急度の高いものから優先的かつ重点的に実施していきます。

また、国の財政措置を活用することはもとより、防災対策の第一線機関としての市町村の防災力の一層の向上を図るため、県は財政的支援を行います。

（注） 高齢者、障害者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方

5 計画の修正

この地震災害対策計画は、地震災害に迅速かつ的確に対処するため、常に社会情勢の変化等を反映させる必要があることから、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正を行います。

計画の修正に当たっては、市町村、関係機関等と協議、調整を行います。

資 料

- 1－1－(1) 神奈川県防災会議
- 1－1－(2) 神奈川県防災会議条例
- 1－1－(3) 神奈川県防災会議運営要綱
- 1－1－(4) 神奈川県防災会議委員名簿
- 1－1－(5) 神奈川県防災会議幹事名簿

第2節 神奈川県 の自然的、社会的条件

1 自然的条件

本県は、太平洋プレート、フィリピン海プレート、北米プレートが交錯する地域に位置するため、東海地震、南関東地域直下の地震、その一つとしての神奈川県西部地震等の発生 の切迫性が指摘されるとともに、長期的には南関東地震の発生も指摘されています。

また、県内には、約 30 本の活断層が確認されており、そのうち活動度が高いとされる A 級活断層(注)が 9 本あります。

(1) 位置及び面積

本県は、日本列島のほぼ中央に、また関東平野の南西部に位置し、北は首都東京都に接し、東は東京湾に、南は相模湾にそれぞれ面し、西は山梨、静岡の両県に隣接しています。

方 位	地 名	経緯度(世界測地系による)
最東端 (E)	川崎市川崎区浮島町	東経 139 度 47 分 46 秒
最西端 (W)	足柄上郡山北町 (三国山)	" 138 度 54 分 57 秒
最南端 (S)	三浦市城ヶ島安房崎	北緯 35 度 07 分 44 秒
最北端 (N)	相模原市緑区佐野川 (生藤山)	" 35 度 40 分 22 秒

面積は 24 万 1,616ha (平成 30 年 10 月 1 日現在) で、全国総面積の 0.64%を占めるに過ぎず、香川県、大阪府、東京都、沖縄県に次ぐ狭い県域となっています。

(2) 地形

本県の地形は、①丹沢山地と箱根火山で特徴づけられる起伏の激しい山がちの西部地域、②多摩丘陵と三浦半島でとらえられる丘陵地性の東部地域、③相模川を中心として、その両岸に広がる平坦な段丘と低地からなる中央地域の三地域に大きく分けられます。

ア 西部の山岳地域

北には本県で最も古い地層からできた小仏山地と、県内で一番高い蛭ヶ岳 (1,673m) を始め 1,300m前後の山々が連なる丹沢山地とがあります。その前面に秦野盆地、大磯丘陵が続いています。南西には複数のカルデラを持つ活火山である箱根山があり、酒匂川、狩川によってつくられた足柄平野がそのすそ野に広がっています。

イ 東部の丘陵、台地の地域

北には海拔 70～90mの多摩丘陵、海拔 40～50mの下末吉台地があり、東京都に面して多摩川低地が続いています。南には多摩丘陵より古い丘陵地性の三浦半島があり、海岸線は屈曲に富み、いたるところにおぼれ谷 (リアス式海岸) が発達しています。

ウ 平坦な中央地域

本県の中央部を占めているこの地域は、北から海拔 50～150mの相模原台地、扇状地性の愛甲台地と続き、相模低地、南は湘南砂丘地帯となって相模湾に臨んでいます。

このように変化に富んだ地形は、短時間に出来上がったものではなく、数千万年にわたるさまざまな変遷を経てつくりだされたものです。

(3) 地盤

本県の地盤は、丹沢山地や箱根火山では岩盤が地表近くまで出ており、県の中央部から東部にかけての台地や丘陵地では、関東ローム層の下に数百～数千メートルに及ぶ厚い砂礫層や粘土層が見られ、その下が岩盤となっています。酒匂川、相模川、鶴見川、多摩川をはじめとする河川の流域や海岸に沿って広がる沖積地では、比較的新しい年代に海や川の作用で堆積した粘土や砂、さらには湿地に堆積した軟らかい腐植土層が地表付近に見られます。

岩盤より上にある地層は特に地震の揺れと関係が深く、中でも沖積地に堆積した地層や関東ローム層は比較的軟らかく地震の揺れに大きく影響するものとみられます。

(注) A 級活断層とは、1,000 年当たり平均 1m～10mの変位速度のある活断層のことです。

また、沖積層の地盤の中には、砂層の分布も見られるため、地盤の液状化を起こす可能性があります。

(4) 活断層

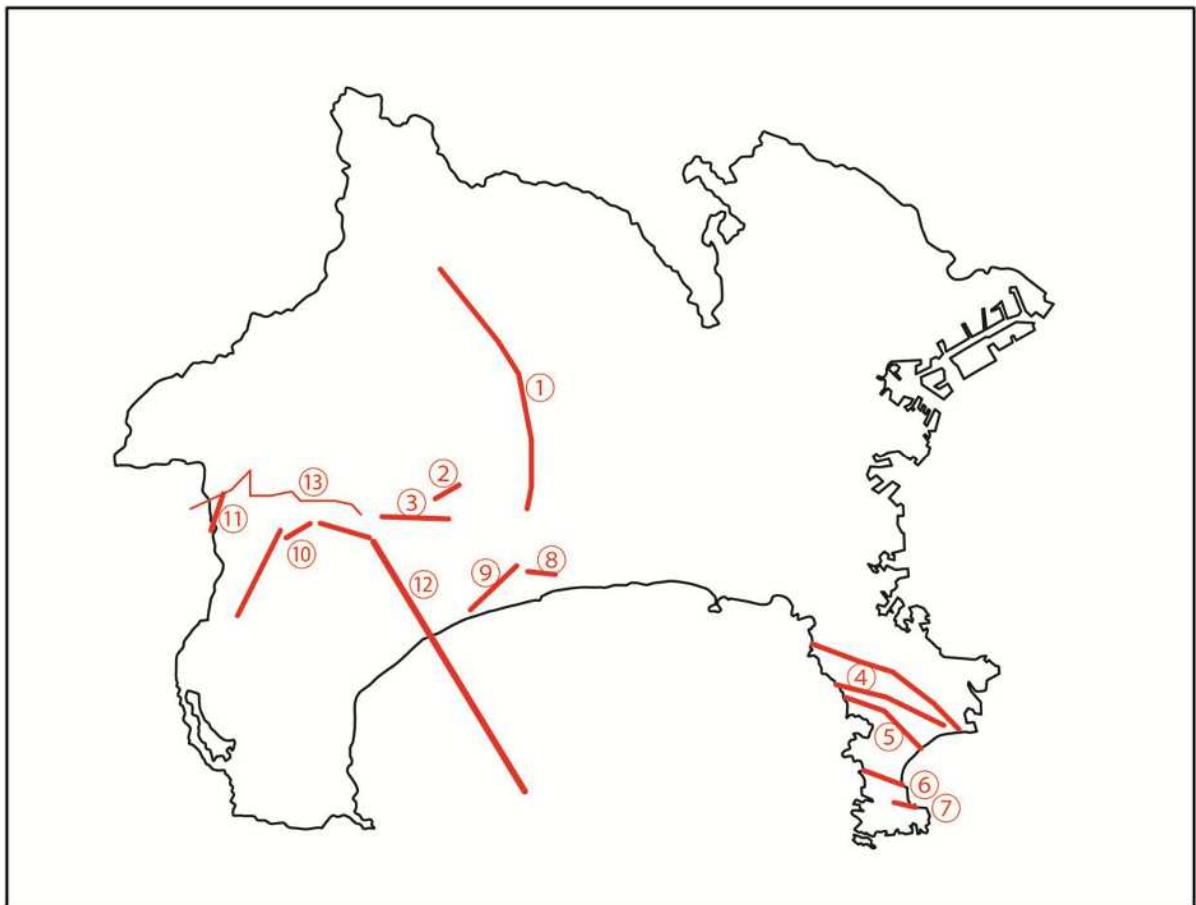
断層とは、ある面を境にして両側の地層にずれの見られる地質の構造のことで、そのうち、過去数十万年の間繰り返し活動し、将来も活動する可能性のあるものを特に活断層といいます。

全国には、陸域において約2,000本の活断層が確認されており、平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災は、野島断層によって引き起こされたものです。

この阪神・淡路大震災を契機に、文部科学省は、全国の活断層を早期に調査するため、地震関係基礎調査交付金を地方公共団体に交付することにより、活断層調査を推進してきました。

国の地震調査研究推進本部では、国、県、市町村が分担して行った調査結果に基づき活断層ごとの評価を実施してきました。さらに、近年の地震が主要活断層帯以外の地域でも発生していることから、地域ごとの総合的な活断層評価を実施することとし、関東地域の活断層の長期評価を平成27年4月に公表しました。その中で、これまで一括していた「神縄・国府津―松田断層帯」については、「塩沢断層帯」「平山―松田北断層帯」「国府津―松田断層帯」に区分され、各々の活動について評価が行なわれています。県内で確認されている主な活断層による地震の長期評価は次のとおりです。

県内の主な活断層の分布状況



①伊勢原断層、②秦野断層、③渋沢断層、〔三浦半島断層群主部：④衣笠・北武断層帯 ⑤武山断層帯〕、〔三浦半島断層群南部：⑥南下浦断層 ⑦引橋断層〕、⑧小向断層、⑨生沢断層、⑩平山―松田北断層帯、⑪塩沢断層帯、⑫国府津―松田断層帯、⑬神縄断層

※「神奈川県内の主な活断層 新編日本の活断層（活断層研究会編）」及び地震調査研究推進本部の資料等により作成。

なお、国府津―松田断層帯はプレート境界からの分岐断層と評価されるようになった。また、神縄断層は約50万年前に活動を停止していることから、活断層としては扱わない。

県内の主な活断層と調査実施状況

断層名 (長さ)		調査時期	最新活動 時期	再来 間隔	調査結果
①伊勢原断層 (約 21km)		平成 7～8 年度 県 調 査	5～18 世紀 初頭	4000 ～ 6000 年	マグニチュード 7 程度の地震が発生すると推定される。その際、東側が西側に対して約 2m 程度高まる段差や撓みが生じる可能性がある。
②秦野断層 (秦野断層：2.8km、下宿 断層：2.3km、八幡断層： 1.4km、戸川断層：0.7km、 三屋断層：0.6km)		平成 9～10 年度 県 調 査	約 1.7 万年前 又はそれ以 降	不明	少なくとも約 1.7 万年前に又はそれ以降に活動している。ただし、国府津－松田断層帯の活動に付随して活動する可能性がある。
③渋沢断層 (渋沢東断層：5.4km 渋沢西断層：1.7km)		平成 9～10 年度 県 調 査	1 万年前以降 に活動した 可能性が高 い	不明	活動時期は明らかではないが、国府津－松田断層帯の活動に付随して活動する可能性がある。
三 浦 半 島 断 層 群	④衣笠・北武 断層帯 (14km＋海域)	平成 11～ 12 年度 県 調査	6～7 世紀	1900 ～ 4900 年	少なくともマグニチュードが 6.7 程度の地震が発生すると推定され、その時のずれの量は 1 m 程度となる可能性があるが、他のデータをもとに計算により求めると、マグニチュード 7.0 程度もしくはそれ以上、ずれの量が 2 m 程度もしくはそれ以上となる可能性もある。
	⑤武山断層帯 (11km＋海域)		2300 ～ 1900 年前	1600 ～ 1900 年	マグニチュード 6.6 程度もしくはそれ以上の地震が発生すると推定され、その時のずれの量は 1 m 程度もしくはそれ以上となる可能性がある。
三 浦 南 半 島 断 層 群	⑥南下浦断層 ⑦引橋断層 (6km＋海域)	平成 11～ 12 年度 県 調査	2.6～2.2 万 年前	不明	全体が一つの区間として活動すると推定され、その際にはマグニチュード 6.1 程度もしくはそれ以上の地震が発生すると推定され、その時のずれの量は 0.5m 程度もしくはそれ以上となる可能性がある。
⑧小向断層 (約 3km)		平成 13～ 15 年度 県 調査	12～13 万年 前以降	不明	次の活動は不明だが、地形的には明瞭な活断層である。
⑨生沢断層 (約 5km)		平成 13～ 15 年度 県 調査	不明	不明	次の活動は不明。国府津－松田断層帯の活動に付随して活動する可能性がある。
⑩平山－松田北 断層帯 (15km)		平成 13～ 15 年度 県 調査、平成 21～23 年 度 文 科 省 調査	約 2700 年前	4000 ～ 5000 年程 度	平山断層、内川断層、日向断層、丸山断層、松田山麓断層、松田北断層からなる。本断層帯が一つの区間として活動する場合、マグニチュード 6.8 程度の地震が発生する可能性がある。
⑪塩沢断層帯 (約 15km 以上)		平成 13～ 15 年度 県 調査、平成 21～23 年 度 文 科 省 調査	不明	800 年程 度以上	山北町から御殿場市付近に至る断層帯である。本断層帯が一つの区間として活動する場合、マグニチュード 6.8 程度もしくはそれ以上の地震が発生する可能性がある。
(⑫国府津－松田 断層帯 (約 35km 以上)) ※プレート境界からの分 岐断層として評価され るようになった。		平成 13～ 15 年度 県 調査、平成 21～23 年 度 文 科 省 調査	12 世紀以後、 14 世紀前半 以前	約 800 ～ 1300 年	国府津－松田断層帯は、大深度反射法弾性波探査の結果からフィリピン海プレートと陸側プレートの沈み込み境界から分岐した断層であると考えられることから、本断層帯が単独で震源断層となることはない。従っていわゆる活断層としての評価はしない。相模トラフで発生する海溝型地震の数回に 1 回の割合で活動すると考えられる。

神奈川県に被害を及ぼした主な地震

西暦（和暦）	地 域（名称）	規模 （マグニチュード）	主 な 被 害（注）
818 （弘仁 9）	関東諸国	7.5 以上	（相模、武蔵、下総、常陸、上野、下野などでの被害。圧死者多数。）
878. 11. 1 （元慶 2）	関東諸国	7.4	（相模、武蔵を中心に被害。圧死者多数。）
1257. 10. 9 （正嘉 1）	関東南部	7.0～7.5	鎌倉で山崩れ、社寺・家屋倒壊などの被害
1293. 5. 27 （永仁 1）	鎌倉	7.0	鎌倉で社寺・家屋倒壊、焼失などの被害。死者数数千から 23,000 人余の諸説あり。
1498. 9. 20 （明応 7）	（明応地震）	8.2～8.4	鎌倉で津波により溺死者 200 人。
1605. 2. 3 （慶長 9）	（慶長地震）	7.9	小田原で人馬数百死
1633. 3. 1 （寛永 10）	相模、駿河、伊豆	7.0	小田原で最も被害が大きく、小田原市内で死者 150 人、家屋全壊多数。箱根でも死者あり。
1648. 6. 13 （慶安 1）	相模、江戸	7.0	小田原領内で家屋全壊多数。箱根で死者 1 人。
1649. 9. 1 （慶安 2）	川崎、江戸	6.4	川崎で民家 140～150 軒などが倒壊。付近の村でも家屋倒壊あり。死傷者多数。
1697. 11. 25 （元禄 10）	相模、武蔵	6.5	鎌倉で家屋全壊あり。
1703. 12. 31 （元禄 16）	（元禄地震）	7.9～8.2	沿岸部を中心に甚大な被害。小田原領内で死者 2,291 人、家屋全壊 8,007 棟。津波による被害もあり。
1782. 8. 23 （天明 2）	相模、武蔵、甲斐	7.0	箱根、小田原で被害が大きく、住家約 800 棟破損。
1812. 12. 7 （文化 9）	武蔵、相模	6 ^{1/4}	横浜で家屋全壊 22 棟。付近でも死者、家屋全壊あり。
1853. 3. 11 （嘉永 6）	小田原付近	6.7	小田原を中心に被害。死者 24 人、負傷者 13 人、家屋全壊 1,088 棟。
1855. 11. 11 （安政 2）	（（安政）江戸地震）	6.9	県東部を中心に被害。死者 37 人、負傷者 75 人、家屋全壊 64 棟。
1894. 6. 20 （明治 27）	東京湾北部（（明治）東京地震とも呼ばれる。）	7.0	横浜市、橘樹郡を中心に被害。死者 7 人、負傷者 40 人、家屋全半壊 40 棟。
1923. 9. 1 （大正 12）	（大正関東地震）	7.9	死者・行方不明者 33,067 人、負傷者 56,269 人、住家全壊 62,887 棟、住家焼失 68,569 棟、住家流出 136 棟。
1924. 1. 15 （大正 13）	丹沢山塊（丹沢地震とも呼ばれる。）	7.3	関東地震の余震。死者 13 人、負傷者 466 人、住家全壊 561 棟。
1930. 11. 26 （昭和 5）	（北伊豆地震）	7.3	死者 13 人、負傷者 6 人、住家全壊 88 棟。
1983. 8. 8 （昭和 58）	神奈川・山梨県境	6.0	死者 1 人、負傷者 23 人。
2005. 2. 16 （平成 17）	茨城県南部	5.3	負傷者 1 人。
2005. 2. 16 （平成 17）	千葉県北西部	6.0	負傷者 9 人。
2011. 3. 11 （平成 23）	（東北地方太平洋沖地震）	9.0	死者 5 人、負傷者 137 人

（注）主な被害は県内の被害です。県内の被害が特定できない場合は（ ）内に全体の被害を記載しています。
「日本の地震活動」地震調査研究推進本部地震調査委員会編等により作成。

2 社会的条件

本県は、首都圏の一角を占め、わが国の産業経済活動のリーディングゾーンを形成してきたため、狭隘な県土に900万人を越える県民が居住し、多くの生産施設や業務施設が立地し、災害に対する脆弱性が指摘されてきました。

(1) 人口

ア 人口

平成27年10月1日現在の本県の人口は、912万6,214人（男455万8,978人、女456万7,236人）と、東京都に次いで全国第2位となっています。

平成27年10月の国勢調査では、65歳以上の高齢人口は、2,158,157人（23.9%）となっています。

イ 人口密度及び分布状況

人口密度は、1km²当たり3,778人で、東京都、大阪府に次いで全国第3位です。

地域別の人口分布状況は、横浜地域372万4,844人（40.8%）、川崎地域147万5,213人（16.2%）、横須賀・三浦地域71万4,415人（7.8%）、県央地域156万6,360人（17.2%）、湘南地域129万8,225人（14.2%）、県西地域34万7,157人（3.8%）となっています。

(2) 土地利用

ア 土地利用概況

本県の面積は、24万1,616ha（平成30年10月1日現在）と全国総面積の0.64%を占めています。このうち、森林面積は9万4,880haで県面積の39.3%、耕地面積は1万9,100haで、県面積の7.9%となっています。

イ 市街化区域及び市街化調整区域

平成31年4月1日現在で、県内33市町村のうち都市計画区域が指定されている市町は、19市13町（30都市計画区域）、面積では19万9,776haで、全県域の83%を占めています。（都市計画区域が指定されていないのは、清川村全域と松田町、山北町及び相模原市（旧津久井町及び旧藤野町）の一部です）。

無秩序な市街化を防止し計画的な市街化を図るため、この都市計画区域のうち、首都圏整備法に基づく既成市街地及び近郊整備地帯内の19市10町について市街化区域及び市街化調整区域との区分（線引き）が、昭和45年6月10日に行われ、平成31年4月1日現在17万2,859ha、（全県域の72%）で区域区分が行われています。

平成31年4月1日現在の市街化区域面積は9万4,316ha、市街化調整区域面積は7万8,542haとなっています。

(3) 交通

ア 道路交通

県内の道路延長は、国道・県道・市町村道をあわせて、平成30年4月1日現在で約2万5,804kmとなっています。

このうち自動車専用道路については、東名高速道路などが整備され、県が管理する一般幹線道路についても約1,070kmの交通ネットワークの整備・改良を進めていますが、一部の区間では、交通容量不足等により渋滞が発生し、県内各地の道路混雑は県民生活や産業経済に深刻な影響を与えています。

県内の自動車保有車両数は、平成31年3月31日現在で約403万台（軽自動車含む）となっています。また、県内で最も交通量の多い地点は（高速道路を除く）、平成27年度の交通量調査によると、国道16号（保土ケ谷バイパス）の横浜市旭区桐が作であり、約10万3千台／12時間（平日7時から19時まで）となっています。

イ 鉄道交通

県内の一部路線では通勤通学時の混雑状況は、依然として厳しいものとなっていますが、鉄道網の計画的な整備と輸送力の増強が進められ、混雑率は徐々に低下する傾向にあります。

県内の鉄道は、平成30年11月30日現在で、JRが13路線、延長311.6km、111駅、私鉄が23路線、延長296km、234駅、横浜市営地下鉄が延長53.4km、40駅であり、平成29年度の1日平均県内各駅合計の乗車人員は約797万人となっています。

(4) 都市構造

ア 都市化

高度成長期に横浜、川崎を中心とする各地で人口が急激に増加したことに伴い、住宅地の開発が行われ、県の総面積に占める市街化区域の比率は39%に達するとともに、既成市街地の建物の密集化、高層化が進行しています。

イ 産業活動

古くから発達してきた東京湾臨海部の京浜工業地帯をはじめ、内陸部では研究開発機能等を生かした試験研究機関や先端技術産業の立地、都市部を中心に業務施設の立地が進むなど、活発な産業経済活動が展開されています。

ウ 危険物等の集積

石油コンビナート等特別防災区域としての京浜臨海地区及び根岸臨海地区をはじめとする東京湾沿いには、石油化学・電力・製鉄及び各種製造業等の高度に発達した工業施設が立地し、各種の石油類・高圧ガス等の危険物が大量に貯蔵されています。

平成26年度末現在の県内における危険物施設数は、16,961施設となっています。

本県における社会環境の推移

区 分		平成12年 (2000)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	備 考
人	口 (65歳以上)	8,489,974人 (※1,117,742)	9,048,331人 (1,819,503)	9,126,214人 (2,158,157)	10月1日現在 (10月1日現在) (※1月1日現在)
世	帯 数	3,341,233世帯	3,844,525世帯	3,979,278世帯	10月1日現在
市	街 化 区 域	92,829ha	93,326ha※	93,531ha※	3月31日現在 ※4月1日現在
宅	地 面 積	561.72k m ²	582.43k m ²	595.61k m ²	1月1日現在
危	険 物 施 設 数	23,680箇所	18,749箇所	16,961箇所	3月31日現在
石 油 コ ン ビ ナ ー ト	特 定 事 業 所	96事業所	85事業所	83事業所	4月1日現在
	石 油	17,631千kl	14,448千kl	13,295千kl	
	貯 蔵 取 扱 量 高 圧 ガ ス	1,503,322 千N m ³	1,830,231 千N m ³	1,773,670 千N m ³	
自動車保有 車 両 数		3,821,624台	3,770,559台	2,896,229台 ※軽自動車を含まない	3月31日現在
水道給水人口と 普 及 率		8,423,697人 (99.8%)	8,994,638人 (99.8%)	9,087,273人 (99.9%)	3月31日現在

資 料

1-2 神奈川県内の活断層

第3節 地震被害の想定

県では、これまでに地震被害想定調査を実施してきましたが、東日本大震災では、国内観測史上最大のマグニチュード9.0という巨大地震とそれにより引き起こされた巨大津波により、甚大な被害が発生しました。このため、今後の地震災害対策に当たっては、科学的知見を踏まえてあらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波を想定し、その想定結果に基づき対策を推進する必要があります。

そこで、平成26年度に津波浸水予測図を見直し、「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく津波浸水想定を設定するとともに、新たな津波浸水予測図に基づく地震被害想定調査を実施しました。

1 津波浸水予測

東日本大震災を受け、県では、新たに学識者、国、県等による「津波浸水想定検討部会」を平成23年5月に設置し、技術的見地から現在想定している津波の規模、浸水範囲等について再検証を行い、津波浸水予測図の見直しを行いました。

(1) 新たな津波浸水予測図の地震・津波の考え方

津波対策を構築するに当たり、次の二つのレベルの津波を想定しました。

ア 避難体制の整備に当たっての最大クラスの津波

概ね数百年から千年に一回程度発生する最大クラスの津波に対して、減災を目的に避難することを最優先とし、避難体制の整備を進めます。

イ 津波の侵入を防ぐ海岸保全施設などの整備に当たっての津波

概ね数十年から百数十年に一回程度発生する規模の津波に対して、海岸保全施設等の整備を進めます。

(2) 検証結果等

ア 検証結果

これまでに県が被害想定調査を実施していた津波も含め、9の津波を検討した結果、本県における最大クラスの津波は、各沿岸市町にとって浸水区域又は浸水深が最大となる「相模トラフ沿いの海溝型地震（中央モデル、西側モデル）」「慶長型地震」「元禄関東地震タイプの地震」「元禄関東地震タイプと国府津-松田断層帯地震の連動地震」としました。

イ 浸水想定の見直し

今後、本県にとって影響があると考えられる新たな地震モデルが、国の中央防災会議等で示された場合には、必要に応じて見直します。

検討対象地震一覧

NO	検討対象地震	説明	最大津波高等
①	慶長型地震	1605年の慶長地震は、地震の揺れはあまり大きくなくても津波が大きい地震（津波地震）として知られており、痕跡等の史料は乏しいが、本県に対し最大規模の津波を生じる可能性があるため対象としました。 明応型地震よりも沖合の相田（1981）の断層モデルをもとに、高角正断層として房総沖まで延長し、本県に対し最大クラスの津波を生じる地震を新たに想定しました。	【最大クラスの津波】 ・最大津波高 10.2m ・最大津波到達時間 77分

NO	検討対象地震	説 明	最大津波高等
②	明応型地震	1498年の明応地震は地震の揺れも津波も大きく、痕跡等の史料は乏しいが、鎌倉付近で過去最大規模の津波が生じていることから対象としました。東海道沖の相田（1981）の断層モデルをもとに、プレート内地震として反転した高角正断層として、本県に対し最大クラスの津波を生じる地震を想定しました。	・最大津波高 10.3m ・最大津波到達時間 56分
③	元禄関東地震タイプと国府津-松田断層帯の連動地震	可能性がある連動ケースとして、元禄関東地震タイプと国府津-松田断層帯地震の連動を想定しました。元禄関東地震タイプの地震発生3分後に、国府津-松田断層帯の地震が発生するシナリオを想定しました。	【最大クラスの津波】 ・最大津波高 19.0m ・最大津波到達時間 5分
④	神奈川県西部地震	従来と同じ断層モデルをもとに地形条件を変更して再検証を行いました。 切迫性が指摘され、津波被害についても想定される地震であり、これまでの海岸保全における津波防護目標です。過去に発生した地震から次のように評価されています。 ・発生間隔：70年	・最大津波高 5.9m ・最大津波到達時間 8分
⑤	大正関東地震タイプ	これまでの海岸保全における津波防護目標であり、内閣府「首都直下地震モデル検討会」において検討された断層モデルをもとに再検証を行いました。相模トラフ沿いではM8クラスの地震が200～400年間隔で発生しており、1923年に発生した大正関東地震から約90年が経過し、当面発生する確率は低いものの、今後100年先頃には地震発生の可能性が高くなっていると考えられます。	・最大津波高 9.8m ・最大津波到達時間 6分
⑥	西相模灘地震	最新の調査結果より、西相模灘（伊豆半島の東方沖）を震源とする地震として、内閣府「首都直下地震モデル検討会」において検討された地震であり、津波被害が想定されるため、新たに検討対象としました。	・最大津波高 2.3m ・最大津波到達時間 0分
⑦	元禄関東地震タイプ	過去、実際に発生した地震であり、大きな津波被害を起こすことが予想されることから、内閣府「首都直下地震モデル検討会」において検討された断層モデルをもとに検証しました。房総半島南端部を大きく隆起させるような元禄関東地震（Mw8.5）と同等あるいはそれよりも大きな規模の地震は、2千年から3千年間隔で発生しており、元禄関東地震が1703年に発生したことを踏まえると、これと同等又はこれよりも大きな地震発生の可能性はしばらくのところほとんど無いと考えられます。	【最大クラスの津波】 ・最大津波高 19.0m ・最大津波到達時間 5分
⑧ ⑨	相模トラフ沿いの海溝型地震（西側モデル、中央モデル）	過去に発生した事例はないが、今後、相模トラフ沿いで発生する可能性がある最大クラスの地震として、内閣府「首都直下地震モデル検討会」において検討された地震で、本県に対し最大規模の津波を生じる可能性があるため、新たに検討の対象としました。この地震による地殻変動は房総半島で5～10mと元禄関東地震と同等あるいはそれ以上の隆起となっています。最大クラスの地震の発生間隔は2千年から3千年あるいはそれ以上と考えられています。	【最大クラスの津波】 （西側モデル） ・最大津波高 24.9m ・最大津波到達時間 7分 （中央モデル） ・最大津波高 19.8m ・最大津波到達時間 7分

※最大津波高は海岸保全区域以外のがけ地等で発生している場合もあります。

2 地震被害想定調査結果

県では、平成 25 年度から 26 年度にかけて地震被害想定調査を実施しました。平成 23 年に発生した東日本大震災の災害調査結果から明らかになった多くの教訓や課題を踏まえるとともに、地震学、地震工学、災害社会学等の最新の知見を取り入れ、構造物の損壊、火災の発生等の物的被害、そこから発生する人的被害、経済被害を定量的又は定性的に想定しています。

(1) 想定地震の選定の視点

県に及ぼす被害の量的・地域的な状況や、発生の切迫性などを考慮して、以下の㉠～㉣の視点により、6 地震を選定しました。

また、㉤のように、発生確率が極めて低く、県の防災行政やまちづくり行政などにおいて超長期的な対応となる地震や、国の被害想定において最新の知見による震源モデルが示されたものの被害量は想定されていない地震については、参考地震として、5 地震を選定しました。

㉠ 地震発生の切迫性が高いとされている地震

㉡ 法律により対策を強化する地域の指定に用いられる地震

㉢ 地震防災戦略・地域防災計画・中央防災会議等において対策の対象としている地震

㉤ 発生確率は極めて低いが、発生すれば甚大な被害が県全域に及ぶ可能性があり、超長期的な対応となる地震

(2) 想定地震の一覧

想定地震名		モーメント マグニチュード	県内で想定される 最大震度	発生確率	選定の 視点
都心南部直下地震		7.3	横浜市・川崎市を 中心に震度 6 強	(南関東地域の M 7 クラス の地震が 30 年間で 70%)	㉠㉡
三浦半島断層群の地震		7.0	横須賀三浦地域で 震度 6 強	30 年以内 6～11%	㉠㉢
神奈川県西部地震		6.7	県西地域で 震度 6 強	(過去 400 年の間に同クラス の地震が 5 回発生)	㉠㉢
東海地震		8.0	県西地域で 震度 6 弱	(南海トラフの地震は 30 年以内 70%程度)	㉠㉡㉢
南海トラフ巨大地震		9.0	県西地域で 震度 6 弱	(南海トラフの地震は 30 年以内 70%程度)	㉠㉡
大正型関東地震		8.2	湘南地域・県西地 域を中心に震度 7	30 年以内 ほぼ 0%～5% (2～4 百年の発生間隔)	㉣
(参 考 地 震)	元禄型関東地震	8.5	湘南地域・県西地 域を中心に震度 7	30 年以内 ほぼ 0% (2～3 千年の発生間隔)	㉤
	相模トラフ沿いの 最大クラスの 地震	8.7	全県で震度 7	30 年以内 ほぼ 0% (2～3 千年あるいはそれ 以上の発生間隔)	㉤
	慶長型地震	8.5	(津波による 被害のみ想定)	(評価していない)	㉤
	明応型地震	8.4	(津波による 被害のみ想定)	(評価していない)	㉤
	元禄型関東地震 と国府津－松田 断層帯の連動地 震	8.3	(津波による 被害のみ想定)	(評価していない)	㉤

※ 発生確率については「地震調査研究推進本部（文部科学省：平成 27 年 1 月 14 日現在）」、「中央防災会議首都直下地震モデル検討会報告書（内閣府：平成 25 年 12 月）」などによる評価。

(3) 地震の説明

① 都心南部直下地震

首都圏付近のフィリピン海プレート内で、都心南部の直下を震源とする地震です。東京湾北部地震にかわり、国が防災対策の主眼を置く地震としており、県内全域が「首都直下地震対策特別措置法」の首都直下地震緊急対策区域に指定されています。

② 三浦半島断層群の地震

三浦半島断層帯を震源域とする活断層型の地震です。前回の調査では、モーメントマグニチュード6.9としていましたが、最新の知見からモーメントマグニチュードを変更しています。

③ 神奈川県西部地震

神奈川県西部を震源域とする地震です。

④ 東海地震

駿河トラフを震源域とする地震です。神奈川県地域防災計画（マニュアル・資料）において地震の事前対策について位置づけ、また、県内の概ね西半分の市町が「大規模地震対策特別措置法」の地震防災対策強化地域に指定されています。

⑤ 南海トラフ巨大地震

南海トラフを震源域とする地震です。国が想定する、あらゆる可能性を考慮した南海トラフの最大クラスの地震であり、県内の一部の市町村が「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」の南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されています。

なお、地震の規模が大きく、長周期地震動による影響を考慮せざるを得ないものの、神奈川県については揺れによる被害が比較的小さくなっています。

⑥ 大正型関東地震

相模トラフを震源域とする地震です。1923年の大正関東地震を再現した地震で、国では長期的な防災・減災対策の対象としています。

⑦ 元禄型関東地震（参考）

相模トラフから房総半島東側を震源域とする地震です。1703年の元禄関東地震を再現した地震で、現実に発生した最大クラスの地震であることから、発生確率が極めて低い地震ですが、参考地震として被害量を算出しています。

⑧ 相模トラフ沿いの最大クラスの地震（参考）

元禄型関東地震の震源域に加え関東北部までを震源域とする地震です。国が想定する、あらゆる可能性を考慮した相模トラフ沿いの最大クラスの地震であることから、発生確率が極めて低い地震ですが、参考地震として被害量を算出しています。

⑨ 慶長型地震（参考）

南海トラフ沖と相模トラフ沿いを繋ぐ断層を設定し、そこで想定した正断層型の地震です。最大クラスの津波による被害を周知して津波避難の普及啓発を図る観点から、参考地震として津波による被害量を算出しています。

⑩ 明応型地震（参考）

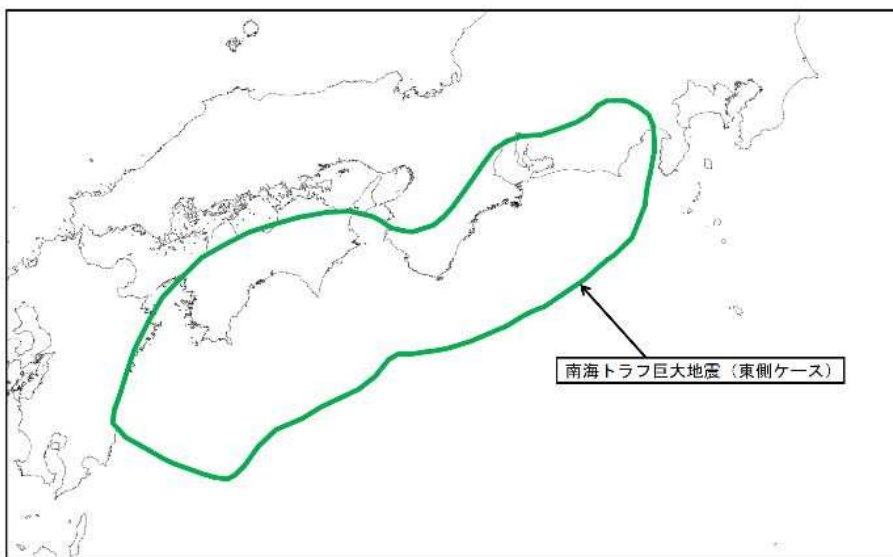
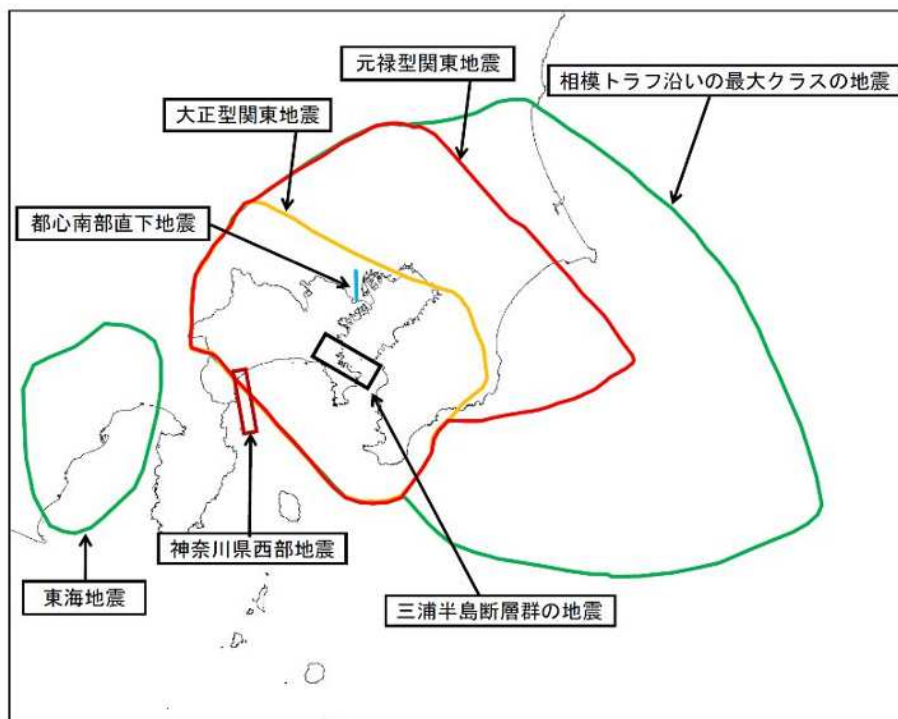
南海トラフから銭洲海嶺に伸びるフィリピン海プレート内の断層を設定し、そこで想定した逆断層型の地震です。最大クラスの津波による被害を周知して津波避難の普及啓発を図る観点から、参考地震として津波による被害量を算出しています。

⑪ 元禄型関東地震と国府津－松田断層帯の連動地震（参考）

相模トラフで発生する海溝型と国府津－松田断層帯の地震が連動発生する地震です。最大クラスの津波による被害を周知して津波避難の普及啓発を図る観点から、参考地震として津波による被害量を算出しています。

震源断層モデル（震源断層域）の位置

【地震被害想定調査結果（H25～26年度実施）】



(4) 被害想定結果

ア 想定条件

(ア) 季節：冬 (イ) 日：平日 (ウ) 発生時刻：18 時

(エ) 風速・風向：気象観測結果に基づく地域ごとの平均

ただし、津波による人的被害の想定に当たっては、津波から避難する際に条件が厳しい平日深夜（午前0時）発災を条件としています。

本計画で示す被害の想定条件は上記のとおりです。なお、今回実施した調査では、このほか冬の平日朝5時と、夏の平日昼12時についても想定していますが、ここでは、火災被害等による被害が最大となり、防災関係機関が初動体制を取りにくい想定条件での結果を示します。

イ 想定結果の概要

① 都心南部直下地震

- ＜震度＞ 県の中央部から東部にかけて震度6弱の揺れが想定され、特に、横浜市、川崎市、相模原市、厚木市で、震度6強の揺れが想定されます。
- ＜津波＞ 県内では最大でも1mの水位が想定されますが、被害は発生しません。
- ＜建物＞ 建物の被害（揺れ、液状化、急傾斜地崩壊）は、全県で全壊棟数が64,500棟（全建物の2.8%）、半壊棟数が221,250棟（全建物の9.5%）と想定されます。
- ＜火災＞ 火災については、全県で310件の出火が想定され、焼失棟数は37,600棟と想定されます。横浜市、川崎市、相模原市などで被害が大きくなります。
- ＜人的被害＞ 全県での人的被害は、死者2,990人、重症者2,810人、中等症者24,680人、軽症者35,250人と想定されます。
- ＜帰宅困難者＞ 地震の発生直後には、鉄道の路線点検等により、帰宅困難者は県内で610,660人に達すると想定されます。鉄道は県東部で9～13日程度不通が続くため、長期間にわたって帰宅困難者が発生すると想定されます。
- ＜災害廃棄物＞ 建物の全壊・半壊・焼失により生じる災害廃棄物の総量は、全県で2,145万トンに達すると想定されます。
- ＜経済被害＞ 経済被害の直接被害額は、15兆1,082億円と想定されます。

② 三浦半島断層群の地震

- ＜震度＞ 横須賀三浦地域から湘南地域、横浜市、川崎市の一部で震度6弱以上の揺れが想定され、特に、横浜市、横須賀市、逗子市、葉山町で、震度6強の揺れが想定されます。
- ＜津波＞ 東京湾内で2m以下、相模湾内で1m以下の水位が想定されます。
- ＜建物＞ 建物の被害（揺れ、液状化、急傾斜地崩壊、津波）は、全県で全壊棟数が22,710棟（全建物の1.0%）、半壊棟数が88,170棟（全建物の3.8%）と想定されます。
- ＜火災＞ 火災については、全県で90件の出火が想定され、焼失棟数は11,980棟と想定されます。横浜市、横須賀市、逗子市などで被害が大きくなります。
- ＜人的被害＞ 全県での人的被害は、死者1,130人、重症者1,130人、中等症者9,830人、軽症者13,910人と想定されます。
- ＜帰宅困難者＞ 地震の発生直後には、鉄道の路線点検等により、帰宅困難者は県内で610,660人に達すると想定されます。鉄道は県東部で9～13日程度不通が続くため、長期間にわたって帰宅困難者が発生すると想定されます。
- ＜災害廃棄物＞ 建物の全壊・半壊・焼失により生じる災害廃棄物の総量は、全県で775万トンに達すると想定されます。
- ＜経済被害＞ 経済被害の直接被害額は、5兆596億円と想定されます。

③ 神奈川県西部地震

- ＜震度＞ 県西地域で震度6弱の揺れが想定され、特に、小田原市、真鶴町で、震度6強の揺

れが想定されます。

- ＜津波＞相模湾内で2～6 m、東京湾内で2 m以下の水位が想定されます。津波の到達時間は、相模湾内で5～30 分、東京湾内で60 分以上と想定されます。
- ＜建物＞建物の被害（揺れ、液状化、急傾斜地崩壊、津波）は、全県で全壊棟数が5,000 棟（全建物の0.2%）、半壊棟数が20,530 棟（全建物の0.9%）と想定されます。津波による被害は、全県で全壊230 棟と想定されます。
- ＜火災＞火災については、全県で10 件の出火が想定され、焼失棟数は710 棟と想定されます。
- ＜人的被害＞全県での人的被害は、死者880 人、重症者180 人、中等症者1,780 人、軽症者2,660 人と想定されます。
- ＜帰宅困難者＞地震の発生直後には、鉄道の路線点検等により、帰宅困難者は県内で502,980 人に達すると想定されます。しかし、鉄道は当日中に復旧するため、帰宅困難者はすぐに解消されると想定されます。
- ＜災害廃棄物＞建物の全壊・半壊・焼失により生じる災害廃棄物の総量は、全県で154 万トンに達すると想定されます。
- ＜経済被害＞経済被害の直接被害額は、9,175 億円と想定されます。

④ 東海地震

- ＜震度＞県の中央部から県西地域にかけて震度5強の揺れが想定されます。
- ＜津波＞相模湾内で3～8 m、東京湾内で2～4 mの水位が想定されます。津波の到達時間は、相模湾内で25～40 分、東京湾内で60 分以上と想定されます。
- ＜建物＞建物の被害（揺れ、液状化、急傾斜地崩壊、津波）は、全県で全壊棟数が3,620 棟（全建物の0.2%）、半壊棟数が14,450 棟（全建物の0.6%）と想定されます。津波による被害は、全県で全壊3,160 棟と想定されます。
- ＜火災＞火災については、全県でわずかに出火しますが、焼失（延焼）は発生しないことが想定されます。
- ＜人的被害＞全県での人的被害は、死者820 人、重症者70 人、中等症者700 人、軽症者980 人と想定されます。また、津波による死者は810 人と想定されます。
- ＜帰宅困難者＞地震の発生直後には、鉄道の路線点検等により、帰宅困難者は県内で610,660 人に達すると想定されます。しかし、鉄道は当日中に復旧するため、帰宅困難者はすぐに解消されると想定されます。
- ＜災害廃棄物＞建物の全壊・半壊・焼失により生じる災害廃棄物の総量は、全県で106 万トンに達すると想定されます。
- ＜経済被害＞経済被害の直接被害額は、9,726 億円と想定されます。

⑤ 南海トラフ巨大地震

- ＜震度＞県西地域の一部で震度6弱の揺れが想定されます。その他の地域は、震度5強以下と想定されます。
- ＜津波＞相模湾から東京湾内にかけて、2～9 mの水位が想定されます。津波の到達時間は、相模湾内で30～40 分、東京湾内で60 分以上と想定されます。
- ＜建物＞建物の被害（揺れ、液状化、急傾斜地崩壊、津波）は、全県で全壊棟数が7,360 棟（全建物の0.3%）、半壊棟数が20,110 棟（全建物の0.9%）と想定されます。津波による被害は、全県で全壊6,720 棟と想定されます。
- ＜火災＞火災については、全県でわずかに出火しますが、焼失（延焼）は発生しないことが想定されます。
- ＜人的被害＞全県での人的被害は、死者1,740 人、重症者100 人、中等症者1,020 人、軽症

者 1,470 人と想定されます。また、津波による死者は 1,710 人と想定されます。

＜帰宅困難者＞地震の発生直後には、鉄道の路線点検等により、帰宅困難者は県内で 610,660 人に達すると想定されます。しかし、鉄道は当日中に復旧するため、帰宅困難者はすぐに解消されると想定されます。

＜災害廃棄物＞建物の全壊・半壊・焼失により生じる災害廃棄物の総量は、全県で 183 万トンに達すると想定されます。

＜経済被害＞経済被害の直接被害額は、1 兆 4,494 億円と想定されます。

⑥ 大正型関東地震

＜震度＞県西地域と県北部の一部を除き、ほぼ県全域で震度 6 強以上の揺れが想定され、特に、川崎市、横浜市から湘南地域、県央地域、県西地域にかけて、震度 7 の揺れが想定されます。

＜津波＞相模湾内で 6～10m、東京湾内で 2～4 m の水位が想定されます。津波の到達時間は、相模湾内で 5～10 分、東京湾内で 25～45 分と想定されます。

＜建物＞建物の被害（揺れ、液状化、急傾斜地崩壊、津波）は、全県で全壊棟数が 393,640 棟（全建物の 17.0%）、半壊棟数が 410,160 棟（全建物の 17.7%）と想定されます。津波による被害は、全県で全壊 5,270 棟と想定されます。

＜火災＞火災については、全県で 1,570 件程度の出火が想定され、焼失棟数は 169,780 棟と想定されます。

＜人的被害＞全県での人的被害は、死者 31,550 人、重症者 11,790 人、中等症者 82,730 人、軽症者 95,800 人と想定されます。また、津波による死者は 12,530 人と想定されます。

＜帰宅困難者＞地震の発生直後には、鉄道の路線点検等により、帰宅困難者は県内で 610,660 人に達すると想定されます。鉄道は全県で 14 日以上不通が続くため、長期間にわたって帰宅困難者が発生すると想定されます。

＜災害廃棄物＞建物の全壊・半壊・焼失により生じる災害廃棄物の総量は、全県で 9,450 万トンに達すると想定されます。

＜経済被害＞経済被害の直接被害額は、48 兆 9,075 億円と想定されます。

(5) 被害想定結果一覧

想定地震			① 都心南部 直下地震	② 三浦半島 断層群の 地震	③ 神奈川県 西部地震	④ 東海地震	⑤ 南海 トラフ 巨大地震	⑥ 大正型 関東地震
項目								
モーメントマグニチュード (Mw)			7.3	7.0	6.7	8.0	9.0	8.2
建物 被害 (棟)	全壊棟数	揺れ	61,690	20,820	4,700	50	180	411,950
		液状化	4,130	1,830	80	390	460	15,900
		急傾斜地崩壊	810	680	40	10	10	1,280
		津波	0	*	230	3,160	6,720	5,270
		(ダブルカウント) ^{※1}	2,140	620	40	0	0	40,760
		計	64,500	22,710	5,000	3,620	7,360	393,640
	半壊棟数	揺れ	218,540	85,390	18,140	1,990	4,600	406,370
		液状化	6,930	3,070	130	660	770	26,710
		急傾斜地崩壊	1,890	1,600	80	30	30	2,990
		津波	0	70	2,340	11,770	14,720	14,680
		(ダブルカウント) ^{※1}	6,110	1,950	170	*	10	40,590
		計	221,250	88,170	20,530	14,450	20,110	410,160
火災	出火件数 (箇所)		310	90	10	*	*	1,570
	焼失棟数 (棟)		37,600	11,980	710	0	0	169,780
死傷 者数 (人)	死者数	建物被害	2,160	770	170	0	*	15,110
		急傾斜地崩壊	40	40	*	0	0	60
		屋外落下物	0	0	0	0	0	10
		ブロック塀等	380	200	20	*	20	750
		屋内収容物	310	90	10	*	*	1,770
		火災	100	30	*	0	0	1,330
		津波 ^{※2}	0	0	680	810	1,710	12,530
		計	2,990	1,130	880	820	1,740	31,550
	重症者数	建物被害	1,310	430	100	*	*	7,780
		急傾斜地崩壊	*	*	0	0	0	*
		屋外落下物	*	*	0	0	0	50
		ブロック塀等	1,100	590	50	40	50	2,120
		屋内収容物	390	120	10	*	10	1,680
		津波 ^{※2}	0	0	20	20	30	160
		計	2,810	1,130	180	70	100	11,790
	中等症 者数	建物被害	14,460	5,140	1,140	120	260	52,950
		急傾斜地崩壊	20	20	*	0	0	40
		屋外落下物	250	70	*	0	0	1,640
		ブロック塀等	6,440	3,440	300	220	320	12,490
		屋内収容物	3,510	1,160	190	230	260	14,560
		津波 ^{※2}	0	0	140	140	170	1,050
		計	24,680	9,830	1,780	700	1,020	82,730
	軽症者数	建物被害	23,760	8,880	1,940	280	580	59,210
		急傾斜地崩壊	20	20	*	0	0	30
		屋外落下物	550	150	*	0	0	3,580
		ブロック塀等	5,820	3,110	280	190	290	11,270
		屋内収容物	5,110	1,750	290	360	430	20,630
		津波 ^{※2}	0	0	140	140	180	1,080
		計	35,250	13,910	2,660	980	1,470	95,800

※ * : わずか (計算上 0.5 以上 10 未満) 0 : 計算上 0.5 未満は 0 とした。

※ 各欄の数値は 1 の位を四捨五入 (交通被害を除く) しているため、合計は合わないことがある。

※ 1 建物被害のダブルカウントは、「揺れ、液状化、津波、火災」の重複分である。なお、急傾斜地崩壊は考慮していない。

※ 2 冬の平日 0 時の発災。木造建物に全壊被害が無い場合は 2 階部分に避難できるものとした。

※ 3 高齢者は 75 歳以上を、要介護者は要介護 3 以上を対象としている。

※ 4 火災の「逃げ惑い」による死傷者数は、想定手法の精度に課題があるため、別掲としている。被害量は、想定される死傷者数の幅を示している (上限値、下限値ではない)。

※ 5 従来の被害想定調査において定義している負傷者の区分による人数を示す。重傷者は入院を要する負傷者、軽傷者は入院を要さない負傷者である。

項目			想定地震		①	②	③	④	⑤	⑥
			都心南部 直下地震	三浦半島 断層群の 地震	神奈川県 西部地震	東海地震	南海 トラフ 巨大地震	大正型 関東地震		
モーメントマグニチュード（Mw）				7.3	7.0	6.7	8.0	9.0	8.2	
避難者数 （人）	1日目～3日目		1,299,470	408,250	61,520	86,090	126,170	3,745,050		
	4日目～1週間後		1,156,030	358,670	54,890	86,090	126,170	3,644,890		
	1ヶ月後		873,130	279,470	38,230	36,090	56,930	2,793,550		
要配慮者数 （人） ※3	避難者数 （高齢者）	1日目～3日目	104,070	41,810	6,930	9,380	13,480	338,560		
		4日目～1週間後	92,110	36,560	6,180	9,380	13,480	330,380		
		1ヶ月後	70,350	28,490	4,300	4,140	6,510	253,710		
	避難者数 （要介護者）	1日目～3日目	34,130	12,560	1,940	2,760	3,920	103,040		
		4日目～1週間後	30,280	10,990	1,740	2,760	3,920	100,390		
		1ヶ月後	22,850	8,590	1,200	1,230	1,920	76,870		
	断水人口 （高齢者）	1日目～3日目	123,600	46,300	6,070	0	0	462,520		
		4日目～1週間後	81,330	28,330	3,490	0	0	424,920		
		1ヶ月後	0	0	0	0	0	56,570		
	断水人口 （要介護者）	1日目～3日目	41,330	13,820	1,690	0	0	140,800		
		4日目～1週間後	27,700	8,450	980	0	0	128,890		
		1ヶ月後	0	0	0	0	0	16,700		
	家屋被害	高齢者	106,590	44,120	7,030	6,910	10,270	311,840		
		要介護者	34,480	13,290	1,960	2,050	3,020	94,900		
帰宅困難者数 （人）	直後		610,660	610,660	502,980	610,660	610,660	610,660		
	1日後		423,590	296,450	103,000	103,000	488,710	610,660		
	2日後		423,590	296,450	14,520	0	0	610,660		
自力脱出困難者数（要救出者数）（人）			5,930	2,120	300	*	*	64,520		
ライフ ライン	上水道	被害箇所数（箇所）	3,470	1,420	180	40	80	22,870		
		断水人口（人）	2,078,170	655,930	72,450	2,490	7,710	5,382,170		
	下水道	被害延長（km）	1,230	650	160	250	270	2,620		
		機能支障人口（人）	407,520	198,510	38,290	74,110	80,230	792,010		
	都市ガス	供給停止件数（戸）	415,680	30,830	45,500	0	0	1,972,960		
	LPGガス	供給支障数（戸）	11,310	2,670	920	0	0	16,490		
	電力	被害電柱数（本）	3,730	1,190	260	30	40	24,450		
		停電件数（軒）	4,241,380	1,394,600	2,059,500	1,972,290	1,972,440	4,587,250		
	通信	被害電柱数（本）	4,000	1,310	330	30	40	25,540		
不通回線数（回線）		3,288,070	1,031,920	1,439,180	1,412,220	1,416,340	3,447,610			
交通被害	道路	被害橋梁数（箇所）	278	113	87	0	1	976		
	鉄道	運行停止区間数 （区間（駅間））	102	37	6	0	0	313		
	港湾	使用不能バース数 （箇所）	57	38	0	0	0	95		
その他	エレベータ停止（台）		10,760	4,060	480	280	310	11,440		
	災害廃棄物	建物被害（万トン）	2,145	775	154	106	183	9,450		
	ヘリポート機能支障（箇所）		210	80	*	*	20	300		
経済被害			直接被害額（億円）	151,082	50,596	9,175	9,726	14,494	489,075	
火災の「逃げ 惑い」による 死傷者数 （人）※4	死者数	計	650～ 2,660	200～770	10～30	0	0	2,930～ 10,740		
	重症者数	計	120～140	40	*	0	0	530～670		
	中等症 者数	計	810～ 1,050	260～310	10	0	0	3,860～ 4,890		
	軽症者数	計	970～ 1,260	310～370	10	0	0	4,640～ 5,900		
従来の定義 の負傷者数 （人）※5	重傷者数	計	13,390	5,400	900	380	530	56,200		
	軽傷者数	計	49,350	19,470	3,720	1,370	2,060	134,130		

(参考地震)

項目			想定地震	⑦ 元禄型 関東地震	⑧ 相模トラフ 沿いの 最大クラス の地震 ※6	⑨ 慶長型地震	⑩ 明応型地震	⑪ 元禄型関東 地震と国府 津－松田断 層帯の連動 地震
モーメントマグニチュード (Mw)				8.5	8.7	8.5	8.4	8.3
建物被害 (棟)	全壊棟数	揺れ		411,960	593,050	—	—	—
		液状化		15,900	17,470	—	—	—
		急傾斜地崩壊		1,280	1,350	—	—	—
		津波		28,370	36,830	15,230	11,010	29,120
		(ダブルカウント) ※1		46,240	99,650	—	—	—
		計		411,280	549,040	—	—	—
	半壊棟数	揺れ		406,370	415,460	—	—	—
		液状化		26,710	29,350	—	—	—
		急傾斜地崩壊		2,990	3,130	—	—	—
		津波		70,200	78,830	39,660	20,330	72,270
		(ダブルカウント) ※1		55,540	83,710	—	—	—
		計		450,720	443,060	—	—	—
火災	出火件数 (箇所)			1,570	2,320	—	—	—
	焼失棟数 (棟)			169,780	284,870	—	—	—
死傷者数 (人)	死者数	建物被害		15,110	21,660	—	—	—
		急傾斜地崩壊		60	70	—	—	—
		屋外落下物		10	30	—	—	—
		ブロック塀等		750	910	—	—	—
		屋内収容物		1,770	2,810	—	—	—
		火災		1,330	2,850	—	—	—
		津波※2		81,330	113,910	4,160	2,890	74,610
		計		100,350	142,230	—	—	—
	重症者数	建物被害		7,780	11,270	—	—	—
		急傾斜地崩壊		*	*	—	—	—
		屋外落下物		50	100	—	—	—
		ブロック塀等		2,120	2,550	—	—	—
		屋内収容物		1,680	2,610	—	—	—
		津波※2		370	460	70	40	390
		計		12,000	17,000	—	—	—
	中等症者数	建物被害		52,950	70,270	—	—	—
		急傾斜地崩壊		40	40	—	—	—
		屋外落下物		1,640	2,900	—	—	—
		ブロック塀等		12,490	15,060	—	—	—
		屋内収容物		14,560	22,680	—	—	—
		津波※2		2,360	2,910	470	230	2,500
		計		84,040	113,860	—	—	—
	軽症者数	建物被害		59,210	69,660	—	—	—
		急傾斜地崩壊		30	30	—	—	—
		屋外落下物		3,580	6,350	—	—	—
		ブロック塀等		11,270	13,600	—	—	—
		屋内収容物		20,630	32,200	—	—	—
		津波※2		2,430	3,000	490	240	2,580
		計		97,160	124,840	—	—	—

※ *：わずか (計算上 0.5 以上 10 未) 0：計算上 0.5 未満は 0 とした。

※ 各欄の数値は 1 の位を四捨五入 (交通被害を除く) しているため、合計は合わないことがある。

※ 1 建物被害のダブルカウントは、「揺れ、液状化、津波、火災」の重複分である。なお、急傾斜地崩壊は考慮していない。

※ 2 冬の平日 0 時の発災。木造建物に全壊被害が無い場合は 2 階部分に避難できるものとした。

※ 3 高齢者は 75 歳以上を、要介護者は要介護 3 以上を対象としている。

※ 4 火災の「逃げ惑い」による死傷者数は、想定手法の精度に課題があるため、別掲としている。被害量は、想定される死傷者数の幅を示している (上限値、下限値ではない)。

※ 5 従来の被害想定調査において定義している負傷者の区分による人数を示す。重傷者は入院を要する負傷者、軽傷者は入院を要さない負傷者である。

※ 6 津波による被害量は西側モデルの数値を用いている。

想定地震			⑦ 元禄型 関東地震	⑧ 相模トラフ 沿いの 最大クラス の地震 ※6	⑨ 慶長型地震	⑩ 明応型地震	⑪ 元禄型関東 地震と国府 津－松田断 層帯の連動 地震
項目							
モーメントマグニチュード（Mw）			8.5	8.7	8.5	8.4	8.3
避難者数 （人）	1日目～3日目		3,983,000	4,888,110	－	－	－
	4日目～1週間後		3,883,480	4,779,450	－	－	－
	1ヶ月後		2,877,290	3,801,400	－	－	－
要配慮者数 （人）※3	避難者数 （高齢者※ 3）	1日目～3日目	361,460	440,140	－	－	－
		4日目～1週間後	353,370	431,590	－	－	－
		1ヶ月後	262,670	344,610	－	－	－
	避難者数 （要介護 者）	1日目～3日目	109,910	134,580	－	－	－
		4日目～1週間後	107,270	131,790	－	－	－
		1ヶ月後	79,610	105,050	－	－	－
	断水人口 （高齢者※ 3）	1日目～3日目	462,520	557,640	－	－	－
		4日目～1週間後	424,920	515,240	－	－	－
		1ヶ月後	56,570	103,360	－	－	－
	断水人口 （要介護者 ※3）	1日目～3日目	140,790	170,920	－	－	－
		4日目～1週間後	128,890	157,430	－	－	－
		1ヶ月後	16,700	31,010	－	－	－
	家屋被害	高齢者	341,240	422,730	－	－	－
		要介護者	103,620	129,010	－	－	－
帰宅困難者数 （人）	直後		610,660	610,660	－	－	－
	1日後		610,660	610,660	－	－	－
	2日後		610,660	610,660	－	－	－
自力脱出困難者数（要救出者数）（人）			64,520	107,220	－	－	－
ライフ ライン	上水道	被害箇所数（箇所）	22,870	34,280	－	－	－
		断水人口（人）	5,382,190	6,469,280	－	－	－
	下水道	被害延長（km）	2,620	3,600	－	－	－
		機能支障人口（人）	791,960	1,090,830	－	－	－
	都市ガス	供給停止件数（戸）	1,972,960	2,325,240	－	－	－
	LPGガス	供給支障数（戸）	16,490	19,680	－	－	－
	電力	被害電柱数（本）	24,450	34,430	－	－	－
		停電件数（軒）	4,587,250	4,592,220	－	－	－
	通信	被害電柱数（本）	25,540	34,480	－	－	－
不通回線数（回線）		3,450,750	3,470,470	－	－	－	
交通被害	道路	被害橋梁数（箇所）	976	1,319	－	－	－
	鉄道	運行停止区間数 （区間（駅間））	313	358	－	－	－
	港湾	使用不能バース数 （箇所）	95	102	－	－	－
その他	エレベータ停止（台）		11,440	11,560	－	－	－
	災害廃棄物	建物被害（万トン）	9,864	13,277	－	－	－
	ヘリポート機能支障（箇所）		300	330	－	－	－
経済被害	直接被害額（億円）		534,314	704,363	－	－	－

火災の「逃げ 惑い」による 死傷者数 （人）※4	死者数	計	2,930～ 10,740	4,930～ 19,120
	重症者数	計	530～670	920～1,190
	中等症者数	計	3,860～ 4,890	6,670～ 8,680
	軽症者数	計	4,640～ 5,900	8,020～ 10,480

従来の定義 の負傷者数 （人）※5	重傷者数	計	57,170	80,930	350	170	1,860
	軽傷者数	計	136,020	174,770	680	340	3,610

第4節 神奈川県地震防災戦略

県では、「神奈川県地震防災戦略」を策定し、大規模地震による被害を軽減するための減災対策に取り組んでいます。県地震防災戦略は、「減災目標」を定め、その目標を達成するために必要な対策について、数値目標や減災効果等を明示し、戦略的に防災・減災対策に取り組むための行動計画です。

第3節の地震被害想定調査結果で想定された、大正型関東地震の3万人を超える死者数を、平成28年度から平成36年度（令和6年度）までの9年間で、概ね半減させることを減災目標に、県地震防災戦略を平成28年3月に改定しました。県地震防災戦略は、「県民のいのちを守る」ことを最優先としたアクションプランです。これに基づいて、県は、市町村や国、事業者などの関係機関と連携しながら取組を進めています。

しかし、減災目標を達成するためには、行政機関の取組（公助）だけでは足りません。県民や事業者等の取組（自助・共助）も含めた、自助・共助・公助が連携し一体となって、防災・減災対策を進めていく必要があります。

なお、神奈川県防災会議が策定する県地震防災戦略は、県及び市町村が防災・減災の取組を進める上での指針となるものですが、すでに独自の地震防災戦略等を策定している市町村は、その地震防災戦略等に基づいて取組を進め、協調して県全体の防災・減災に取り組むこととします。

1 地震防災戦略改定の基本的な考え方

- 「県民のいのちを守る」ことを最優先に考える

「県民のいのちを守る」ことを最優先に考え、死者数の軽減を減災目標とします。減災目標の達成のため、地震の被害を「揺れ」、「津波」、「火災」に分け、それぞれの被害の軽減に有効な対策を「重点施策」と位置づけ、死者数の軽減を進めます。

- 自助・共助・公助が一体となった取組の推進

防災・減災対策を推進するに当たっては、自らの身を自ら守る「自助」、地域などで互いに協力し助け合う「共助」、県・市町村・国等が行う「公助」が連携し一体となって取り組んでいくことが必要なことから、県民や事業者等の取組も、県地震防災戦略に位置づけています。

2 減災目標

大正型関東地震による死者数の概ね半減

3 戦略の重点施策と数値目標

(1) 重点施策一覧

番 号	重 点 施 策	
	※[]内は地震災害対策計画内の主な関連箇所	
重点施策 1	住宅の耐震化	[第2章第9節]
重点施策 2	多数の者が利用する建築物の耐震化	[第2章第9節]
重点施策 3	防災拠点となる公共施設等の耐震化	[第2章第9節]
重点施策 4	屋内収容物等の耐震対策	[第2章第9節]
重点施策 5	防災訓練の実施（揺れ対策）	[第3章第19節]
重点施策 6	がけ崩れ等の対策	[第2章第5節]
重点施策 7	防災知識の普及・啓発	[第3章第18節]
重点施策 8	防災教育の強化	[第3章第18節]
重点施策 9	ハザードマップ等による意識啓発	[第3章第18節]
重点施策 10	消防団、自主防災組織に対する啓発・教育、活動への支援（揺れ対策・津波対策）	[第3章第16節]
重点施策 11	企業の防災に関する取組への支援	[第3章第16節]
重点施策 12	地域住民による救護活動の実施への支援	[第3章第9節]
重点施策 13	医療救護訓練の実施	[第3章第19節]
重点施策 14	災害時医療救護体制の整備	[第3章第9節]
重点施策 15	大規模災害時の広域医療搬送体制の整備	[第3章第9節]
重点施策 16	道路・橋りょう・鉄道の整備	[第2章第3節]
重点施策 17	帰宅困難者対策	[第3章第6節]
重点施策 18	津波避難に関する啓発	[第2章第4節]
重点施策 19	津波からの一時避難施設や避難路等の整備	[第2章第4節]
重点施策 20	防災訓練の実施（津波対策）	[第3章第19節]
重点施策 21	海岸保全施設等の整備	[第2章第4節]
重点施策 22	要配慮者の避難・安全確保に関する対策	[第3章第7節]
重点施策 23	県民等への情報発信体制の整備	[第3章第1節]
重点施策 24	建物の防火・不燃化対策	[第2章第9節]
重点施策 25	防災訓練の実施（火災対策）	[第3章第19節]
重点施策 26	消防団、自主防災組織に対する啓発・教育、活動への支援（火災対策）	[第3章第16節]
重点施策 27	上水道施設の整備	[第2章第6節]
重点施策 28	市街地の整備	[第2章第1節]
重点施策 29	避難場所・避難路等の整備	[第2章第2節]
重点施策 30	消火活動体制の強化	[第3章第3節]

(2) 重点施策の数値目標

番 号	重 点 施 策	数 値 目 標 (指標) 【現況】 → 【目標】
重点施策 1	住宅の耐震化	住宅の耐震化率 89% (H25 年度) → 95% (R2 年度※)
重点施策 2	多数の者が利用する建築物の耐震化	多数の者が利用する建築物の耐震化率 89% (H26 年度) → 95% (R2 年度※)
重点施策 3	防災拠点となる公共施設等の耐震化	防災拠点となる公共施設等の耐震化率 94% (H26 年度) → 100% (R6 年度)
重点施策 4	屋内収容物等の耐震対策	家具固定率 50% (H26 年度) → 65% (R6 年度)
重点施策 5	防災訓練の実施 (揺れ対策)	シェイクアウト訓練の参加者数 120 万人 (H26 年度) → 200 万人 (H30 年度※)
重点施策 6	がけ崩れ等の対策	急傾斜地崩壊危険箇所の施設整備率 52% (H26 年度) → 60% (R6 年度)
重点施策 18	津波避難に関する啓発	津波避難計画作成沿岸市町数 7 市町 (H26 年度) → 15 市町 (R6 年度) (津波避難計画の内容を他の計画等に位置づけている沿岸市町を含む)
重点施策 19	津波からの一時避難施設や避難路等の整備	津波避難施設を整備拡充した沿岸市町数 ー市町 → 15 市町 (R6 年度) (平成 28 年度以降新たに津波避難施設を整備拡充した沿岸市町が対象)
重点施策 20	防災訓練の実施 (津波対策)	津波避難訓練の実施率 73% (H26 年度) → 100% (各年度) (津波避難訓練実施市町数 / 15 (沿岸市町数))
重点施策 24	建物の防火・不燃化対策	感震ブレーカー等の設置率 ー% → 10% (R6 年度)
重点施策 25	防災訓練の実施 (火災対策)	シェイクアウト訓練の参加者数 120 万人 (H26 年度) → 200 万人 (H30 年度※)
重点施策 26	消防団、自主防災組織に対する啓発・教育、活動への支援 (火災対策)	自主防災組織の活動カバー率 79% (H25 年度) → 100% (R6 年度) 自主防災組織の訓練回数 6,566 回 (H25 年度) → 7,400 回 (R6 年度) 消防団の装備の基準(消防庁告示 H26. 2. 7 改正)に基づく安全確保のための装備の整備率 75% (H26 年度) → 100% (R6 年度)

※ 数値の進捗状況及び計画等の修正により、目標年度は適宜見直します。

※ 令和元年 5 月 1 日より元号が「平成 (H)」から「令和 (R)」へと改元されたことに伴い、表記を改めました。

第5節 地震に関する観測・調査研究の推進

1 観測・調査研究の現状

- (1) 県は、駿河湾を震源とする東海地震、県西部を震源とする神奈川県西部地震、南関東地域の直下を震源とする地震など多くの地震の発生が指摘されています。

県内には、塩沢断層帯・平山―松田北断層帯・国府津―松田断層帯のほか、国による発生確率評価の対象となっている三浦半島断層群や伊勢原断層の存在が知られています。内閣府は、神奈川県を含む首都圏直下において平成25年から30年以内にマグニチュード7クラスの地震が発生する確率を70%と算定しています。また、平成31年1月1日を起点とする相模トラフ沿いにおけるM8クラスの地震の発生確率については、Ⅱランク（やや高い）との評価がなされています。

地震防災対策を効率的、合理的に推進するためには、現在の科学技術の知見の集積を行うとともに、地震に関する調査研究が重要であることから、県では、各種の調査・研究を積極的に進めてきました。

- (2) 神奈川県西部地域の地震・地殻活動や箱根火山の活動を監視するため、箱根火山を含む県西部地域に、地震計16箇所、傾斜計7箇所、光波測量2箇所、GNSS観測施設11箇所、地下水位計6箇所、火山ガス観測装置5箇所、地温観測・噴気監視カメラ5箇所、潮位・水位観測装置2箇所、重力測定装置1箇所、強震計13箇所の、のべ68箇所に地震・火山観測施設を整備し、神奈川県西部地震や箱根火山活動の発生メカニズムの解明やそれらの予測に向けた調査研究を進めています。
- (3) 長期的な地震防災対策の基礎調査として、活動度、確実度が高いとされているA級活断層及び主要起震断層について調査を実施しました。（平成7年度～15年度）さらに、文部科学省のプロジェクト（平成21年度～23年度）に参加し、神縄・国府津―松田断層帯（当時）の活動による地震の長期的な発生時期及び規模の予測や強震動予測の高度化に向けて、その三次元的形状、活動履歴、平均変位速度等の解明を進めてきました。

また、強震動予測のための基礎資料として、地表から地下の地震基盤までの3次元形状を把握する地下構造調査を実施し、県全体の3次元地下構造モデルを作成しました（平成11年度～14年度）。さらに、文部科学省の「首都直下地震防災・減災プロジェクト」に参加し、県内の地震波速度構造を明らかにしました（平成19年度～23年度）。その後継プロジェクトである「首都直下地震の地震ハザード・リスク予測のための調査・研究（平成24年度～平成28年度）」や「首都圏を中心としたレジリエンス総合力向上プロジェクト（平成29年度～令和3年度）」にも参加し、相模湾から丹沢にかけてのプレート構造と地震活動の解明を進めています。

2 観測・調査研究活動の強化

- (1) 現時点では防災対応に資する確実な地震予知は困難です。国では、地震そのものの理解を深め、その知見に基づき発生リスクを評価し、防災に役立てることを重視し、地震調査研究推進本部をはじめとする関係行政機関、調査観測研究機関及び大学等と協力、連携して、地震に関する観測、調査及び研究に取り組んでいます。県では、温泉地学研究所において、国等と連携して次の事項を推進しています。

- ・地震観測及び調査研究体制の充実
- ・県西部地震に関する研究や南関東地域直下の地震に関する研究

また、地震防災対策における事前対策や発災直後の応急対策を効果的に実施するため、温泉地学研究所の地震に関する観測、調査及び研究に関する機能を活用して、観測データ、調査研究成果及び地震に関する地学的解説を加えて、情報の提供を行っています。

- (2) 県では、過去に相模湾沿岸地域に大きな津波が到達したと考えられる地震等による津波浸水予測を行いました。国においては、南海トラフ巨大地震に伴う津波被害の想定を実施しています。しかしながら、東北地方太平洋沖地震による津波は、当時の想定を大きく超えるものでした。その教訓を踏まえ、本県における津波対策をより実効性のあるものとするためには、過去に発生した津波に

関する調査研究の推進と科学的知見の蓄積が必要です。

3 今後の取組

- (1) 平成25年度から26年度にかけて実施した県地震被害想定調査によれば、県西部地震では、建物の全半壊棟数25,530棟、死者数880人、負傷者数4,620人におよぶという甚大な被害が想定されています。また、東北地方太平洋沖地震の発生に伴い、今後長期にわたって各地での誘発地震の発生が懸念されており、本県においても箱根火山とその周辺において顕著な誘発地震が観測されました。

このため、研究水準の向上及び地震防災対策に寄与できるよう、引き続き地震観測・調査研究体制を充実・強化していきます。

また、現観測地点及び観測手法についても、再配置等も視野に入れながら見直しを検討していきます。

- (2) 地震防災対策の基礎資料として、国の地震調査研究推進本部が公表する活断層や海溝型地震に関する長期評価・強震動評価や、全国を概観する地震動予測地図、あるいは中央防災会議の各種専門調査会で公表される地震被害想定調査の結果等、国の動向も踏まえながら、本県に影響を与える地震についての被害想定調査の実施等、調査・研究を進めていきます。

また、首都圏においては、神奈川県西部地震を含むマグニチュード7クラスの地震について高い発生確率が算定されていることから、今後も国の動向などを注視し、地震被害を軽減するための国のプロジェクト等に積極的に参画します。

資 料

- 1-5-(1) 温泉地学研究所の観測施設
- 1-5-(2) 温泉地学研究所地震・地殻変動などによる緊急時措置要領

第6節 地震災害対策計画の推進主体とその役割

～県民等の責務と防災関係機関の実施責任及び処理すべき事務又は業務の大綱～

1 計画の進め方

(1) 防災力の向上に向けた取組及び連携

- 地域の防災力を向上させるためには、県民、企業、県、市町村、その他防災関係機関が自らの責任を果たすと同時に、相互に協調した取組を進めることが基本です。
また、国の支援も重要です。
- 地震災害対策計画は、長期的には災害に強い安全な県土づくりを進めながら都市の防災性の向上を図ること、災害の発生に備えた事前準備を進めること、想定される被害の様相に対応した応急活動対策を定め、その実効性を確保するための訓練等に努めること、さらに復旧・復興対策の検討等との調和を保ちながら総合的に展開することが求められます。
- これらの諸対策の推進に当たっては、県民、企業等の主体的な取組と地域住民に最も密着した市町村の役割が大きくなりますが、広域的な自治体としての県は、これらの取組が円滑に進むよう支援・連絡・調整に努めるとともに、国や他都道府県との広域応援体制の実践的な確立や所掌する施設等の防災性の向上に努めます。
- 特に、発災時には、県民、地域の主体的な取組と市町村の防災力が一体となった対応を図ることが、被害を軽減、減少させることになります。
そのため、県民の一人ひとりが「自らの身は、自ら守る。皆のまちは、皆で守る。」ことが大切であるとの「自助・共助」の認識を持ち、平常時から食料、飲料水等の備蓄や防災訓練への参加など事前の準備を行うとともに、発災時には自らの安全を守る行動、初期消火活動、近隣の負傷者、要配慮者等の救助、避難所における自発的行動など、地域の自主防災組織、災害救援ボランティア、消防団、市町村等と連携した防災活動を実施することが重要です。
- また、市町村は、地域防災計画に沿って消防力等を最大限に発揮するとともに、被害状況と応急対策活動の状況を把握し、応援体制を活用する等、防災活動を機動的に推進することが重要です。県は、市町村の状況を速やかに把握し、必要な支援対策を講じるとともに、大規模災害の場合は全国の自治体や国の支援を求めます。
- このように、地震災害対策計画は、いずれの場面であっても関係者の主体的な取組と連携が大切です。そこで平常時においては、神奈川県防災会議において、各種対策の実施状況を把握し、計画の進捗の調整を図ります。また、災害発生時には、県、市町村等の防災関係機関の災害対策本部において応急対策活動の調整を行います。

(2) 県民運動の展開

いつでもどこでも起こりうる災害による人的被害・経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政の「公助」による活動には限界があることから、個々人の自覚に根ざした「自助」、身近な地域コミュニティ等による「共助」が不可欠であり、個人や家族、地域、企業、NPO・ボランティア等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動とその実践を促進する県民運動を展開する必要があります。

(3) 男女共同参画等の推進

地震災害対策計画は、多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、男女双方の視点や要配慮者などの多様な視点に配慮して進めることが重要です。県、市町村等の防災関係機関は、被災時における男女のニーズの違い等に十分配慮し、避難所において被災者の良好な生活環境が保たれるよう努めるとともに、防災に関する政策・方針決定過程において女性の参画を拡大するなど、男女共同参画をはじめとした多様な視点を意識した計画の推進に努めます。

2 防災関係機関の実施責任

災害応急活動を実施するに当たって、県、市町村、その他の関係機関の果たすべき責任は次のとお

りです。(注)

(1) 県

県は、市町村を包括する広域的な自治体として、県土並びに県民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び他の自治体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を支援し、かつ、その総合調整を行います。

(2) 市町村

市町村は、防災の第一義的責任を有する基礎的な自治体として、市町村の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び他の自治体の協力を得て防災活動を実施します。

(3) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県土並びに県民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置を行います。

(4) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力します。

(5) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平常時から地震災害予防体制の整備を図るとともに、地震災害時には災害応急措置を実施します。

また、市町村その他の防災関係機関の防災活動に協力します。

3 県民等の責務

(1) 県民

ア 「自らの身は、自ら守る。」という自主防災の観点から、最低3日分、推奨1週間分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレトーパー等の備蓄や家具・ブロック塀等の転倒防止対策の実施等の予防対策、災害時の家族の連絡体制、行動についてのルールづくりなど、県民自らが防災対策を行います。

イ 「皆のまちは、皆で守る。」ため、自主防災組織の結成及びその活動への積極的な参画に努めます。

ウ 防災訓練、防災に関する研修等に積極的に参加し、習得した地震防災に関する知識、技能等を地震発生時に発揮できるよう努めます。

エ 地震が発生した場合には、地域において相互に協力し、情報の入手、出火の防止、初期消火、救出救助、応急手当等に努めるとともに、避難するに当たっては冷静かつ積極的に行動するように努めます。

オ 災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、あらかじめ決めておきます。

カ 過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、自ら災害教訓の伝承に努めます。

(2) 企業

ア 日頃から、その管理する施設及び設備の耐震性の確保や食料、飲料水等の備蓄や消火、救出救助等のための資機材を整備するとともに、従業員の防災訓練や防災に関する研修等の積極的な実施に努めます。

(注) 県及び市町村立の施設については、指定管理者制度やPFI等により民間事業者等が管理している場合もあるため、県及び市町村は、施設管理者が対応可能な範囲について留意しつつ、これらの施設における平常時や災害時の施設管理者の対応をあらかじめ明確にしておく必要があります。

イ 地震対策の責任者を定め、地震が発生した場合の従業員のとるべき行動を明確にし、地域住民及び自主防災組織と連携して、地域における地震防災活動に参加するための体制を整備するとともに、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなどの防災活動の推進に努めます。

ウ 地震が発生した場合には、従業員等の安全確保や従業員等が帰宅困難者にならないような措置を講じるとともに、地域住民及び自主防災組織と連携して、情報の収集及び伝達、消火、救出救助、応急手当、避難誘導等を積極的に行うよう努めます。

4 災害救援ボランティア

ア 日頃から、地域・行政・関係機関が開催する防災に関する研修会や訓練等に協力・参加し、関係者との連携を深めるよう努めます。

イ 災害時の活動の際には、食料、水、寝具、衣料品等を携行し、ごみは持ち帰るなど自己完結型の活動に努めるとともに、被災地の状況を把握し、被災者の心情を勘案して活動します。また、ボランティア団体相互の連絡を取り合い、効果的な活動に努めます。

ウ なお、県、市町村及び関係機関は、災害時にボランティア活動が円滑に行われるよう、研修会や養成講座の開催、活動拠点の確保等、環境整備に努めます。

5 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

(1) 県

- ア 防災組織の整備
- イ 市町村及び防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整
- ウ 防災知識の普及及び教育
- エ 災害教訓の伝承に関する啓発
- オ 防災訓練の実施
- カ 防災施設の整備
- キ 防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備
- ク 地震に関する情報の収集、伝達及び広報
- ケ 緊急輸送の確保
- コ 交通規制、その他社会秩序の維持
- サ 保健衛生
- シ 文教対策
- ス 市町村が実施する被災者の救助及び救護の応援
- セ 災害救助法に基づく被災者の救助（救助実施市域を除く）及び資源配分の連絡調整
- ソ 被災施設の復旧
- タ その他災害の発生への防御及び拡大防止のための措置

(2) 市町村

- ア 防災組織の整備及び育成指導
- イ 防災知識の普及及び教育
- ウ 災害教訓の伝承に関する啓発
- エ 防災訓練の実施
- オ 防災施設の整備
- カ 防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備
- キ 消防活動その他の応急措置
- ク 避難対策
- ケ 地震に関する情報の収集、伝達及び広報
- コ 被災者に対する救助及び救護の実施

- サ 保健衛生
- シ 文教対策
- ス 被災施設の復旧
- セ その他の災害応急対策
- ソ その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置

(3) 指定地方行政機関

ア 関東管区警察局

- (ア) 管区内各県警察の災害警備活動の指導調整
- (イ) 管区内各県警察の相互援助の調整
- (ウ) 他管区警察局及び警視庁並びに管区内防災関係機関との連携
- (エ) 警察通信の確保及び通信統制
- (オ) 津波警報の伝達

イ 関東財務局（横浜財務事務所）

- (ア) 横浜第2合同庁舎を帰宅困難者用一時滞在施設及び津波避難施設として開設
- (イ) 応急措置に活用可能な未利用地及び庁舎等の国有財産情報の提供
- (ウ) 災害が発生した場合における地方公共団体等に対する国有財産の無償貸付等
- (エ) 民間金融機関による非常金融措置の実施要請等
- (オ) 地方公共団体に対する財政融資資金地方資金の貸付
- (カ) 主務省の要請による災害復旧事業費の査定の立会

ウ 関東農政局（神奈川県拠点）

- (ア) 災害予防
 - a ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等、防災上重要な施設の点検・整備事業の実施又は指導に関すること
 - b 農地、農業用施設等を防護するための防災ダム、ため池、湖岸、堤防、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、たん水防除、農地侵食防止等の施設の整備に関すること
- (イ) 災害応急対策
 - a 農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関すること
 - b 種もみ、その他営農資材の確保に関すること
 - c 主要食糧の供給に関すること
 - d 生鮮食料品等の供給に関すること
 - e 農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関すること
 - f 土地改良機械器具及び技術者等の把握並びに緊急貸出及び動員に関すること
- (ウ) 災害復旧
 - a 農地、農業用施設等について特に必要がある場合の査定の実施に関すること
 - b 被災農業者等に対する資金の融通に関すること
- (エ) その他
 - 農業関係被害状況の情報収集及び報告に関すること

エ 関東森林管理局

- (ア) 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持、造成
- (イ) 災害復旧用材（国有林材）の供給

オ 関東経済産業局

- (ア) 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保
- (イ) 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保
- (ウ) 被災中小企業の振興

カ 関東東北産業保安監督部

- (ア) 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等の危険物の保安確保

- (イ) 鉱山における災害時の応急対策と保安確保
- キ 関東運輸局
 - (ア) 災害時における応急海上輸送対策
 - (イ) 代替輸送の輸送機関への指導調整
 - (ウ) 災害時における関係機関、輸送機関との連絡調整
- ク 関東運輸局（神奈川運輸支局）
 - 災害時における関係機関、輸送機関との連絡調整
- ケ 東京航空局（東京空港事務所）
 - (ア) 災害時における航空機の輸送に関し、安全確保等必要な措置
 - (イ) 遭難航空機の捜索及び救助に関すること
 - (ウ) 特に指定した地域の上空の飛行規制とその周知徹底
- コ 第三管区海上保安本部
 - (ア) 大規模地震災害対策訓練等の実施
 - (イ) 関係者及び国民に対する海上防災講習会等による防災思想の啓発
 - (ウ) 港湾の状況等の調査研究
 - (エ) 船艇、航空機等による警報等の伝達
 - (オ) 船艇、航空機等を活用した情報収集
 - (カ) 活動体制の確立
 - (キ) 船艇、航空機等による海難救助等
 - (ク) 船艇、航空機等による傷病者、医師、避難者及び救援物資等の緊急輸送
 - (ケ) 被災者に対する物資の無償貸与又は譲与
 - (コ) 要請に基づく、関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援
 - (サ) 排出油等の防除等
 - (シ) 避難勧告、入港制限、移動命令等船舶交通の整理、指導による海上交通安全の確保
 - (ス) 警戒区域の設定並びに船舶等の区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示
 - (セ) 海上における治安の維持
 - (ソ) 危険物積載船舶に対する移動命令、航行制限若しくは禁止及び荷役の中止等危険物の保安に関する措置
 - (タ) 海洋環境への汚染の未然防止又は拡大防止のための適切な措置
 - (チ) 災害復旧・復興に係る工事に関する海上交通安全の確保
- サ 東京管区气象台（横浜地方气象台）
 - (ア) 津波警報・注意報及び地震、津波に関する各種情報の関係機関への通報
 - (イ) 南海トラフ地震に関連する情報の通報並びに周知
 - (ウ) 地震、津波に係わる防災情報伝達体制の整備
 - (エ) 地震、潮位及び地殻ひずみに係わる観測施設の整備及び運用
 - (オ) 地震活動に関する調査及び資料の作成、提供
 - (カ) 地震、津波防災に係わる広報活動、知識の普及及び関係機関の計画等への助言
 - (キ) 地震、津波に係わる防災訓練の実施及び関係機関との協力
 - (ク) 二次災害の防止のための地震活動に関する情報、気象警報・注意報、気象等に関する情報等の提供及び専門職員の派遣
 - (ケ) 復旧・復興に向けた支援のための気象・地象等総合的な情報提供及び解説
- シ 関東総合通信局
 - (ア) 非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営
 - (イ) 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸出し
 - (ウ) 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施

(エ) 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供
 ス 神奈川労働局

工場事業場における労働災害の防止

セ 関東信越厚生局

(ア) 管内の被害情報の収集及び伝達に関すること
 (イ) 関係機関との連絡調整に関すること

ソ 国土地理院関東地方測量部

(ア) 災害時等における地理空間情報の整備・提供
 (イ) 復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言
 (ウ) 地殻変動の監視

タ 関東地方整備局

(ア) 防災上必要な教育及び訓練
 (イ) 水防に関する施設及び設備の整備
 (ウ) 災害危険区域の選定
 (エ) 災害に関する予報並びに警報の発表及び伝達
 (オ) 災害に関する情報の収集及び広報
 (カ) 水防活動の助言
 (キ) 災害時における交通確保
 (ク) 災害時における応急工事及び緊急対応事業の実施
 (ケ) 災害復旧工事の施工
 (コ) 再度災害防止工事の施工
 (サ) 港湾施設及び海岸保全施設等の整備
 (シ) 港湾施設、海岸保全施設等に関わる応急対策及び復旧対策の指導、協力
 (ス) 港湾施設、海岸保全施設の災害応急対策及び復旧対策

チ 南関東防衛局

(ア) 所管財産の使用に関する連絡調整
 (イ) 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整
 (ウ) 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援

ツ 関東地方環境事務所

(ア) 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供
 (イ) 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
 (ウ) 放射性物質による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援
 (エ) 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等

(4) 指定公共機関

ア 鉄道機関（東日本旅客鉄道㈱、東海旅客鉄道㈱、日本貨物鉄道㈱）

(ア) 鉄道、軌道施設の整備、保全
 (イ) 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保
 (ウ) 災害時の応急輸送対策
 (エ) 鉄道、軌道関係被害調査及び復旧

イ 電信電話機関（東日本電信電話㈱神奈川事業部、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ㈱、
 ㈱エヌ・ティ・ティ・ドコモ神奈川支店）

(ア) 電気通信施設の整備及び点検
 (イ) 電気通信の特別取扱
 (ウ) 電気通信施設の被害調査及び災害復旧

ウ 日本銀行（横浜支店）

(ア) 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節

- (イ) 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置
- (ウ) 金融機関の業務運営の確保に係る措置
- (エ) 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請
- (オ) 各種措置に関する広報
- エ 日本赤十字社（神奈川県支部）
 - (ア) 医療救護
 - (イ) こころのケア
 - (ウ) 救援物資の備蓄及び配分
 - (エ) 血液製剤の供給
 - (オ) 義援金の受付及び配分
 - (カ) その他応急対応に必要な業務
- オ 日本放送協会（横浜放送局）
 - (ア) 気象予報、警報等の放送周知
 - (イ) 緊急地震速報の迅速な伝達
 - (ウ) 災害状況及び災害対策に関する放送
 - (エ) 放送施設の保安
- カ 中日本高速道路㈱（東京支社）、東日本高速道路㈱（関東支社）
 - (ア) 道路の耐震整備
 - (イ) 道路の保全
 - (ウ) 道路の災害復旧
 - (エ) 災害時における緊急交通路の確保
- キ 首都高速道路㈱
 - (ア) 首都高速道路の耐震整備
 - (イ) 首都高速道路の保全
 - (ウ) 首都高速道路の災害復旧
 - (エ) 災害時における緊急交通路の確保
- ク KDDI ㈱
 - (ア) 電気通信施設の整備及び保全
 - (イ) 災害時における電気通信の疎通
- ケ 日本通運㈱（横浜支店）
 - (ア) 災害対策用物資の輸送確保
 - (イ) 災害時の応急輸送対策
- コ 東京電力パワーグリッド㈱（神奈川総支社）
 - (ア) 電力供給施設の整備及び点検
 - (イ) 災害時における電力供給の確保
 - (ウ) 被災施設の調査及び復旧
- サ 東京ガス㈱
 - (ア) ガス供給施設の耐震設備
 - (イ) 被災地に対する燃料供給の確保
 - (ウ) ガス供給施設の被害調査及び復旧
- シ 独立行政法人国立病院機構
 - (ア) 医療班の編成及び派遣
 - (イ) 災害時における被災患者の搬送及び受入
- ス 日本郵便㈱（神奈川郵便局）
 - (ア) 災害時における郵便物の送達の確保
 - (イ) 救助物資を内容とする小包郵便物及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除

- (ウ) 被災者に対する郵便はがきの無償交付及び被災者が差し出す郵便物の料金免除
- (エ) 被災者の救援を目的とする寄付金の送金のための郵便振替の料金免除
- (オ) 為替貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱
- (カ) 被災地域の地方公共団体に対する簡易保険積立金による応急融資

(5) 指定地方公共機関等

- ア 鉄道機関（東京急行電鉄㈱、京浜急行電鉄㈱、小田急電鉄㈱、相模鉄道㈱、京王電鉄㈱、箱根登山鉄道㈱、伊豆箱根鉄道㈱、江ノ島電鉄㈱、湘南モノレール㈱、㈱横浜シーサイドライン、横浜高速鉄道㈱）
 - (ア) 鉄道、軌道施設の整備、保全
 - (イ) 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保
 - (ウ) 災害時の応急輸送対策
 - (エ) 鉄道、軌道関係被害調査及び復旧
- イ 自動車運送機関（一般社団法人神奈川県バス協会、京浜急行バス㈱、川崎鶴見臨港バス㈱、神奈川中央交通㈱、富士急湘南バス㈱、一般社団法人神奈川県トラック協会、一般社団法人神奈川県タクシー協会）
 - (ア) 被災地の人員輸送の確保
 - (イ) 災害時の応急輸送対策
 - (ウ) 災害対策用物資の輸送確保
- ウ 公益社団法人神奈川県医師会、一般社団法人神奈川県歯科医師会、公益社団法人神奈川県薬剤師会、公益社団法人神奈川県栄養士会、公益社団法人神奈川県看護協会、地方独立行政法人神奈川県立病院機構
 - (ア) 医療助産等救護活動の実施
 - (イ) 救護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供
- エ 放送機関（㈱アール・エフ・ラジオ日本、㈱テレビ神奈川、横浜エフエム放送㈱、㈱ジェイコム湘南・神奈川、厚木伊勢原ケーブルネットワーク㈱、イツ・コミュニケーションズ㈱、湘南ケーブルネットワーク㈱、YOUテレビ㈱、横浜ケーブルビジョン㈱）
 - (ア) 気象予報、警報等の放送の周知
 - (イ) 緊急地震速報の迅速な伝達
 - (ウ) 災害状況及び災害対策に関する放送
 - (エ) 放送施設の保安
- オ 新聞社（㈱神奈川新聞社）
 - 災害状況及び災害対策に関する報道
- カ 土地改良区（神奈川県中津川左岸土地改良区、神奈川県相模川左岸土地改良区、神奈川県相模川西部土地改良区、小沢頭首工土地改良区連合、酒匂川左岸土地改良区、酒匂川右岸土地改良区）
 - (ア) 土地改良施設の整備
 - (イ) 農地湛水の防排除活動
 - (ウ) 農地及び農業施設の被害調査及び復旧
- キ ガス供給機関（厚木瓦斯㈱、秦野瓦斯㈱、小田原瓦斯㈱、湯河原瓦斯㈱、公益社団法人神奈川県LPGガス協会）
 - (ア) ガス供給施設の耐震整備
 - (イ) 被災地に対する燃料供給の確保
 - (ウ) ガス供給施設の被害調査及び復旧
- ク 神奈川県住宅供給公社
 - 災害時における住宅の緊急貸付

(6) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

- ア 農業協同組合

- (ア) 県、市町村が行う被害状況調査及び応急対策への協力
- (イ) 農作物災害応急対策の指導
- (ウ) 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせん
- (エ) 被災農家に対する融資あっせん

イ 森林組合

- (ア) 県、市町村が行う被害状況調査及び応急対策への協力
- (イ) 被災組合員に対するあっせん

ウ 漁業協同組合

- (ア) 県、市町村が行う被害状況調査及び応急対策への協力
- (イ) 被災組合員に対する融資又は融資のあっせん
- (ウ) 漁船、協同施設の災害応急対策及びその復旧対策の確立

エ 商工会議所、商工会等商工業関係団体

- (ア) 市町村が行う商工業関係被害状況調査及び応急対策への協力
- (イ) 救助用物資、復旧資財の確保についての協力

オ 水道用水供給事業者、組合営水道事業者及び専用水道管理者

- (ア) 県、市町村が行う被害状況調査及び応急給水への協力
- (イ) 応急給水活動用資機材及び災害復旧用資機材の整備

カ 金融機関

被災事業者等に対する資金融資

キ 病院等医療施設の管理者

- (ア) 避難施設(注)の整備、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施
- (イ) 災害時における入院患者等の保護及び誘導
- (ウ) 災害時における病人等の受入れ及び保護
- (エ) 災害時における被災負傷者の治療及び助産

ク 社会福祉施設の管理者

- (ア) 避難施設の整備、避難確保計画や非常災害対策計画の作成及び避難訓練の実施
- (イ) 災害時における入所者の保護及び誘導

ケ 学校法人

- (ア) 避難施設の整備、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施
- (イ) 災害時における応急教育対策計画の確立と実施

コ 危険物施設及び高圧ガス施設の管理者

- (ア) 安全管理の徹底
- (イ) 防護施設の整備

(7) 自衛隊

- ア 防災関係資料の基礎調査
- イ 自衛隊災害派遣計画の作成
- ウ 神奈川県地域防災計画に合わせた防災に関する訓練の実施
- エ 人命又は財産の保護のために行う必要のある応急救護又は応急復旧
- オ 災害救助のための防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与

(注) 利用者等が安全に避難するための廊下、階段、出入口等

第2章 都市の安全性の向上

- 県は、その自然的条件、社会的条件から、災害に対する脆弱性が指摘されています。このため、これまでも災害に強い安全な県土づくりを目指し、総合的かつ計画的な土地利用を基本に都市づくりを進めてきました。また、県土の整備に当たっては、安全性に留意をしてきました。例えば、南関東地震の津波に対応できるよう相模湾における海岸の整備を進めたり、土砂災害を防止するための対策工事に重点的に取り組んできました。
- 「安全な県土づくり」は、県民社会を支える基礎的な条件です。地震発生の危険性がいろいろと指摘されている神奈川県としては、県政の運営全般にわたって、常に「安全な県土づくり」という視点を重視し、様々な取組の蓄積によって実現していくものとして、長期的、総合的な視点に立って、積極的に取り組んでいます。
- 阪神・淡路大震災における被害原因を究明する中で、都市構造そのものの安全性の向上に、より積極的に取り組む必要性が明らかになりました。計画的な土地利用と市街地整備のより一層の推進、公園・緑地・道路・河川による火災の延焼防止や避難場所・避難路等として有効に機能する防災空間の確保の推進などです。

また、道路などの構造物の耐震設計基準も見直され、その対応も必要となっています。

さらに、昭和 56 年の新耐震基準以前に建築されたもののうち、耐震性に問題がある建築物について、その耐震性の向上が被災時の被害を最小限に食い止める上で、重要であることも明らかになっています。
- 都市の安全性の向上を図るために、建築物、土木構造物、ライフライン施設、防災関連施設など構造物、施設等の耐震性の確保を進めます。その場合の耐震設計の方法は、それらの種類、目的によって異なりますが、防災基本計画の「構造物・施設等の耐震性の確保についての基本的な考え方」に沿って進めます。
- 県は、防災上重要な建築物については、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の基準及び「三訂・神奈川県防災上重要建築物等耐震診断基準及び耐震性判定指標値」に基づき、より基準を強化した取組を進めるとともに、施設の耐震性に係るリストを作成し、公表するよう努めます。
- 東日本大震災では、国内観測史上最大のマグニチュード9.0 という巨大地震とそれにより引き起こされた巨大津波により、広域にわたる大規模な被害が発生し、自然災害を完全に予想し防ぐことは困難であるため、持てる資源を最大限に活用して、被害を可能な限り減らしていこうとする「減災」の考えに基づく都市づくりに、より積極的に取り組む必要性が明らかになりました。特に津波対策については、従前の想定をはるかに超える規模の津波が発生し、甚大な被害を引き起こしたことから、これまでの想定の方を根本的に改め、対策を再構築する必要があります。
- 津波対策の推進に当たっては、発生頻度は極めて低いものの甚大な被害をもたらす「最大クラスの津波」と最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす「津波高は低いものの発生頻度が高い津波」の二つのレベルの津波を想定し、対策を進めることで、「津波に強いかながわ」を目指し、減災のまちづくりが進むように取り組みます。

第1節 計画的な土地利用と市街地整備の推進

【現状】

- 県では、県土が現在及び将来における県民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であることから、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全や安全性の確保を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、安全で、住み良く、暮らしやすい生活・生産環境の確保を図るため、自然災害に対して被害を最小化する「減災」の考えも踏まえ、総合的、計画的な土地利用を進めています。
- 例えば、安全性に配慮した土地利用を図るため、風水害による斜面崩壊、地すべり、土石流あるいは地震によるがけ崩れ、液状化、津波浸水などの発生が予測される区域など、災害に関する情報を県民に提供しています。
- また、地震災害が発生した場合の被害を防止・軽減する災害に強いまちづくりを促進するため、土地利用の規制・誘導、避難地・避難路の整備、建築物の不燃化等の施策を総合的に展開する「都市防災基本計画」の推進に取り組んでいます。
安全なまちづくりの一つとして、建築物の不燃化により火災の延焼を防止するため、防火・準防火地域の指定を行っており、平成28年4月1日現在の防火・準防火地域の指定割合は、対用途地域指定面積比で53.8%となっています。
- 「神奈川県都市防災基本計画」は、市町村が策定する「都市防災基本計画」を支援する計画として平成3年度に策定し、平成10年度の改定では、市町村が幹線道路、河川、緑地帯などに囲まれたコミュニティを単位とした区域を設定することとし、老朽木造密集市街地の建て替えの促進や、地震災害発生時の市街地延焼を防ぐ都市防火区域を整備することとしました。また、平成22年度にも必要な改定を行っています。
- また、東日本大震災を受け、県では「かながわ都市マスタープラン（津波対策編）」を平成25年度に策定し、「いのちを守るまちづくり」をより重視することとしています。
- 民間が行う宅地開発に伴う災害の防止については、都市計画法の技術基準により、宅地造成工事規制区域の指定区域内においては、宅地造成等規制法の技術基準により、排水や擁壁についての審査及び指導を行っています。
- こうした技術基準に基づいて設置された擁壁等は平成7年の阪神・淡路大震災に対しても抵抗力があり、大きな災害発生を防ぐうえで効果があることが明らかになりました。国もこの経験を踏まえ、宅地造成工事規制区域の指定拡大について、指定要領や宅地防災マニュアル、宅地擁壁復旧技術マニュアルを策定するなどの取組を行っています。

【課題】

- 人々が安心して生活し、社会・経済活動を行うためには、都市の安全性が基本となります。広域にわたり市街地が連担している神奈川の都市の安全性を高めるためには、自然環境との共生を重視し、都市の質の向上を図ることが大切です。こうした観点から、計画的な土地利用をより一層進めるとともに、地震、土砂災害、洪水等の災害情報を踏まえて都市計画を行うことが、防災都市づくりの基本的課題となっています。
- 市町村が都市防災を考慮し、住民主体のまちづくりを推進していく必要があります。
- 全国各地における昨今の被災実態を踏まえ、現行の宅地防災行政を強化する必要があります。また、大規模災害からの迅速な復旧・復興に資する地籍調査を着実に推進する必要があります。
- 活断層が活動した場合の建築物・構造物の被害を避けるために、活断層の位置等の情報を踏まえ、安全な土地利用を推進する必要があります。

【取組の方向】

- 県は、自然災害による被害の発生の危険性を回避した土地利用を進めるため、地震等の被害が想

定される区域など、災害に関する情報を県民に提供するとともに、都市防災基本計画における土地利用の規制・誘導、避難地、避難路、延焼遮断帯などの防災基盤施設整備、市街地の面的整備等、都市全体の視点から、常時と災害時の計画の一本化を図り、災害に強いまちづくりを推進していきます。

また、市町村が実施する避難地、避難路及び防災まちづくり拠点等の整備について、事業計画の策定や交付金の採択について技術的支援を行います。

- 県は、宅地の安全確保のために宅地造成工事規制区域の見直し・拡大を市町村に働きかけるとともに、開発事業者に対し、宅地防災マニュアル等を活用し、工事施工に伴う適正な監理体制の強化の指導を行い、併せて許可権者として検査体制の強化に努めていきます。

【主な事業】

1 計画的な土地利用の推進

- 県は、県土の安全性を高めるため、神奈川県土地利用基本計画等に基づき、防災に配慮した、総合的かつ計画的な土地利用を推進します。 [政策局、県土整備局]

2 災害に強いまちづくりの促進

- 県は、市町村が行う災害危険度判定調査、住民等とのまちづくり活動及び防災まちづくり拠点等の地区公共施設整備について、都市防災総合推進事業の採択に向けた取組を支援していきます。 [県土整備局]
- 県は、市町村が実施する地籍調査の取組を支援し、大規模災害からの迅速な復旧・復興に資する土地の基礎的な情報の整備を推進します。 [県土整備局]

3 都市計画法に基づく防火地域・準防火地域の指定

- 市町は、防火地域・準防火地域の指定に当たって、延焼遮断帯、避難地、避難路、緊急輸送路、防災拠点などを考慮し、その拡大を図ります。

4 宅地造成等規制法による造成地の災害防止

- 県は、宅地造成地に発生する災害の防止のため、宅地造成等規制法に基づく宅地造成工事規制区域の指定促進を図るほか、宅地造成に関する工事現場に対して、検査体制の充実強化に努めます。 [県土整備局]

5 危険を回避した土地利用

- 県は、地震等の被害が想定される区域など、災害に関する情報を県民に提供し、周知を図るとともに、法に基づく規制制度などを活用して、自然災害による被害発生の危険を回避した土地利用を促進します。 [くらし安全防災局、環境農政局、県土整備局]

6 市街地の整備

- 県及び市町等は、公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を図る土地区画整理事業を促進することにより、広幅員道路、公園緑地の整備や電線類の地中化等、市街地の防災性の向上を図ります。 [県土整備局]
- 県及び市町等は、既成市街地について、土地の健全な高度利用と都市機能の更新を図る市街地再開発事業等を促進することにより、密集した市街地の防災性の向上や安全で快適な居住環境の創造を図ります。 [県土整備局]

7 開発許可に係わる安全性の配慮

- 県は、都市計画法に基づく開発行為に関する工事現場に対して、検査体制の充実強化に努めます。[県土整備局]

資 料

- 2－1－(1) 市町村別防火地域、準防火地域指定状況一覧表
- 2－1－(2) 宅地造成工事規制区域図
- 2－1－(3) 市街地再開発事業の概要
- 2－1－(4) 土地区画整理事業の概要

第2節 防災空間の確保

【現状】

- 県では、大規模災害の発生時に、延焼防止や避難場所として、また救援活動の場として防災上重要な役割を持っている市街地及びその周辺の良い都市公園、緑地などの防災空間の確保に取り組んできています。都市公園については、県立都市公園 27 箇所 698ha を始め 5,030ha を整備(平成 30 年 3 月 31 日現在)し、緑地についても特別緑地保全地区 672.9ha、近郊緑地保全区域 4,800ha、歴史的風土保存区域 989ha を指定(平成 28 年 3 月 31 日現在)しています。

また、相模原市東林ふれあいの森緑地など 8 箇所 24.52ha の買入れによる保全を始め、秦野市葛葉緑地など 6 箇所 27.96ha の緑地保存契約の締結など、かながわのナショナル・トラスト運動により約 855.62ha の緑地保全を行っています。

【課題】

- 都市の過密化が進む本県においては、公園、緑地、道路、河川などが、火災延焼の遮断効果とともに避難場所等としても有効に機能することから、市街地内及びその周辺に公園や緑地の確保を一層進めるとともに、公共空間としての道路、河川機能の確保を図ることが必要となっています。
- また、都市公園においては、防災上必要な整備を進めるとともに、いざというときに実効性のある対応が円滑に行われるよう、関係機関や関係者との連携に取り組む必要があります。

【取組の方向】

- 市街地内及びその周辺に、広域避難地(場所)(注)はもとより、身近な避難場所や救援活動の場、応急仮設住宅建設候補地、延焼遮断帯となる都市公園や緑地の確保を積極的に推進するとともに、防災拠点となる都市公園については、防災機能を向上させるため、市町村、防災関係機関などとの連携を図った整備や施設の適切な維持管理を進めます。

【主な事業】

1 都市公園の整備

- 県は、県立都市公園の新規整備及び既存公園の拡充を推進するとともに、延焼火災からの避難、救援活動、避難者の比較的長期な滞在利用等が想定される都市公園については、市町村との役割分担を踏まえて施設整備(災害種類別の「指定緊急避難所」や「指定避難所」の指定表示や避難誘導表示、入口部等への太陽光発電の照明設備、非常用電源設備、情報通信設備、飲料水・消火用水確保施設、備蓄倉庫、災害時の諸活動の拠点となるパークセンター等)を進めるとともに、バリアフリー化の取組を進めます。 [県土整備局]
- 県は、市町村、防災関係機関、地域住民と連携・調整し、県立都市公園ごとに来園者の避難誘導や避難者の受入対策などについて検討し、地震発生からの時間の経過に応じた震災時の県立都市公園利用計画などを策定し、利用者の安全確保と避難誘導、適切な救援活動支援等のために、ハザードマップやマニュアル整備、避難訓練の実施等に取り組めます。 [県土整備局]

2 緑地の保全

- 県は、近郊緑地保全区域、歴史的風土保存区域などの緑地の保全については、必要に応じて指定拡大を進めるとともに、県有地の適正な管理を実施します。 [環境農政局]

(注) 広域避難地(場所)とは、指定緊急避難場所のうち大規模な火事に係るものに当たる、大地震時に周辺地区からの避難者を収容し、地震後発生するおそれのある市街地火災から避難者の生命を保護するために必要な面積を有する公園、緑地等の空地(オープンスペース)を指します。

3 道路、河川等の整備

- 県は、道路、河川等の整備で、幅の広い道路、電線類の地中化、ゆとりある河川の高水敷の整備等を実施し、防災空間の確保を進めます。[県土整備局]

4 農地等の整備

- 県は、農地の整備を行うことで、災害時に避難地等としても活用可能な防災に資する空間を確保します。また、延焼防止や水確保の機能を果たす農道、水路等の基盤整備を進めます。[環境農政局]

5 港湾の整備

- 県は、地域防災計画に位置づけられた物資受入れ港である県管理港湾において、耐震岸壁などの港湾施設と一体的な、防災空間としても活用できる緑地を維持・管理していきます。[県土整備局]

資 料

2－2 県立都市公園等一覧

第3節 道路、橋りょう、港湾、鉄道等の安全対策

【現状】

- 県では、災害時の緊急物資の輸送、救助・救急、消火活動等の緊急活動の迅速、円滑な実施を図る道路ネットワークを整備するため、「かながわのみちづくり計画」に基づき、幹線道路の体系的整備を進めるとともに、土木構造物の安全確保のため既存施設の耐震性の強化を進めています。
- 耐震性の強化に当たっては、防災基本計画の「構造物・施設等の耐震性の確保についての基本的な考え方」に沿って耐震基準の見直しを行い、耐震改修を進めています。
- 道路整備事業による防災空間の確保や、電線類の地中化を促進するなど、防災性を重視した都市基盤の整備に取り組んでいます。
- 自然災害に対する安全度を高めるため、県が管理する橋りょうの耐震補強や、道路法面の防災工事を実施しています。
- 港湾施設については、災害時における海上輸送路の確保を図ることに留意しながら整備を進めています。なお、県が管理している葉山港、湘南港、大磯港、真鶴港では、既に、耐震岸壁の整備や臨港道路の橋りょうの耐震化が完了しています。
- 県が管理する漁港施設についても、災害時における海上輸送路の確保を図ることに留意しながら整備を進めています。なお、三崎漁港、小田原漁港では、既に耐震強化岸壁の整備が完了しており、臨港道路の橋りょうの耐震化も進めています。

【課題】

- 道路利用者を災害から守るためには、橋りょうの耐震補強や道路法面の防災工事などのハード対策とともに、気象や災害発生などの情報を提供し、注意を促すソフト対策が必要です。
- 特に、道路利用者等に対して、災害時の情報をいち早く提供できるよう努める必要があります。
- 道路、橋りょう、港湾、鉄道の被災、さらには電柱類の倒壊などは、発災時の住民の避難、救助・救急、消火活動や医療活動等の初動体制の確保、各種の応急対策活動を著しく阻害します。
- 港湾や鉄道の被災は、都市の機能を不全にし、応急活動はもとより、迅速な復旧・復興対策の隘路となります。
- そこで、防災都市づくりの骨格として、都市の構造物の安全性の一層の向上を図るとともに、多重性を高めることが大きな課題となっています。

【取組の方向】

- 道路、橋りょう、港湾等の整備や補強・補修に当たっては、国等が定める耐震基準等に基づき、地形、地質等に留意し、安全性の向上に一層努めます。
- 主要な鉄道、道路、港湾等の基幹的な交通施設等の整備に当たっては、それぞれの実施主体が、各施設等の耐震設計やミッシングリンク(注)の解消等によるネットワークの充実、施設・機能の代替性の確保、各交通施設間の連携の強化などにより、災害対応力の一層の充実を図ります。
- 災害から道路利用者の命を守るため、災害発生時に一刻も早く安全な場所に避難を促すための情報発信を行います。
- 鉄道事業者は、施設の安全性の向上に配慮していきます。

【主な事業】

1 道路の整備

- 県は、災害時の緊急物資の輸送、救助・救急、消火活動等の緊急活動を迅速かつ円滑に実施するため、交通拠点へのアクセス道路等を多重性のある道路ネットワークとして整備するとともに、

(注) 主要都市間等を連絡する幹線道路等のうち、未整備の部分

都市内のどの地域にも複数の経路でアクセスできるよう計画的な整備を進めます。[県土整備局]

- 県は、緊急輸送道路となる防災上重要な広域的幹線道路の多車線化を進めることや、避難路となる道路は歩道の広幅員化を進めるなど、防災の視点を重視して施設の整備拡充を図ります。

また、災害情報が発表された際に、道路利用者にいち早く情報を提供できる道路情報板の設置を進めます。[県土整備局]

- 県は、道路の整備に当たっては電線類の地中化を進め、安全性のより一層の向上を図ります。[県土整備局]

- 県は、トンネルや横断歩道橋の安全点検を実施し、必要な補強工事を実施します。

[県土整備局]

- 県は、集落の孤立化を防ぐため、アクセス道路となる県管理道路の防災工事を重点的に行うとともに、緊急避難路や迂回路にもなる広域農道小田原湯河原線の整備など農道・林道の安全確保に努めます。[環境農政局、県土整備局]

2 橋りょうの整備

- 県は、道路橋について、国等が定める耐震基準等に基づき、新設、架替、既存道路橋の耐震補強工事を行います。[県土整備局]

- 国土交通省、中日本高速道路㈱、東日本高速道路㈱等は、巨大地震の地震動に対し、道路橋が落橋、倒壊しないことを目的に、神奈川地域の道路橋の耐震補強工事を進めます。

- 首都高速道路㈱は、落橋防止構造の一層の強化を進めています。

3 港湾の整備

- 港湾施設については、緊急物資や避難者の輸送のための岸壁等の耐震性の強化を、横浜港、川崎港、横須賀港において進めるとともに、緊急輸送道路とのアクセスのための整備を進めていきます。

- また、市は、震災後においても広域的な物流活動を確保し、背後地域の一定の経済活動を支えるため、横浜港、川崎港において外貿コンテナや内貿ユニットロード対応の岸壁について、耐震岸壁等の整備を進めます。

- 県の管理する葉山港、湘南港、大磯港及び真鶴港の港湾施設については、緊急物資、避難者の輸送のための岸壁等の耐震化工事の完了に伴い、さらに機能の充実を進めます。[県土整備局]

4 漁港の整備

- 県は、漁港について、緊急時の海上輸送拠点として機能できるよう、三崎漁港、小田原漁港の耐震強化岸壁の整備に加え、水産物の流通機能を確保するため、主要な水揚岸壁等の耐震化を進めます。[環境農政局]

5 市町村の管理する道路、橋りょう

- 県は、市町村の管理する道路、橋りょうについても、耐震性の強化等の技術的支援を進めます。

[県土整備局]

6 鉄道施設の整備

- 鉄道事業者は、鉄道施設の耐震化等を進め、防災性のより一層の向上を図ります。

資 料

2-3-(1) 中日本高速道路㈱及び東日本高速道路㈱の神奈川県内における所管道路

2-3-(2) 首都高速道路供用区間現況

第4節 津波対策

【現状】

- 県の海岸線は、総延長で約 430km あり、沿岸部では市街化が進んでいます。海水浴シーズンには、400 万人を超える人が集まる大小 27 の海水浴場を抱え、さらに、マリンスポーツの拠点として、季節を問わず大勢の人が利用しています。（平成 27 年時点）
- これまで、県では南関東地震等の被害を想定して最大水位を検討し、具体的な海岸保全施設等の施設整備は、各地域の最大水位をもとに、背後地盤が低く、災害の危険性が高い地域から整備を進めてきましたが、平成 27 年 3 月に、防潮堤などの海岸保全施設の整備を行ううえで設定する「津波高は低いものの発生頻度が高い津波」による水位を整理し、高潮による水位と比較して高い方の水位を施設整備の基準となる「設計水位」として、海岸保全基本計画の変更を行いました。
現在、その設計水位に対して、堤防等の整備により対策済の海岸は、整備が必要な海岸延長の約 60%となっています。（平成 28 年 3 月現在）
- また、津波避難対策のため、階段護岸や津波情報看板等の整備を進めるとともに、迅速な情報伝達のため、特定のエリア内の対応端末（スマートフォン・携帯電話）に一斉に緊急情報を配信する緊急速報メールについて、気象庁が発信する緊急情報のほかに、県からも必要な情報を緊急速報メールとして自動配信することとしています。
- さらに、平成 21 年 3 月までに作成した津波浸水予測図により、沿岸の市町と連携して地域の実情に応じた津波対策を検討し、住民に対して周知を図ってきました。
- しかし、東日本大震災では、これまでの想定を超える巨大な津波により大きな被害が発生したことから、国では、津波対策を推進するために「津波対策の推進に関する法律」や「津波防災地域づくりに関する法律」を制定するとともに、これまでの津波対策を抜本的に見直し、「防災基本計画」を修正しました。
- 県でも、津波対策の推進に当たって、科学的知見を踏まえてこれまでの津波浸水予測図を見直すこととし、住民避難を柱とする総合的防災対策を構築するうえで設定する「最大クラスの津波」を想定し、平成 24 年 3 月に新たな津波浸水予測図を作成しましたが、平成 25 年 12 月に、内閣府が設置した首都直下地震モデル検討会から、相模トラフ沿いで発生する最大クラスの地震モデルなど、最新の科学的知見が示されたことから、想定外をなくすという考えのもと、発生頻度が極めて低いものを含め、予測を見直し、平成 27 年 3 月に津波防災地域づくりに関する法律に基づく「津波浸水想定」を設定しました。
- また、防潮堤などの海岸保全施設等の整備を行うための、「津波高は低いものの発生頻度の高い津波による水位」を平成 25 年 1 月に設定し、平成 27 年 3 月に海岸保全基本計画に位置づけました。
- 県は、平成 31 年 3 月、津波浸水想定を踏まえた津波災害警戒区域の指定について、沿岸市町の意向のある地域から段階的に指定を進める方針をとりまとめ公表しました。また、令和元年 12 月には、小田原ブロック（小田原市、真鶴町及び湯河原町）を津波災害警戒区域に指定しました。

【課題】

- 津波による被害の発生を海岸保全施設だけで防ぐことは現実的でないことから、「減災」の視点に立って、「最大クラスの津波」と「津波高は低いものの発生頻度が高い津波」に分けて、それぞれの対策を強化していく必要があります。
- 津波からの避難の視点等を踏まえて、まちづくりを進めていく必要があります。
- 津波が発生した場合には、津波警報の伝達や避難誘導等の「公助」は間に合わない場合もあることから、県民の「自助」「共助」による迅速な避難行動が重要となります。津波に対しては、特に、おのおのが自らを守る「自助」の避難行動が原則であることから、住民等が津波の特性（ゆれが小さくても発生、繰り返し発生等）を十分に理解した上で、正しい判断ができるよう、県と沿岸市町は、津波知識の普及啓発に努めます。

- 津波浸水想定や気象庁が発表する津波警報等に対応し、住民等への津波警報等の伝達を充実する必要があります。
- 県民等の津波防災意識の向上を図り、津波発生時の避難行動に結びつける必要があります。
- また、津波防災地域づくりに関する法律では、津波に対する警戒避難体制の整備をより確実なものとするために、津波災害警戒区域の指定や市町による推進計画の作成ができることとなっていることから、県は津波災害警戒区域の指定や市町の津波避難対策の促進を図る必要があります。
- 今後の津波対策を進めるため、過去に本県を襲った津波の痕跡等の調査を進める必要があります。また、津波災害から迅速な復旧・復興を行うため、地籍調査の推進により土地の基礎的な情報を整備しておく必要があります。

【取組の方向】

- 県は、最大クラスの津波が発生した場合の浸水が想定される地域の危険度・安全度を、津波浸水想定や基準水位に基づき、住民等に周知し、津波から住民等が円滑かつ迅速に避難することができるよう、津波災害警戒区域の指定に向けて沿岸市町と検討・調整を行うとともに、津波災害特別警戒区域の指定について検討を進めます。
- また、最大クラスの津波に対しては、県、沿岸市町がそれぞれ連携して住民や海浜・港湾利用者等が迅速かつ適切な避難ができるよう、避難体制を整備します。
- 津波高は低いものの発生頻度が高い津波に対しては、液状化にも留意しながら、海岸保全施設等の整備、改修を進めます。なお、河川遡上対策として、海岸保全施設と一体となって河川管理施設の整備を進めます。
- 津波災害のおそれがある地域については、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指します。
- 住民等は、平常時から指定緊急避難場所、避難経路や家族との連絡方法等をあらかじめ確認し、いざという時には、自らのいのちは自らで守れるよう、自助による備えに努めます。
- 住民等の迅速かつ適切な避難行動を支えるために、津波情報の伝達体制の整備、伝達手段の多重化、津波避難施設の整備・指定等を進めるとともに、継続的な普及啓発活動や津波避難訓練により沿岸住民、海浜利用客等への津波防災知識の普及を図ります。
- 過去に本県に被害をもたらした津波の実態把握を図ります。また、大規模地震発生時に津波災害が想定される相模湾沿岸部において、重点的に地籍調査の推進を図ります。
- 県及び施設管理者は、津波の危険がある地域においては、必要に応じて水門、陸閘等の点検や閉鎖準備のための配備を行うとともに、住民や利用者等の避難、施設利用等に支障を来さない範囲において、閉鎖等の措置を講ずる必要があります。

【主な事業】

1 津波に強いまちづくり

- 県及び沿岸市町は、地域防災計画、都市計画等の計画相互の有機的な連携を図るため、関係部局が緊密に連携した計画作成、まちづくりへの防災専門家の参画など、津波防災の観点からのまちづくりに努めます。また、都市計画等を担当する職員に対して、ハザードマップ等を用いた防災教育を行い、日常の計画行政の中に防災の観点を取り入れるよう努めます。

[くらし安全防災局、県土整備局]

- 県及び沿岸市町は、連携して、津波浸水想定を反映した津波ハザードマップの作成や津波災害警戒区域の指定の促進など、「津波防災地域づくりに関する法律」の適切な運用に努めます。

[くらし安全防災局、県土整備局]

- 県及び市町村は、行政関連施設や要配慮者等施設について、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、行政関連施設をやむを得ず設置する場合は、施設の耐浪化、非常電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など施設の防災拠点化を図

ります。

[関係局]

2 海岸保全施設等の整備

- 県及び施設管理者は、海岸堤防・防潮堤、防潮門扉等の海岸保全施設、港湾施設、漁港施設及び河川堤防等河川管理施設の整備を実施するとともに、各施設については、地震発生後の防御機能維持のため、耐震診断や補強による耐震性の確保を図ります。また、津波の減衰効果や漂流物の捕捉効果などが期待できる海岸砂防林の保護・育成を図ります。 [環境農政局、県土整備局]
- 県及び施設管理者は、津波により海岸保全施設等が被災した場合でも、その復旧を迅速に行うことができるよう、あらかじめ対策をとるとともに、効果を十分に発揮できるよう適切な維持管理に努めます。 [環境農政局、県土整備局]
- 県及び沿岸市町は、津波発生時に的確な応急対策を図るため、津波からの防災性にも優れた交通基盤を整備するほか、孤立化防止のためのヘリポート整備を進めます。
また、船の座礁防止策や漁業関係被害の軽減策について検討します。[環境農政局ほか関係局]

3 情報伝達体制等の整備

- 沿岸市町は、地域の住民や海浜利用者への確実な情報伝達のため、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）（注）や防災行政無線の整備を進めます。県は、沿岸市町の災害時の情報収集・提供体制の強化を支援します。 [くらし安全防災局]
- 県は、住民の迅速かつ適切な避難を促すため、平成 27 年 3 月に設定した津波浸水想定を踏まえ、津波情報看板の更新を行うとともに、沿岸部の道路利用者に対して津波警報等をいち早く提供できる道路情報板や道路面の海拔を確認できるようにするための海拔表示看板の設置を進めます。 [県土整備局]
- 沿岸市町は、発災時に消防団員等が海岸へ直接津波を見に行かなくても済むよう、沿岸域において津波来襲状況を把握する津波監視システム等の整備に努めます。県は、沿岸域に監視カメラを設置し、遠隔地から津波の状況を把握するシステムの整備を図ります。 [県土整備局]
- 県は、沿岸市町への確実な災害情報伝達のため、防災行政通信網のバックアップ体制を整えます。 [くらし安全防災局]
- 県及び沿岸市町は、民間団体と連携し、マリンスポーツなどで海岸から離れたところにいる方や聴覚に障害を持った方たちなどにも津波警報等が伝わるように、国における検討会での結果を踏まえた旗による視覚に訴える情報伝達を行うとともに、伝達方法の統一的な運用を図ります。 [くらし安全防災局、県土整備局]

4 避難施設の整備等

- 県及び沿岸市町は、津波から徒歩による迅速な避難を確保するため、津波避難路、津波避難階段等の避難関連施設の整備を進めるとともに、その安全性の点検に努めます。また、県は、後背地が急な斜面で避難路が確保できない場合は、地域の実情を踏まえて、急傾斜地崩壊防止施設の整備に合わせて津波避難階段を整備します。 [県土整備局]
- 県が管理する港湾においては、市町が策定する津波避難計画と連携して津波避難施設を整備します。 [県土整備局]
- 県は、津波浸水予測区域内の県営住宅や県立学校等の県所管施設について、沿岸市町と調整し、可能な限り津波避難施設として活用、提供するほか、必要に応じて屋上へ避難できる階段や手すりを整備します。 [県土整備局、教育局ほか関係局]

（注） 全国瞬時警報システム（J－A L E R T）とは、津波警報、緊急地震速報といった、対処に時間的余裕のない事態に関する緊急情報を、人工衛星を用いて市町村等へ送信するもので、市町村は、これを防災行政無線等と接続し、人手を介さずに国から住民まで緊急情報をサイレンや音声放送により瞬時に伝達できるようにしています。緊急地震速報や津波警報は、原則として自動的に発報されます。

- 沿岸市町は、指定緊急避難場所の指定を進めます。身近な場所に避難できる高台等がない場合は、避難施設を確保するため、民間事業者、民間ビルの管理者の協力を得て、津波避難ビルを指定、確保するとともに、そうした資源がない地域にあっては、地元の自治会と協議しながら津波避難タワーの整備を検討します。
- 県は、沿岸市町が行う津波避難施設の整備等を支援します。 [くらし安全防災局]

5 避難対策

- 沿岸市町は、津波災害警戒区域（以下「警戒区域」という。）の指定があったときは、市町地域防災計画に、次の事項等について定めます。
 - ア 警戒区域ごとに津波情報等の収集及び伝達並びに津波警報等の発令及び伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、津波に係る防災訓練に関する事項その他警戒区域における津波による人的災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項
 - イ 警戒区域内の、次の施設（以下「避難促進施設」という。）であって、利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保する必要があるものの名称及び所在地
 - (ア) 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）
 - (イ) 社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設（以下「要配慮者利用施設」という。）
 - ウ 市町地域防災計画に名称及び所在地を定められた避難促進施設の利用者の津波発生時における円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、津波情報等及び津波警報等の伝達に関する事項
- 警戒区域をその区域に含む市町は、市町地域防災計画に基づき、情報伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知するため、基準水位を表示した図面にこれらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布その他の必要な措置を講じます。
- 県は、市町が行う警戒避難体制の整備について、支援に努めます。
- 津波災害警戒区域に指定された市町の市町地域防災計画に名称及び所在地を定められた避難促進施設の所有者又は管理者は、単独又は共同して、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練・防災教育の実施に関する事項その他利用者の津波発生時の迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項の計画を作成し、市町長に報告するとともに、公表します。また、当該計画に基づき避難訓練を実施し、その結果を市町長に報告します。
- 沿岸市町は、津波発生時における適切な避難対策を実施するため、津波浸水想定を踏まえて津波避難計画の策定や見直しを行い、指定緊急避難場所、避難路の確保や誘導標識の整備を進めるとともに、「避難勧告等に関するガイドライン」や地域の実情を踏まえて、避難指示（緊急）の発令基準や具体的な運用などを定めます。また、県は沿岸市町の避難指示（緊急）発令基準の策定などを支援します。 [くらし安全防災局]

なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示（緊急）を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示（緊急）の対象となる地域を住民等に伝えるための体制の確保に努めます。
- 沿岸市町は、津波浸水想定や地域の実情を踏まえ、できるだけ津波による浸水の危険性が低い場所に避難場所を設けるよう、避難所等の指定の見直しを行います。
- 沿岸市町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、津波情報看板や標高・海拔表示板などを利用して津波に関する情報を併せて表示するなどの工夫に努めます。また、誘導標識等には、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用するとともに、避難場所標識の見方に関する周知に努めます。
- 沿岸市町は、消防職団員、警察官、市町職員など防災対応や避難誘導にあたる者の危険を回避

するため、防災対応や避難誘導に係る行動ルールの作成や周知に努めます。

6 要配慮者対策

- 県及び沿岸市町は、やむを得ず浸水のおそれがある場所に要配慮者に関わる施設を整備する場合は、施設に安全なスペースの整備等に努めます。 [健康医療局、福祉子どもみらい局]
- 沿岸市町は、避難行動要支援者^(注)名簿を作成し、名簿情報について避難行動要支援者の同意を得ることにより、又は、当該市町の条例の定めにより、あらかじめ避難支援に携わる関係者との情報の共有を行い、さらに、外国人、旅行者等も含めた要配慮者の避難誘導體制の整備や避難後の支援方策の検討に努めます。
- 沿岸部に位置する社会福祉施設等の管理者等は、地震等災害発生時に迅速・的確な対応を行うため、津波浸水想定等を踏まえ、津波発生時の避難対応を含めた非常災害対策計画等を作成し、津波の発生を想定した避難訓練を実施するとともに、防災組織を強化し、沿岸市町との緊急連絡体制の確保や地域住民、自主防災組織等との連携に努めます。

特に、市町地域防災計画に名称及び所在地を定められた津波災害警戒区域内の避難促進施設である施設等の所有者又は管理者は、津波防災地域づくり法の規定により、避難確保計画を作成し市町へ提出するとともに、津波の発生を想定した避難訓練を実施し市町に報告します。

県は、津波対策に関する必要な情報提供を行います。 [関係局]

7 津波に関する知識の普及

- 県及び沿岸市町等は、津波による人的被害を軽減する方策は住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、的確な判断に基づいた行動ができるよう、津波を引き起こす地震とその発生のメカニズム、津波の特性(ゆれが小さくても発生、繰り返し発生等)の正しい知識、津波警報、避難指示、津波浸水想定の数値等の内容、徒歩避難の原則、自ら率先して避難することが他の住民の避難を促すこと、防災に関する様々な動向や各種データ等について、各種媒体を活用し住民等にわかりやすく継続的に周知します。特に「津波防災の日」(11月5日)においては、積極的に広報を実施します。 [くらし安全防災局ほか関係局]
- 沿岸市町は、津波浸水想定及び津波ハザードマップ作成の手引きを踏まえて津波ハザードマップを作成し、住民等への周知を図ります。県は、沿岸市町による津波ハザードマップの作成を支援します。 [くらし安全防災局、県土整備局]
- 沿岸市町は、津波ハザードマップが住民等の避難に有効に活用されるよう、その内容を十分検討します。また、県及び沿岸市町は、土地取引における活用等を通じて、津波浸水想定や津波ハザードマップの内容を理解してもらうよう努めます。 [県土整備局]
- 県は、高圧ガス事業者に対して、津波浸水想定や津波に対する有効な対策等の情報を提供します。 [くらし安全防災局]
- 県及び市町村は、その職員に対して地震防災上必要な知識の教育を行います。特に津波知識に関しては、南海トラフ地震等が県に及ぼす被害、津波の特性、発災時の行動、職員としての役割や、地震の対策・課題等に関わる知識を得られるよう努めます。 [くらし安全防災局]
- 県は、平成27年3月に設定した津波浸水想定を踏まえ、津波情報看板の更新を行います。 [県土整備局]

(注) 災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する方

8 防災教育の充実

- 県教育委員会は、児童・生徒等が各教科や特別活動を含めた学校教育活動全体を通じて、様々な災害時における危険について理解し、正しい備えと適切な行動力を身に付けるために、防災教育指導資料（津波の起こる仕組みや避難の仕方等をわかりやすく示した津波防災に関する資料を含む）を公立学校に配布するとともに、教職員に対する研修会を開催するなど防災教育の充実を図ります。 [教育局]
- 県は、国や県教育委員会の取組等について私立学校に情報提供し、各学校における防災教育の充実を促進します。 [福祉子どもみらい局]

9 津波訓練の実施

- 県及び市町村は、警察、消防、海上保安庁や民間の救護組織等と連携して、津波情報伝達訓練、避難訓練等を実施します。 [くらし安全防災局]
- 県及び沿岸市町は、南海トラフや相模トラフ等で発生が懸念される最大クラスの津波やその到達時間、夜間等の様々な条件に配慮し、津波警報等や南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応等、具体的かつ実践的な訓練を継続的に実施します。また、居住地、職場、学校等における避難訓練の実施の必要性等の周知に努めます。 [くらし安全防災局ほか関係局]

10 津波に関する調査等の実施

- 県は、過去の歴史地震による津波の発生、規模を想定するため、古文書等の資料の分析、津波堆積物調査などの科学的知見に基づく調査を実施します。 [くらし安全防災局]
- 県は、地籍調査の実施に当たり相模湾沿岸部を緊急重点地域と位置づけ、沿岸市町が実施する地籍調査を支援します。 [県土整備局]

資 料

- 2-4-(1) 防潮門扉等設置箇所一覧
- 2-4-(2) 津波情報盤設置箇所一覧

第5節 がけ崩れ対策等の推進

【現状】

- 県東部の三浦半島や横浜、川崎地域には、多くの丘陵地があるため、豪雨や地震による崩壊の危険のあるがけが数多くあります。
- また、県西部の箱根、丹沢の山地には、土石流のおそれのある地域が数多くあります。
- そこで、県では、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業、砂防事業の土砂災害対策や治山事業による山地災害対策に積極的に取り組んでいます。
- また、こうしたハード対策とともに、住民等に地域の危険度を理解していただくため、土砂災害防止法に基づき、土砂災害のおそれのある箇所を調査し、土砂災害警戒区域等に指定するなどのソフト対策を進めています。
- さらに、「土砂災害のおそれのある箇所に立地する「主として防災上の配慮を要する者が利用する施設」に係る土砂災害対策における連携の強化について」（平成27年8月20日付け文部科学省、厚生労働省、国土交通省通知）により、土砂災害のおそれのある箇所に立地する主として防災上配慮を要する者が利用する施設に関する基本的な情報を衛生部局、民生部局、砂防部局で共有し、当該施設に係る土砂災害対策を推進することとしています。

なお、各学校設置者においても、同通知の内容を踏まえ、関係部局との情報共有等により、一層緊密な連携を図るなど、適切な対応に努めます。

【課題】

- 県は、豪雨や地震によるがけ崩れ、地すべり、土石流等の土砂災害に備えるため、土砂災害防止施設の整備と土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の調査、指定を推進するとともに、市町村は、これらの土砂災害警戒区域や避難場所等の周知徹底と、災害発生時における警戒避難体制の確立など防災体制を整備していく必要があります。

【取組の方向】

- 県は、地震等の被害が想定される区域など、災害に関する情報を周知するとともに、土砂災害防止施設の整備を計画的に推進します。さらに、土砂災害警戒区域等の指定を推進します。また、市町村は、警戒避難体制の整備を図ります。

【主な事業】

1 急傾斜地崩壊危険区域等の災害防止

- 県は、急傾斜地崩壊危険区域や砂防指定地において、住宅の立地状況のほか、福祉施設などの有無も考慮し、優先度の高い箇所から順次、土砂災害防止施設の整備を計画的に進めます。

[県土整備局]

2 砂防設備の耐震補強

- 県は、耐震設計に関する技術基準が定められる前に設置した、高さ15m以上の砂防堰堤について、耐震補強工事を進めます。

[県土整備局]

3 要配慮者利用施設の土砂災害防止対策

- 県は、高齢者、障害者等の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設（要配慮者利用施設）を土砂災害から守るため、土砂災害防止施設の整備を積極的に推進します。市町村は、施設の管理者等に対して情報を提供するとともに、防災体制の整備に努めます。
- 市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している

者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、作成した計画について市町村長に報告します。また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施します。

4 指定区域の周知、管理、防災措置の勧告等

- 県は、急傾斜地崩壊危険区域や地すべり防止区域及び砂防指定地の指定区域に、標柱及び標識板等を設置するとともに、指定区域等をインターネット等により周知します。また、パトロール等を実施し、指定区域の管理及び保全について制限を行い、必要に応じて防災措置の勧告等を行います。[県土整備局]

5 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定等

- 県は、土砂災害により住民等に危害が生じるおそれのある区域を調査し、調査結果を公表するとともに、関係市町村長の意見を聴いたうえで、土砂災害警戒区域等の指定を進めます。特に、土砂災害により著しい危害が生じるおそれのある土砂災害特別警戒区域については、住宅宅地分譲等の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制、既存住宅の移転促進等による対策を行います。[県土整備局]

6 市町村の対策

- 市町村は、土砂災害警戒区域における警戒・避難対策として、地震後の降雨による土砂災害にも備えるため、土砂災害警戒情報等を用いた避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）、災害発生情報（以下「避難勧告等」という。）の発令基準及び発令対象区域を設定するとともに、避難地区の指定、避難経路の設定、避難所の指定を進めます。
また、警戒区域に居住する地域住民や観光旅館、要配慮者利用施設の関係者等に対する計画内容の周知を徹底します。
- 市町村は、土砂災害警戒区域が指定されたときは、当該警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知するため、ハザードマップを作成します。
- 市町村は、土砂災害のおそれがある箇所の把握に努め、必要に応じて点検・パトロール等を行います。

7 山地の災害防止

- 県は、森林の有する公益的機能の維持増進を通じて、山地災害から県民の生命や財産を守り、水源かん養等を図るため、保安林指定地の治山事業を計画的に進めます。[環境農政局]
- 県は、地形や地質等の要因により、山地災害で人家や公共施設等に被害を与えるおそれがある箇所を「山地災害危険地区」に設定し、インターネット等を通じて県民に周知を図ります。
また、「山地災害危険地区」について、定期的にパトロールを実施し、林地や治山施設等の状況を把握するとともに、危険性の高い箇所から優先順位を付けて対策を行うことで、山地災害の未然防止に努めます。[環境農政局]

資 料

- 2-5-(1) 急傾斜地崩壊危険箇所指定区域（年度別達成率表）
- 2-5-(2) 市町村別急傾斜地崩壊危険区域一覧表
- 2-5-(3) 市町村別急傾斜地崩壊危険箇所・指定区域一覧表
- 2-5-(4) 市町村別急傾斜地崩壊危険区域指定箇所及び面積
- 2-5-(5) 急傾斜地崩壊危険箇所等（市町村別）
- 2-5-(6) 市町村別地すべり危険箇所一覧表

- 2－5－(7) 市町村別地すべり防止区域指定一覧表
- 2－5－(8) 市町村別土石流危険渓流一覧表
- 2－5－(9) 市町村別砂防指定地（土石流危険渓流）一覧表
- 2－5－(10) 土石流危険渓流等（市町村別）
- 2－5－(11) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域一覧表
- 2－5－(12) 市町村別土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域箇所数一覧表

第6節 ライフラインの安全対策

【現状】

- 県は、上水道について、主要水道施設の耐震化、石綿セメント管の耐震管への布設替え等を進めてきました。現在、水道管の石綿セメント管の布設残は、平成27年3月31日現在で約9千m(0.04%)です。また、水道管等が地震により損傷した場合の緊急代替施設として、災害用指定配水池の指定と緊急遮断弁の設置、耐震性貯水槽、鋼板プール、防火水槽等の整備などを進めてきました。
県営水道では、災害用指定配水池を37箇所指定し、地震災害時における飲料水の確保に努めています。さらに、安定供給とライフラインの確保の観点から、浄水場では、長時間の停電に備え、受電施設の複数系統化や自家発電装置の整備を進め、単独庁舎の営業所に非常用発電機を設置しています。
- 下水道については、相模川、酒匂川両流域下水道の処理場内の重要施設やポンプ場の耐震性を考慮した施設づくりなどを進めてきました。また、平成6年度から耐震診断調査に着手し、その結果に基づき補強工事を実施しています。
- 県は、相模川・酒匂川流域下水道が災害時にもその機能を維持又は早期に回復できるようにするため、流域下水道事業継続計画（下水道BCP）を基に関係機関との連携を図っています。
- 電気については、東京電力パワーグリッド㈱が災害に強い電力設備づくりとして、送電系統の二重三重のネットワーク化や設備の耐震対策等を進めています。
- 都市ガスについては、東京ガス㈱が、LNG基地及び供給施設（ガス導管を含む）の耐震性向上、感震遮断機能を有するガスメーター及び緊急遮断装置の設置、遠隔監視及び操作のための通信設備の整備などの対策を進めています。そのほかの県内ガス事業者においても、ガス事業法等に基づき施設の耐震性の向上や緊急遮断装置の設置などの対策を実施しました。
また、液化石油ガスについても、容器の転倒防止を徹底するとともに、ガス放出防止器及びS型メータ等地震防災機器の設置推進などの安全対策を進めています。
- 電話・通信については、東日本電信電話㈱（以下「NTT東日本」という。）、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ㈱（以下「NTTコミュニケーションズ」という。）及びNTTドコモにおいて、建物や無線鉄塔等の耐震化、中継ケーブルの複数ルート分散、災害対策機器類の配備等を行っています。
また、輻輳（電話が繋がりにくい状況）対策として、NTT東日本は災害用伝言ダイヤル「171」等を運用し、携帯電話事業者等の電気通信事業者は災害用伝言板を提供します。なお、提供条件等は、報道機関（テレビ、ラジオ等）を通じて周知します。

【課題】

- 阪神・淡路大震災及び東日本大震災では、上下水道、電気、ガスなどのライフライン施設に甚大な被害が発生し、特に阪神・淡路大震災では、異なる施設間の復旧速度の相違に起因する二次災害の発生などの問題が生じたため、ライフラインの安全性のより一層の向上が必要となっています。
- 新潟県中越地震では、山間地の孤立化や余震が繰り返し発生したことに伴い、ライフライン施設の復旧に時間を要しました。

【取組の方向】

- 電気、ガス、水道、通信サービス等のライフラインは、県民生活に欠かすことのできない施設であることから、災害時にもライフライン機能を確保できるよう、各事業者は、施設の安全性のより一層の向上を図るとともに、施設の多重化や代替設備の整備などを進めます。

（参考） 三保ダム、城山ダム、相模ダム及び宮ヶ瀬ダムの建設に当たっては、地質調査を十分行うとともに、安全性を十分見込んだ設計施工を行っています。

- 大規模な地震・津波が発生した場合、広域かつ長期にわたり、被災者の生活だけでなく社会、経済活動に甚大な被害をもたらすおそれがあるため、各事業者は、液状化等にも配慮した施設の耐震化・耐浪化を図るとともに、共同溝等の整備や応急復旧資機材の確保等に努めます。
- 都市ガスについては、東京ガス㈱が、現状の安全対策の推進に加え、LNG基地・整圧所設備における防消火設備、保安用電力などの強化を行い、二次災害防止に努めます。
- その他の電気、液化石油ガス、通信サービスについては、それぞれの事業者において耐震化等の安全強化対策をさらに推進していきます。
また、被害を最小限にとどめ、早期復旧を可能とするため、施設の多元化・分散化、管路の多重化等を進めるとともに、被災状況等の的確な把握に努めます

【主な事業】

1 上水道施設

- 県営水道は、上水道施設の安全性向上のため、主要水道施設の耐震化や、水道管路の耐震化を進めています。
また、災害時における飲料水の確保に努め、関係事業者間の連携、応援協力体制の整備などを進めます。 [企業庁]

2 下水道施設

- 県は、下水道施設について、国の「下水道地震・津波対策技術検討委員会」による提言等を受け、下水道施設の耐震診断調査及び補強工事を実施するとともに、流域下水道の処理場や幹線管渠のネットワーク等のバックアップ体制の整備を進めます。 [県土整備局]
- 県は、県管理下水処理場の放流水吐き口からの津波の侵入防止策等について検討を進めます。 [県土整備局]

3 電線類の地中化

- 道路管理者は、災害時の電柱倒壊による電線類の寸断、緊急通行車両の通行障害を防ぐため、電線管理者と協調して、緊急輸送道路等について、電線共同溝等の整備を進め、電線類を地中化することにより、ライフラインの安全性及び防災対策のより一層の向上を図ります。 [県土整備局]

4 電気、ガス、通信サービス

- 電気、ガス、通信サービス事業者は、各施設について、液状化等にも配慮した耐震化の推進を図るとともに、共同溝の整備等、一層の防災性の向上に取り組みます。また、被害を最小限にとどめ、早期復旧を可能にするため、施設の多元化・分散化、管路の多重化等を進めるとともに、被害状況の把握、復旧システムの充実強化、応急復旧資機材の整備等を進めます。
- 九都県市は、災害用伝言ダイヤル「171」及び携帯電話事業者が運用する災害用伝言板の利用方法を記載する帰宅困難者対策リーフレットを作成し、その活用について周知します。 [くらし安全防災局]
- 県は、災害時に電気を供給することができる太陽光発電設備などの導入や、電気自動車・燃料電池自動車などの分散型電源の普及促進を図ります。 [産業労働局]

第7節 液状化対策

【現状】

- 地震による被害は、地盤の特性に大きく影響されます。神奈川県内では、多摩川、相模川、酒匂川流域及び東京湾臨海部等の主に砂質地盤がある地域において、地震発生時に地盤の液状化の発生が懸念されており、構造物に対する対策が必要とされています。
- 県では、昭和 60 年に「建築物の液状化対策マニュアル」を策定し、その後、東日本大震災により県内で発生した液状化被害を受け、平成 25 年に改訂を行い、その普及を図ることにより液状化対策を推進してきました。また、土木構造物についても液状化を考慮して設計しています。
- 県では、平成 25 年度から 26 年度に実施した地震被害想定調査の中で、各地震による液状化の可能性を想定し、地震被害想定調査結果として広く県民に情報を提供しています。また、(公財)神奈川県都市整備技術センターでは、県内の公共事業で行われた地質調査結果を電子的に一元管理し、その情報を更新するとともに、公開しています。
- 東日本大震災においては、地震被害想定調査で液状化の危険性がないと考えられていた場所においても、液状化が発生したことから、今後の対策に資するために、ボーリング調査等を実施しました。
- 国においても、「小規模建築物等のための液状化マップと対策工法」のマニュアルの普及を図っています。

【課題】

- 東日本大震災では、関東地方でも液状化が確認されました。本県においても引き続き、液状化対策を進める必要があります。
- 大規模構造物であっても、基礎の地盤が液状化現象により横方向に流れるように動く側方流動が発生している事例が報告されていることから、今後の液状化対策の見直しが迫られています。
- 事前の対策としては、住民や事業者自らが、地盤改良の実施等の対策を講じることが重要です。

【取組の方向】

- 県は、県民や事業者の「自助」による取組を推進するために、液状化の可能性がある地域や対策工法の啓発に努めます。
- 県は、県管理の建築物、構造物に対して、液状化対策を実施していきます。

【主な事業】

- 県は、地震被害想定調査結果による液状化想定図や古地図による土地の利用状況に関する情報提供を行うとともに、ホームページ等を活用した普及啓発を行います。 [くらし安全防災局]
- 県は、独自に作成した「建築物の液状化対策マニュアル」により液状化対策の普及を図るとともに、今後国等の新たな対策を踏まえ、必要に応じてマニュアルの見直しを行います。 [県土整備局]
- 県は、県管理の建築物、構造物に対しては、液状化対策等を実施するとともに、既存施設等で液状化の被害のおそれのあるものは、補強対策を実施します。 [関係局]
- 県は、(公財)神奈川県都市整備技術センターによる地質調査結果の情報提供に協力します。 [環境農政局、県土整備局、企業庁]

第8節 危険物等施設の安全対策

【現状】

- 県においては、都市化が進展していることから、市街地に、ガソリンスタンドに代表される危険物施設と高圧ガスや都市ガス、毒物・劇物などを取扱う工場や各種研究機関といったその他の危険物施設（これら2種類の施設を合わせて、「危険物等施設」という。）が混在しています。
- これら危険物等施設は、個別法令ごとの耐震性を含めた技術基準に基づき設置されていますが、県、市町村、関係団体が協調してその安全対策に取り組んでいます。
- また、法令の規制に属さない先端産業等で使用される未規制化学物質に対しても、同様の安全対策に取り組んでいます。

〔関係法令〕

危険物・・・消防法

高圧ガス・・・高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律

都市ガス・・・ガス事業法

火薬類・・・火薬類取締法

毒・劇物・・・毒物及び劇物取締法

【課題】

- 危険物等施設は、取り扱う物質の性質上、地震時において火災等が発生した場合、周囲に及ぼす影響が非常に大きく、多大な被害を生じる可能性がありますので、その安全性の強化、充実が必要です。
- 先端技術の発展により、未規制の化学物質の使用が増大しており、その安全管理対策の拡充が求められています。
- 東日本大震災では、津波に起因する火災が発生したと考えられており、危険物等施設における津波対策を進める必要があります。

【取組の方向】

- 県は、技術や産業の高度化により、危険物等は種類が増大し、その使用が多様化する傾向にあるため、その安全対策の確立を国に要請します。
- 県は、市町村や関係団体とともに、国の施策や施設の耐震化の促進、事業所の自己責任、自主保安体制の充実などをはじめとする安全確保対策を強化します。

【主な事業】

1 事業者に対する指導

- 県及び市町村は、危険物施設の事業者に対し、施設・設備の耐震化を促進するとともに、保安体制の充実、防災教育、防災訓練の実施など、必要な対策を講じるよう指導します。また、先端技術の発展に伴う化学物質の安全対策を促進します。〔くらし安全防災局、環境農政局〕
- 県は、その他の危険物施設の事業者に対し、施設・設備の耐震化を促進するとともに、保安体制の充実、防災教育、防災訓練等の実施など、必要な安全対策を講じるよう指導します。〔くらし安全防災局、環境農政局、福祉子どもみらい局〕
- 県は、高圧ガス事業者に対して、最新の津波浸水予測図及び津波浸水想定図や津波に対する有効な対策等の情報を提供します。〔くらし安全防災局〕

2 各事業所の措置

- 各事業所は、危険物等施設からの火災、爆発等による被害の発生、拡大を防止するため、施設等の耐震化、緊急保安体制の確立、防災訓練の実施、防災資機材の整備など必要な措置を行います。また、県が作成する津波浸水想定図等を踏まえ、二次災害の発生防止等に向けた必要な措置を講じるよう努めます。

3 研修等の支援

- 県は、危険物等施設の従事者に対する安全対策についての研修を、関係団体と共同して実施します。〔くらし安全防災局、環境農政局、健康医療局〕

資 料

- 2－8－(1) 化学物質の適正な管理に関する指針
- 2－8－(2) 県内危険物施設一覧表
- 2－8－(3) 液化石油ガス事業所及び消費者数（地区別）
- 2－8－(4) 高圧ガス事業所数（市町村別）
- 2－8－(5) 鉄砲火薬類事業所数（市町村別）

第9節 建築物等の安全確保対策

【現状】

- 新築する建築物に適用される建築基準法の耐震基準は、我が国が経験した新潟地震(1964年)、十勝沖地震(1968年)、宮城県沖地震(1978年)などを教訓に順次強化され、現在は昭和56年6月に施行されたいわゆる「新耐震基準」に依っています。
- 阪神・淡路大震災以降、平成7年10月には、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」が公布され、建築物の所有者に対する指導、誘導等総合的な措置を講じることにより、建築物の耐震性の向上を図ることとされました。
- 新潟県中越地震では、大規模盛土造成地の盛土地盤の滑動崩落が発生したことから、平成18年に宅地造成等規制法が改正され、滑動崩落のおそれのある既存の造成宅地について、「造成宅地防災区域」の指定を行って、宅地の改善命令を行う制度が創設されました。
- 県では、既存建築物の耐震化を図り、地震に対する安全性の向上を計画的に促進するため、平成19年3月に「神奈川県耐震改修促進計画」を策定し、耐震技術者の養成や耐震セミナーの開催などによる耐震診断、耐震改修の普及・啓発及び落下物対策等に取り組んでいます。
その後、平成25年11月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」が改正され、不特定多数の者や要配慮者が利用する大規模な建築物に対して耐震診断を義務付けるなど、建築物の耐震改修の促進に向けた取組が強化されたことから、同計画を改定しました。
- 大都市の中心市街地等における地下空間では、都市機能の増進を図るため有効活用が進められており、住宅及びビルの地下施設や地下街等、さまざまに利用されています。

【課題】

- 都市の安全性の向上を図るためには、建築物の耐震性の向上を促進することが大変重要な課題になります。阪神・淡路大震災においては、「新耐震基準」施行以前の建築物が大きな被害を受けていることから、現行の建築基準法に規定される耐震性能を確認するため、既存建築物の耐震診断を早期に実施し、耐震化を図っていく必要があります。
また、平成30年6月に発生した大阪北部地震では、建築物の塀の倒壊による被害が発生し、改めてブロック塀等の安全対策の必要性が認識されました。
- なお、建築物の耐震化に併せて、宅地の耐震化を図る必要がありますが、その重要性の認識は薄く、宅地の耐震化が進んでいない状況です。そこで、盛土地盤の滑動崩落の危険性の周知を行い、既存の造成宅地の耐震化への取組を推進する必要があります。
- 東日本大震災では、震源から遠く離れた大阪府においても長周期地震動が発生したとみられ、エレベーターへの長時間の閉じ込めや高層ビルの破損等の被害が生じました。高層建築物の防災対策についても取組を推進する必要があります。

【取組の方向】

- 大部分の建築物は、その社会的、物理的寿命から耐震性に配慮した建替えが順次進んでいますが、本県における地震の切迫性に鑑み、計画的、重点的に既存建築物の耐震性の向上に取り組むとともに、落下物等の防止対策や建築物のブロック塀等の安全対策について取り組みます。
- 住宅の耐震化を進めるため、耐震診断の実施、効果的な耐震補強策の普及等、耐震化に関する意識啓発を図るとともに、耐震改修工事や建て替え等の促進に努めます。
- また、造成宅地の耐震化の推進に当たっては、盛土地盤の滑動崩落の危険性の周知と、造成宅地の盛土地盤の調査と結果の公表を行って、造成宅地に係る耐震化に関する意識啓発に努めます。
- 耐震化の一層の普及、啓発を図るため、耐震セミナーの開催や市町村が実施する普及啓発の取組を支援します。
- 高層マンションをはじめとした高層建築物の防災対策について、住民等への意識啓発に取り組み

ます。

【主な事業】

1 法や計画等に基づく耐震化の促進

- 県は、既存建築物の耐震性の向上を図るため、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づいて、多数の者が利用する建築物の所有者等に対する耐震診断、耐震改修の指導・助言や普及・啓発を実施するとともに、「神奈川県耐震改修促進計画」に基づき、市町村と協働して耐震化を推進します。 [県土整備局]
- 県は、市町村が行う、不特定多数の者や要配慮者が利用する大規模建築物や緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の促進に関する取組を支援します。 [県土整備局]
- 県は、市町村が行う、昭和 56 年の新耐震基準以前に建築された民間木造住宅等の耐震改修工事、一部屋耐震化、耐震診断の促進、危険ブロック塀の除去に関する取組を支援します。 [くらし安全防災局]

2 建築技術者の講習

- 県は、住宅の耐震化の促進に資するため、市町村が耐震改修を行う施工者等向けに開催する技術講習会を支援します。 [県土整備局]

3 耐震相談等

- 県は、市町村や建築関係団体との連携を図りながら、県土木事務所等に設けている耐震相談コーナーで県民からの耐震相談に対応します。また、木造住宅の耐震化を促進するため、県民向けの耐震セミナーを開催します。 [県土整備局]

4 普及・啓発

- 県は、建築物の安全性を向上させるため、新築あるいは改修工事等における工事監理の重要性を認識させることにより、建築物そのものの耐震・耐火性能の確保を図っています。敷地の規模や隣接建築物との間隔などに留意することにより、延焼などに対してもより一層の安全性が確保できるよう、地区計画制度の活用などを通じて総合的な取組が進むよう各種の普及・啓発に努めます。 [県土整備局]
- 県は、高層マンションをはじめとした高層建築物の居住者等に対し、長周期地震動やエレベーター停止に備え、家具の転倒防止、ガラスの飛散防止や、非常食・飲料水の備蓄などの防災対策について、普及啓発を行います。 [くらし安全防災局]

5 技術的支援

- 県は、県民が簡易に実施できる耐震診断のパンフレットの配布や耐震改修の事例紹介により、耐震化を進めることの必要性について一層の意識啓発を図ります。 [県土整備局]

6 防災上重要建築物等の耐震性向上のための取組

- 県は、県立施設の耐震性の向上を図るため、県が設置した昭和 56 年の新耐震基準以前の各種施設については、施設設置責任者としてその耐震性の向上に取り組めます。特に、防災対策上の拠点となる防災上重要建築物について、耐震補強工事を進めます。 [関係局]
- 県は、県営住宅の計画的な建替えを進めながら、耐震診断を実施し、必要な耐震化を進めます。 [県土整備局]
- 県教育委員会は、県立学校等の学校施設・設備の安全点検を実施し、計画的に耐震補強工事を進めます。 [教育局]
- 県及び市町村は、施設の耐震性に係るリストを作成し、公表するよう努めます。 [関係局]

7 市町村及び公共的施設管理者の耐震性向上のための取組

- 市町村及び公共的施設管理者は、県が行っている耐震化事業に準じ、耐震診断及び耐震補強工事を進めます。

8 民間施設の耐震化のための支援

- 県及び市町村は、耐震診断・改修への補助制度により、民間の木造住宅や大規模建築物、緊急輸送道路沿道建築物などの耐震化を促進します。
特に、学校、社会福祉施設、病院などの耐震化に対して、必要な財政的支援を行います。
[くらし安全防災局、福祉子どもみらい局、健康医療局、県土整備局]

9 造成宅地の耐震化の推進

- 県は、県民の防災意識を高めるために、大規模盛土造成地マップを作成・公表しました。引き続き、大規模盛土造成地の地震時の安全性向上のために、詳細調査を進めます。 [県土整備局]

10 その他安全対策

- 県は、市町村と共同して、エレベーターにおける閉じ込め防止等を進めるための安全基準の普及・啓発や、建築物における天井の脱落防止等の落下物対策、屋上給水塔、屋上広告、看板、窓ガラス等の落下物やブロック塀の安全対策を進めます。
特に、県有施設については、早期に安全対策を進めます。 [総務局、県土整備局]
- 県及び市町村は、避難地、避難路等の周辺建物の耐震化促進策について検討します。
[県土整備局]
- 県、市町村及び施設管理者は、地下街等の不特定多数の者が利用する施設について、耐震性の向上等、安全性の確保に配慮します。 [関係局]
- 県は、建物の防火対策として、市町村が行う感震ブレーカー等の設置促進に関する取組を支援します。
[くらし安全防災局]

資 料

2－9 神奈川県建築物耐震改修促進計画の概要について

第3章 災害時応急活動事前対策の充実

- 大規模な地震災害が発生した場合、発災直後の応急対策活動を適切に実施することが、二次災害などによる被害の拡大を軽減、防止するための鍵といえます。国、県、市町村、その他の防災関係機関は、災害発生の際が把握できた場合あるいは地震災害が発生した場合を想定した災害応急対策を構築し、各種訓練を実施するなどの備えをしてきました。
- 特に、県では、災害が予測された場合あるいは災害が発生した場合の各種対策を速やかに決定し、迅速な応急活動を実施するため災害対策本部室や、各種支援対策の拠点施設として県総合防災センターを設置するなどの準備を進めてきました。
- しかしながら、こうした体制を現実の場面で有効に機能させるためには、より一層の事前準備と具体的で実践的な行動マニュアルの策定、多様な場面を想定した訓練、さらには広域応援体制の充実を図る必要があります。
- また、応急活動の実施に当たっては、県民にもっとも身近で基礎的な自治体としての市町村の役割が重要になりますので、市町村の事前準備について、県は積極的な支援を行うとともに、広域的対応に必要な緊急輸送路の確保、さらには国との連携などを強化・充実します。東日本大震災では、本県も市町村と協力して被災地への人的・物的支援を実施しましたが、本県が地震災害に見舞われた場合も、様々な機関からの応援を迅速かつ円滑に受け入れる必要があることから、広域応援体制のさらなる充実を図り、平成 26 年 3 月に「神奈川県災害時広域受援計画」を策定し、平成 28 年熊本地震の教訓や法令改正等を踏まえ、令和 2 年 3 月に修正しました。
- 東日本大震災では、これまでの想定をはるかに超えた巨大な地震・津波が発生しましたが、津波による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となります。そのため、大きな地震が発生した場合、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難を開始するなど、避難行動をとることの重要性を啓発し、住民等の防災意識の向上に努めます。
- 「平成 28 年熊本地震」では、強い揺れが連続し余震も長く続くなど、地震の揺れの怖さを再認識することとなりました。地震が発生した場合は、まずは、自らの身を守ることが何よりも大切です。そのため、地震発生時の適切な安全確保行動の重要性の啓発に努めます。
- また、帰宅困難者対策、災害廃棄物等の処理対策、災害救援ボランティア活動の充実強化を図ります。
- 平成 30 年 6 月に災害救助法が改正され、地方自治法第 252 条の 19 第 1 項の指定都市（以下「政令指定都市」という。）が国から救助実施市の指定を受けることで、救助の実施主体になり得ることとなったことを受け、大規模災害時に、救助主体が複数になっても、県の広域調整の下で迅速で公平な救助ができるよう、平成 30 年 12 月に、「災害救助に係る神奈川県資源配分計画」を策定しました。

第1節 災害時情報の収集・提供体制の拡充

【現状】

- 大規模地震等の災害発生時に、その被害を最小限にとどめ、迅速、的確な災害応急対策活動を行うためには、被害状況を素早くかつ正確に収集、伝達することが重要です。
- そこで県では、情報収集、伝達手段として、県機関、市町村及び防災関係機関を結ぶ「防災行政通信網」や「災害情報管理システム」を整備したほか、市町村との情報収集・伝達を密にし、さらに連携・協力体制を強固にするため、県から被災市町村に連絡員を派遣することとしており、この連絡員用の通信手段として衛星携帯電話を導入しました。
- また、県内外の大規模災害発生時に、迅速に被災地に赴き、被害情報を収集して県の災害対策本部等に報告する神奈川県広域災害時情報収集先遣隊を編成しています。
- 県警察や横浜、川崎両市消防局のヘリコプターテレビ、両市の高所監視カメラ、県警察の衛星通信用映像送信装置からの映像を相互に送受信できる伝送システム等を整備し、災害発生直後の被害情報等がほとんど入手できない状況においても、映像による被害概況を把握して、対策を検討できる体制を整えています。なお、県警ヘリコプターについては、県全域において、ヘリコプターを効果的に運用できる体制を整備するため、県警察ヘリポートのほか海上自衛隊厚木航空基地内に分散基地を確保しました。
- 内閣総理大臣官邸、国の非常（緊急）災害対策本部等と直接の情報通信が可能となる「中央防災無線システム」や、国や他都道府県との情報連絡を行う「消防防災無線システム」を整備しています。
- さらに、地震発生時に迅速・的確な初動体制がとれるよう、県内各地に配置する地震計を結ぶ「震度情報ネットワークシステム」を整備し、震度情報をリアルタイムで収集するとともに、災害対策本部員に対し携帯電話を利用して参集情報のメール配信を行います。
- また、県は、災害の状況等により、必要と判断される場合は、災害時応援協定に基づき、協定締結先に無人航空機（ドローン）の派出を要請し、情報収集に努めます。
- 市町村においては、地震、津波等の緊急情報を全国に一斉配信する全国瞬時警報システム（J-ALERT）と防災行政無線システムを連動させるなど、県民に対する災害情報の伝達体制の充実に努めており、特に津波警報に関しては、市町村からの伝達に加え、特定のエリア内の対応端末（スマートフォン・携帯電話）に一斉に緊急情報を配信する緊急速報メールについて、気象庁が発信する緊急情報のほかに、県からも必要な情報を緊急速報メールとして自動配信することとしています。
- また、県は、民間気象会社と共同で、誰でも自由にパソコンや携帯電話を利用して、災害時の被害情報を投稿し、閲覧できるウェブサイト「かながわ減災プロジェクト」(注1)を開設し、県民自らが災害を回避し、被害を軽減する取組を進めています。
- さらに、県は市町村と協力し、市町村が発信する避難勧告等の緊急情報を、テレビやラジオ、ウェブサイトなどを通じて迅速に伝達するLアラート（災害情報共有システム(注2)）を導入し、運用しています。

【課題】

- 日頃の災害対応では、確定被害情報を中心に情報収集を進めていますが、大規模地震発生時には、迅速な初動体制確保や被災者の支援のために必要となる被害状況や応援部隊などの活動状況などの情報を集約し、関係機関で共有する必要があります。

(注1) 県と民間気象会社が共同で開設した、誰でも自由にパソコンや携帯電話を利用して、災害時の被害情報を投稿し、閲覧できるウェブサイト

(注2) 市町村が避難勧告などの緊急情報を登録するとそれが放送事業者、通信事業者等に通知され、テレビやラジオ、ウェブサイトなどを通じて住民に迅速に伝達されるシステム。総務省が全国普及を進めています。

- 市町村の災害対策本部と避難所や病院、診療所など救護活動拠点との情報伝達体制のさらなる拡充が求められています。
- 災害時に情報の収集・提供を円滑に行うためには、システムや体制の整備だけでなく、常にそれらを適切に運用できるようにしておく必要があります。
- 要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、避難所以外で避難生活を送る避難者、応急仮設住宅として提供される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、帰宅困難者等情報が入手困難な被災者に対しても、情報伝達を行う必要があります。
- 情報通信技術の発達を踏まえ、A I、I o T、クラウドコンピューティング技術、S N Sなど、I C Tの防災施策への積極的な活用を図る必要があります。

【取組の方向】

- 県及び市町村は、衛星携帯電話、衛星通信、インターネット、防災行政無線等の通信手段の整備などにより、企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集・提供体制の整備に努めます。
- 県及び市町村は、県民や避難所、救護活動拠点等への情報提供等に当たり、不特定多数の人が情報を得やすいインターネット等の活用を図ります。
- 県及び市町村は、Lアラート（災害情報共有システム）を利用して発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めます。
- 県は、市町村が行う災害情報受伝達システムの構築と多重化を支援します。
- 市町村が被災により被害状況の報告ができないような場合でも、県は連絡員を派遣し、積極的な情報の収集・伝達に努めるとともに、情報収集の要領をあらかじめ定めるよう努めます。

【主な事業】

1 災害情報受伝達体制の充実

- 市町村は、住民等への確実な情報伝達のため、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）及びLアラート（災害情報共有システム）の着実な運用に努めます。県は、市町村の災害時の情報収集・提供体制の強化を支援します。 [くらし安全防災局]
- 県は、災害時の情報収集、伝達体制を充実するため、現状システムの課題や通信システムに関する技術動向を踏まえ、災害情報受伝達体制の一層の充実に向けた検討を進めます。 [総務局、くらし安全防災局]
- 県は、「災害情報管理システム」の再整備により、情報収集能力及び関係機関との情報共有の機能を強化します。また、県民等への情報提供をさらに推進します。 [くらし安全防災局]

2 被災者支援に関する情報システムの構築等

- 市町村は、罹災証明書の交付、義援金の給付等の被災者支援業務を円滑に実施するため、被災者の住所や家屋等の情報を効率的に処理する被災者台帳システムの導入や体制の整備に努めます。
- 県及び市町村は、県民や避難所、救護活動拠点等への情報提供等に当たり、インターネット等各種通信手段の活用を図ります。 [くらし安全防災局、健康医療局]
- 県及び市町村は、N T T東日本が運用する災害用伝言ダイヤル「171」等や携帯電話事業者等の電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努めます。 [くらし安全防災局]
- 県及び市町村は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報を周知できるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの運用を図るとともに、災害や生活情報を伝達できるよう、体制の整備に努めます。 [くらし安全防災局]

3 報道機関との協力体制の確立

- 県及び市町村は、報道機関（テレビ、ラジオ、新聞、コミュニティFMなど）の協力のもと発災時における災害報道の拡充を図ることで、被災者に対して必要な情報を提供できるような体制の確立を図ります。 [くらし安全防災局、政策局]

4 災害時の情報受伝達に関する協力体制の確保

- 県及び市町村は、アマチュア無線団体など、防災関係団体と連携して、災害時の情報受伝達に関する協力体制を確保します。 [くらし安全防災局]

5 地震観測情報の収集、伝達体制の確保

- 国及び温泉地学研究所の日常的な地震観測情報や発災時の余震情報など、地震観測情報の収集、伝達体制を確保します。 [くらし安全防災局]

6 システムの適切な管理及び操作の習熟

- 県、市町村及び防災関係機関は、発災時の円滑な情報の受伝達を図るために、災害情報に関するシステムや資機材を適切に管理するとともに、これらの運用に関する職員研修や実践的な訓練を継続的に実施するなど、機器操作の習熟に努めます。 [関係局]

資 料

- 3-1-(1) 防災行政通信網構成機関及び回線系統図
- 3-1-(2) 神奈川県企業庁無線系統図
- 3-1-(3) 市町村防災行政無線整備状況一覧
- 3-1-(4) 神奈川県・横浜市・川崎市災害時映像情報相互提供システムの運用に関する覚書
- 3-1-(5) かながわ減災プロジェクトの開設に関する協定書

第2節 災害対策本部等組織体制の拡充

【現状】

- 県は、平成 11 年 6 月に、知事直轄の組織として防災局を新設し、災害時の応急活動に関する専門スタッフを配置するなど、防災対策全般の中核機能、総合調整機能を強化しました。その後、平成 17 年 4 月には、県民の安全・安心を総合的に確保するため、防災局と県民部の安全安心まちづくり部門を統合し、「安全防災局」を設置しました。また、平成 30 年 4 月に、消費生活部門を統合し、「くらし安全防災局」となりました。
- 県では、震度情報ネットワークシステムや気象庁からの地震情報を入手した場合、直ちに初動体制がとれるよう、24 時間の情報受伝達体制をとっています。
- また、休日等も含めた勤務時間外の災害発生に備え、知事等幹部職員の携帯電話等による連絡体制、ヘリコプター等による登庁体制を整えており、併せてくらし安全防災局幹部職員は交代で県庁近傍に待機するとともに、くらし安全防災局職員、災害対策本部員等、各地域県政総合センター防災担当職員等は即時参集体制をとっています。
- 県は、津波注意報が県下に発表された場合等に、警戒体制をとります。また、県内で震度 5 弱又は 5 強を観測した場合は、くらし安全防災局が被害状況を把握した上で必要に応じて、また、震度 6 弱以上を観測した場合は、直ちに知事を本部長とする災害対策本部を設置し、本部体制をとることとしています。

さらに、災害対策本部の活動を補完し、市町村への支援体制を強化するため、必要と認めた地域県政総合センターに現地災害対策本部を設置します。

これらの対策を適切に行うため、構造上耐震性を強化し、各種情報機能を装備した災害対策本部室を活用します。

- 災害対策本部は、災害応急対策上重要な指示又は総合調整を行う県組織全体の統制機関であり、国、市町村及び防災関係機関と相互に協力して災害応急対策を実施することとしています。
- 災害対策本部には、県内外からの応援部隊の連絡員が参集するため、活動のスペースと情報共有のための情報通信システム等の必要な整備を行い、発災時の統制のとれた応急対策活動に備えています。
- 県は、県内で災害対策本部の設置に至らない地震等が発生した場合であっても、県内市町村間の相互応援が必要となる場合には、災害対策支援本部を設置します。
- 県では、災害等が発生した際に、災害応急業務に全力で取り組むとともに、県民の生活に重大な影響を与える通常業務についても、中断することなく継続して遂行していくための体制を整備するため、神奈川県業務継続計画を策定しています。
- 大規模災害への対応では、災害対策本部に情報が集約され、本部の下で一元化された対応を行うことが重要です。また、東日本大震災を機に制度化された、市町村等の要請を待たずに物資を供給するプッシュ型支援や、自治体間の職員の相互応援が定着してきており、県としての即応体制を高める必要があります。こうした観点から、平成 30 年度、現地災害対策本部の役割・機能を見直し、災害対策本部に指示・指揮系統を一元化するとともに、現地災害対策本部は、本部では把握できない情報の収集や、応援部隊の活動場所の調整など、県災害対策本部を補完する活動を行うことで、県の防災体制の強化を図りました。
- 平成 30 年 6 月の災害救助法の改正で、県域全体の広域調整を行う県の役割が明確になり、県は、県の広域調整権の下で、県内全域で公平で迅速な救助が行われるよう、資源配分計画を策定しています。

【課題】

- 東日本大震災では、庁舎が地震・津波等により大きな被害を受け、また、防災業務に従事していた職員等が被災するなど、初動期の災害応急対策に支障が生じた市町村が発生しました。こうした

状況を踏まえると、大規模な地震災害の場合、災害対策本部要員の安全確保を図るとともに、災害対策本部室そのものが被災することを想定した体制の整備や業務継続性の確保が必要です。

- 刻々変化する被災者のニーズに即応できる災害対策本部機能、市町村との連携、国や他都道府県との連絡体制の拡充が求められています。
- 発災時に災害対策本部機能が十分発揮できるよう、日常的に訓練を行っておく必要があります。
- 同時又は連続して複数の災害が発生する複合災害により、事態が深刻化することを想定しておく必要があります。
- 国のプッシュ型支援や被災市区町村応援職員確保システムが定着し、人的・物的な支援を迅速に受け入れるため、県として総合調整機能を発揮できる体制を確保する必要があります。
- 大規模災害時に人的資源が制約されるなか、災害対応のための体制が確保できるよう、実効性のある業務継続体制と職員の配備体制の整備が必要です。

【取組の方向】

- 県は、災害対策本部機能を確保するため、適切な職員の配備体制を整えとともに、災害や職員の参集状況に応じた組織体制をとります。また、発災時における迅速・的確な災害対策本部活動を実施するため、各種業務マニュアルを整備するとともに、複合災害など、様々な場面を想定したより実践的な訓練を実施します。
- 県は、災害対策本部室等が被災した場合に備えて、災害対策本部の代替機能の充実に図ります。
- 県は、国や市町村及び防災関係機関との連絡体制を拡充します。
- 県、市町村及び防災関係機関は、地震発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定などにより、業務継続性の確保を図ります。また、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な人員や資機材の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改定などを行います。
- 災害対策本部を補完する現地災害対策本部の機能を強化し、災害対策本部の総合調整機能の充実に図ります。
- 県及び市町村は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めるよう努めます。
- 県及び市町村は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努めます。

【主な事業】

1 災害対策本部の組織体制の充実等

- 県は、発災時における災害対策本部要員の参集を確保するため、県庁近傍の待機宿舎や情報伝達手段を確保するとともに、非常時に備え、職員の配置等にも留意します。
[総務局、くらし安全防災局]
- 県は、災害対策本部における人的・物的支援を円滑に調整するための体制の強化を図ります。
[総務局、くらし安全防災局]
- 県は、災害対応の長期化も想定し、一定期間継続可能な実効性のある配備編成計画の作成に努めます。
[くらし安全防災局ほか関係局]

- 県は、災害対策本部組織や業務マニュアル等を検証し、必要に応じて見直すとともに、被害の実態や被災後の時間経過に伴う対策の推移に即応できる組織体制をあらかじめ想定しておきます。 [くらし安全防災局]
- 県は、市町村、防災関係機関等と連携し、様々な場面を想定した災害対策本部の運営訓練、職員の緊急参集訓練や図上訓練を重ね、非常時に臨機応変な対応がとれるよう努めます。 [くらし安全防災局]
- 県は、国の現地対策本部や各種防災関係機関との連携をより一層高めるため、災害対策本部の機能を強化します。 [くらし安全防災局]

2 現地災害対策本部の機能強化

- 県は、地域における災害応急対策を円滑に実施し、市町村等と効果的に連携を図るとともに、市町村の被災状況や支援ニーズの把握、応援部隊の活動場所や物資拠点の調整、県災害対策本部との連絡調整などを行うため、現地災害対策本部の機能の充実強化を進めます。 [くらし安全防災局、地域県政総合センター]
- 県は、災害対策本部や現地災害対策本部で災害対応を担う職員の研修や訓練を充実し、災害対応力の強化を図ります。 [くらし安全防災局、地域県政総合センター]

3 災害対策本部室の代替機能の整備等

- 県は、災害対策本部室が被災した場合を想定して、県総合防災センターを代替災害対策本部とするための、防災行政通信網代行統制局の機能維持、幹部参集の交通手段の確保など、災害対策本部の代替機能の充実を図ります。 [くらし安全防災局]
- 県警察は、県警本部庁舎が被災した場合を想定して、通信指令機能や警備本部の指揮機能を備えた代替施設を整備します。 [警察本部]

4 市町村、防災関係機関の組織体制の充実

- 市町村及び防災関係機関は、被害の実態や被災後の時間経過に伴う対策の推移に即応できるよう、災害対策本部等防災組織体制の充実を図ります。また、庁舎等が被災した場合の代替施設の確保に努めます。

5 業務継続体制の確保

- 県、市町村及び防災関係機関は、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保に努めるとともに、自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めます。また、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備などの非常用通信手段の確保に努めます。 [関係局]
- 県及び市町村は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者の活用等による人材確保に努めます。 [関係局]
- 県は、防災訓練や業務継続体制の点検を行い、必要に応じて神奈川県業務継続計画の見直しを行います。また、市町村における業務継続計画の策定を促進します。 [くらし安全防災局]

第3節 救助・救急、消火活動体制の充実

【現状】

- 救助・救急、消火活動は、市町村長の指揮のもとに、消防機関が中核となり、被災の状況によっては、消防、警察や自衛隊、海上保安庁の協力を得ながら実施することとなっています。
- 県は、大規模災害時等に、被災市町村からの要請を受け、神奈川県消防広域運用調整本部（略称：かながわ消防）を設置し、県内消防本部と一丸となって広域応援を実施します。
- 市町村では、こうした活動の中核として機能が発揮できるよう消防力を確保するため、救助工作車、高規格救急車、消防ポンプ車等消防装備の拡充に努めています。
- 市町村は、消防力の強化に向けて、県内5つの地域で消防の広域化の検討を進めています。
- 市町村の消防水利は、平成27年4月1日現在、消火栓、防火水槽など合わせて121,797基を整備しています。
- 県は、都市や産業構造の変化に対応した救助・救急、消火活動能力の向上を図るため、県消防学校で消防職員、消防団員、自衛消防隊員等に教育訓練を実施しています。
また、県総合防災センターにおいては市町村消防や応援部隊の活動を支援するためのファイバースコープ、地中音響探知機、油圧カッター等多様な救助用資機材を備蓄するとともに、広域防災活動拠点においても、油圧式救助器具や担架等の救助用資機材を備蓄しています。
さらに、大規模災害により三浦半島や県西部地域に孤立化地域が発生した場合に備え、県西部地域や県内外の陸上自衛隊の基地内に発電機、投光器、チェーンソー等の備蓄資機材を備えた防災倉庫を設置しています。
- 県は、産学公の連携により、がれき等に生き埋めとなっている被災者を発見、救出する機器の開発を行い、その成果は参画企業による商品化に活かされています。

【課題】

- 大規模災害への対応力強化等の観点から、消防本部の規模を大きくし、消防力の強化を図る「消防の広域化」を推進する必要があります。
- 大規模災害時等の県内消防の広域応援体制を強化するため、応援部隊の増隊や、消防学校の教育訓練機能の強化等による部隊の量的質的充実を図る必要があります。
- 大規模な被災に対応できる消防力を強化するため、施設・設備の整備の充実と資機材・食料・燃料等の確保、消防職員及び消防団員の教育、訓練の充実、消防水利の耐震性の向上、消防水利が被災した場合の代替機能の確保が課題となっています。
- 大規模災害により孤立地域が発生した場合に備えて、市町村と連携して孤立化対策に取り組む必要があります。
- 大規模災害発生時には、広域応援体制により、他の地方公共団体からの支援が速やかに行われる仕組みが必要となっています。

【取組の方向】

- 市町村は、県消防広域化推進計画に基づく消防の広域化など、消防力の強化のための取組を推進します。
- 県は、県内消防の広域応援体制を強化するため、応援部隊の整備に対し、支援を行い、部隊の増隊を促進するとともに、消防学校の教育訓練等を通じた部隊の量的質的向上を図ります。
- 県は、消防の広域化など市町村における消防力の充実を図るための取組を支援するとともに、消防職員及び消防団員の能力向上を図るため、県消防学校の教育内容の充実を図ります。
- 市町村は、災害時に十分な応急活動が行えるよう、資機材・食料・燃料等の確保を進めます。
- 市町村は、救助・救急、消火活動などにおいて、相互に広域的、機動的活動を支援するため、応援部隊の受入施設の整備、応援のための訓練、情報交換などを推進します。

- 県は、市町村が実施する救助・救急、消火活動などにおける広域応援部隊の地域の活動体制を支援するため、救助用資機材などの整備を推進します。
- 市町村は、地震時における火災防止に係る知識の普及に努めるとともに、自主防災組織の指導者や防火管理者等へ消火、防火教育を行います。
- 県は、県総合防災センターにおいて自主防災組織リーダー等研修や自主防災組織リーダー等レベルアップ研修を実施するなど、自主防災組織の指導者や自衛消防隊に対して、消火、防火教育を支援するとともに、県民に対して広く防災知識の普及を図ります。
- 県及び市町村は、神奈川県内消防広域応援実施計画等を必要に応じて見直すとともに、緊急消防援助隊との連携を図るなど、広域応援体制を強化します。
- 県及び市町村は、県警察、自衛隊、海上保安庁との協調、医療機関との連携等の強化を進めます。

【主な事業】

1 ヘリコプター等の活用

- 県は、災害時の要員や物資の輸送、救助、重傷者の搬送等に県警察及び横浜、川崎市消防局のヘリコプターを活用するとともに、必要に応じて、災害時応援協定に基づく無人航空機（ドローン）の運用により、応急対策における機動性を高めます。
[くらし安全防災局]

2 救助用重機の確保

- 県及び市町村は、大都市における地震災害においては、倒壊建築物からの人命救助に建設用大型重機が必要となるため、災害時におけるこれら大型重機の確保に努めます。
[くらし安全防災局]

3 救急救命体制の強化

- 県は、神奈川県救急医療情報システムを医師会など関係機関と協同して運営します。また、救命指導医及び救急救命士の資質向上のための研修を実施します。
[くらし安全防災局、健康医療局]
- 県は、救急隊員の早期確保を図るため、消防学校の救急科教育を効率的かつ効果的に実施するための資機材等の充実を図ります。
[くらし安全防災局]

4 消防職員の資質向上

- 県は、消防職員の能力、資質の一層の向上を図るため、専科教育、幹部教育、特別救助隊員研修など特別教育を充実します。
[くらし安全防災局]

5 市町村消防の強化

- 県は、消防の広域化や将来の消防の広域化に向けた消防指令センターの共同運用などの市町村の消防力強化に向けた取組を支援します。
[くらし安全防災局]
- 県は、市町村消防力の充実・強化を図るため、防災用資機材等の整備を支援します。
[くらし安全防災局]
- 県は、広域応援に資する資機材、車両等の整備を支援します。
[くらし安全防災局]
- 市町村は、地震時における広域的な火災防御活動及び住民救出活動の適切かつ効果的な実施を図るため、消防計画の中に震災時における大規模火災等の対応について事前計画を策定します。
- 市町村は、出火、延焼拡大予防のための建築物、建材の不燃化促進、初期消火設備の設置・普及等の指導の徹底、消防力の整備強化及び消防水利の整備を図ります。
- 市町村は、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進に努めます。

6 孤立化対策の推進

- 県及び市町村は、連携して、孤立化する可能性のある地域の状況を検証し、対策を検討します。
また、県は、アクセス道路となる県管理道路の防災工事を重点的に行うとともに、緊急避難路や迂回路にもなる農道・林道の安全確保に努めます。
[くらし安全防災局、環境農政局、県土整備局]
- 市町村は、孤立化対策の検討結果等を踏まえ、対策の推進に努めます。県は、市町村の取組を支援します。
[くらし安全防災局]
- 県は、大規模災害により孤立地域が発生した場合に備え、県西部地域や自衛隊の駐屯地に設置している防災倉庫の資機材の点検・整備を行います。
[くらし安全防災局]

7 広域応援体制の強化

- 県は、災害時における県内の広域応援及び全国の消防機関により編成された緊急消防援助隊による県外からの応援が速やかに行われるよう、神奈川県緊急消防援助隊受援計画を必要に応じて見直します。
[くらし安全防災局]
- 県は、大規模災害時に、警察、消防、自衛隊などの広域的な応援や他の自治体からの応援を、迅速かつ効率的に受け入れられるよう、神奈川県災害時広域受援計画を必要に応じて見直します。
[くらし安全防災局]
- 県は、消防隊等の広域応援を支援するため、県総合防災センターの機能の充実を図ります。
[くらし安全防災局]

8 資機材・装備の強化

- 県は、災害時の活動に必要な防災資機材等の整備や備蓄、無線機の増強等警察装備の充実を図ります。
[くらし安全防災局、警察本部]

資 料

3-3 市町村消防計画の基準

第4節 警備・救助対策

【現状】

- 県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合には早期に警備体制を確立し、大地震が発生した場合には県警察の総力を挙げて人命の安全を第一とする各種の応急対策を迅速・的確に実施し、県民の生命、身体、財産の保護、混乱の早期収拾を図るなどにより、県民の社会生活の安定に努めます。また、被災地における治安維持を図るため、警備体制の整備、装備・資機材の充実等の施策を推進し、初動体制の強化を図っています。
- 災害発生時における情報収集活動のため、ヘリコプターテレビ撮影装置を導入しています。
- 海上においては、第三管区海上保安本部が、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における海上交通安全の確保、避難対策、社会秩序の維持、船舶等への情報提供及び地震災害が発生した場合における人命の救助・救急活動、消火活動、排出油等の防除活動、海上交通安全の確保、避難対策、救援物資等の緊急輸送、治安の維持、船舶等への情報提供、二次災害の防止等を行います。
- 県警察、第三管区海上保安本部は、各種防災訓練に積極的に参加し、防災関係機関との連携の強化に努めています。

【課題】

- 大地震が発生した場合における避難措置、救出救助活動、緊急交通路確保活動等の応急対策を迅速・的確に実施するためには、情報収集用資機材、救出救助用資機材等をより一層充実させていく必要があります。
- また、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合には、発災に備えた行動を迅速・的確に行う必要があります。

【取組の方向】

- 県警察は、各種の応急対策に必要な装備・資機材の整備、災害警備訓練の強化、防災関係機関との連携の強化等の推進を図り、警備体制を一層強化します。また、県警察本部庁舎が被災した場合に備えるため、代替施設を整備します。
- 第三管区海上保安本部は、災害応急活動において、関係機関との連携を図ります。

【主な事業】

1 警察署等の耐震化

- 県警察は、大規模災害発生時に、指揮本部や活動拠点となる警察署等の耐震性の強化に計画的に取り組めます。また、県警本部庁舎が被災した場合を想定して、通信指令機能や警備本部の指揮機能を備えた代替施設を整備します。 [警察本部]

2 救出救助用資機材の整備

- 県警察は、大規模災害時における迅速・的確な人命救助を実施するため、情報収集用資機材、救出救助用資機材等必要な装備・資機材の整備を進めるとともに、警備部隊の非常用食料、飲料水、燃料、電池その他の災害警備用物資の備蓄及び調達体制の整備を図ります。 [警察本部]

3 応援部隊の受入体制の確立

- 県警察は、他都道府県警察からの広域緊急援助隊等の部隊を迅速に受け入れる体制を確立します。 [警察本部]

4 協力体制の確立

- 第三管区海上保安本部は、関係機関との連携体制の整備を図り、発災時に防災業務を総合的かつ効果的に推進するため、関係機関の災害対策本部等に職員を派遣する体制を整備する等の協力体制を確立します。

第5節 避難対策

【現状】

- 県は、市町村が、広域避難地（場所）を選定する際の参考基準を定めるとともに、市町村と調整し、広域避難地（場所）等として県施設を提供しています。
- 平成 25 年の災害対策基本法の一部改正により、市町村は、災害から迅速に避難するための指定緊急避難場所、避難者が一時的に滞在するための指定避難所を指定し、住民に周知することが義務付けられました。
- 市町村は、地震災害時に安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう「避難計画」を策定し、避難勧告等の発令基準、伝達方法、避難場所や避難路の指定等を行っています。避難所としては、小・中学校等の公的施設を中心に法に基づき指定を行い、施設の整備や備蓄の増強を図っています。
- 県は、市町村の避難所の設置運営の参考となるよう、神奈川県避難所マニュアル策定指針を定め、平成 30 年 3 月には国の新たな指針やガイドライン、平成 28 年の熊本地震の教訓などを基に改定しました。
- 県は、災害救助法が適用される大規模災害に備えて、応急的な住居として応急仮設住宅の供給や住宅の応急修理を行うため、関係団体と協定を締結しています。
- 県は、大規模災害の発生に際し、応急仮設住宅を迅速・的確に供給するための神奈川県応急仮設住宅供給マニュアルや住宅の応急修理マニュアルなどの被災時の住宅対策に関する各種マニュアルを作成しました。
- 平成 25 年の災害対策基本法の一部改正により、新たに、避難行動要支援者名簿の作成、名簿情報の避難支援等関係者等への提供等の規定が設けられたことを受け、国において、市町村を対象に、その事務に係る取組方法等として「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」が示されました。
- 平成 30 年 7 月豪雨では、様々な防災情報や避難情報が避難に生かされなかった事例が指摘されています。7 月豪雨の教訓を踏まえ、住民が「自らの身は自ら守る」意識をもって自らの判断で避難行動をとり、行政はそれを全力で支援するという、住民主体の取組を強化する方向で、平成 31 年 3 月、「避難勧告等に関するガイドライン」が改定され、住民が主体的に避難行動をとれるよう、5 段階の警戒レベルによる分かりやすい防災情報の提供を行うことなどが示されました。

【課題】

- 市町村は、指定緊急避難場所及び指定避難所の速やかな指定を行い、指定した指定緊急避難場所及び指定避難所について、日頃から住民等へ周知する必要があります。
- 市町村長は、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に避難行動要支援者の把握に努めるとともに、避難の支援、安否の確認、避難支援等を実施するための基礎とする名簿を作成する必要があります。
- 県は、津波浸水想定を踏まえ、住民の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域を津波災害警戒区域又は津波災害特別警戒区域に指定し、津波発生時の警戒避難体制の整備に努める必要があります。
- 最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、そのための住民の防災意識の向上及び海岸保全施設の整備、避難場所（津波避難ビル等を含む）や避難路・避難階段等の整備・確保等の警戒避難体制の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用等、ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員する「多重防御」による地域づくりを推進するとともに、臨海部の産業・物流機能への被害軽減など、地域の状況に応じた総合的な対策を講じる必要があります。
- 大規模な災害時には、多くの被災者が発生します。また、避難生活が長期にわたる場合には、避難所の不足、ごみ・し尿の滞積、災害対策本部との情報の途絶、食料や生活必需物資の管理の問題

や、配布の遅れなどが生じるおそれがあります。

- 平成 28 年熊本地震では、強い揺れへの不安など、様々な理由で、多くの避難者が、車中泊など避難所以外の場所で避難生活を送ったと指摘されています。車中泊などは避難者の把握や適切な支援が難しくなるため、平時から抑制を図る取り組みを検討するほか、抑制しても被災の状況によって、事実上発生してしまうとの認識で、地域の実情に応じて、適切な対応方法を検討しておくことが必要です。
- 避難所での生活環境を常に良好なものとするため、要配慮者や性的マイノリティの方へのケア、避難者のプライバシーの確保、ペット同行避難のルール作成、男女のニーズの違いや要配慮者等の多様な視点が反映できるようにするなど、避難所の運営には十分配慮する必要があります。
- さらに、地下街、ターミナル駅等の不特定多数が利用する都市施設において、施設の内外における混乱を防止し、的確な避難誘導を行うためには、各施設の管理者は、情報伝達体制の確保、従業員への防災教育、防災訓練の実施、平常時から利用者への広報等の安全確保対策を地元の市町村と連携して効果的に行う必要があります。
- 応急仮設住宅の供給に当たっては、必要な戸数を必要な場所に迅速かつ的確に供給することが必要です。このため、建設による応急仮設住宅の供給とあわせて、公営住宅や民間賃貸住宅なども活用して、被災者のニーズに配慮した多様な対策がとれるよう、市町村や関係団体との連携による供給体制や事前対策が必要となります。
- 改正災害救助法を踏まえ策定した「応急仮設住宅の供給に係る資源配分計画」に基づき、大規模災害時に県域全体として、公平で迅速な供給を行うための体制を確保する必要があります。
- 大規模災害に伴い、飼主が負傷したり行方が分からなくなった場合や避難所において飼育が困難になった場合は、犬、猫等のペットを保護、収容する等の対策が必要となります。

【取組の方向】

- 市町村は、早急に、異常な現象の種類ごとに指定する指定緊急避難場所及び指定避難所の適切な指定を行い、地域住民への徹底した周知を行う必要があります。また、随時に指定施設の見直しに努め、地域住民の安全な避難先を常時確保します。
- 県は、市町村における指定緊急避難場所及び指定避難所の指定拡大に協力するとともに、その耐震化、物資の備蓄、ごみ・し尿処理などへの支援体制の整備を図ります。あわせて、要配慮者に対する支援及び男女双方の視点に配慮した避難対策を充実します。
- 県及び市町村は、応急仮設住宅の迅速な供給や設置運営を円滑に実施するため、事前対策を進めます。
- 地下街、ターミナル駅等の不特定多数の者が利用する都市施設等の施設管理者は、各施設における地震時の安全性の確保対策、震災時の応急体制の整備を進めます。
- 県及び市町村は、居住地以外の市町村に避難する被災者が必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図ります。
- 沿岸地域は、観光客が訪れることも多いことから、津波避難ビルの指定を促進する必要があります。県は、市町と連携して津波避難ビルの指定を進めるとともに、市町が、津波避難タワーなど津波避難施設や津波避難路などの整備を行う際には、県として財政支援を行うなど、市町の取り組みを支援します。
- さらに、県と沿岸市町は連携して、津波災害警戒区域の指定を促進するとともに、津波災害特別警戒区域の指定について検討を進めます。また、津波対策訓練を実施し、沿岸住民や海浜利用者の早期避難意識の向上を図ります。
- 市町村は、都市農地を避難場所等として活用できるよう、都市農業者や関係団体との協定や当該農地における防災訓練の実施に努めます。

【主な事業】

1 指定緊急避難場所及び指定避難所の確保及び整備

- 市町村は、災害種別に応じた指定緊急避難場所及び指定避難所（福祉避難所を含む）を指定し、日頃から住民等への周知徹底に努めます。
- 県は、市町村が広域避難地（場所）を選定する際に参考となる基準を定め、市町村による避難場所の指定拡大に協力します。 [くらし安全防災局]
- 市町村は、県有施設や民間施設等を指定緊急避難場所及び指定避難所として指定する場合は、協定等の締結により、施設管理者との役割分担の明確化を図ります。
- 県は、大規模地震発生時において、市町村単独では避難所の確保が困難となった場合や二次災害発生の危険がある場合に、市町村域を超えた広域的な避難の支援ができるよう、市町村と共同して体制の整備を図ります。 [くらし安全防災局]
- 県は、市町村による指定緊急避難場所及び指定避難所の指定拡大に協力するため、また、帰宅困難者や被災者の一時受入など地域における防災対策の拠点として活用できるよう、県立学校及び公の施設の耐震化や備蓄の充実に努めます。 [教育局ほか関係局]
- 県は、アドバイザーの派遣等により指定避難所として使用する公共的施設のバリアフリー化を促進します。指定避難所に指定されている施設の管理者は、当該施設のバリアフリー化に努めます。 [福祉子どもみらい局]
- 県は、指定避難所の指定・整備を行う市町村に対し、災害時の燃料備蓄という観点から液化石油ガスの有用性の周知を図ります。 [くらし安全防災局]
- 県は、市町村による指定緊急避難場所及び指定避難所の指定に協力できるよう、指定管理者制度により県立施設を管理する指定管理者との協定に、避難場所等に指定される可能性及びその運営に協力すること、緊急の必要がある場合には指定管理者においても自らの判断により適切な災害対応に努めることを盛り込みます。 [総務局ほか関係局]
- 県は、市町村、防災関係機関、地域住民と連携・調整し、県立都市公園ごとに来園者の避難誘導や避難者の受入対策などについて検討し、マニュアルづくりや防災訓練の実施に取り組みます。 [県土整備局]

2 避難計画の策定

- 市町村は、地震災害時に安全かつ迅速に避難誘導が行えるよう、あらかじめ避難計画を策定し、住民への周知に努めます。
- 市町村は、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考に、避難支援等関係者と連携した、避難行動要支援者に対する具体的な避難方法等についての個別計画の策定に努めます。
- 社会福祉施設等の管理者等は、それぞれの施設の設置目的を踏まえた施設ごとの規定（介護保険法等）や災害に対応するための災害ごとの規定（水防法等）に基づき、利用者の避難確保計画を含む非常災害対策計画等の作成や避難訓練を実施し、県及び市町村はその支援に努めます。
- 施設管理者等は、気象庁などからリアルタイムで発信される防災気象情報を把握し、早めの避難措置を講じます。また、市町村や消防団、地域社会とも連携を図り、避難時に地域の支援を得られるようにするなどの工夫に努めます。

3 避難所の運営管理

- 県は、より良い避難所運営管理を実現するため、必要に応じて県避難所マニュアル策定指針を見直します。 [くらし安全防災局]
- 市町村は、県避難所マニュアル策定指針を参考に、男女のニーズの違いや要配慮者等の多様な視点などに十分配慮するほか、自主防災組織等地域住民の代表、施設管理者及び市町村職員で構成する避難所運営委員会を設置し避難所運営マニュアルを作成するなど、避難所の円滑な運営管

理を行います。

- 市町村は、県避難所マニュアル策定指針などを参考に、被災者が安心して避難所で避難生活が送れるよう、適切な指定避難所の指定の促進と周知の徹底、避難所の生活環境の整備など、必要な対策に努めます。
- 県は、市町村の避難所の運営管理を支援するため、生活必需物資等の備蓄を進めます。
[くらし安全防災局]

4 避難所外避難者への対策

- 市町村は、関係省庁等と連携し、県避難所マニュアル策定指針などを参考に、在宅での避難や車中泊など、様々な事情から避難所以外で避難生活を送る被災者の把握方法や、物資等の供給、健康確保などの方策について、地域の実情に応じて、検討に努めます。

5 住民への周知

- 市町村は、地震災害時に安全かつ迅速な避難が行えるよう、地域内の指定緊急避難場所、避難経路、避難指示方法についてあらかじめ住民に周知するとともに、早期の自主避難の重要性について説明するよう努めます。
また、二次被害防止のため、避難する際のブレーカーの遮断、ガスの閉塞が確実に実施されるよう、日頃から啓発するとともに、電気復旧の通電の際には地域における周知に努めます。
- 市町村は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用するとともに、避難場所標識の見方に関する周知に努めます。また、沿岸地域においては、津波情報看板や標高・海拔表示板などを利用して津波に関する情報を併せて表示するなどの工夫に努めます。

6 避難訓練

- 市町村は、指定緊急避難場所への住民参加の避難訓練を実施し、発災時における混乱防止を図ります。

7 応急仮設住宅等

- 県は、応急仮設住宅の建設に迅速にとりかかることができるよう、津波にも配慮した建設候補地の土地情報を市町村の協力のもとで充実します。また、関係団体との協議を深め、発災時における供給体制を強化します。
[県土整備局]
- 県及び市町村は、従来のプレハブ型の応急仮設住宅のほかに、地元の工務店等を活用した新たな工法や供給体制についても検討します。
[県土整備局]
- 県及び市町村は、災害時における被災者の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅などの空室情報の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ関係団体とも調整のうえ体制を整備します。
[くらし安全防災局、県土整備局]
- 県は、応急仮設住宅の入居者選定基準、運営方法等について、地域の実情に応じた市町村との役割分担と協力関係を明確にします。
[くらし安全防災局、県土整備局]
- 県は、市町村及び関係機関と連携し、応急仮設住宅（建設型・民間賃貸住宅借上げ型）の供給に関する訓練を実施します。
[くらし安全防災局、県土整備局]
- 県は、建設型応急仮設住宅の設置計画の策定に関する事務オペレーションを円滑に実施するため、救助実施市と関係団体と連携した訓練等の充実に努めます。
[県土整備局]
- 市町村は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めます。

- 県は、市町村及び神奈川県土地家屋調査士会との協定に基づき、住家被害の調査担当者のための研修機会の拡充を図ることなどにより、災害時の住家被害調査の迅速化を図ります。

[くらし安全防災局]

- 市町村は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めます。

8 ペット対策

- 県は、飼主不明となった犬、猫等の円滑な保護などを図るため、必要に応じ「災害時動物救護マニュアル」を見直すとともに、飼主に対し普段から備えておくべきこと等の普及啓発を行い、災害時に備えます。

[健康医療局]

- 市町村は、事前にペット同行避難のルールを作成した場合は、地域住民にそれを周知します。また、避難所におけるペット同行については、鳴き声、臭い、毛の飛散、アレルギー、衛生面に関する問題等が発生することから、飼育スペース、ケージの確保や、飼い主の管理責任など、注意事項を可能な限り具体的に検討し、避難所運営マニュアルに位置づけます。

9 地下街、ターミナル駅等の対策

- 県及び市町村は、各施設の管理者に対して、施設利用者の避難対策等の安全確保対策について適切な指導等を行うとともに、定期的に訓練を行うなど、日頃からの連携に努めます。

[くらし安全防災局、県土整備局]

資 料

- 3-5-(1) 市町村別避難場所（地）選定状況一覧表
- 3-5-(2) 災害時における関東郵政局と神奈川県の相互協力に関する覚書
- 3-5-(3) 市町村避難計画の主な策定項目
- 3-5-(4) 神奈川県大震火災避難対策計画の概要
- 3-5-(5) (一社)プレハブ建築協会等における応急仮設住宅建設能力一覧表
- 3-5-(6) 避難所マニュアル策定指針の概要
- 3-5-(7) 市町村別避難所（施設）選定状況一覧表
- 3-5-(8) 県立施設の指定管理者と締結する基本協定書標準例抜粋

第6節 帰宅困難者対策

【現状】

- 県の地震被害想定調査結果では、冬の18時に想定地震が発生した場合には、61万人を超える帰宅困難者が発生すると想定しています。
- このような大量の帰宅困難者が、外出先から一斉に徒歩で帰宅行動を開始した場合、危険な状態になるとともに、大きな混乱の発生が懸念され、徒歩帰宅者や都心部等の滞留者によって、飲料水やトイレ、休憩場所等の不足も想定されます。
- 帰宅困難者対策については、平成23年3月の東日本大震災で大量の帰宅困難者が発生した教訓を踏まえ、国、地方公共団体、民間企業等が、それぞれの取組に係る情報を共有するとともに、横断的な課題について検討するため、国、近隣都県市、民間企業等で構成する首都直下地震帰宅困難者等対策協議会（以下「国の協議会」という。）が設置され、平成24年9月に最終報告がありました。県としても、報告の具体的な取組内容に基づき、対策を進めていきます。
- 東日本大震災では、首都圏においても大量の帰宅困難者が発生し、駅周辺を中心に混乱等が発生しました。国の協議会の推計では、本県でも約67万人の帰宅困難者が発生したと考えられています。
- 平成30年6月に発生した大阪府北部地震では、通勤・通学時間帯に発生したことに伴い、多くの通勤・通学者等の帰宅困難者が発生しました。首都圏に位置する本県では、通勤時間帯も含め、様々な時間帯の発生を想定した対策を検討する必要があります。
- 本県では、大規模な地震の発生が懸念されており、こうした地震に備えて帰宅困難者対策を行政、防災関係機関、民間などあらゆる主体が協力して、一層具体化していく必要性があります。

【課題】

- 帰宅困難者対策は、一斉帰宅の抑制、安全な徒歩帰宅のための支援など多岐にわたりますが、膨大な数の帰宅困難者等への対応は、地震による多数の死傷者・避難者が想定される中にあって行政による「公助」だけでは限界があり、「自助」や「共助」も含めた総合的な対応が必要です。
- 帰宅困難者対策をさらに推進するためには、国、地方公共団体、企業等（団体を含む。以下同じ。）がそれぞれ実施するだけでなく、連携・協働して取組を進めることが必要です。
- 一斉帰宅を抑制するとともに、従業員等の安全を確保するためには、地震が発生し交通機関が当分の間復旧の見通しが立たない場合には、企業等は、事業所建物や事業所周辺の被災状況を確認のうえ、従業員等を一定期間事業所内に留めておく必要があります。
- 県内には、横浜、鎌倉、箱根等有数の観光地と、多くの人が利用する横浜駅、川崎駅などがあり、地震の発生時には多くの観光客、通勤、通学者等の帰宅困難者の発生が予想され、帰宅困難者に対する情報の提供や家族の安否確認に対する支援、避難場所の提供や応急収容、代替交通の確保も含めた帰宅支援等の多岐にわたる対策が必要となります。

【取組の方向】

- 県は、帰宅困難者の発生を抑制するため、市町村とも連携しつつ、企業・県民に対し、一斉帰宅抑制の周知を図ります。
- 県は、企業ごとに作成する事業継続計画（BCP）における帰宅困難者対策の取組を促進します。
- 県は、市町村が開設する一時滞在施設の不足に備えて、駅周辺の県有施設を一時滞在施設として提供することとし、そのための飲料水等の整備に取り組みます。
- 県は、帰宅困難者用の飲料水等の物資を整備する市町村の取組を支援します。
- 県は、主要ターミナル駅を中心として、帰宅困難者対策を検討するために鉄道事業者、警察等関係機関が参加した地域協議会等の設置が進むよう、市町村と連携して取り組みます。

【主な事業】

1 一斉帰宅抑制の周知

- 県及び市町村は、大規模地震発生直後においては、救助・救急、消火及び緊急輸送などの応急活動を迅速に行う必要があることから、帰宅困難者の発生を抑制するため「むやみに移動を開始しない」という基本原則の県民、企業、学校、関係団体などへの周知を図り、一斉帰宅抑制の徹底を促します。 [くらし安全防災局]
- 九都県市は、帰宅困難者とその家族間において安否確認が取り合えるように、携帯電話災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル「171」等の複数の安否確認手段や、家族間であらかじめ確認手段を決めておく必要性について周知します。 [くらし安全防災局]

2 企業等の取組の促進

- 県及び市町村は、企業等が従業員などを一定期間事業所等内に留めるために必要となる水、食料、物資等の備蓄や事業所建物の耐震化、大型の什器・備品の固定の促進を図ります。 [くらし安全防災局]
- 県と政令指定都市が連携して作成した企業のための帰宅困難者対策チェックシートを活用し、帰宅時、通勤時の対応も含めた企業の帰宅困難者対策の促進を図ります。 [くらし安全防災局]
- 県は、企業による従業員の安全な帰宅手段を確保し、帰宅困難者の多数発生を防ぐため、企業に対し事業継続計画（BCP）の作成支援を行う中で、帰宅困難者対策の事例等を示すことにより、企業の取組を促進します。 [産業労働局]

3 避難対策

- 県及び市町村は、連携して帰宅困難者用の一時滞在施設の確保に努めるとともに、開設基準や運営マニュアルの作成及び一時滞在施設における飲料水等の計画的な備蓄を進めます。 [くらし安全防災局ほか関係局]
- 県及び市町村は、帰宅困難者が発生した場合の地域ごとの対応を検討・協議するため、県内のターミナル駅等を中心に、県、市町村、鉄道事業者、県警察、駅周辺事業者等で構成する地域協議会の設置を進めます。 [くらし安全防災局]
- 県及び市町村は、帰宅困難者用の一時滞在施設の場所の周知や発災時の施設への円滑な誘導等の対応を図るため、平常時から鉄道事業者等との連携を強化します。また、鉄道事業者との情報伝達体制を確保するとともに、帰宅困難者に対して携帯電話やインターネット等を活用し迅速に情報を提供できるよう、対策の検討を行います。 [くらし安全防災局]

4 徒歩帰宅者対策

- 九都県市は、事業者・団体と協定を締結し、徒歩帰宅者に対して水、トイレ、交通情報等の提供を行う災害時帰宅支援ステーションの協定締結先の拡充を図ります。 [くらし安全防災局]

5 訓練の実施

- 県及び市町村は、関係機関の協力を得て、帰宅困難者用の一時滞在施設の迅速な開設、開設状況の広報、運営管理のための訓練を実施します。 [くらし安全防災局]

資 料

- 3-6-(1) 災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定（四県市・神奈川県石油協同組合）
- 3-6-(2) 災害時における帰宅困難者支援に関する協定書（九都県市）
- 3-6-(3) 災害時における帰宅困難者支援に関する協定書（四県市・日産自動車㈱）
- 3-6-(4) 災害時における帰宅困難者支援に関する協定書（四県市・神奈川県理容生活衛生同業組合）

第7節 要配慮者等に対する対策

【現状】

- 県は、要配慮者等が利用する施設の安全確保対策として、県立社会福祉施設の耐震診断を実施して、要補強施設について順次耐震工事を行うとともに、災害時の緊急食料や防災資機材の整備を行ってきました。また、民間社会福祉施設の耐震診断、耐震工事に対する支援を行っています。
- さらに、県は、市町村における要配慮者等への災害時における支援体制を整備するためのガイドラインを示した「災害時における要配慮者支援マニュアル作成指針」や障害者とその周囲の人たちのための「防災対策行動マニュアル」を作成するとともに、被災者の健康やこころのケア、難病患者、人工透析患者、周産期・小児問題等への対応について定めた「災害時要援護者対応マニュアル」を作成しています。
- 社会福祉施設の管理者は、定期的に防災訓練教育を実施するとともに、災害時に適切な行動がとれるよう利用者及び施設に実態に応じた防災訓練を実施しています。
- 県は、病院、診療所等の施設管理者に対し、入院中の寝たきりの高齢者及び新生児、乳幼児、重症患者等自力で避難することができない患者等について、ナースステーションに隣接した病室やできる限り低層階の避難救出が容易な病室に収容するなどの指導を行っています。
- また、津波予報区の東京湾内湾又は相模湾・三浦半島に津波警報が発表された場合、緊急速報メールにより該当する津波予報区沿岸地域の対応端末（スマートフォン・携帯電話）に、気象庁から緊急情報が一斉に配信され、県からも必要な情報を緊急速報メールで自動配信することとしており、これにより、聴覚障害者も津波に関する緊急情報を確認できるようになっています。
- 県及び市町村は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人が災害発生時に迅速・的確な行動ができるよう、やさしい日本語や多言語による広報を実施します。
また、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難誘導の標識等の災害に関する表示板の多言語化、外国人を含めた防災訓練、防災教育等の実施、指導及び支援を行っています。

【課題】

- 社会福祉施設や病院、診療所における施設の耐震化や設備の安全性を確保する必要があります。
- 市町村は、要配慮者のうち、避難について特に支援が必要な住民である「避難行動要支援者」の把握に努め、生命又は身体を災害から守るために行う措置の基礎となる「避難行動要支援者名簿」を作成する必要があります。
- 市町村は、効果的に避難誘導を実施するため、市町村地域防災計画で定める避難支援に携わる関係者である消防機関、県警察、民生委員・児童委員、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者の同意を得ることにより、または、当該市町村の条例の定めにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿の情報共有を行う必要があります。
- 市町村は、地震等災害発生時の在宅の高齢者、障害者、妊産婦、難病患者、人工透析患者、児童、乳幼児等の一時的保護及びケアを行うため、所在確認を行います。県及び市町村は、緊密な連絡体制の確保と医療、保健福祉情報等の情報提供システムの整備、さらには社会福祉施設、病院、診療所、保健所等関連施設の機能の強化を図る必要があります。
- 新潟県中越地震や平成28年熊本地震では、車中避難を行った人の中から、エコノミークラス症候群による死者が発生しました。「直接死」だけでなく、災害後の避難の長期化等によって引き起こされる「災害関連死」への対策を図る必要があります。
- 東日本大震災では、死者数のうち約65%が60歳以上の方であり、高齢者をはじめとした要配慮者等に係る津波対策を進める必要があります。

また、本県においても、多くの帰宅困難者が発生し、保育園児等の保護者の所在が確認できなくなったため、災害発生時における保育所における乳幼児の保護等について、対応を図る必要があります。

【取組の方向】

- 県及び市町村は、地震等災害発生時、避難誘導、救助等において、要配慮者等の状況に配慮した適切な対応を行います。また、各種マニュアルの見直しについて検討します。
- 市町村は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、避難誘導体制の整備を図ります。
- 県及び市町村は、高齢者、障害者等の生活を確保するため、社会福祉施設や県立特別支援学校等の活用、福祉避難所の指定、病院、診療所、保健所等における高齢者、障害者等の支援システムの整備、さらには応急仮設住宅の優先入居に努めます。
- 県及び市町村は、地震等災害発生時における外国人への広報や相談など支援体制を整備します。

【主な事業】

1 所在情報の把握

- 市町村は、避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成し、災害時に活用が図れるよう、名簿情報の適切な管理に努めます。名簿には、氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他の連絡先、避難支援等を必要とする事由、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項を記載します。
- 市町村は、効果的に避難誘導を実施するため、市町村地域防災計画で定める避難支援に携わる関係者である消防機関、県警察、民生委員・児童委員、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者の同意を得ることにより、または、当該市町村の条例の定めにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿の情報共有を行います。
- 県は、保育所や放課後児童クラブにおける児童の安全確保等のため、市町村と連携し情報交換を深めながら、災害時の対応や保護者との情報共有の取組を促進します。[福祉子どもみらい局]
- 保育施設の管理者は、災害時における保護者との連絡方法を定め、日常的に訓練を行うなどして、双方の協力により、保護者及び乳幼児等の安否情報・所在情報を確実に把握できるように努めます。

2 避難誘導、搬送等

- 市町村及び施設の管理者は、避難行動要支援者の避難誘導、搬送等について、自主防災組織、近隣居住者、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア等の協力を得て、迅速かつ安全に行えるよう努めます。
- 市町村は、避難行動要支援者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、情報伝達体制の整備、避難支援計画の策定、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を図るものとします。
- 市町村は、小学校就学前の子どもたちの安全で着実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市町村間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めます。

3 避難対策

- 県及び市町村は、避難所において高齢者、障害者等が安心して生活できるよう支援体制の整備に努めます。[福祉子どもみらい局、健康医療局ほか関係局]
- 市町村は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者等の要配慮者が、必要な生活支援を受けられるなど安心した生活ができる体制を整備した福祉避難所の指定に努めます。
- 市町村は、設備・体制が整った高齢者福祉施設等を活用するため、あらかじめ施設管理者と災害時の対応について協定を結ぶことに努めます。
また県は、必要に応じて協定の促進に努めます。[福祉子どもみらい局]
- 県及び市町村は、高齢者、障害者等に配慮した構造、設備を整えた応急仮設住宅（福祉仮設住

宅を含む)の設置やあつせんに努めるとともに、高齢者、障害者等が早期に入居し、安心して生活が送れるよう配慮します。
[福祉子どもみらい局、健康医療局、県土整備局]

4 社会福祉施設等の対策

- 社会福祉施設等の管理者等は、地震等災害発生時に迅速・的確な対応を行うため、新たな津波浸水予測図等を踏まえて作成された市町村の地域防災計画などを参考に、同施設における避難計画を作成するとともに、防災組織を強化し、市町村との緊急連絡体制の確保や地域住民、自主防災組織等との連携に努めます。県は、市町村と連携して社会福祉施設等の被災状況の情報収集体制を整備するとともに、必要な情報提供を行います。
[関係局]
- 社会福祉施設等の管理者等は、施設の職員や利用者に対して、地震災害等に関する基礎的知識や災害時対応について、理解や関心を深めるため防災教育の推進や避難訓練等を実施します。
- 県は、県立社会福祉施設の耐震診断、耐震工事を実施するとともに、民間社会福祉施設の耐震化に対して財政的支援を行います。
[福祉子どもみらい局]
- 入所施設はもとより、保育所等の通所施設においても、保護者等による引き取りまでの間の通所児童等の保護のために、県や市町村との連携のもと、災害発生時に必要となる備蓄や電源の確保等に努めます。
- 県は、介護保険施設、障害者支援施設等に対し、あらかじめ県内や近隣都県における同種の施設やホテル等の民間施設などと施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導します。また、その内容を県に登録するよう要請します。
[福祉子どもみらい局]
- 県は、施設団体や職能団体等の関係団体と協働して、要配慮者を広域的に支援するため、かながわ災害福祉広域支援ネットワークを設置し、平時から連携強化を図ります。
[福祉子どもみらい局]

5 医療体制の整備

- 県は、人工透析患者等の要配慮者に、必要な医療が確保できるように、災害時における医療支援体制の整備に努めます。
[健康医療局]

6 外国人への対応

- 県は、外国人のための防災対策をさらに促進するため、県内及び県外の自治体や国際交流協会等と協力した支援体制の構築に努めます。
[国際文化観光局]
- 市町村は、指定緊急避難場所及び指定避難所等の標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示し、標識の見方について、あらかじめ周知に努めます。
- 県は、外国人旅行者が災害時において、より正確な情報収集が可能となるように、外国人旅行者向けプッシュ型情報発信アプリ「Safety tips」の普及に努めます。
[くらし安全防災局、国際文化観光局]

7 マニュアルの修正

- 県は、「災害時における要配慮者支援マニュアル作成指針」や「災害時要援護者対応マニュアル」などのマニュアル等について適宜見直しを行い、支援体制等の整備に努めます。
[健康医療局ほか関係局]

第8節 飲料水、食料及び生活必需物資等の供給対策

【現状】

- 災害時には水道施設が大きな被害を受けることが考えられます。そのため市町村では、住民の身近な場所に耐震性の貯水槽を整備し、あるいは小・中学校のプールの鋼板化を進めています。
- 県営水道では、応急飲料水の確保のため、災害用指定配水池を 37 箇所指定し、全体で常時およそ 33 万 m³の水を蓄えています。これらの災害用指定配水池では、1 人当たり約 120ℓ の水を提供することができます。
- なお、県及び市町村では、生活用水確保のため、応急復旧が迅速に行えるような体制づくりに努めています。
- 災害時の被災者用食料の備蓄は市町村で行っています。例えば、サバイバルフーズ（注1）等をはじめとして、アルファ米（注2）、乾パン、粉ミルクや缶詰等を応急食料として備蓄しています。また、生活必需物資の備蓄も市町村で行っています。例えば、仮設トイレや簡易トイレのほか炊き出しに必要な炊飯器、鍋、釜などを備蓄しています。
- 県は、災害救助法に基づき、災害救助基金の積み立て運用を行っています。災害救助基金の一部は物資（毛布）に換え、災害時の供与品として備蓄しています。
- さらに県は、県内の企業等と応急食料の取扱いに関する協定等を締結するとともに、県や市町村では、地元業者や各種組合と生活必需物資の流通在庫を利用した調達に関する協定を結んでいます。
- また、県は、災害時の円滑な物資の輸送を確保するため、物流事業者の団体と、物資の輸送や保管に関する協定を結んでいます。
- 県では、災害時に県内外からの救援物資を円滑に受け入れるために、平成 26 年に策定した神奈川県災害時広域受援計画に物資調達の基本事項を定めました。また、救援物資の受け入れに関する具体的な事項を定めたマニュアルを作成しています。

【課題】

- 全県的には備蓄は進んでいるものの、備蓄物資を更新していく必要があります。とりわけ大量の被災者が集中した場合や孤立化した地域等での備蓄に課題が残ります。
- 東日本大震災や平成 28 年熊本地震では、道路被害や集積場所での人員不足などで、県から市町村の集積場所への輸送や市町村から避難場所までの配送が滞り、避難場所等で物資が不足する状況が発生しました。
- 平成 28 年熊本地震や平成 30 年 7 月豪雨では、東日本大震災を機に制度化された国からのプッシュ型支援が実施されました。発災後速やかに実施される大量の物資の支援を受け入れる体制を整える必要があります。
- 改正災害救助法を踏まえ策定した資源配分計画に基づき、迅速かつ公平に物資等を市町村に配分、供給する体制を確保する必要があります。

【取組の方向】

- 県及び市町村は、県民一人ひとりに、災害に備え最低 3 日分、推奨 1 週間分の食料や飲料水等の備蓄や非常持出品の準備に努めるよう要請します。
- 市町村は、住民のニーズや地域性を考慮し、計画的な飲料水の確保や避難場所用資機材、応急食料の備蓄を進めます。

（注1） 簡単な調理法で食べられる長期保存（10 年）食

（注2） 水又はお湯を加えるだけでご飯にもどる保存食

- 県は、被災市町村が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実に迅速に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制の整備を図ります。また、県内の市町村とも連携して必要な応援体制を整備します。
- 大規模災害時に、県は広域物資拠点、被災市町村は物資受入拠点（地域内輸送拠点）を速やかに開設し、避難所までの輸送体制を確保するものとします。
- 県、市町村は、民間事業者との間で協定の締結や、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築します。
- 県は、物資の調達、輸送に加え、物資の保管、集配についても、民間団体が有する拠点や専門的なノウハウの活用が重要となるため、協定の更なる充実や物資拠点の把握とリスト化などを進めます。

【主な事業】

1 飲料水、食料及び生活必需物資等の確保

- 市町村は、計画的に飲料水や生活用水を確保するとともに、避難所として指定した施設等あらかじめ避難所設置用資機材や水、食料、生活必需物資の備蓄を進めます。県は、市町村の避難所運営を支援するため、生活必需物資の備蓄を進めます。 [くらし安全防災局]
- 県は、災害救助基金の適正な運用に努めるとともに、災害救助基金の一部として備蓄している物資及び保管場所の適正管理を図ります。 [くらし安全防災局]
- 県は、緊急時の水の確保のため、市町村の依頼に基づき、防災用井戸及び家庭用井戸について、飲用の適否を検査します。 [関係局]
- 県は、市町村等への支援をできる限り行うために協定品目の拡充や協定企業等の拡大に努めます。また、災害時に調達を円滑に行うために、協定企業等との連絡体制の整備に努めます。 [くらし安全防災局、政策局、環境農政局、産業労働局]
- 県営水道は、応急飲料水の確保に努め、災害用指定配水池における応急給水を支援するとともに、県営水道給水区域内の市町と災害時の応急給水に関する訓練などを定期的実施し、連携の強化を図ります。 [企業庁]

2 高齢者、障害者等への配慮

- 市町村は、食料、生活必需物資等の備蓄に際して、高齢者、障害者、女性、乳幼児等や季節性に配慮した備蓄品目の検討を行い、整備を進めます。

3 物資の供給体制の整備

- 県は、被災市町村が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実に迅速に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制の整備を図ります。 [くらし安全防災局、政策局、環境農政局、産業労働局]
- 県は、物資の受援体制を強化するため、民間の物資拠点や輸送・集配のノウハウが活用できるよう、協定の充実のほか、災害救助に係る連絡会議や、国や救助実施市、協定事業者等が連携した研究会などを通じて、関係機関の連携体制の一層の強化を図ります。 [くらし安全防災局、環境農政局、産業労働局]
- 県と市町村は、広域物資拠点、地域内輸送拠点の設置等により、円滑な物資の受入体制の確保に努めます。 [くらし安全防災局、環境農政局、産業労働局、地域県政総合センター]
- 県は、市町村や防災関係機関、物流事業者などと連携し、様々な事態を想定した物資の輸送や受入の訓練を実施し、物資の受援体制の充実を図ります。 [くらし安全防災局、環境農政局、産業労働局]

- 県は、災害対策本部に設置する資源配分連絡調整チームの円滑なオペレーションを確保するため、救助実施市や民間団体と連携した訓練や研修の充実に努めます。

[くらし安全防災局、環境農政局、産業労働局]

資 料

- 3-8-(1) 食料・飲料水備蓄状況一覧表
- 3-8-(2) 衣料・寝具・日用雑貨備蓄状況一覧表
- 3-8-(3) 応急対策・生活用資機材備蓄状況一覧表
- 3-8-(4) 配水池数量及び有効容量一覧表
- 3-8-(5) 水道事業者別応急給水用資機材整備状況一覧表
- 3-8-(6) 市町村別応急給水用資機材整備状況一覧表
- 3-8-(7) 飲料水兼用耐震性貯水槽設置状況一覧表
- 3-8-(8) 耐震性受水槽設置状況一覧表
- 3-8-(9) 配水池設置状況一覧表
- 3-8-(10) 鋼板プール設置状況一覧表
- 3-8-(11) ろ水機（単独）配置状況一覧表
- 3-8-(12) 災害救助用備蓄物資一覧表
- 3-8-(13) 井戸水検査状況一覧表
- 3-8-(14) 生活必需物資の災害時調達先一覧表
- 3-8-(15) 応急食料の調達協定締結先一覧
- 3-8-(16) 応急食料の調達協力企業等一覧

第9節 医療・救護・防疫対策

【現状】

- 県では、大規模な災害が発生した場合に、負傷者等に対する迅速で適切な医療救護、防疫活動が実施できるよう、保健医療救護計画を定めるとともに、災害時には、災害対策本部健康医療部の機能として、保健医療調整本部を設置し、医療救護に関する窓口の一元化を図っています。
- 保健医療調整本部には、保健医療調整本部長の指揮下で、医療救護に関して必要な判断・調整等を行う神奈川県災害医療コーディネーターを設置しています。また、小児・周産期医療分野については、災害時小児周産期リエゾンが災害医療コーディネーターをサポートします。
- 県では、平時には災害時医療救護に関する活動・訓練のあり方等の検討を行い、災害発生時にはその地域における医療救護活動の本部機能を担う地域災害医療対策会議を原則として二次保健医療圏ごとに設置しています。

また、地域災害医療対策会議には、必要とされる医療支援が被災地（地域）へ迅速かつ的確に提供されるよう神奈川県地域災害医療コーディネーターを設置しています。

- 政令指定都市及び藤沢市、茅ヶ崎市は、管轄区域単位で地域災害医療対策会議に相当する会議を設置するものとし、県の地域災害医療コーディネーターに相当する専門家を配置します。
 - 県では、災害時に負傷者の受入れ、救護班の派遣など医療救護活動の中心的な役割を担う施設として災害拠点病院を指定しています。また、災害拠点病院における対応に準じ、災害拠点病院のバックアップ体制に参加し、医療救護活動へ協力する病院として災害協力病院を指定しています。
 - 県では、災害の急性期（概ね災害発生後 48 時間以内）に活動できる機動性を持ち専門的なトレーニングを受けた医療チーム（神奈川DMA T）を編成する「神奈川DMA T指定病院」を指定しています。また、県内で発生した災害に対応するための専門的なトレーニングを受けた医療チーム（神奈川DMA T-L）を編成する「神奈川DMA T-L指定病院」を指定しています。
 - 県では、被災地域で精神科医療及び精神保健活動の支援を行うための災害派遣精神医療チーム（かながわD P A T）を整備しています。
 - 医療機関の被害状況など、医療救護活動に必要な情報を医療機関や行政機関等で把握することができる厚生労働省の「広域災害・救急医療情報システム（E M I S）」（注）を活用しています。
 - 各県立病院では、医薬品の在庫を確保し、患者用非常食を概ね7日分備蓄するとともに、災害用医療資材や折りたたみベッドなどを整備し、災害時の負傷者の受入れに備えています。
- また、救護所などに派遣される救護班用として応急衛生材料セットを備蓄し、救護班を派遣できる体制を整えています。

- 県立病院を災害拠点病院や周辺地域の医療救護を行う病院として整備することとし、建築物の耐震診断と耐震化工事、ガラス飛散防止工事などを行っています。

また、災害時にも病院機能を継続して維持できるよう、水は受水槽等に通常使用の約0.5日～1.5日分を確保し、受水槽、高架水槽、院内配管の耐震化を行うとともに、井戸や造水機を設置しています。さらに、非常用自家発電設備の改修や分散型電源の導入、移動式小型発電機の配備などを行い、ライフライン系統の不測の事態に備え、水及び電力等の確保に努めています。

- 県保健福祉事務所の機能を充実・強化するために、防災倉庫を設置し、災害用医療資材、テント、折りたたみベッド、造水機、発電機、簡易トイレ、食料などを備蓄しています。
- 県では、災害発生時における円滑な医薬品等の確保・供給を図るため、県医薬品卸業協会と協定を締結して、共同で迅速な在庫の把握・出荷を可能とする体制を整備しています。

また、救護活動に必要な医薬品等を優先的に供給するため、県医薬品卸業協会等と、血液製剤については、日本赤十字社神奈川県支部と協定を締結しています。

（注） 広域災害・救急医療情報システム（E M I S）とは、被災地の医療機関の応援要請情報や支援情報をリアルタイムに収集、交換することにより、効果的な医療救護活動を確保できる全国を結ぶシステムのことです。

- 県では、災害時に災害拠点病院、災害協力病院、県立病院、日本赤十字社神奈川県支部、国立病院機構病院、公立病院、県医師会等に救護班等の派遣を、神奈川DMA T指定病院に神奈川DMA T、神奈川DMA T-L指定病院に神奈川DMA T-Lの派遣を要請します。
また、速やかに救護班を派遣するため、県医師会、県歯科医師会、県病院協会、県薬剤師会、県看護協会、県柔道整復師会と災害時の医療救護活動についての協定を締結しています。
なお、県は、救護班等の協力を得て、避難所、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たっては神奈川県地域災害医療コーディネーターを活用するものとします。その際、救護班等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めます。
- 神奈川県自治体病院開設者協議会を組織する県及び県内9市は、「県自治体病院災害時相互応援に関する申合せ」を行い、相互応援体制を確立しています。
- 近隣都県等との相互応援協力について、九都県市災害・救急医療連絡会（東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市）において「広域医療連携マニュアル」を作成し、具体的方策も含めた体制を整えています。
- 防疫対策としては、日常からの感染症の発生予防及びまん延防止のため、県は市町村との連携のもとに感染症に罹患した患者への適切な療養の指導、患者宅の消毒、接触者の健康診断や疫学調査などの予防措置を迅速・的確に講じています。また、原則、入院治療が必要な感染症について、一類感染症(エボラ出血熱、ペスト等)、二類感染症(中東呼吸器症候群(MERS)、結核等)及び新型インフルエンザ等感染症については、都道府県単位で指定する第一種感染症指定医療機関で入院治療を行い、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症については、2次医療圏単位で指定する第二種感染症指定医療機関で入院治療等を行うことにより、医療体制の確保を図っています。

【課題】

- 医療救護活動においては、災害発生直後の初動対応が重要であり、いかに迅速に保健医療調整本部の初動体制を確立するか、情報機能をどのように充実・強化していくかが重要です。また、医療救護活動においては行政、警察、消防、自衛隊等との連携が必須であり、その事前の準備が重要です。
- さらに、迅速に保健医療調整本部の初動体制を確立し、同本部のもとで県全域の医療機関の協力を得て、組織的に活動できるよう、平常時からの訓練の積み重ねも重要です。
- 災害拠点病院には、災害時に多数の傷病者が集中することから、建物、医療用機器等の施設・設備の整備のほか、医薬品、食料の備蓄等の災害時医療機能の充実が必要です。
さらに、災害拠点病院の機能を強化するため、要員の訓練・研修が重要です。
- 発災時に速やかに広域災害・救急医療情報システム(E M I S)を通じて、各医療機関との情報受伝達を行うため、災害時運用体制の確立が必要です。
- 大規模な災害時には病院の機能低下が懸念されます。そのため、緊急に手術等を必要とする重篤患者等を被災地外の医療機関に搬送するため、国の「広域医療搬送計画」と連携した県内の体制の確立が必要です。
また、都道府県間の相互応援協定に基づく医療救護活動の具体的連携体制の確立が必要です。
- 各二次保健医療圏の医療機関及び災害時に設置される救護所の体制づくりが重要です。
- 大規模災害時の保健医療救護の内容は、阪神・淡路大震災の場合、発災時は外科系が主であり、3日目以降は感染症などの疾患が増加します。また、避難等により慣れない集団生活の中でのストレスや地震に対する精神的なダメージを訴える被災者が目立ち、精神科系の医療や環境の悪化に起因する疾患や持病の悪化などの慢性期の医療を必要とするようになります。
このことから、救護班等の派遣や医薬品の供給などにも被災者のニーズに合わせた医療救護活動体制が重要になります。
また、被災地における医療機関の機能の保全と速やかな復旧のための準備が必要です。

- 災害時においては、感染症が発生しないよう、市町村と連携し、予防のための消毒などを実施する体制づくりが必要です。

また、感染症患者が発生したときに、平常時と同様の情報の収集・提供に努めるとともに、入院が必要な患者に対しては、感染症指定医療機関等において入院治療が受けられるよう連絡体制、搬送体制、医療体制を確保することも必要です。

- 大規模災害時には、遺体の検案、安置、火葬、埋葬等が課題となります。

【取組の方向】

- 県は、災害時における医療救護活動を効果的に行うため、関係機関、関係団体と連携して、「神奈川県保健医療救護計画」を推進します。
- 県は、医療救護活動を円滑に実施するため、県保健福祉事務所を医療救護支援の拠点として機能強化を図ります。
- 県は、災害時の電話回線の不通、輻輳等に備え、災害拠点病院等関係機関との間の通信手段の多重化を推進します。
- 県は、広域災害・救急医療情報システム（E M I S）を活用して、発災時の医療救護活動に必要な医療機関の情報を迅速に収集します。
- 県は、災害拠点病院、災害協力病院、神奈川DMA T指定病院、神奈川DMA T－L指定病院の機能強化等に向けて取り組むとともに、医療の応援について近隣都県間における協定の締結を促進する等医療活動相互応援体制の整備や実践的な訓練等を通じて、災害時医療活動等の支援体制の整備に努めます。
- また、災害拠点病院の災害医療機能の充実を図るため、施設等の整備を促進するとともに拠点病院間のネットワーク化を推進します。
- 県は、重篤患者等の被災地外への広域医療搬送が円滑に行えるよう、航空搬送拠点・ヘリコプター臨時離着陸場の確保、同乗医師の確保、搬送機関等との連携など具体的な対応方を検討します。
- 県は、医療施設の耐震化、病院災害対策マニュアル、業務継続計画の整備、防災訓練の実施について、医療機関での取組を促進するため、継続的に啓発指導を行います。
- 県は、感染症の発生及びまん延防止を目的として迅速・的確に所要の措置を講じるため、県保健福祉事務所等を拠点として被災地内の関係機関の協力を得て、迅速な医療体制の確保、防疫活動、保健活動等を実施します。

【主な事業】

1 情報伝達手段の整備

- 県は、災害拠点病院等関係機関に整備したM C A無線装置の維持・管理及び定期的な情報伝達訓練を行います。 [健康医療局]

2 災害拠点病院の機能強化等

- 県は、災害拠点病院の施設の耐震化や災害医療に必要な施設整備及び医療機器等の設備整備に対して助成します。
また、災害拠点病院の情報の共有化、ネットワーク化を進めます。 [健康医療局]
- 県及び(地独)神奈川県立病院機構は、県立病院の施設の耐震化を進めるとともに、水、電気、燃料などのライフラインが途絶した場合に備えて、非常用自家発電設備の改修などを計画的に進めます。また、災害時医療資材の更新を進めます。 [健康医療局]
- 県は、災害拠点病院、災害協力病院、神奈川DMA T指定病院、神奈川DMA T－L指定病院の機能強化等に向けて、国及び関係機関と調整を進め、災害時医療救護体制の強化に取り組みます。 [健康医療局]

3 医療機関相互の連携強化

- 県は、広域災害・救急医療情報システム（E M I S）の円滑な運用に努めるとともに、操作等の研修・訓練を定期的に行います。 [健康医療局]
- 県は、広域医療搬送関係機関と連携方策について協議を進めるとともに、情報の共有化、訓練の実施により具体的対応の習熟に努めます。
また、近隣都県と相互応援協力の具体的方策について協議を進めます。 [健康医療局]
- 県は、医療従事者を対象とした災害時医療に関する研修会を開催し、災害時に的確に対応できる知識や技能の習熟を図ります。
また、啓発資料の配布等により訓練実施などの病院内での実践的な防災対策の取組を促進します。 [健康医療局]
- 県は、大規模災害発生時の医療支援体制を強化するため、自衛隊医療関係部隊と他の医療関係機関が連携する医療救護活動訓練や救出救助訓練を主体とした県・市町村合同総合防災訓練（ビッグレスキューかながわ）を実施します。 [くらし安全防災局ほか関係局]

4 保健福祉事務所機能の強化

- 県は、災害時における県保健福祉事務所機能を強化し、地域災害医療対策会議を設置して、市町村、関係団体等との連携を図りながら、救護班や医療ボランティア等の受入れ調整などの医療救護に関するコーディネート機能を備えるとともに、医療救護活動に必要な医療情報の収集・提供、被災者に対する健康管理、防疫活動、食中毒予防等の拠点として体制の整備を進めます。 [健康医療局]
- 県は、災害時に感染症患者が発生した場合や感染症の発生予防の対応のため、防疫用品等の備蓄に努めます。 [健康医療局]

5 災害用医薬品等の確保対策の推進

- 災害時用の医薬品の備蓄については市町村が行いますが、県は、市町村から要請された支援を行うため、医薬品等の確保を図るとともに、県薬剤師会、県医薬品卸業協会等と連携し、医薬品等の需給情報の的確な収集、医薬品等の適正な供給体制の整備を進めます。 [健康医療局]
- 県は、医療用ガス、医療機器及び歯科用品を確保するため、一般社団法人日本産業・医療ガス協会、県医療機器販売業協会及び県歯科用品商協同組合と連携し、医療用ガス、医療機器及び歯科用品の適正な供給体制の整備を進めます。
また、災害時、県と県薬剤師会、県医薬品卸業協会及び協会員との間の迅速・適切な情報伝達手段を確保し、医薬品等の円滑な供給を可能とするために整備したM C A無線装置の維持・管理等を行います。 [健康医療局]

6 広域火葬体制の強化

- 市町村は、災害時における遺体対策を進めるため、神奈川県広域火葬計画に基づき棺の調達、遺体の搬送、火葬、埋葬等の手配を行い、県は、広域的な協力体制をとります。 [健康医療局]

資 料

- 3-9-(1) 医薬品等の供給に関する協定先一覧
- 3-9-(2) 血液製剤の供給血液センター及び供給地域一覧表
- 3-9-(3) 防疫用備品配置状況一覧表
- 3-9-(4) 第一種及び第二種感染症指定医療機関
- 3-9-(5) 災害拠点病院一覧表
- 3-9-(6) 医療救護関係機関との協定

- 3－9－(7) 公益社団法人神奈川県医師会救護隊規程
- 3－9－(8) 神奈川県医師会救護隊規程施行細則

第10節 文教対策

【現状】

- 県教育委員会では、この計画に基づき、災害時及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合等における児童・生徒等の生命・身体确保安全や緊急事態に備え、迅速・的確な保護対策等について、「学校防災活動マニュアルの作成指針」を定め、県立学校では、それに基づき学校防災計画等を作成しています。また、作成指針を市町村教育委員会に示しています。
- また、県では、私立学校の防災計画等の作成のため、国や県教育委員会の取組等について情報提供しています。
- 県立学校が作成する学校防災計画等では、災害時における学校及び教職員の果たす役割を明確にするとともに、学校における対策本部の設置、児童・生徒等の保護や帰宅に関し、的確な対策を講じることとしています。
- また、県教育委員会では、防災教育指導資料や津波防災に関する指導資料を作成し、市町村教育委員会や県立学校に配布しています。
- この他、防災教育や防災訓練、通学路の安全点検を通じて、日常的に児童・生徒等の防災意識の向上を図っています。

【課題】

- 災害に対する日頃からの心構えの大切さと防災に関する正しい知識などについて学ぶ防災教育や、家庭や地域と連携した防災訓練の実施を通じた啓発が必要です。
- 東日本大震災では、津波等の被害により、多くの児童・生徒等が犠牲になりました。そのため、学校における防災教育の一層の充実を図る必要があります。
- 児童・生徒等が在学時に災害が発生する場合を想定した学校の施設、設備の安全性の確保が必要です。また、児童・生徒等の保護や帰宅に関し、通学路の安全性等の情報の把握並びにこれに基づく的確な判断及び指導が求められます。
- 避難場所としての機能と学校教育の場としての調整を図る必要があります。

【取組の方向】

- 公立学校は、防災教育の充実や家庭・地域と連携した防災訓練を推進します。
- 公立学校は、学校施設、設備の耐震化を図るとともに、通学路の安全点検を推進します。
- 公立学校は、学校における地震防災体制の充実を図るため、各学校で作成している学校防災計画等の見直しを行います。
- 県教育委員会及び市町村教育委員会は、学校の避難場所としての果たすべき役割や学校教育活動との関係を明確にするとともに、教育施設の被災に対応する防災資機材等の整備を行います。
- 県は、国や県教育委員会の取組等について私立学校に情報提供し、各学校の防災計画等の充実を促進します。

【主な事業】

1 学校における防災体制の整備

- 公立学校は、防災教育及び家庭・地域と連携した防災訓練を実施します。 [教育局]
- 公立学校は、児童・生徒等の通学路の安全点検を行います。 [教育局]
- 公立学校は、災害時における児童・生徒等の确保安全を図るため、各学校で作成している学校防災計画等の見直しを行い、実効性のある避難実施計画を定めます。 [教育局]
- 県教育委員会及び市町村教育委員会は、特別支援学校等の障害がある児童・生徒等の避難については、障害の状態をよく把握し、迅速に対応できる体制を整えます。 [教育局]

- 県教育委員会及び市町村教育委員会は、教育施設の被災に対応する防災資機材等の整備を行います。 [教育局]
- 県教育委員会は、教職員及び特別支援学校の児童・生徒分の食料の備蓄及び更新を行います。 [教育局]
- 県教育委員会及び市町村教育委員会は、公立学校の施設・設備の安全点検を実施し、計画的に耐震補強工事を実施します。 [教育局]
- 県は、国や県教育委員会の取組等について私立学校に情報提供し、各学校における防災体制の整備を促進します。 [福祉子どもみらい局]
- 私立学校は、各学校の状況に応じた避難訓練を実施します。
- 県は、私立学校の耐震診断、耐震補強工事に対して支援します。 [福祉子どもみらい局]

2 防災教育の充実

- 県教育委員会は、児童・生徒等が各教科や特別活動を含めた学校教育活動全体を通じて、様々な災害時における危険について理解し、正しい備えと適切な行動力を身に付けるために、防災教育指導資料及び津波の起こる仕組みや避難の仕方等をわかりやすく示した津波防災に関する指導資料等を公立学校に配布するとともに、教職員に対する研修会を開催するなど防災教育の充実を図ります。 [教育局]
- 県は、国や県教育委員会の取組等について私立学校に情報提供し、各学校における防災教育の充実を促進します。 [福祉子どもみらい局]
- 県は、県内小中学校の教員を対象に専門研修を実施し、防災に関する専門的知識や技能を習得させることで、学校を拠点とした防災活動の展開及び将来的な地域防災の担い手育成を図ります。 [くらし安全防災局]

3 学校等における避難場所の開設

- 県は、避難場所に指定された県立学校等が災害時において有効に機能するため、県立学校等と市町村との役割分担や避難場所開設の方法等について、双方が連携して行う防災訓練等を通じて確認できるよう、連携の強化を図ります。 [くらし安全防災局、教育局]
- 県は、避難場所に指定されていない県立学校等においても、災害時に適切な対応をとることができるよう、県立学校等と市町村との連携の強化を図ります。 [くらし安全防災局、教育局]

4 文化財の保護

- 県教育委員会は、行政と所有者等との文化財情報の共有化を進め、地震・津波・浸水対策も含めた文化財の防災意識の啓発を図るため、「文化財防災マップ」を作成し、公表しました。 [教育局]
- 県教育委員会は、大規模災害への事前の備えや、被災後の復旧対策を進めるために設置された、県教育委員会及び市町村教育委員会で組織する「県・市町村文化財大規模災害対策検討分科会」の協議に基づき、「神奈川県文化財防災対策マニュアル」を作成しました。 [教育局]
- 県教育委員会は、被災時における文化財レスキュー活動の対応等について検討を進めます。 [教育局]

第11節 緊急交通路及び緊急輸送路等の確保対策

【現状】

- 発災時における災害応急活動及び警戒宣言発令時の対策活動に必要な物資、資機材、要員等の広域的緊急輸送を円滑に行うためには、幹線道路、物資受入れ港及びヘリポートの3つの確保が極めて重要です。
- 東日本大震災では、自動車専用道路をはじめとする幹線道路は、緊急輸送道路として、救急・救援や復旧に役立つなど、「いのちの道」としての機能を発揮しました。
- 県警察では、救出救助、消火、物資輸送等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、防災拠点及び都市間を結ぶ国道、主要な県道等のうち 57 路線を緊急交通路指定想定路線として選定しています。大震災発生時及び警戒宣言発令時には、被災状況等を勘案のうえ、必要な区間について災害対策基本法第 76 条に基づく交通規制を行い、道路管理者と連携し、緊急通行車両の円滑な運行の確保に努めます。

このため、指定された緊急交通路では緊急通行車両以外の車両は、通行の禁止、制限の交通規制を受けることになります。

- また、県では、発災後の復旧活動をはじめとする緊急輸送の拡大に対応するため、現地災害対策本部、広域防災活動拠点、市町村災害対策本部等を有機的に連絡する 368 路線を緊急輸送道路として事前に指定するとともに、これらの路線を優先して橋りょうの耐震補強を進めています。
- 県及び道路管理者並びに県警察は、「緊急輸送道路管理マニュアル」を策定し、地震災害後の復旧、緊急輸送の確保に係る手順を整理しました。
- このため、道路管理者等は、災害対策基本法第 76 条の 6 第 1 項により、災害が発生した場合において、緊急車両通行の妨げになる車両等を、区間を指定して道路外の場所へ移動すること等の措置を命ずることになります。
- 海上輸送として、県内で 9 つの物資受入れ港（港湾及び漁港）を指定し、海上からの緊急輸送が可能になるように備えています。
- ヘリコプターの持つ機動性は、緊急時に特に威力を発揮します。県及び市町村は、大規模災害発生時に利用可能なヘリコプターの臨時離着陸場を選定し、ヘリコプターの効果的な運用ができるよう努めています。
- 県警察は、県全域においてヘリコプターを効果的に運用できる体制を整備するため、海上自衛隊厚木航空基地内に分散基地を確保しています。
- 国は、平成 30 年 3 月の道路法改正において、物流上重要な道路輸送網を「重要物流道路」として指定し、国際海上コンテナ車（40ft 背高）の特車通行許可を不要とする措置の導入や災害時の道路啓開・災害復旧を国が代行する制度を創設しました。

【課題】

- 大規模災害が発生した場合、道路の不通箇所が多数発生することが予想されます。このため、緊急通行車両の通行や緊急輸送の確保に向けた幹線道路の事前の地震対策が必要となります。
- 現在の緊急交通路指定想定路線や緊急輸送道路は、県外からの支援体制や現地災害対策本部、広域防災活動拠点、市町村災害対策本部等との連携を考慮して指定していますが、今後は、耐震性の向上はもとより、路線の多重性や代替性を考慮しながら、総合的に整備していく必要があります。
- 船舶による海上からの大量輸送は重要になりますが、岸壁など港湾施設の十分な耐震性の確保が課題となります。
- ヘリコプターの緊急輸送は、発災時初期にはその機動力で大きな威力を発揮しますが、そのためにはヘリコプター臨時離着陸場の整備、拡充や燃料の確保が必要となっています。

特に大型ヘリコプターによる緊急輸送の場合、かなりの広いスペースが必要であり、市街化の著しい地域ではその確保が難しく、確保できた場合でもそこに多くの避難者がいる場合も考えておく

必要があります。

また、県及び市町村は、地域の実情を踏まえ、消防ヘリ、警察ヘリ、ドクターヘリなど、災害時のヘリコプターの運用等について、あらかじめ協議しておく必要があります。

【取組の方向】

- 県警察は、緊急交通路についての的確な交通情報、効果的な交通規制、緊急通行（輸送）車両の事前届出制の運用などにより災害時の交通規制の円滑化を図ります。
- 県警察は、災害時における大幅な交通規制を迅速に行うため、規制、検問用の資機材の整備に努めます。
- 県、市町村及び道路管理者は、緊急輸送道路の機能確保に向けて、さらなる整備を進めます。
- 県及び市町村は、緊急輸送の確保を早期に確実に図るため、主要な市街地と高速道路のアクセス強化等ネットワーク機能の向上、道路防災対策、各関係機関との情報連絡体制の強化等を通じて、安全性、信頼性の高い道路網の整備を図ります。
- 県は、災害時に、港湾、ヘリコプター臨時離着陸場の機能が十分に発揮され、緊急輸送の代替性が確保できるよう、施設の利用計画について管理者と事前調整を図るとともに、平常時から施設整備や円滑な航行の確保に努めます。
- 県及び市町村は、災害時のヘリコプターの運用等について、あらかじめ関係機関と協議し、図上訓練等などにより、運用方法等の検証を図ります。
- 県及び県警察は、緊急交通路を迅速に確保できるように、交通規制、検問用資機材等の改良に努めます。

【主な事業】

1 緊急輸送道路等の耐震化及び復旧体制の整備

- 県、市町村及び道路管理者は、橋りょうの耐震性のさらなる向上を図るとともに、一般道と高速道や鉄道の立体交差点、トンネル等の重要構造物の安全点検を進めていますが、あわせて、被災した場合を想定し、応急復旧のための資機材について事前の備蓄や整備を行います。また、災害時における建設業者等との協力体制の充実・強化を図るとともに、道路管理者相互の連携強化に努めます。

[県土整備局]

2 緊急交通路等の機能確保のための施設整備

- 県警察は、交通監視用テレビカメラ、車両感知器等を活用し、道路状況の正確な把握に努めるとともに、広域的な交通規制を行うための災害用信号機、移動式の交通情報表示システム（サインカー）を導入します。また、信号機、情報板等の道路関連施設などの耐震性を高めるとともに、災害時の信号機、交通情報の収集を確保するために、自動式発電機の設置を進めます。

[警察本部]

3 緊急通行（輸送）車両の事前届出

- 県及び県警察は、緊急交通路における緊急通行（輸送）車両の事前届出手続きの推進を図り、当該車両が発災時に円滑に運行できるよう、平常時から緊急通行（輸送）車両事前届出制度の活用 に努めます。

[くらし安全防災局、警察本部]

4 ヘリポート等の整備

- 県及び市町村は、ヘリポート施設の耐震性を高めるとともに、大型ヘリコプターの離着陸が可能なオープンスペースの確保を積極的に進めていきます。また、緊急医療を要する被災者の受入病院とアクセスできるよう、ヘリコプター臨時離着陸場の確保にも努めていきます。

さらに、災害時に実際に利用できるよう、誘導案内施設の整備を行うとともに、これらの地図

情報を、自衛隊を含め応援協定を結んでいる自治体に事前に配布しておきます。 [関係局]

5 港湾の整備及び復旧体制の整備

- 港湾管理者は、発災後の緊急輸送及び地域産業の速やかな復旧・復興を図るため、耐震強化岸壁の整備に努めるとともに、関係機関と連携のもと、発災時の港湾機能の維持・継続のための対策を検討します。また、その検討に基づき、港湾の危険物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に関する建設業者等との協定の締結等必要な対策を講じるよう努めます。 [県土整備局]

6 輸送活動に関する関係機関相互の情報共有化

- 県、県警察及び道路管理者は、緊急性の高い輸送対象、道路啓開の優先度の高い路線等について、関係者間で情報の共有化を図ります。
また、緊急輸送道路の機能の確保に向けた整備を図るほか、県警察、消防、自衛隊、警備業協会との適切な連携を進めます。 [くらし安全防災局、県土整備局、警察本部]

7 燃料の確保

- 県は、大規模災害時に、災害対策上重要な車両等や施設等に対する安定した石油類燃料の供給を行うため、神奈川県石油業協同組合と協定を締結し、燃料の確保対策を進めています。 [くらし安全防災局]

資 料

- 3-11-(1) 緊急通行車両等の事前届出、確認手続等取扱要領
- 3-11-(2) 物資受入れ港
- 3-11-(3) 神奈川県内のヘリコプター臨時離着陸場一覧表
- 3-11-(4) 神奈川県警察及び協定締結航空会社の保有ヘリコプター一覧表
- 3-11-(5) 陸上自衛隊ヘリコプター離発着の為に最小限所要地積
- 3-11-(6) 防災対応離着陸場選定基準
- 3-11-(7) 神奈川県県土整備局災害対応車両保有台数一覧表
- 3-11-(8) 仮設橋保有数量及び連絡先一覧表
- 3-11-(9) 大震災発生時における緊急交通路指定想定路線一覧表
- 3-11-(10) 緊急交通路路線図
- 3-11-(11) 緊急輸送道路一覧表
- 3-11-(12) 緊急輸送道路ネットワーク計画図

第12節 建築物等対策(危険度判定、応急修理)

【現状】

- 地震発生後、余震等による被災建築物の倒壊、落下物等や余震及び降雨による宅地の崩壊がもたらす人的二次災害を防止し、被災住民の不安を解消するためには、応急危険度判定及び被災宅地危険度判定、さらに、被災建築物の応急修理が必要となります。
- 地震で被災した建築物による人的二次災害の防止対策については、被災建築物の安全性を判定する応急危険度判定制度の整備を進めており、平成4年度から応急危険度判定士の養成を行い、平成30年度末現在10,990名の判定士が認定登録されています。さらに平成8年度からは、民間判定士の活動時の災害補償に備えた保険に加入し、判定調査表など判定資機材の備蓄を進めています。
- 地震又は降雨により被災した宅地の崩壊による人的二次災害の防止対策については、被災宅地の安全性を判定する被災宅地危険度判定制度の整備を進めており、平成10年度から被災宅地危険度判定士の養成を行い、平成30年度末現在2,732名の判定士が認定登録されています。
- 危険度判定の全国組織として、「全国被災建築物応急危険度判定協議会」及び「被災宅地危険度判定連絡協議会」を設置し、判定方法の標準化、都道府県相互の支援等に関し事前に調整するなど判定の実施体制の整備を進めています。また、県内においては県内全市町村が参加する協議会を設置し、判定士養成講習会の開催や、模擬訓練を実施するなど制度の充実を図っています。
- 災害により住宅が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない被災世帯について、居室、炊事場、トイレ等の日常生活に必要最小限度の部分に対する応急修理を行うこととしており、実際に行う場合を想定しマニュアルを整備しました。

【課題】

- 応急危険度判定士の常時10,000名体制及び判定技術水準の維持が必要となっています。
- 発災後、応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士が迅速に活動体制に入れるように、判定士の指導、支援を行う判定コーディネーター及び宅地判定調整員の養成、判定資機材の確保対策が必要となっています。さらに、地震等の発生時には、判定士自らが被災者になる可能性があり、全国協議会の検討を踏まえ、広域的な相互支援体制の拡充が必要となっています。
- 応急修理については、できる限り早期に修理できる対策が必要となっています。

【取組の方向】

- 県及び市町村は、人的二次災害を防止するため、応急危険度判定士による判定を共同住宅及び長屋、被災個人住宅すべてを対象として実施します。また、被災宅地危険度判定士による宅地の被災度の調査を、被災宅地を中心に実施します。
- 県及び市町村は、応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の指導、支援を行う判定コーディネーター及び宅地判定調整員の養成、資機材の確保などに努め、その実施体制、連絡体制及び判定制度相互の連携体制などの整備を引き続き進めていきます。
- 県は、阪神・淡路大震災の教訓から広域的な支援体制の確立が不可欠であり、全国協議会の検討を踏まえ、引き続き相互支援の体制の拡充について検討していきます。
- 県は、東日本大震災等で応急危険度判定士の支援が広域的な連携で成果をあげた実績を踏まえ、危険度判定の広域支援体制のより一層の充実を図ります。
- 県は、市町村と連携して、被災建築物の応急修理をできる限り早期に対応できるよう協議を進めます。

【主な事業】

1 判定士の養成及び体制の整備

- 県及び市町村は、大規模な地震災害に備えるため、また市町村をはじめ他の都道府県との広域

的な相互支援など、より充実した判定活動が可能となるよう、応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成及び建築関係団体との協力体制の整備を行っていきます。 [県土整備局]

2 災害補償制度の維持と資機材の整備

- 県及び市町村は、応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士が安心して判定を実施できるよう、応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の災害補償制度の維持を図るとともに、判定資機材を整備します。 [県土整備局]

3 判定コーディネーター及び宅地判定調整員の養成

- 県及び市町村は、迅速な判定活動が行えるよう、想定される地震に対応したシナリオを準備するとともに、応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の指揮、監督等を行う判定コーディネーター及び宅地判定調整員を養成します。 [県土整備局]

4 相互支援体制の拡充

- 県は、阪神・淡路大震災の経験から、応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の派遣に対しては、全国的、広域的な支援体制が不可欠であるという認識から、全国協議会での検討を踏まえ、近隣都県等との相互支援及び県内市町村間相互支援の体制を維持するとともに、拡充を検討していきます。 [県土整備局]
- 県は、全国協議会で行う応急危険度判定の広域支援を想定した連絡訓練への参加等により、広域支援体制のより一層の充実を図ります。 [県土整備局]

資 料

3-12 応急危険度・被災宅地危険度判定活動体系図

第13節 ライフラインの応急復旧対策

【現状】

- 県では、地震災害が発生した場合に、県民生活に欠かすことのできない水道、電気、ガスなどのライフラインを早期に回復するため、各施設の安全強化対策と併せて、災害時の応急復旧体制の整備などの対策を進めてきました。

また、県、ライフライン事業者等による「県・ライフライン事業者・交通事業者地震・防災対策推進協議会」を平成11年6月1日に設置し、情報連絡体制等を検討し、衛星電話や県防災行政通信網等を活用した情報連絡体制を確保しました。

- 上水道については、発災により電力の供給が停止した場合に備え、浄水場に非常用発電機装置等の設備や応急復旧資機材の整備を行っています。

また、県営水道では、災害用指定配水池の指定と緊急遮断弁の設置、各水道事業者間の相互応援や工事業者との協力に関する協定の締結、応急復旧用資機材の整備などを進めてきました。

- 下水道については、災害を未然に防ぐため、管渠の保守点検を行い、必要に応じて補修又は改良に努めています。

ポンプ場及び処理場においては、停電のためポンプ機能が停止した場合に備え、2系統受電設備や自家発電式設備を配置し、機能停止による排水不能事態が起こらないよう努めていきます。また、管渠の破損等で排水能力が低下又は不能になった時の応急措置として使用する可搬式ポンプ及び土木機材、作業用具及び夜間照明の器材等の備蓄を進めています。

- 電気については、東京電力パワーグリッド(株)において他電力会社との相互応援体制、各地の資材センター等への復旧用資機材の備蓄と輸送用車両、ヘリコプター、船舶や応急復旧用の発電機車、移動用変圧器車などの確保、非常災害対策要員の確保などの対策を進めています。

なお、ヘリコプター、船舶については、非常時緊急出動用として社外と委託契約を締結し、対応可能となっています。

- 都市ガスについては、東京ガス(株)において要員の確保、臨時供給のための移動式ガス発生設備等の整備、資機材の確保、日本ガス協会を通じた他のガス事業者からの応援体制の整備などの対策を進めています。また、他の都市ガス会社においても応急復旧体制の確保などの対策を進めています。

液化石油ガスについても(公社)神奈川県LPガス協会が中心となって被災地への応急復旧体制の整備を進めています。なお、県と同協会との間で締結した協定に基づき、避難所等への液化石油ガス応急供給体制の確保などの対策を進めています。

- 通信サービスは、NTT東日本においては、停電時に備え、非常用発電機と蓄電池を配備するとともに、移動電源車、移動無線車等の配備を行います。NTTコミュニケーションズにおいては、停電時に備え、非常用発電機と蓄電池を配備するとともに、移動電源車等の配備を行います。NTTドコモにおいては、停電時に備え、非常用発電機と蓄電池を配備するとともに、移動電源車、可搬型無線基地局装置を配備し、KDDIにおいては、停電時に備え、非常用発電機とバッテリーを配備するとともに、移動電源車を配備するなど、各社ともに電話・通信の輻輳時(電話のかかりにくい状態)における優先通信の確保と一般電話の利用制限の設定など応急活動のための対策を進めています。

また、災害発生直後は電話回線が輻輳し、被災地との安否確認等が困難になる場合が考えられるため、NTT東日本では災害用伝言ダイヤル「171」等を、携帯電話事業者等の電気通信事業者では災害用伝言板の運用を開始します。

なお、提供条件等は、報道機関(テレビ、ラジオ等)を通じて周知します。

【課題】

- 東日本大震災では、広範囲にわたって電気、ガス、水道などのライフライン施設に被害が発生するとともに、余震等の発生により復旧に時間を要しました。そこで、復旧用資機材の備蓄強化など

応急復旧が迅速に行えるようなさらなる体制の充実が必要です。そのため、各事業者においては、対策を進める必要があります。

- 平成 30 年 9 月に発生した北海道胆振東部地震では、ブラックアウトによる大規模な停電が発生しました。ライフライン事業者が個々に進める対策とは別に、「県・ライフライン事業者・交通事業者地震・防災対策推進協議会」において、ライフライン停止時の情報提供や応急復旧活動における連携方策等についての検討が必要です

【取組の方向】

- 県、市町村及びライフライン事業者は、ライフライン施設が県民生活に欠かすことのできない施設であるため、その安全性の向上に努めていますが、地震災害が発生した場合には、被害が生じることも想定して、できるだけ早期にかつ安全に復旧できるよう、応急復旧用の資機材の備蓄強化や応急活動体制の整備を進めるとともに、関係事業者間の連携、他都道府県との応援協力体制の整備などの応急復旧対策を進めていきます。
- 県及びライフライン事業者は、「県・ライフライン事業者・交通事業者地震・防災対策推進協議会」において、地震等の大規模な災害発生に備えて、応急復旧における連携や県民への情報提供等、地震防災対策の推進に関する課題の解決に向けた取組を進めていきます。
- 県及びライフライン事業者は、ビッグレスキューなどライフラインの応急復旧のための実働訓練を実施し、応急復旧体制の充実に努めます。

【主な事業】

1 上水道対策

- 県営水道では、県内水道事業者や近隣都県などとの相互応援協定に基づき、実践的な対応が可能となるような応援受入れや復旧活動に係る計画を必要に応じて見直します。
また、復旧用資機材の備蓄を進め、災害時には医療機関や社会福祉施設、避難所など防災上重要な建築物に配慮し早期に復旧するよう対策を進めます。 [企業庁]

2 下水道対策

- 県及び市町村は、下水道について具体的な復旧活動のマニュアル整備や近隣都県などとの広域的な支援体制の充実、復旧用資機材の備蓄強化を進め、災害時には、まずは、汚水を排水する機能を確保し、被害の程度に応じて汚水の処理水質を段階的に向上させ、下水道の機能を早期に復旧するよう対策をさらに進めます。 [県土整備局]

3 電気及びガス対策

- 電気及びガス事業者は、復旧過程での二次災害の発生を防止するため、各事業者において、被災地域の県民に復旧状況や安全確認についての広報を徹底するとともに、各事業者間や災害対策本部などとの相互の情報連絡体制を整備し、連携を図りながら復旧するよう対策を進めます。

4 通信サービス対策

- N T T 東日本は、避難場所に、被災者が利用する災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置に努めます。また、N T T ドコモは、避難場所、現地災害対策本部機関等への携帯電話の貸し出しに努めます。
通信設備を収容する N T T 東日本、N T T コミュニケーションズ及び N T T ドコモのビルは、震度 7 クラスの地震にも耐えるよう設計されており、また通信ネットワークの信頼性向上のため、伝送路のループ化・多ルート化、交換機の複数分散設置、有線伝送路のとう道への収容等の対策を行っています。また、停電時には予備の蓄電池が作動し、その後非常用発電機や移動電源車によりバックアップを行います。

災害時には防災関係機関等の重要通信を優先的に確保するため、一般加入電話については利用制限等を行います。

被災地へ向かう安否確認のための通話等が増加し、被災地へ向けての通話がつながりにくい状況になった場合、安否確認等の情報を円滑に伝達できるよう、NTT東日本では災害用伝言ダイヤル「171」等を、携帯電話事業者等の電気通信事業者は災害用伝言板の運用を開始します。

なお、提供条件等は報道機関（テレビ、ラジオ等）を通じて周知します。

資 料

3-13-(1) ライフライン事業者の応急復旧活動拠点一覧表

3-13-(2) 県・ライフライン事業者・交通事業者地震・防災対策推進協議会要綱

第14節 災害廃棄物等の処理対策

【現状】

- 県では、災害廃棄物対策を推進するため、市町村が災害廃棄物を適正かつ迅速に処理するために必要な県の役割等を定めた「神奈川県災害廃棄物処理計画」及び発災後の具体的な業務内容を定めた「神奈川県災害廃棄物処理業務マニュアル」を平成29年3月にそれぞれ策定しました。
- 市町村においても、災害廃棄物等処理計画を策定するなど、対策を進めています。

【課題】

- 東日本大震災では、宮城、岩手、福島の東北3県で約2,300万トンの災害廃棄物が発生しましたが、本県で想定する地震・津波が発生した場合においても、大量の災害廃棄物の発生が予想されます。
- 災害廃棄物は一般廃棄物であることから、原則として市町村が処理を行います。一部の市町村では、その基本となる災害廃棄物等処理計画が未策定です。
- 大規模災害発生時など、市町村単独での対応が困難な場合を想定し、市町村域を越えた広域的な災害廃棄物の処理体制を構築する必要があります。
- がれきなど、産業廃棄物と同様の性状を有する災害廃棄物が多く発生することが想定され、廃棄物処理事業者などの民間事業者との連携体制を構築する必要があります。

【取組の方向】

- 市町村は、災害廃棄物等の処理に係る基本方針や実施体制を定めた災害廃棄物処理計画を策定することなどにより、発災時に災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理するための体制整備に努めます。
- 県は、神奈川県災害廃棄物処理計画に基づき、平時から市町村等と連携して災害廃棄物処理に関する県及び市町村等の担当者の対応力向上を図るとともに、担当者間の顔の見える関係を築くことで、発災時の災害廃棄物処理体制を速やかに確立できるよう備えます。

【主な事業】

1 協力体制の構築

- 県及び市町村は、市町村における相互援助体制や民間事業者団体等との連携体制の検討・見直しを行います。 [環境農政局]
- 県は、県域を越えた広域的な処理体制の構築を推進します。 [環境農政局]

2 市町村等に対する技術的支援

- 市町村は、災害廃棄物処理計画の策定・見直しを行うとともに、仮置場候補地の確保に努めます。
- 県は、市町村の災害廃棄物処理計画策定や仮置場候補地の選定等についての支援を行います。 [環境農政局]

3 職員の教育訓練

- 県は、県及び市町村等の職員を対象に、災害廃棄物に関する講習会や研修会を実施します。 [環境農政局]
- 県は、市町村及び民間事業者団体等と連携して、情報伝達訓練や図上訓練を実施します。 [環境農政局]

4 一般廃棄物処理施設の浸水対策等への支援

- 市町村は、一般廃棄物処理施設の浸水対策等を図るとともに、施設を稼動するために必要な備

蓄資機材の確保・充実等を図ります。

- 県は、一般廃棄物処理施設の整備に関する国の交付金等についての助言その他支援を行います。
[環境農政局]

資 料

3-14

神奈川県災害廃棄物処理計画

第15節 広域応援体制等の拡充

【現状】

- 県は、発災時における人的、物的資源を確保するため、日頃から自衛隊、海上保安庁との連携、近隣自治体との相互応援に関する協定の締結及び訓練の実施、建設業協会等民間関係機関との業務協定の締結、緊急通行車両の事前届出の推進、医薬品、食料、生活必需物資等の調達に関する関係機関との協定締結等を実施しています。
- 国では、全国の地方公共団体の人的資源を活用して被災市区町村を支援するための応援職員派遣の仕組みとして、被災市区町村応援職員確保システム（災害マネジメント総括支援員等による支援を含む）を整備しています。
- 九都県市では、各都県市単独では対応が困難な大規模災害が発生した場合に備えて、九都県市が共同で取り組むべき発災時及び平常時の活動を定めた九都県市広域防災プランを定めています。
- 全国知事会及び関東地方知事会では、震災時の相互応援に関する協定を締結しています。
- 県及び市町村は、大規模な災害が発生し、被災市町村単独では十分な応急対策や復旧対策が実施できない場合に備え、地域県政総合センター単位の地域ブロック内の市町村間及び地域ブロック相互間の協力体制を強化し、県と市町村が連携した被災地域への応援体制を整備しています。
- 県は、大規模災害時において県内の消防の広域応援が迅速かつ円滑に行えるよう「神奈川県内消防広域応援実施計画」を策定しています。
- 県は、大規模災害時において、県外からの消防の広域応援が円滑に進むよう、受け入れのための手順を定めた「神奈川県緊急消防援助隊受援計画」を策定しています。
- 県は、大規模災害時において、警察、消防、自衛隊等の広域的な応援や他の自治体からの応援が円滑に進むよう、受け入れるための手順を定めた「神奈川県災害時広域受援計画」を策定しています。
- また、県は、平成 20 年に在日米陸軍司令部及び海軍司令部と「災害準備及び災害対策に関する覚書」を締結し、在日米軍との相互応援体制の強化・向上を図っています。
- 県は、厚木市内に整備した県総合防災センターを災害活動中央基地として、救援物資、協定物資の受入れ、配分等を行うとともに、応援機関要員の待機場所として活用することとしており、その分散、補完施設として、広域防災活動備蓄拠点を、小田原市の小田原合同庁舎、茅ヶ崎市の衛生研究所、横須賀市の鎌倉三浦地域児童相談所に設置しています。
また、地域の救援等の前線基地として、県内 8 箇所に応急活動用資機材等を整備した広域防災活動拠点を設置するとともに、市町村においては、広域応援部隊が被災地近くで円滑に救助、救出活動を進められるよう、県内 151 箇所（平成 30 年 4 月 1 日現在）の県立高等学校等を広域応援活動拠点に指定しています。
さらに、県内 17 箇所に都道府県域を超える支援を受けるための広域物資拠点が指定されています。
- 市町村においても、多様な被災場面を想定した広域応援体制の拡充に努めています。
- 国では、平成 28 年 3 月、首都直下地震の発生時の各防災関係機関が行う応急対策活動の内容について、計画を定めています。

【課題】

- 阪神・淡路大震災では、広域的な応援は救援・救護、応急・復興対策に多大の貢献をしたものの、応援機関の職員が現地の地理に不案内であったり、使える道具が特殊であったため、効率的な応援がスムーズに実施されなかったことが指摘されています。
- また、応援機関の職員の寝食を賄う施設、体制について十分な準備ができていなかったことが、活動職員の安全対策のための課題となりました。
- 東日本大震災では、各関係機関による「救助・救急・消火」、「医療・救護」、「支援物資」等の多

岐にわたる支援が長期間実施されました。関係機関の応援は、発災直後から実施され、被災自治体は混乱の中で、応援機関・部隊との調整等が必要となるため、県と市町村が連携した被災地域への応援体制の充実を図るとともに、迅速かつ円滑に多機関からの応援を受入れる、受援体制を整備する必要があります。

また、長期にわたる応援が実施された場合に備えて、その活動を支えるための後方支援を充実させる必要があります。

- 東日本大震災を機に制度化された国によるプッシュ型支援、平成 30 年 3 月に制度化された国の被災市区町村応援職員確保システムが定着しています。こうした支援を円滑に受け入れるためには、県が市町村のニーズの把握や関係機関との調整など、総合調整機能を発揮し、迅速に対応する必要があります。
- 改正災害救助法を踏まえ、県は、資源配分計画に基づき、県域全体で公平に物資等の供給が実施できるよう、広域的な観点から調整を行う必要があります。そのため、県災害対策本部における資源配分調整体制、現地災害対策本部を通じた情報収集体制など、総合調整機能を高める体制整備を進める必要があります。
- 自衛隊、海上保安庁等が円滑に応援活動を実施できるよう、平常時から訓練等による連携を図っておくことが必要です。
- 広域応援活動が円滑に進むためには、応援の拠点となる施設について、その役割に応じた機能の充実が必要であるとともに、あらかじめ、発災時における連携方策を構築しておく必要があります。
- 地震防災対策の推進に当たっては、防災関係機関との一層の連携強化が必要であるとともに、より幅広い連携が必要となっています。

【取組の方向】

- 災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、県及び市町村は、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結するなど、平常時より連携強化を図ります。なお、相互応援協定の締結に当たっては、近隣の自治体に加えて、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する自治体との間の協定締結も考慮します。
- 県は、応援機関とともに訓練を実施し、計画の検証を行っていきます。
- 県及び市町村は、応援機関が必要とする機材、器具等の整備を進めます。また、他県等への支援の経験を活かして本県の広域的応援の円滑な受入れのための受援体制のさらなる充実を図ります。
- 県は、市町村への支援を強化するため、県災害対策本部の活動を補完する現地災害対策本部の機能を確保する観点から、職員の配備体制の実効性の確保や、研修や訓練の充実等、職員の対応力強化などに取り組みます。
- 県は、県災害対策本部に設置する資源配分連絡調整チームの円滑な運営を確保するため、救助実施市や関係機関と連携して、運用マニュアルの作成や研修、訓練の充実に取り組みます。
- 県は、平時から、防災関係機関との「顔の見える関係」の構築を図ります。

【主な事業】

1 広域応援の受入体制等の強化

- 県は、本県が大規模地震で被災した場合に、円滑に他機関からの応援を受け入れるための広域受援計画について、訓練等を通じて、内容の検証と充実に努めます。 [くらし安全防災局]
- 県は、被災市町村への応急活動を実施するため、防災資機材の備蓄、他の市町村、都道府県等からの人的、物的支援の受入れなど、災害活動中央基地としての役割を担う県総合防災センターを運営するとともに、その機能の充実を図ります。 [くらし安全防災局]
- 県は、津波等の大規模災害で沿岸部が広域に被災した場合に備え、足柄上合同庁舎及び県総合防災センターを後方応援拠点に位置づけ、人命救助に必要な資機材を整備するとともに、市町村の避難所運営を支援するための生活必需物資の整備を進めます。 [くらし安全防災局]

- 県は、市町村の消防本部から構成される緊急消防援助隊及び神奈川県消防広域応援隊の活動環境の整備を支援します。 [くらし安全防災局]
- 県は、上空から重要拠点や被災場所を把握できるよう、主な施設の屋上にヘリサインとして施設名を表示します。また、市町村も同様に施設名の表示に努めるものとし、県は、市町村の取組を支援します。 [くらし安全防災局]
- 県は、市町村及び防災関係機関とともに、情報の共有、広域応援部隊や応急活動用備蓄資機材の被災市町村への配分方法や各市町村での部隊の効率的運用方法等について検討していきます。 [くらし安全防災局]
- 県は、全国からの人的・物的支援を適切に受け入れられるよう、市町村の支援ニーズの把握や物資拠点の調整などを担う現地災害対策本部の機能の充実や、職員の対応力強化に向けた研修や訓練等に取り組みます。 [くらし安全防災局、地域県政総合センター]
- 九都県市は、九都県市広域防災プランに基づく広域応援・受援が円滑に行えるよう、災害時における実際の行動内容を整理した各種マニュアルの整備を進めます。 [くらし安全防災局]
- 市町村は、広域応援活動拠点への広域応援部隊の円滑な受入れのための設備の整備を進めます。
- 県は、保健医療調整本部において迅速、的確に災害拠点病院等の救護班及び神奈川DMAT、神奈川DMAT-L、かながわDPATの派遣、活動の調整等ができるような体制を整備していきます。 [健康医療局]

2 応援機関との連携の強化

- 県は、各応援機関等と連携して、図上訓練等の実践的訓練を実施し、計画の検証を図るとともに、関係者間での業務分担を詰め、担当業務への精通を図ります。 [くらし安全防災局]
- 県は、自衛隊の災害派遣活動が円滑に行えるよう、連携体制の充実と具体的要請内容を想定した実践的訓練を実施します。 [くらし安全防災局]
- 県は、在日米陸軍及び海軍との相互応援が円滑に行えるよう、両軍との定期的な会合の開催や防災訓練などを実施します。 [政策局、くらし安全防災局]
- 県は、九都県市域の相互応援を円滑に行うため、平常時から、応援受入体制の整備や情報の共有を行います。 [くらし安全防災局]
- 県及び市町村は、他の自治体との相互応援協定の締結を拡大するとともに、応援活動を確保するため、特殊施設、器具の整備を進めます。 [くらし安全防災局]
- 県は、平時から、防災対策の検討などを通じて、「顔の見える関係」を構築するとともに、連携した訓練などにより、持続的な連携体制の強化を図ります。 [くらし安全防災局]

3 市町村との応援体制の強化

- 県及び市町村は、大規模な災害が発生し、被災市町村単独では十分な応急対策や復旧対策が実施できない場合に、地域県政総合センター単位の地域ブロック内の市町村間及び地域ブロック間で相互に連携し、迅速かつ的確な応援ができるよう、一層の連携強化を図るとともに、訓練等の実施を通じ、体制の検証を行います。 [くらし安全防災局、地域県政総合センター]
- 県は、大規模災害が発生した際の被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるよう、県・市町村合同総合防災訓練などにおいて応援体制を検証し、さらなる連携の強化に向けて取り組みます。 [くらし安全防災局]
- 県は、被災市町村への支援体制を強化するため、救助実施市との連携体制の充実に取り組みます。 [くらし安全防災局]
- 市町村は、他の市町村を迅速に応援できるよう応援体制を整備します。

資 料

- 3-15-(1) 神奈川県内消防広域応援実施計画
- 3-15-(2) 総合防災センター・消防学校の概要
- 3-15-(3) 神奈川県広域防災活動拠点運営要綱
- 3-15-(4) 神奈川県広域防災活動備蓄拠点運営要綱
- 3-15-(5) 広域応援活動拠点指定状況一覧
- 3-15-(6) 県西部地震対策応急資機材倉庫一覧
- 3-15-(7) 県西部地震対策応急資機材倉庫防災資機材一覧

第16節 県民の自主防災活動の拡充強化

【現状】

- 県内には、平成 27 年 4 月 1 日現在で、県民及び工場、事業所などの自衛消防組織、自主防災組織、婦人防火クラブなどの組織が 83,130 組織あり、消防機関に協力して各種防災活動を積極的に展開しています。
- 特に、企業防災組織としての自衛消防組織は 75,405 組織あります。
- 県は、市町村が行う自主防災組織の育成、活性化に向けた取組を支援するため、市町村の取組状況や各自主防災組織の活動事例を「かながわの自主防災組織活動事例集」として作成しています。
- 平成 25 年の災害対策基本法の一部改正により、市町村内の一定の地区内の住民や事業者が、地区における防災力の向上を図るため、訓練や物資の備蓄などの自発的な防災活動に関する計画を、地区防災計画の素案として、市町村防災会議に提案することができることとなりました。

【課題】

- 大規模災害発生時には、公助による応急活動に限界があり、「自助」・「共助」による対応が重要となることから、地域の防災力の向上を図る必要があります。
- 阪神・淡路大震災においては、火災予防活動、倒壊家屋からの被災者の救出、消火、被災者に対する救援活動などに県民、各種自主防災組織、消防団が大きな役割を果たし、その重要性が再確認されましたが、本県の場合、これらの組織が未設置の地域があったり、組織の高齢化あるいは被雇用者が多いなど、その活動力の低下が懸念されています。
- 東日本大震災においては、地域の人々の呼びかけにより津波からの避難を行っており、地域の防災リーダー等の育成が必要です。一方で、住民の避難誘導を行っていた消防団員が津波に巻き込まれ、犠牲となったケースが多発し、活動時における安全確保が課題となっています。

【取組の方向】

- 県民一人ひとりが「自らの身は、自ら守る。皆のまちは、皆で守る。」という「自助」「共助」の考え方を持つことが大切であるため、県は市町村とともに、こうした自主防災意識の向上及び自主防災活動の条件整備の向上に努めます。
- 県及び市町村は、自主防災組織育成・強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとします。また、研修の実施などによる防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境整備などにより、これらの組織の日常的な活動や、訓練の実施を促します。その際、女性の参画の促進に努めます。

【主な事業】

1 県民への周知等

- 県は、市町村や防災関係機関と協力して、県民自らが実施する防災対策として、最低 3 日分、推定 1 週間分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレトーパー等（救急箱、常備薬、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、耐震補強、家具・ブロック塀等の転倒防止等の実施、消火器、感震ブレーカー等の設置、風呂への水の確保等火災予防対策、災害時の家族の連絡体制、行動についてのルールづくり、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等家庭での予防、安全対策、災害時行動についての周知徹底を図ります。 [くらし安全防災局]
- 県、市町村、自主防災組織等は、大規模災害を想定した広域防災訓練、市町村域、コミュニティレベルで多様な場面を想定した防災訓練を実施し、平常時から地域での防災意識や連帯意識の高揚を図り、災害発生時に県民の役割が明確になるよう努めます。あわせて、防災資機材の利用方法などの習熟に努めます。 [くらし安全防災局]

2 自主防災組織の育成

- 県は、自主防災組織の育成、強化を図るため、自主防災組織育成基本方針に沿って県総合防災センターの研修課程を充実し、市町村と共にリーダー研修に努めます。また、自主防災組織への女性の参加の促進に努めるとともに、女性リーダーの育成に努めます。 [くらし安全防災局]
- 市町村は、自主防災組織の防災資機材等の整備に努めます。また、一定の地区内の自発的な防災活動に関する地区防災計画について、住民等から素案の提案があった場合で、必要と認める時は、市町村地域防災計画の中に位置づけます。

3 消防団の機能強化

- 県は、消防団への現役世代や高校生・大学生などの若い人々や、女性の入団を進めるため、市町村と協力し、県民や事業者に対し、地域防災や消防団活動の重要性に関する普及啓発に努めるとともに、将来の消防団活動を担う児童・生徒などの地域防災に関する理解促進を図ります。 [くらし安全防災局]
- 市町村は、消防団員の確保及び資機材等の整備を進め、消防団の充実強化に努めます。
- 県は、消防団員に対する教育訓練を県消防学校で実施するほか、消防団の車両・資機材整備や訓練の充実に取り組む市町村を支援します。 [くらし安全防災局]

4 企業等の防災体制の確立等

- 企業は、災害時の企業の果たす役割（施設利用者、従業員等の生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとします。具体的には、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予測被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めます。
- 社会福祉施設等の管理者等は、介護保険法等の事業法等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとします。また、入所者のケアなど災害時でも業務を中断することができないことから、業務継続計画（BCP）の作成に努めます。
- 県は、災害時における来客、従業員に対する安全確保、地域防災活動への協力、さらには経済活動の維持等を目標とした企業ごとの防災マニュアルや事業継続計画（BCP）の作成、施設及び設備の耐震化や機能の分散化、防災資機材や食料等の備蓄などの防災体制の確立、各種訓練の実施を、地域の経済団体等と協力して周知・徹底するとともに、防災に関するアドバイスをを行います。

また、県は、企業との情報交換や連携を進め、企業の従業員の防災意識の向上を図るとともに、防災活動に対する表彰を通じて企業における防災力の向上に努めます。

[くらし安全防災局、産業労働局]

資 料

- 3-16-(1) 自主防災組織育成基本方針
- 3-16-(2) 市町村自主防災組織状況一覧表

第17節 災害救援ボランティア活動の充実強化

【現状】

- 阪神・淡路大震災では、多くのボランティアやボランティア団体が活発に活動し、ボランティア活動の重要性が社会に再認識され、その後発生した東日本大震災などの大災害においても、災害救援を行うボランティア活動は、被災地の人々の生活再建などに貢献してきました。
 - 県内では、大規模災害の発生に備えて、「特定非営利活動法人神奈川災害ボランティアネットワーク」をはじめ、多くのボランティア団体が活動しています。
 - 県では、災害時には、かながわ県民活動サポートセンターに「神奈川県災害救援ボランティア支援センター」を設置し、ボランティア活動に必要な支援を行うこととしており、平常時からボランティア活動や関係機関との連携の強化に努めています。
- また、災害時において、災害救援ボランティアがニーズに即した活動を効果的に展開することができるよう、平常時から災害救援ボランティアコーディネーター等の人材育成に取り組んでいます。

【課題】

- 大規模災害時には、全国から多くのボランティアやNPO、NGOが被災地支援に駆けつけますが、迅速な受入体制の整備、被災地の細かなニーズの把握、一般ボランティアと専門ボランティア・NPO・企業等との連携強化、育成したボランティアの活用、ボランティア団体の活動に必要な資機材・活動資金の確保等が課題となります。

【取組の方向】

- 県は、市町村等による災害ボランティアセンターの設置及び後方支援体制の構築に向けた基盤づくりや、ボランティアニーズの的確な把握のための行政機関と民間機関が連携した情報収集・発信の仕組みづくりを進めます。
- 県は、福祉・医療等の専門知識を有する専門ボランティア、様々な分野のNPO等との連携強化や情報通信、物資調達運搬など企業等が持つ専門性を生かした支援活動との協力体制の構築を進めます。
- 県は、各種ボランティア養成講座等により育成した災害救援ボランティアコーディネーター等の人材のネットワーク化を進めます。
- 市町村は、地域の実情に応じて、平常時から、災害救援ボランティア団体や地域住民等との連携の促進を図ります。
- 県及び市町村は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとします。
- 県及び市町村は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築し、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めます。

【主な事業】

1 災害救援ボランティア受入体制の整備

- 市町村は、関係機関・団体等の協力のもと、災害ボランティアセンターを開設し、災害救援ボランティアの受入体制及び活動環境の整備、ボランティアニーズの把握及び各ボランティア団体への情報提供等について、あらかじめ、市町村地域防災計画の中で明確に定めるよう努めます。
- 県は、発災直後、被災地におけるボランティア活動の拠点となる市町村災害ボランティアセンタ

一の円滑な設置・運営を支援するため、災害救援ボランティアコーディネーター等によって組織される先遣隊の派遣を可能とする体制整備を図ります。 [政策局]

- 県は、市町村との協力のもと、災害時にボランティアの活動拠点となる場所や必要な資機材の確保に対する便宜の提供に努めます。 [政策局、くらし安全防災局]

2 ネットワークづくりの推進

- 県は、災害時にボランティア団体が相互に連携して救援活動ができるよう、平常時から情報提供や相談などの支援を行います。 [政策局、くらし安全防災局]
- 県は、災害時のボランティア活動が効果的に行われるようにするため、ボランティアニーズの的確な把握に向け、関係団体や民間機関との連携しボランティア情報の収集・発信システムの構築を進めます。 [政策局]
- 県は、福祉・医療等の専門知識を有する専門ボランティア等、様々な分野のボランティアやNPO等との連携強化のためのシステム作りを進めます。 [政策局、関係局]
- 県は、情報通信や物資調達運搬など、企業や業界団体等が持つ資機材・ノウハウ・ネットワークを活かした支援活動を個々のボランティア活動に有機的に結びつけるために、事前の協定締結や既存の協定の改定等を進めます。 [政策局、関係局]
- 市町村は、平常時から、災害救援ボランティア団体や地域住民等との協働による災害救援ボランティアセンターの設置・運営の訓練の実施等を通じて、発災時を想定した連携協力体制づくりに努めます。

3 人材の育成と活用

- 県は、大規模地震の発生時に救援活動等が行えるよう、災害救援ボランティアの育成等を目的とした講座等に職員を派遣します。また、人命救助に必要な基礎的技能等を身につけるセーフティリーダーの養成を行っている神奈川県災害救援ボランティア推進委員会を支援します。 [くらし安全防災局]
- 県は、災害時におけるボランティア活動を支援する人材を養成するため、かながわコミュニティカレッジ等において講座を開催し、受講者が、実践の場を踏み即戦力となれるよう、地域の災害ボランティア活動等に積極的に携わるための相談や情報提供など受講後のフォローアップに取り組み、コーディネートを担う人材の養成につなげます。
さらに、市町村と協力し、受講者に限らず、災害救援ボランティアコーディネーターとしての経験や能力を持つ人材の掘り起こしとネットワーク化に努めます。 [政策局]
- 市町村は、災害時にボランティアが円滑に活動できるよう、平常時における登録、研修、災害時における活動の受入窓口、その活動の調整方法等の体制整備を図ります。

4 マニュアルの作成等

- 県及び市町村は、大規模な災害が発生した際に、県内外から駆けつける多くのボランティアを円滑に受け入れ、効果的な支援活動が展開できるよう、それぞれ社会福祉協議会等と協働して、災害時におけるボランティアセンターの運営等に関するマニュアル（手順書）等を作成します。 [政策局]
- また、県及び市町村は、ボランティア団体や社会福祉協議会等と連携した防災訓練を実施し、作成した災害救援ボランティア支援マニュアルの検証・見直しを行います。 [政策局、くらし安全防災局]

資 料

3-17-(1) 神奈川県災害救助ボランティア支援センター設置・運営マニュアル

- 3-17-(2) 神奈川県災害救助ボランティア支援センターの運営等に関する協定書
- 3-17-(3) 災害時における応急対策及び災害ボランティア関連物資等の供給に関する協定
- 3-17-(4) 災害時相互協力協定

第18節 防災知識の普及

【現状】

- 県及び市町村は、各種普及啓発資料の作成・配布、広報紙・各種広報媒体の活用、研修会、講演会等の開催や防災訓練を通じて、県民に対する防災知識の普及を図っています。
- 県は、県総合防災センターにおける各種災害の疑似体験や防災関連の展示、防災関係情報の提供、防災研修などの実施や、温泉地学研究所における地震活動等に関する学習コーナーの設置など、防災知識の普及啓発に努めています。
- 県内事業者等に対しては、自衛消防組織等の整備など、企業防災についての啓発を行ってきました。

【課題】

- 東日本大震災では、これまでの想定を超える津波が発生し、大きな被害が発生しましたが、一方で、適切な避難行動をとることにより被害を防止又は軽減できた事例も見られました。強い揺れや長い揺れを感じた場合には迷うことなく迅速かつ自主的に避難するなど、津波発生時の避難行動等に関する知識の普及啓発が必要です。
- また、平成28年熊本地震では、強い揺れが連続して発生し余震も長く続くことで、多くの建物が倒壊や破損したため、建物の耐震化の啓発が必要です。また、揺れへの恐怖から車中避難した方にエコノミークラス症候群による死者が発生したため、避難生活を行う上での健康管理に関する知識の普及啓発も必要です。
- 東日本大震災が発生した際には、首都圏では、ターミナル駅周辺などで多数の帰宅困難者が発生しましたが、こうした帰宅困難者の発生を抑制するためには、平常時から、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知と、従業員が会社に留まるための環境整備が必要です。
- 大規模災害発生時には、公助による応急活動に限界があり、「自助」・「共助」による対応が重要となることから、県は、様々な機会を通じて防災知識の普及に努め、県民の防災意識の向上を図ることが必要です。
- 県、市町村、防災関係機関の職員に対する計画的かつ継続的な研修等を通じて、平常時から災害時における業務の習熟を図ることが必要です。
- 企業の自主防災の徹底を図るとともに、社会福祉、医療施設など防災上重要な施設の管理者に対する防災意識の向上を図ることが必要です。

【取組の方向】

- 県民の一人ひとりが「自らの身は、自ら守る。皆のまちは、皆で守る。」という「自助」「共助」の考え方を持つことが大切であるため、県は、あらゆる機会を通じ、こうした自主防災意識の向上に市町村とともに努めます。
- 県、市町村及び防災関係機関は、職員に対して災害時における役割、行動について、より一層の周知徹底を図ります。
- 県及び市町村は、企業の自主防災体制整備についての周知徹底を図るとともに、福祉や医療施設職員等に対する防災研修を進め、防災対策の充実を図ります。

【主な事業】

1 地震防災戦略の普及啓発

- 県は、地震防災戦略で定めた減災目標の達成に向けて、市町村や防災関係団体と連携・協力し、積極的に広報を行うことで、県民や事業者等の防災意識の向上を図ります。[くらし安全防災局]

2 県民等への防災知識の普及

(1) 県民への防災知識の普及

- 県は、地震防災チェックシート、かながわけんみんな防災カード、かながわキッズ防災カードなどを活用し、県民の自助と共助の意識の向上を図ります。また、かながわシェイクアウトを通じて、地震発生時の安全確保行動の習得の徹底を図ります。 [くらし安全防災局]
- 県は、県民の防災意識の向上を図るため、県の広報番組などにおいて防災学習の機会を確保するとともに、要配慮者等への十分な配慮や、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう各種広報紙や研修会等を通じて情報提供し、防災知識の普及を図ります。 [くらし安全防災局、福祉子どもみらい局、健康医療局、教育局]
- 県は、県総合防災センターにおいて、各種災害を疑似体験できる各種体験コーナーや防災情報の展示、啓発イベントの実施、各種イベントへの出展、パンフレット・リーフレットの配布などにより、県民の防災意識の向上を図るとともに、防災情報・体験フロアの充実及び設備の改善を行います。 [くらし安全防災局]
- 県は、温泉地学研究所における地震活動及び火山活動の観測や調査研究の成果、地震の歴史やメカニズムなどを分かりやすく県民に広報し、県民の防災知識の向上を図ります。 [くらし安全防災局]
- 県は、国と連携して、県の置かれた自然条件等についての県民の正しい理解を得るため、地震活動、プレート活動、活断層等に関する情報の普及啓発に努めるとともに、地震被害想定調査で想定された震度分布等についての周知を図ります。 [くらし安全防災局]
- 県は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、分かりやすく発信します。 [くらし安全防災局、県土整備局、教育局]
- 県は、緊急地震速報受信装置の設置を促進するとともに、緊急地震速報発表時の対応等について周知を図ります。 [くらし安全防災局]
- 県及び市町村は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努めます。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めます。 [くらし安全防災局]

(2) 家庭における身近な防災対策等の普及

- 県は、市町村や防災関係機関と協力して、県民自らが実施する防災対策として、最低3日分、推奨1週間分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレトーパー等^{（注）}の備蓄、非常持出品（救急箱、常備薬、お薬手帳、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、耐震診断、耐震補強、家具の転倒防止、ブロック塀の倒壊防止、エレベーターにおける閉じ込め防止対策、窓ガラスの飛散防止等の実施、消火器、感震ブレーカー等の設置、風呂への水の確保、住宅用火災警報器の設置等火災予防対策、災害時の家族の連絡体制、行動についてのルールづくり、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等家庭での予防、安全対策、災害時行動についての周知徹底を図ります。 [くらし安全防災局、県土整備局]
- 県及び市町村等は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度である地震保険について、その制度の普及促進に努めます。 [くらし安全防災局]
- 市町村は、地域の防災的見地からの防災アセスメント^{（注）}を行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資する防災マップ、地区別防災カルテ、地震発生時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、住民等に配布するとともに研修を実施するなど、防災知識の普及啓発に努めます。

（注） 防災アセスメントとは、災害誘因（地震、台風、豪雨等）、災害素因（急傾斜地、軟弱地盤、危険物施設の集中地域等）、災害履歴、土地利用の変遷などを考慮して総合的かつ科学的に地域の災害危険性を把握する作業のことです。

(3) 津波防災に関する普及啓発

- 県及び沿岸市町は、津波浸水想定を踏まえた津波情報看板の設置に努めます。[県土整備局]
- 沿岸市町は、津波浸水想定及び津波ハザードマップ作成の手引きを踏まえて津波ハザードマップを作成し、住民等へ継続的に周知を図ります。県は、沿岸市町によるハザードマップの作成を支援します。[くらし安全防災局、県土整備局]
- 沿岸市町は、津波ハザードマップが住民等の避難に有効に活用されるよう、その内容を十分検討します。また、県及び沿岸市町は、津波浸水想定や津波ハザードマップが土地取引における活用等を通じて、その内容を理解してもらうよう努めます。[県土整備局]
- 県及び沿岸市町等は、津波による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえて、国からの指示が発せられた場合等に的確な判断に基づいた行動ができるよう、津波警報等、避難指示、津波浸水想定の数値等の意味や内容、徒歩避難の原則、防災に関する様々な動向や各種データ等について、各種媒体を活用し住民等にわかりやすく継続的に周知します。特に「津波防災の日」(11月5日)においては、積極的に広報を実施します。[くらし安全防災局ほか関係局]

(4) 液状化対策及び耐震診断、耐震改修等の普及啓発

- 県は、地震被害想定調査結果による液状化想定図や古地図による土地の利用状況に関する情報提供を行うとともに、ホームページ等を活用した普及啓発を行います。[くらし安全防災局]
- 県は、独自に作成した「建築物の液状化対策マニュアル」により液状化対策の普及を図るとともに、今後国等の新たな対策を踏まえ、必要に応じてマニュアルの見直しを行います。[県土整備局]
- 県は、県民の耐震相談に的確に対応できるよう、市町村や建築関係団体との連携を図りながら、耐震相談コーナーを充実、強化するとともに、耐震診断、耐震改修についての普及啓発を図るため、セミナーを開催します。[県土整備局]
- 県及び市町村は、住宅性能表示制度の普及啓発に努めます。[県土整備局]

(5) 高層建築物における防災対策の周知

- 県は、高層マンションをはじめとした高層建築物の居住者等に対し、長周期地震動やエレベーター停止に備え、家具の転倒防止、ガラスの飛散防止や、非常食・飲料水の備蓄などの防災対策について、普及啓発を行います。[くらし安全防災局]

(6) 帰宅困難者に関する普及啓発

- 県及び市町村は、大規模地震発生直後においては、救助・救急、消火及び緊急輸送などの応急活動を迅速に行う必要があることから、帰宅困難者の発生を抑制するため「むやみに移動を開始しない」という基本原則の県民、企業、学校、関係団体などへの周知を図り、対応の徹底を促します。[くらし安全防災局]
- 九都県市では、帰宅困難者対策リーフレットやポスターを作成し、「むやみに移動を開始しない」という基本原則や、安否確認のための災害用伝言ダイヤル及び災害用伝言板の利用方法、徒歩帰宅者を支援する災害時帰宅支援ステーション等について周知を図ります。[くらし安全防災局]

(7) 自主的な防災活動の普及

- 災害時におけるボランティア活動及び自主的な防災活動の普及のため、「防災とボランティアの日」(1月17日)及び「防災とボランティア週間」(1月15日～1月21日)において、県、市町村、防災関係機関及びボランティア団体が協力して講演会、講習会、展示会等の行事を実施します。[関係局]

(8) 南海トラフ地震対策の普及啓発

- 県及び市町村は、南海トラフ地震臨時情報(調査中)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等の内容、予想される震度・津波に関する知識、南海トラフ地震に関連する情報や緊急地震速報等が出された場合あるいは地震発生時に

とるべき行動、正確な情報の入手方法、津波・がけ崩れ等の危険地域、避難場所・避難路、備蓄や家具の転倒防止対策、住宅の耐震診断・耐震補強等についての普及啓発に努めます。

[くらし安全防災局]

3 企業等の防災体制の確立等

- 企業は、災害時の企業の果たす役割（施設利用者、従業員等の生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予測被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなどの防災活動の推進に努めます。
- 社会福祉施設等の管理者は、介護保険法等の事業法等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとします。また、入所者のケアなど災害時でも業務を中断することができないことから、業務継続計画（BCP）の作成に努めます。
- 県は、災害時における来客、従業員に対する安全確保、地域防災活動への協力、さらには経済活動の維持等を目標とした企業ごとの防災マニュアルや事業継続計画（BCP）の作成、施設及び設備の耐震化や機能の分散化、防災資機材や食料等の備蓄などの防災体制の確立、各種訓練の実施を、地域の経済団体等と協力して周知・徹底するとともに、防災に関するアドバイスをを行います。

また、県は、企業との情報交換や連携を進め、企業の全職員の防災意識の向上を図るとともに、防災活動に対する表彰を通じて防災力の向上に努めます。 [くらし安全防災局、産業労働局]

4 学校、社会福祉施設等における防災教育の推進

- 県教育委員会は、児童・生徒等が各教科や特別活動を含めた学校教育活動全体を通じて、様々な災害時における危険について理解し、正しい備えと適切な行動力を身に付けるために、防災教育指導資料（津波の起こる仕組みや避難の仕方等をわかりやすく示した津波防災に関する資料を含む）を公立学校に配布するとともに、教職員に対する研修会を開催するなど防災教育の充実を図ります。 [教育局]
- 県立学校は災害図上訓練（DIG）等の生徒参画型の実践的な防災教育を進めます。 [教育局]
- 県は、国や県教育委員会の取組等について私立学校に情報提供し、各学校における防災教育の充実を促進します。 [福祉子どもみらい局]
- 県は、県内小中学校の教員を対象に専門研修を実施し、防災に関する専門的知識や技能を習得させることで、学校を拠点とした防災活動の展開及び将来的な地域防災の担い手育成を図ります。 [くらし安全防災局]
- 社会福祉施設等の管理者は、施設の職員や利用者に対して、地震災害等に関する基礎的知識や災害時対応について、理解や関心を深めるため防災教育を推進します。

5 職員に対する研修

- 県及び市町村は、職員に対する災害対策本部配備要員必携カードや職員配備表等の配布、職員向けホームページの作成を通じて、災害時における参集、配備及び応急活動における役割等を周知するとともに、専門的知見を有する防災担当職員の確保及び育成を図るため、防災研修、防災講演会等により防災教育を行います。 [関係局]
- 県及び市町村は、災害時に感染症が発生した場合の対応について、職員に対して様々な被災場面を想定した研修等を実施します。 [健康医療局]

資 料

3-18 地震災害の防災知識の普及事項

第19節 防災訓練の実施

【現状】

- 県は、毎年、防災週間を中心に、県民、市町村、県警察、自衛隊、医療機関等の防災関係機関等と協調して、南海トラフ地震及び首都直下地震等の大規模地震災害の発生を想定した、県・市町村合同総合防災訓練や、広域的応援についての九都県市合同防災訓練、かながわ消防訓練等を実施しています。
- 県は、災害時に備え、多様な主体と連携し、災害多言語支援センターの設置運営訓練を毎年実施しています。
- 県及び市町村は、災害時応急活動を迅速・的確に行うため、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の発表、大規模地震災害の発生等を想定した各種対策本部の運営訓練や職員の緊急参集訓練、津波対策訓練、防災気象情報等の情報受伝達訓練及び図上訓練等を実施しています。
- 県警察は、災害警備活動の円滑な遂行を図るため、警備要員の招集、救助救出、交通規制等の訓練を実施しています。
- 市町村は、防災週間を中心に、自主防災組織や県警察、防災関係機関等と連携し、地域密着型の防災訓練を実施しています。

【課題】

- 様々な災害や地域の特性を想定した多様で実践的な訓練を実施し、県民、地域の主体的参加を求めるとともに、県、市町村、防災関係機関、事業所、地域住民、NPO・ボランティア等の連携による防災力の向上を図る必要があります。
- 高齢者、障害者等に配慮した防災訓練を実施し、災害時における高齢者、障害者等の安全が確保される体制づくりが必要です。
- 国のプッシュ型支援や被災市区町村応援職員確保システムの定着化、災害救助法の改正を受けて策定した資源配分計画に基づく配分調整など、新たな動向に対応できるよう、防災関係機関の活動支援や物資の受入調整等、現地災害対策本部の新たな役割を踏まえた訓練や、災害対策本部の運営訓練の充実により、対応力を強化する必要があります。
- 複合災害など、多様な場面を想定した緊急参集訓練、図上訓練等を積み重ね、職員の防災業務に対する習熟を図る必要があります。

また、各種防災訓練の成果を着実に蓄積するには、訓練目的の明確化や目的達成に必要な具体的な訓練実施項目の設定など、適切な訓練の管理を行うとともに、災害対策本部と現地災害対策本部、市町村災害対策本部との連携を図ることも大切になります。

【取組の方向】

- 県及び市町村は、地域防災計画の習熟や、近隣都県、市町村間、防災関係機関との連携強化及び情報の共有化、さらには企業、県民の防災意識の向上等を図るため、大規模地震発生時を想定した防災訓練を実施します。
- 県及び市町村は、夜間等様々な条件を想定し、地域や職場、学校等と協調したきめ細やかな訓練を定期的実施するとともに、関係機関の訓練とも協調し、地震発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図ります。
- 県及び市町村は、発災時における迅速、的確な災害対策本部活動を実施するため、その意思決定から現地での救助、救援など一連の応急活動を対象とした総合防災訓練を実施します。

また、各地域における発生の可能性が高い災害を想定した訓練、地域防災計画、各種マニュアル、応援協定や地域の防災関係施設の有効性の検証を目的とした訓練など、実践的な訓練の実施により地域住民や防災関係機関の対応能力の向上を図ります。

- 県及び市町村は、明確な訓練目的と具体的な訓練実施項目の設定、訓練目的達成のための実践的、

合理的な訓練実施要領の作成、確実な訓練実施結果の分析と次期訓練への反映、訓練基盤の整備など、適切な訓練の管理及び着実な成果の蓄積により防災力の向上を図ります。

【主な事業】

1 多様な訓練の実施

- 県及び市町村は、地震被害想定調査の結果や地域の実情を踏まえ、大規模災害を想定した広域防災訓練や市町村域・コミュニティレベルで、大規模火災や津波など多様な場面を想定した防災訓練を実施します。

また、地下街等の不特定かつ多数の者が利用する地下施設等の防災訓練、被災時の男女のニーズの違いや要配慮者等の多様な視点などに十分配慮した防災訓練や避難訓練を実施します。

[くらし安全防災局ほか関係局]

- 県、市町村及び防災関係機関は、様々な場面を想定した災害対策本部等の運営訓練、情報受伝達訓練、職員の緊急参集訓練、図上訓練や緊急地震速報対応訓練等を重ね、非常時に臨機応援に対応できるよう努めます。

[くらし安全防災局]

- 県は、災害対策本部を補完する現地災害対策本部との連携強化を図るための訓練や、救助実施市や物資や輸送の関係団体、国の機関と連携した、資源配分連絡調整チームの運営訓練などを実施します。

[くらし安全防災局、地域県政総合センターほか関係局]

- 県は、災害対策本部が設置される災害時を想定し、言葉の壁がある外国人住民への被害を軽減するために、やさしい日本語及び多言語による情報提供や、行政窓口等への通訳及び外国人住民からの相談対応の役割を果たすことができるよう、災害多言語支援センターの設置運営訓練を実施します。

[国際文化観光局]

2 実践的な訓練の実施

- 県、市町村及び防災関係機関は、積極的かつ継続的に防災訓練を実施します。実施に当たっては、訓練の目的を設定した上で、地震・津波やその被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的な訓練となるように努めます。

また、訓練後には、訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の見直しを行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努めます。

[くらし安全防災局ほか関係局]

3 広域応援機関と連携した訓練の実施

- 県は、各応援機関等と連携して、災害活動中央基地（県総合防災センター）や広域防災活動拠点等において緊急参集訓練や広域応援活動訓練を実施し、応援機関等の受入れについて習熟を図ります。

[くらし安全防災局、地域県政総合センター]

- 県は、市町村と協調して緊急消防援助隊の対応訓練を実施します。

[くらし安全防災局]

- 県は、自衛隊の災害派遣活動が円滑に行えるよう、連絡体制の充実と具体的要請内容を想定した訓練を実施します。

[くらし安全防災局、健康医療局]

- 県は、大規模災害発生時の医療支援体制を強化するため、自衛隊医療関係部隊と他の医療関係機関が連携する医療救護活動訓練を主体とした県・市町村合同総合防災訓練（ビッグレスキューかながわ）を実施します。

[くらし安全防災局ほか関係局]

- 県は、在日米陸軍及び海軍との相互応援が円滑に行えるよう、両軍との定期的な会合の開催や防災訓練などを実施します。

[政策局、くらし安全防災局]

4 地域特性に応じた訓練の実施

- 県及び市町村は、津波情報伝達訓練、避難訓練、海上からの救出・救助訓練等を、県警察、自衛隊、

第三管区海上保安本部や民間の救護組織と連携して実施します。 [くらし安全防災局]

- 県及び市町村は、関係機関の協力を得て、帰宅困難者用の一時滞在施設の迅速な開設、開設状況の広報、運営管理のための訓練を実施します。 [くらし安全防災局]

- 県は、中山間地における災害発生を想定した訓練を実施します。 [くらし安全防災局]

- 市町村は、特に災害発生時の初期対応の徹底を図るため、自主防災組織育成基本方針に定める情報収集・伝達、避難、救出救護、消火訓練を重点的に実施します。

5 関係機関の訓練への参加

- 県警察及び第三管区海上保安本部は、各種災害訓練に積極的に参加し、防災関係機関との連携の強化に努めます。 [警察本部]

第20節 災害救助実施体制の充実

【現状】

- 避難所運営や救援物資の提供などの災害救助は、災害対策基本法に基づき、基本的には市町村が主体となって実施しますが、被害が複数市町村にまたがるような大規模災害が発生した場合は、県が災害救助法を適用し、県が救助の実施主体となり、市町村は県の補助機関として、又は県が事務委任をして、市町村が救助を実施する体制となります。
- 災害時に市町村と連携して円滑に災害救助が実施できるよう、平成30年11月に、市町村への事務委任に関する事前の取決めを策定し、県が行う事務、市町村に委任する事務を明確にしました。

〔災害救助事務の委任に関する事前の取決め〕

救助の内容	実施機関
1 避難所の設置	市町村
2 応急仮設住宅の供与	県・市町村
3 炊き出しその他による食品の供与	市町村
4 飲料水の供給	市町村
5 被服、寝具その生活必需品の供与、貸与	市町村
6 医療、助産	県・市町村
7 被災者の救出	市町村
8 被災した住宅の応急修理	市町村
9 学用品の供与	市町村
10 埋葬	市町村
11 死体の搜索	市町村
12 障害物の除去	市町村

※上記を基本に、災害の規模・態様及び地域の特性等により、委任する事務の範囲を調整する。

- 平成30年6月、災害救助法が改正され、内閣総理大臣の指定により、政令指定都市が、救助実施市として救助の実施主体となれることとなり、本県の3つの政令指定都市は、平成31年4月、救助実施市に指定されました。
- 救助の実施主体が複数になることで、県内で公平な救助を実施することが課題となるため、同法改正で、適切で円滑な救助を実施するため、県が救助実施市や関係機関との広域調整を行うことが明記されました。本県では、この法改正を受け、平成30年12月に、県の広域調整の下で災害救助を実施するための資源配分計画を、全国に先駆けて策定し、本計画に基づき災害救助を実施することに関して、3政令指定都市と覚書を締結しました。
- 資源配分計画では、県の地震被害想定に基づく資源配分の目安や、災害対策本部に資源配分連絡調整チームを設置して配分調整を行うこと、災害救助に係る連絡会議を設置し、平時から関係機関の連携を確保することなどを定めています。
- なお、医療や応急仮設住宅など、資源配分のための個別計画がある分野は、それぞれの計画に従い対応します。応急仮設住宅に関しては、平成30年12月に、応急仮設住宅に関する資源配分計画を策定しています。
- 応急仮設住宅に関する資源配分計画では、資源配分の対象、資源の事前配分、建設型応急仮設住

宅の設置計画の事務オペレーション、特別基準の協議などについて定めています。

- 建設型応急仮設住宅の事前配分では、発災後速やかに建設に着手するため、関係団体において発災1ヵ月後までに供給可能な建設戸数について、人口割合に応じた配分戸数を設定しています。

【課題】

- 大規模災害時に円滑に災害救助を実施するためには、資源配分計画に基づき、県の広域調整権のもとで、救助実施市や国、物資の供給や輸送、保管などを担う民間団体と連携して対処することが重要であり、そのための連携体制を平時から確保しておく必要があります。
- 救助実施市以外の市町村に対しては、事務委任の事前の取決めに基づく救助の実施体制を確保するほか、県と救助実施市が連携して市町村を支援する体制を整える必要があります。
- 市町村支援の体制強化として、市町村の被災状況や支援ニーズを迅速に把握し、県内外からの応援につなげるための県の体制を充実させる必要があります。
- 災害救助法が適用された災害が数少ないため、災害救助の実務について、県、市町村職員の対応力を強化する必要があります。

【取組の方向】

- 災害救助に係る連絡会議等を通じて、国や救助実施市、物資や応急仮設住宅の供給、輸送、保管を担う事業者、医療関係団体などとの顔の見える関係づくりに取り組みます。
- 災害対策本部に設置する資源配分連絡調整チームの運営や市町村への応援活動が円滑にいくよう、運営マニュアルの整備・充実を図り、研修や訓練を充実させます。
- 県は、被災市町村に近い現地災害対策本部が災害対策本部を補完することで一元的に情報収集を行う体制の充実を進めます。
- 災害救助の実務や各救助内容の専門的な知識やノウハウの習得を図るための県・市町村職員向けの研修の充実を図ります。

【主な事業】

1 災害救助の実施体制の確保

- 県と救助実施市は、災害救助法の規定に従い、災害救助基金を運用するほか、災害救助の実施体制の整備に努めます。 [くらし安全防災局ほか関係局]
- 災害救助基金を活用した毛布を、二俣川に設置した災害救助用の倉庫のほか、県内複数個所に分散備蓄し、災害時の円滑な供給に備えます。 [くらし安全防災局]

2 関係機関との連携確保

- 市町村への支援を円滑に行うため、物資等の供給や輸送、保管等に関して、民間団体との協定の充実を進めます。 [くらし安全防災局、環境農政局、産業労働局]
- 災害救助に係る連絡会議や、国や救助実施市、協定事業者が連携した研究会を通じて関係機関の連携体制の一層の強化を図ります。 [くらし安全防災局、環境農政局、産業労働局]

3 災害救助の運用体制の充実

- 資源配分連絡調整チームの円滑なオペレーションを確保するため、救助実施市や民間団体と連携した訓練や研修の充実に努めます。 [くらし安全防災局、環境農政局、産業労働局]
- 災害救助の事務手続きや、避難所や物資拠点の運営など、災害救助の実務に関する研修を実施し、県や市町村職員の対応力強化を図ります。 [くらし安全防災局]

資 料

- 3-20-(1) 災害救助に係る神奈川県資源配分計画
- 3-20-(2) 応急仮設住宅の供給に係る神奈川県資源配分計画

第4章 災害時の応急活動対策

- 大規模な地震災害が発生した場合、発災直後の応急対策活動を適切に実施するため、被害規模等の概括的な情報をいち早く把握することがその後の応急対策を効果的に実施するために不可欠です。
県では、様々な種類の通信手段を活用することはもちろんのこと、映像情報等を利用して被害の規模や程度を推定し、その情報に基づき災害対策本部設置の判断をはじめ、国、市町村、防災関係機関と協力して速やかに応急対策を進めます。
- また、県民や企業等が適切な行動をとるためには、地震や津波に関する情報や交通情報等の情報が必要となります。そのため、県では、市町村や関係機関等と連携し、必要な情報の迅速な提供に努めます。
- なお、災害対策本部が設置された際には、職員の2割以上が出勤できない状況を1つの目安として、同本部が神奈川県業務継続計画の発動を決定します。
- 応急対策活動の実施に当たっては、生命・身体の安全を守ることを最優先に、災害の拡大や再発といった二次災害の防止や救助・救急、消火及び医療救護活動を進めます。
特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとします。
- また、避難所の設置等の避難対策、食料、水等の確保対策等の生活支援対策を進めるとともに、そのための条件としての交通確保対策を進めます。
- ライフラインの応急復旧活動、さらに被災地の社会的混乱や心理的動揺の防止に向けて、正確な情報の提供や災害相談の実施等、時間経過に沿った対策を進めます。
- なお、巨大地震が発生した場合、甚大かつ広域的な被害が予想されると同時に、これまでの大災害で経験したような広域的な停電や断水の発生、防災拠点の被災、市町村等の行政機能の喪失、交通インフラの被災による応急対策活動への支障の発生、ガソリン等の燃料を含む各種物資の著しい不足などを含め、事前の想定を超える事態が発生するおそれがあることを十分留意しつつ、災害応急対策を行います。

第1節 災害時情報の収集・伝達と災害対策本部等の設置

地震発生後、県は速やかに地震情報を収集・伝達するとともに、県、市町村及び防災関係機関は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の措置状況を迅速に収集・連絡し、災害対策本部の設置等必要となる体制の整備を進めます。

災害対策本部設置後、県、市町村及び防災関係機関は、被害規模等の情報の収集・連絡を行い、その情報に基づき事態の推移に合わせた災害応急活動を行います。

1 地震情報等の収集・伝達

- (1) 県内の震度情報は、震度情報ネットワークシステム（注1）により即時に把握します。また、震源や地震の規模、津波情報等を含めた地震情報等（注2）は気象庁から伝達されます。
- (2) 県では、24時間体制により災害の発生に備えています。時間外、休日等に災害が発生した場合には、まずくらし安全防災局の当直主任、当直員が地震情報等の収集・伝達を行います。地震情報等の伝達については、次の基準により対応します。

○ 市町村等への地震情報等伝達基準

地震	県内最大震度 2 以下		伝達を行わない	
	県内最大震度 3 以上		地震情報等並びに震度情報ネットワークシステムによる「地震発生状況」を伝達	
津波	津波警報等	津波注意報	沿岸 15 市町等へ伝達	
		津波警報	沿岸 15 市町等へ伝達	
		大津波警報	沿岸 15 市町等へ伝達	
	波	津波警報等の発表がない場合	沿岸 15 市町で最大震度 3 以下を観測	伝達を行わない
			沿岸 15 市町で最大震度 4 以上を観測	沿岸 15 市町等へ津波注意喚起の伝達
南海トラフ地震	南海トラフ地震臨時情報（調査中）		市町村等へ伝達	
	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）		市町村等へ伝達	
	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）		市町村等へ伝達	
	南海トラフ地震臨時情報（調査終了）		市町村等へ伝達	

※津波警報等については、津波予報区の東京湾内湾（注3）又は相模湾・三浦半島（注4）において発表された場合が対象となります。

（注1） 震度情報ネットワークシステムとは、県内各地に配置した震度計からリアルタイムで震度情報を収集し、市町村ごとの震度を迅速に把握するとともに、収集した地震情報を消防庁及び気象庁へ送信するシステムです。

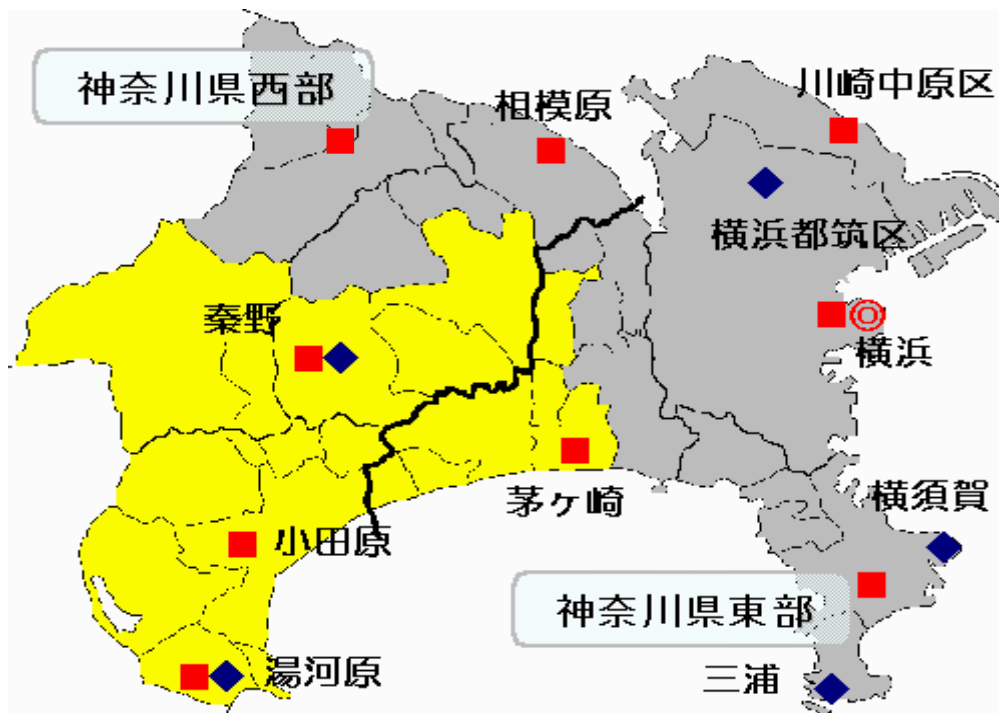
（注2） 地震情報等とは、津波警報等（大津波警報、津波警報、津波注意報）及び震度速報、震源・震度に関する情報、各地の震度に関する情報等の地震・津波に関する情報をいいます。

（注3） 東京湾内湾とは、東京湾内の千葉県富津岬以北（富津岬先端を除く）・東京湾・神奈川県観音崎以北の沿岸の区域のことです。

（注4） 相模湾・三浦半島とは、神奈川県（観音崎以北の東京湾を除く）沿岸の区域のことです。



津波予報区



震度・地殻歪観測施設

凡例

◎ 横浜地方気象台 ■ 震度観測施設 ◆ 地殻歪観測施設

- (3) 気象庁が、津波予報区の東京湾内湾若しくは相模湾・三浦半島に津波注意報、津波警報又は大津波警報を発表した場合、県は防災行政通信網を通じて直ちに市町村等に地震情報等を伝達するとともに、災害情報管理システムにより被害情報を収集する旨の連絡を行い、被害の早期把握と情報の共有化を図ります。

なお、沿岸市町への津波注意報又は津波警報の伝達は、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）による情報配信が行われるほか、N T T東日本及び県警察本部（管轄警察署）から可能な範囲において伝達されます。

- (4) 気象庁が、東京湾内湾又は相模湾・三浦半島に津波警報を発表した場合、緊急速報メールにより該当する沿岸地域の対応端末（スマートフォン・携帯電話）に、津波避難に関する緊急情報が一斉に配信され、県からも必要な情報を緊急速報メールで自動配信します。また、海岸利用者や沿岸部の道路利用者に対し、津波情報盤や道路情報板により津波情報を伝達します。
- (5) 関係機関及び県は、地震情報等について、地震情報等の受理伝達系統図により迅速・的確に伝達します。
- (6) 市町村は、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）などにより地震情報等を受理したときは、防災行政無線等を通じて直ちに住民等に伝達するとともに、避難勧告等の措置を行います。
- (7) 市町村は、地震や津波の発生に伴い避難勧告等の措置を行ったときは、防災行政無線等を通じて住民等に伝達するとともに、Lアラート（災害情報共有システム）を利用して情報を発信し、テレビ、ラジオ等を通じた住民への迅速な周知に努めます。また、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等について、住民等が正確に理解できるわかりやすい表現を用い、反復継続した周知に努めます。

県は、市町村がLアラート（災害情報共有システム）を利用した情報発信を行えないときは、市町村に代わって行います。

- (8) 県は、地震調査研究推進本部等の国の機関の地震情報等や、温泉地学研究所で収集した発災時の地震情報及び群発地震発生時の発生回数等の情報を、市町村や関係機関に伝達します。

○ 県防災行政通信網の運用

1 災害時の通信連絡

気象予警報並びに災害時における災害情報の伝達、及び被害情報の収集その他応急対策に必要な指示、命令、応援要請等を県が行う際には、県主要機関、市町村及び防災関係機関に整備した県防災行政通信網により行います。

2 県防災行政通信網の運用

県防災行政通信網の運用は、「神奈川県防災行政通信網の運用及び管理に関する要綱」や「神奈川県防災行政通信網の運用及び管理に関する要領」により行いますが、通信の種類と手段は次のとおりです。

(1) 通信の種類

- ア 緊急通信 地震その他緊急の事態が発生したとき、又は発生のおそれがあるときに行う緊急を要する通信
- イ 一般通信 緊急通信以外の通信
- ウ 一斉通信 複数の通信局に対して同時に一方的に行う通信
- エ 個別通信 個別の通信局間で行う通信

(2) 通信の手段

通信は、音声又はファクシミリにより行います。

○ 災害情報管理システムの運用

1 被害情報の収集・伝達

災害情報管理システムは、市町村や県の各機関と災害対策本部室をオンラインネットワークで結び、災害発生時には、市町村等が把握した被害情報を、災害発生当初の速報からその後の詳細な被害内容まで、リアルタイムで県災害対策本部や他の防災関係機関で情報共有するためのシステムです。

これらの情報は、コンピュータ処理により必要な形に加工でき、こうした情報に基づき災害応急対策を検討し、必要な措置を決定します。

2 災害情報管理システムの運用

災害情報管理システムの運用は、「神奈川県災害情報管理システム運営要綱」により行います。利用できる情報は次のとおりです。

- (1) 防災基礎情報（病院等の施設、道路、河川等の基礎的な情報）
- (2) 被害情報、被害復旧情報（道路被害・復旧、河川被害、学校被害等）
- (3) 応援要請情報、応急措置情報（自衛隊派遣要請、緊急消防援助隊派遣要請、各機関の応急措置）
- (4) 災害状況資料（被害情報等を基に加工した災害状況資料）

2 配備体制

- (1) 原則として、津波注意報が県下に発表された場合には、県くらし安全防災局では、指定された職員が警戒体制に入るとともに被害情報を収集し、その情報により災害応急対策を検討し、必要な措置を講じます。

また、県の各局及び関係地域県政総合センターの指定された職員は待機体制に入ります。

- (2) 横浜地方気象台が震度5弱若しくは5強を観測発表した場合、津波警報が県下に発表された場合又は気象庁が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）を発表した場合には、各局及び関係地域県政総合センターの指定された職員は応急体制に入り被害情報等を収集し、その情報により災害応急対策を検討し、必要な措置を講じます。

○ 県職員の配備体制

1 配備基準及び配備内容

区分	体制	配 備 基 準	配 備 内 容
災害対策本部が設置されていないとき	警戒体制	1 津波注意報が県下に発表されたとき	被害状況の把握に必要な人員を配備する。
	第1次応急体制	1 横浜地方気象台が震度5弱を観測発表したとき 又は震度情報ネットワークシステムによって震度5弱を観測したとき 2 津波警報が県下に発表されたとき 3 気象庁が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）を発表したとき 4 その他状況により必要があるとき	被害状況の把握及び連絡調整に必要な人員を配備する。
	第2次応急体制	1 横浜地方気象台が震度5強を観測発表したとき 又は震度情報ネットワークシステムによって震度5強を観測したとき 2 その他状況により必要があるとき	被害状況の把握及び連絡調整に必要な人員を全県的に配備するとともに、事態の推移に伴い速やかに人員を増員し、本部が設置できる体制
災害対策本部が設置されたとき	第1次本部体制	1 津波警報が県下に発表され、又は横浜地方気象台が震度5弱若しくは震度5強を観測発表し、若しくは震度情報ネットワークシステムによって震度5弱若しくは震度5強を観測し、かつ、大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。 2 気象庁が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）を発表したとき 3 その他状況により必要があるとき	被害状況の把握、連絡調整及び応急対策業務に必要な人員を全県的に配備する。
	第2次本部体制	1 県下全域にわたり大規模な災害が発生したとき 2 大津波警報が県下に発表されたとき 3 横浜地方気象台が震度6弱以上を観測発表したとき又は震度情報ネットワークシステムによって震度6弱以上を観測したとき 4 その他状況により必要があるとき	被害状況の把握、連絡調整及び応急対策業務に必要な人員を全県的かつ原則として職員全員を配備する。

2 職員の配備体制

- (1) 指定された職員は、配備基準に該当する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、直ちに配備体制につきます。
- (2) 警戒体制に関する指揮監督は、くらし安全防災局長が行います。
- (3) 災害対策本部長は、職員の配備内容を決定したときは、直ちに各局長及び各地域県政総合センター所長等に通知します。
- (4) 各局長及び各地域県政総合センター所長等は、災害対策本部長が職員の災害対策本部配備内容を決定したときは、あらかじめ定められた配備編成計画に基づく配備体制をとります。

3 配備人員

配備人員は、各局長及び各地域県政総合センター所長等が定める配備編成計画により配備体制別に定めます。

4 緊急参集等

職員は、勤務時間外、休日等において災害が発生し、又は発生するおそれがあることを覚知したときは、配備編成計画に基づき直ちに所属又はあらかじめ指定された場所に参加し、配備につきます。

ただし職員は、災害の状況により所属又はあらかじめ指定された場所に参加できないときは、次に掲げる県の機関に参加し、当該機関の長又は当該機関の長が指定する職員の指示に従い、その業務を実施します。

- (1) 自己の業務に関連する最寄りの県の機関
- (2) 県庁又は各地域県政総合センター
- (3) 県総合防災センター

- (3) 市町村及び防災関係機関等においても、各機関等が定める配備計画等に基づき配備体制をとるとともに、被害情報等を収集し、その情報により災害応急対策を検討し、必要な措置を決定します。

3 地震発生直後の被害情報の収集・連絡

- (1) 県、市町村等は、地震発生直後において、庁舎及びその周辺に関する概括的被害情報、ライフライン被害の範囲等、被害の規模を推定するための関連情報の収集に当たります。
- (2) 知事が必要と認める場合は、現地に神奈川県広域災害時情報収集先遣隊を派遣し、情報収集を行います。
- (3) 市町村は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む）、建築物の被害状況及び火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに災害情報管理システム等により県へ報告します。その他の防災関係機関においても、各種の被害情報等を防災行政通信網等により県へ報告します。ただし、通信の途絶等により県に報告できない場合は、消防庁へ報告します。特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要の情報であるため、市町村は、住民登録の有無にかかわらず、当該市町村の区域（海上を含む）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるものとし、また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に報告します。
- (4) 人的被害の数（死者・行方不明者数等）については、県が一元的に集約、調整を行います。その際、県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は県に連絡するものとし、当該情報が得られた際は、県は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告します。
また、県は、人的被害の数（死者・行方不明者数等）について広報を行う際には、関係機関と密接に連携しながら適切に行います。
- (5) 全国的な統一基準が策定されるまでの間、県は、災害発生時に、安否不明者・死者については、氏名等の最小限の個人情報原則速やかに公表します。
- (6) その他の防災関係機関においても各種の被害情報等を防災行政通信網により県へ連絡します。
- (7) 市町村その他の防災関係機関は、あらかじめ用意する通信設備等が使用できない場合は、通信可能な地域まで伝令を派遣する等、あらゆる手段を尽くして報告するよう努めます。
- (8) 県は、市町村との情報の受伝達、災害応急対策の調整等のため、必要に応じて調査のため職員を派遣して被害情報等の把握に努めます。また、自動車が通行できない場合に備え、自転車の活用を図ることを検討します。
- (9) 県は、防災行政通信網等により、市町村及び防災関係機関の配備体制の把握を行うとともに、災害情報管理システム等による被害状況の収集・分析を行い、その結果を状況に応じて知事、副知事へ連絡し、その指示により災害対策本部設置のための準備を進めます。
あわせて、「火災・災害等即報要領」等により、その結果を消防庁に報告するとともに、必要に応

じ関係省庁及び関係地方公共団体に連絡します。

(10) 市町村は、「火災・災害等即報要領」の規定に基づき、交通機関の火災等特に迅速に消防庁に報告すべき火災・災害等を覚知した場合は、直ちに消防庁に報告し、併せて県にも報告します。

(11) 市町村は、被害情報及び災害応急対策等を県に報告できない状況が生じた場合には、直接内閣総理大臣（消防庁経由）に報告します。

○ 消防庁への報告先

被害状況等の報告に係る消防庁への連絡先は次のとおりです。

（N T T回線） 電話 03－5253－7527（平日 9:30～18:15）

03－5253－7777（上記以外）

FAX 03－5253－7537（平日 9:30～18:15）

03－5253－7553（上記以外）

（消防防災無線） 電話 7－90－49013（平日 9:30～18:15）

7－90－49101～2（上記以外）

FAX 7－90－49033（平日 9:30～18:15）

7－90－49036（上記以外）

（地域衛星通信ネットワーク）

電話 9－048－500－90－49013（平日 9:30～18:15）

9－048－500－90－49101～2（上記以外）

FAX 9－048－500－90－49033（平日 9:30～18:15）

9－048－500－90－49036（上記以外）

○ 消防庁災害対策本部等連絡先

（N T T回線） 電話 03－5253－7510（長官・参謀室）

FAX 03－5253－7553（宿直室）

（消防防災無線） 電話 90－49101～49102

FAX 90－49036

（地域衛星通信ネットワーク）

電話 9－048－500－90－49101～49102

FAX 9－048－500－90－49036

（中央防災無線） 5017（兼応急対策室） 5041（FAX）

(12) 県警察は、被害規模の早期把握のための情報収集活動を行い、必要に応じてヘリコプターテレビ等による映像情報の収集を行うとともに、災害対策本部室に配信します。

(13) 県は、横浜市及び川崎市のヘリコプターテレビや高所監視カメラ等の映像情報の提供を受け、被害情報を共有します。

(14) 県は、収集した地震発生直後の情報を消防庁に報告するとともに必要に応じて市町村、他の都道府県及び関係省庁に連絡します。また、県警察は、被害に関する情報を把握し、警察庁に連絡します。

(15) 市町村は、応急対策の活動状況、災害対策本部設置状況等を県に連絡します。また、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市町村に連絡します。

(16) 県及び公共機関は、必要に応じて指定行政機関を通じて官邸（内閣官房）及び内閣府に、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を随時連絡し、国の非常災害対策本部等の設置後は、これを非常災害対策本部等に連絡します。

4 災害対策本部及び現地災害対策本部等の設置

(1) 災害対策本部の設置

(ア) 知事は、地震災害等が発生し、又は発生のおそれがある場合、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第 23 条の規定に基づき、災害対策本部を県庁第二分庁舎 6 階の災害対策本部室に設置します。

なお、知事は、災害の危険がなくなったとき、又は災害発生後における措置が概ね完了したときは、災害対策本部を廃止します。

○ 災害対策本部等設置基準

本部の設置基準	備 考
1 県下全域にわたり大規模な災害が発生したとき 2 大津波警報が県下に発表されたとき 3 横浜地方気象台が震度6弱以上を観測発表したとき 又は震度情報ネットワークシステムによって震度6弱以上を観測したとき 4 その他状況により必要があるとき	各局及び各地域県政総合センター等は、事態を承知したときは、本部設置決定通知等を待たず、第2次本部体制をとる。
5 津波警報が県下に発表され、又は横浜地方気象台が震度5弱若しくは震度5強を観測発表し、若しくは震度情報ネットワークシステムによって震度5弱若しくは震度5強を観測し、かつ、大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき 6 気象庁が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）を発表したとき 7 その他状況により必要があるとき	各局及び各地域県政総合センター等は、本部設置決定通知に基づき、第1次本部体制又は第2次本部体制をとる。

○ 災害対策本部



(イ) 知事は、災害対策本部を設置した場合は、速やかに内閣総理大臣（消防庁経由）及び消防庁長官に報告するとともに、次に掲げる者のうち必要と認める者に連絡します。

- ・市町村長
- ・指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の長又は代表者
- ・陸上自衛隊東部方面混成団長、海上自衛隊横須賀地方総監及び海上自衛隊第4航空群司令
- ・国土交通大臣
- ・隣接都県知事等

(ウ) 災害対策本部長に事故がある場合には、第1順位副知事がその職務を代行します。さらに、第1順位副知事に事故があるときは、第2、第3順位副知事、統制部長（くらし安全防災局長）等が順次その職務を代行します。

(エ) くらし安全防災局は統制部として被害状況、応急対策実施状況等の情報収集を行い、関係局にまたがる対策の調整を行います。

(オ) 災害対策本部は、県庁第二分庁舎の災害対策本部室に設置しますが、被災等のため県庁舎での活動が不可能となった場合には、県総合防災センターに県災害対策本部を設置します。

(カ) 県は、災害対策本部が設置された場合には、県総合防災センターに災害活動中央基地を設置し、市町村支援等の災害応急対策を実施します。

(2) 現地災害対策本部等の設置

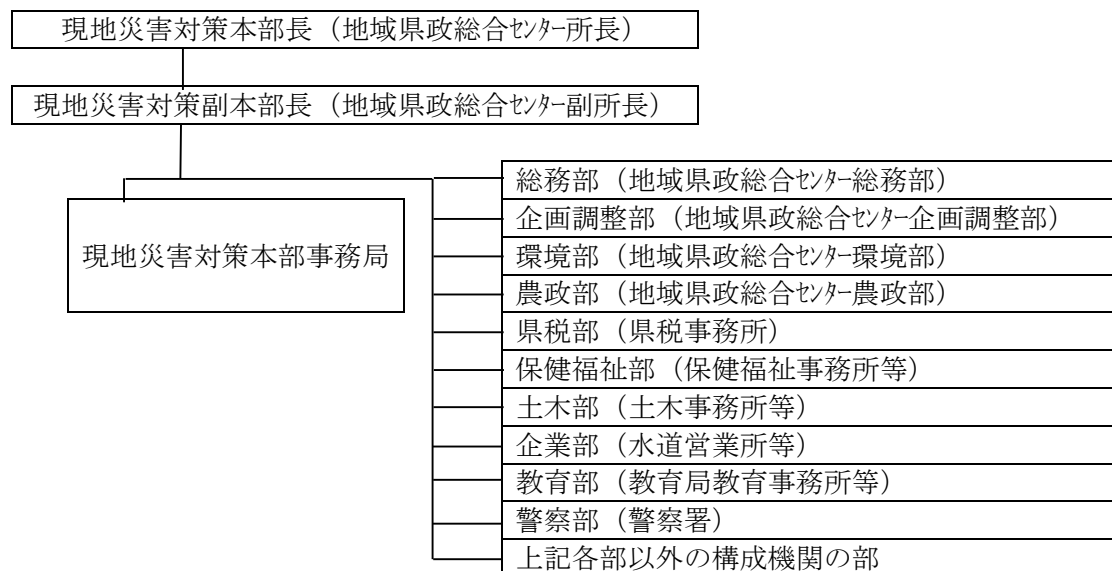
(ア) 災害対策本部長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要と認めた地域県政総合センターに、災害対策本部の組織として現地災害対策本部を設置します。

なお、津波対策として現地災害対策本部を設置する場合は、横須賀三浦地域、湘南地域、県西地域県政総合センターのうち、設置が必要な地域県政総合センターとします。

また、災害対策本部の設置に至らない局地的災害で、応急対策上必要と認めるときは、地域県政総合センターに現地対策本部を設置します。

災害対策本部長は、当該地域において災害の拡大するおそれが解消し、災害応急対策が概ね完了したと認めるときは、現地災害対策本部を廃止します。

○ 現地災害対策本部



(イ) 県は、災害対策本部を設置したときは、市町村の行う医療救護活動の総合調整と市町村の能力を超えた場合の応援、補完を行うため、庁内に保健医療調整本部を設置するとともに、災害救援ボランティア活動への支援を行うため、かながわ県民活動サポートセンターに県災害救援ボランティア支援センターを設置します。

(3) 関係県職員の参集・配備

(ア) 県職員は、勤務時間外、休日等において県内で地震を覚知したときは、報道情報を確認し、県内最大震度6弱以上の場合には、配備編成計画に基づき直ちに所属又は事前に指定された県の機関に参集し、配備につきます。ただし、災害の状況により参集できないときは、自己の業務に関連する最寄りの県の機関等に参集し、当該機関の長又は当該機関の長が指定する職員の指示に従い、その業務を実施します。

(イ) 気象庁が県下に大津波警報を発表したときも同様とします。

(ウ) 県内最大震度5弱若しくは5強を観測し、災害対策本部の設置を決定した場合には、災害対策本部長は、直ちに各局長、地域県政総合センター所長等に通知し、各局長等は、配備編成計画に基づき職員を配備します。勤務時間外、休日等に災害対策本部の設置を決定した場合には、各局長等は、あらかじめ定められた連絡体制により職員を参集、配備させます。

また、現地災害対策本部を設置した場合には、地域県政総合センター所長に通知します。現地災害対策本部長は、同様に関係職員を参集・配備させます。

(エ) 気象庁が県下に津波警報を発表した場合であって、災害対策本部の設置を決定したときも同様とします。

(4) 市町村の災害対策本部

市町村長は、地震災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合、当該市町村域に係る災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第23条の2に基づき市町村災害対策本部を設置します。

(5) 防災関係機関の災害対策組織

指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関は、地震災害等が発生した場合、又は発生するおそれがあり、必要があると認めたときは、その所管に係る災害応急対策を円滑に行うため、あらかじめ定めた災害対策組織を設置します。

(6) 災害対策本部とその他災害対策組織との関係

災害対策本部長は、石油コンビナート等災害防止法に基づく石油コンビナート等防災本部と一体となった災害対策本部組織の運用を図ります。

また、国の現地対策本部との合同会議等を通じて、情報の共有と状況認識の統一を図ります。

5 災害広報の実施

災害発生時には、被災地住民をはじめとした県民等に対して、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図り、適切な判断による行動ができるようにする必要があります。

県、市町村及び防災関係機関は、速やかに広報部門を設置し、連携して適切かつ迅速な広報活動を行います。なお、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等は多様であることから、情報を提供するには、様々な媒体を活用するよう配慮します。特に、避難場所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めます。

(1) 県の広報**ア 広報の内容**

県は、流言飛語による社会混乱の防止のため、地震や津波に関する情報のみならず、被災状況、応急対策の実施状況、県民のとるべき措置等について積極的に広報します。

広報を必要とする内容は、概ね次のようなものが考えられますが、被災者等のニーズに応じた多様な内容を提供します。

(ア) 発生した地震、津波に関する情報

(イ) 余震等地震の発生に関する今後の見通し

(ウ) 津波の発生に関する情報

(エ) 被災状況と応急対策の状況

- (オ) 避難の必要性の有無
- (カ) 避難所の設置状況
- (キ) 交通規制及び各種輸送機関の運行状況
- (ク) 帰宅経路等に関する情報
- (ケ) ライフラインの状況
- (コ) 医療機関の状況
- (サ) 防疫活動の実施状況
- (シ) 食料、生活必需品の供給状況
- (ス) 相談窓口の措置状況
- (セ) 被災者生活支援に関する情報
- (ソ) 県民・企業等が当面とるべき対応等
例：「むやみに移動を開始しない」「自動車や不急な通信の使用自粛」等
- (タ) 流言飛語の防止に関すること
- (チ) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容
- (ツ) その他県民生活に必要なこと（二次災害防止情報を含む）

イ 広報の方法

県は、次により広報活動を行います。

(ア) 放送機関への要請

「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、日本放送協会横浜放送局、(株)アール・エフ・ラジオ日本、(株)テレビ神奈川、横浜エフエム放送(株)に対して広報を要請します。

また、県民への災害対策本部設置の伝達、混乱防止のために知事談話の放送を要請します。

○ 要請の窓口

放 送 機 関 名	県庁内線	加入電話及び担当窓口
日 本 放 送 協 会 横 浜 放 送 局	8 5 7 3	045-211-0737 放送部
(株)アール・エフ・ラジオ日本	8 5 7 4	045-231-1531 総務部
(株)テレビ神奈川	8 5 7 5	045-681-7242 報道部
横 浜 エ フ エ ム 放 送 (株)	—	045-223-2585 ニュース室
		045-223-2562 マスター室(夜間)
		045-224-1004 制作2部

(イ) 報道機関への要請

「災害時等における報道協力に関する協定」に基づき、テレビ局、ラジオ局、新聞社に広報を要請します。

- ・協定締結先一覧（各横浜支（総）局・支社）
日本テレビ(株)、(株)東京放送、(株)フジテレビ、テレビ朝日(株)、(株)テレビ東京、(株)ニッポン放送、朝日新聞社(株)、(株)毎日新聞社、(株)読売新聞社、(株)産業経済新聞社、(株)東京新聞社、(株)日本経済新聞社、(株)日刊工業新聞社、(株)日本工業新聞社、(社)共同通信社、(株)時事通信社

(ウ) 一般広報

- a 記者発表、県の災害情報ホームページによる広報
- b 市町村等の広報媒体を活用した広報
- c 県広報車（放送設備のある車両）による広報
- d 必要に応じたヘリコプターによる広報
- e 県提供のテレビ、ラジオの広報番組を活用した広報
- f 新聞紙面購入による広報
- g ファクシミリ、上記以外のインターネット等による広報

(2) 市町村の広報

市町村は、所管区域内の防災関係機関と調整を図り、同報無線や広報車、協定を締結するケーブルテレビやコミュニティFM放送局、自主防災組織との連携等により、住民等に対して次の事項等について広報します。

- ア 災害の状況に関すること
- イ 避難に関すること
- ウ 応急対策の活動状況に関すること
- エ その他住民生活に必要なこと

(3) 防災関係機関の広報

防災関係機関は、それぞれが定めた災害時の広報計画に基づき、住民、利用者に対して、交通に関する情報やライフラインに関する情報、生活関連情報等それぞれの機関が所管する業務に応じた広報を実施するとともに、特に必要があるときは、県、市町村及び報道機関に広報を要請します。

6 災害対策本部における災害応急活動の決定

(1) 地震発生直後（初動期）

- ア 警戒体制等から移行して災害対策本部を設置した場合、災害情報管理システムにより収集した被害情報及び国、県機関、市町村、県警察、消防、公共機関等から入手した情報等により、各種災害応急対策を検討し、必要な措置を決定します。
- イ 県内最大震度6弱以上の地震、又は大津波警報により災害対策本部を自動設置した場合、当面は県警察及び横浜、川崎両市消防局のヘリコプターあるいは両市の高所監視カメラ、県警察の衛星通信用映像送信装置からの映像情報や県機関、市町村からの概括的な被害情報等から被害状況を推定し、各種災害応急対策の検討を行い、必要な措置を決定します。
- ウ 災害対策本部は、通信の途絶等により市町村等からの情報の入手が困難な場合は、イの映像情報や現地に派遣した職員からの情報等により被害状況を推定し、各種災害応急対策の検討を行い必要な措置を決定します。この場合、「かながわ減災プロジェクト」やアマチュア無線による現地情報の入手、県民、報道機関、企業、職員等からの情報の活用も視野に入れます。

(2) 被害情報の収集等（被害情報収集期）

- ア 現地災害対策本部、市町村、その他の防災関係機関は、災害対策本部に対して、各種の被害情報を災害情報管理システム、防災行政通信網等により報告します。
- イ 現地災害対策本部は、必要に応じて職員を市町村へ派遣し、衛星携帯電話等を活用して必要な情報の収集、伝達を行います。
- ウ 市町村、その他の防災関係機関は、あらかじめ用意する通信設備等が使用できない場合は、通信可能な地域まで伝令を派遣する等、あらゆる手段を尽くして報告するよう努めます。
- エ 災害対策本部は、各種被害情報の分析を行い、本部員の現地派遣、緊急交通路及び緊急輸送道路等の確保、関係機関への応援要請等の応急対策の方針を決定し、現地災害対策本部、市町村及び防災関係機関に連絡します。
- オ 災害対策本部は、被害規模に関する情報等を消防防災無線等により消防庁に報告するとともに、必要に応じ関係省庁に連絡します。
- カ 災害対策本部は、大規模な被害発生を確認し、緊急性、必要が高いと認められるときは、中央防災無線により内閣総理大臣官邸及び国の非常（緊急）災害対策本部に連絡します。
- キ 国の非常（緊急）災害対策本部の現地災害対策本部が設置された場合には、県は、国の現地災害対策本部と連絡調整を図りつつ、災害対策について支援、協力等を求めます。
- ク 知事は、応急対策上必要があると認めるときには、指定行政機関、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関（特定独立行政法人に限る。）の長に対し、当該職員の派遣を要請し、若しくは内閣総理大臣に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求めます。同様に、市町村は、必要があると認めるときには、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関（特定独立行政法人に限る。）の長に対し、当該職員の派遣を要請します。
- ケ 災害対策本部長は、応急対策上必要があると認めるときには、災害対策本部会議に防災関係機

関の職員の出席を求めます。

コ 災害対策本部長は、応急対策上必要があると認めるときには、自衛隊の連絡担当官の派遣を要請します。

(3) 応急活動情報等の収集（応急活動情報の収集期）

ア 地域において逐次把握した具体的な被害の内容、応急対策の活動状況は、現地災害対策本部、市町村、その他の防災関係機関から災害対策本部に報告されます。

イ 災害対策本部は、これらの情報をもとに必要な対策を検討し、自ら実施する応急対策を決定するとともに災害救助法の適用を検討します。

ウ 災害対策本部は、迅速かつ公平に物資等の配分、供給を行うため、資源配分連絡調整チームを設置し、救助実施市や物資や輸送の関係団体、国の機関等に参集を依頼します。

エ 災害対策本部は、自ら実施する応急対策の活動状況を必要に応じて現地災害対策本部、市町村及び防災関係機関に連絡します。

オ 災害対策本部は、国の防災関係機関に応急対策の活動状況を随時連絡します。

7 通信手段の確保

県及び市町村は、災害発生時において、災害情報の連絡通信を確保するために、各種の情報通信手段の機能確認を行うとともに、障害が発生したときには、必要な要員を直ちに現場に配置して、速やかな通信の復旧を図ります。

また、通信手段の確保について必要な措置を総務省に要請します。

(1) 災害時の通信連絡

ア 県、市町村及び防災関係機関が行う災害に関する情報の伝達若しくは被害状況の収集報告、その他応急対策に必要な指示、命令等は、原則として防災行政通信網及び災害情報管理システムにより速やかに行います。

イ 県は、災害時の県防災行政通信網の輻輳に対応するため、通信制限の措置を行う等により通信の運用に支障のないよう努めます。

ウ 加入電話を使用する場合には、回線の状況によりNTT東日本が指定した災害時優先電話を利用します。

また、通信の緊急度に応じ非常又は緊急通信として電気通信事業者や非常通信機関に通信を依頼します。

○ NTT東日本の措置

加入電話輻輳時の緊急通話の確保

災害が発生した場合、又は通信の著しい輻輳が発生した場合等においては、通信不能地域をなくし、又は重要通信の確保を図るための措置を行います。

(2) 各種通信施設の利用

ア 警察通信設備の優先利用

県は、加入電話及び県防災行政通信網が使用不能になり、他に通信手段がないときは、災害対策基本法第57条の規定に基づく「警察通信設備の優先利用等に関する協定」により、警察通信設備を優先的に利用します。

イ 非常通信の利用

県、市町村及び防災関係機関は、加入電話及び防災行政通信網等が使用不能になったときは、あらかじめ定める計画に基づき関東地方非常通信協議会の構成員の協力を得て、その所有する通信施設を利用します。

ウ 通信施設所有者等の相互協力

通信施設の所有者又は管理者は、災害応急対策を円滑・迅速に実施するため、相互の連携を密にし、被害を受けた通信施設が行う通信業務の代行等の相互協力を行います。

エ 放送機関への放送要請

県は、加入電話及び防災行政通信網が使用不能になったときは、災害対策基本法第 57 条の規定に基づく「災害時における放送要請に関する協定」により、放送機関に対し連絡のための放送を要請します。

オ 自衛隊への要請

県は、十分な通信手段の確保が困難になったときは、通信確保の措置を自衛隊に要請します。

資 料

- 4-1-(1) 神奈川県震度情報ネットワークシステム概要図
- 4-1-(2) 神奈川県災害情報管理システム運営要綱、運用手順
- 4-1-(3) 地震情報等の受理伝達系統図
- 4-1-(4) 被害状況等の収集・報告内容及び報告系統図
- 4-1-(5) 神奈川県職員の配備体制別配備人員一覧表
- 4-1-(6) 気象庁震度階級関連解説表（抜粋）
- 4-1-(7) くらし安全防災局における警戒体制・応急体制及び気象情報等受伝達体制要領
- 4-1-(8) 神奈川県災害対策本部条例
- 4-1-(9) 神奈川県災害対策本部要綱
- 4-1-(10) 神奈川県災害対策本部要綱及び神奈川県地震災害警戒本部要綱の運用について
- 4-1-(11) 火災・災害等即報要領
- 4-1-(12) 現地災害対策本部所管区域及び構成機関
- 4-1-(13) 災害時における放送要請に関する協定書
- 4-1-(14) 地震災害時における知事の談話
- 4-1-(15) 災害時等における報道協力に関する協定書
- 4-1-(16) 災害時の災害広報計画推移表
- 4-1-(17) 災害対策基本法に基づく警察通信設備の優先利用等に関する協定
- 4-1-(18) 神奈川県非常通信運用要領

参 考

- 3-1-(1) 防災行政通信網構成機関及び回線系統図
- 3-1-(2) 神奈川県企業庁無線系統図
- 3-1-(3) 市町村防災行政無線整備状況一覧
- 3-1-(4) 神奈川県・横浜市・川崎市災害時映像情報相互提供システムの運用に関する覚書
- 4-16 気象庁における津波警報・注意報、津波情報、津波予報の実施方法

第2節 救助・救急、消火及び医療救護活動

地震発生後、県民一人ひとりが「自らの身は自ら守る」、「失火防止に努める」とともに、被災者の救出・救護、消火活動を行い、災害の拡大の防止に努めるものとします。

また、県、市町村及び防災関係機関は、一体となって被災者の救助・救急、消火及び医療救護活動を行います。なお、救助・救急、消火活動等を行う際には、安全確保に留意して活動を行うとともに、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとします。

1 救助・救急、消火活動

(1) 県民及び自主防災組織の役割

ア 県民は、まず自身及び家族の身を守ることに最大限努め、かつ失火防止に努めます。

イ 県民及び自主防災組織は、近隣において救出・救護を行うとともに、発災時の初期段階で消火活動を行い、救助・救急、消火活動を実施する各機関に協力します。

(2) 自衛消防隊の役割

企業等の自衛消防隊は、発災時の初期活動として企業等内での救助・救急、消火活動を行うとともに、可能な限り救助・救急、消火活動を実施する各機関に協力します。

(3) 市町村による救助・救急、消火活動

ア 市町村は、事前に定めた災害時の警防計画等により消防活動を実施しますが、消防の投入に当たっては、住宅密集地域、特殊火災危険区域を優先しつつ、火災の全体状況を把握しながら消火活動を行い、最も効果的な運用を図ります。

イ 市町村は、被害情報を把握しながら被害の拡大防止を主眼に、地域の防災組織等と連携して救助・救急活動を行います。特に、被災地域の医療機関等が被災した場合は、医師会など関係機関の協力のもと広域災害・救急医療情報システム（E M I S）を活用して、広域的な救急活動を実施します。

ウ 市町村は、災害発生時に傷病者の緊急度や重症度に応じた適切な処置や搬送を行うため、傷病者の治療優先順位を決定するトリアージの手法について、救急業務計画に定めます。

エ 消防団は、地域防災の中核として、地域の自主防災組織と連携し、発災直後の初期消火や被災者の救出・救護を行うとともに、常備消防を補佐し、各種消防活動を行います。

オ 市町村は、消防相互応援協定等に基づき、他の市町村に救助・救急、消火活動の応援要請をするとともに、必要に応じ、神奈川県内消防広域応援実施計画に基づく応援要請及び緊急消防援助隊派遣要請などを行います。さらに、応援部隊の配置を迅速かつ円滑に実施し、被害の軽減に努めます。なお、職員等の惨事ストレス対策として必要に応じ、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請します。

カ 市町村は、大規模な災害のため自衛隊が派遣された場合、最重要防御地域等の優先順位を決め、迅速に連絡します。

キ 市町村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表され、政府から事前の準備行動等を行う旨の指示があった場合、必要な準備等を行います。

(4) 救助・救急、消火活動への県の支援

知事は市町村長の要請又は自らの判断により、次の措置を行います。

- ・ 神奈川県内消防広域応援実施計画に基づく神奈川県消防広域運用調整本部（略称：かながわ消防）の設置及び神奈川県消防広域応援隊の編成
- ・ 消防庁に対する緊急消防援助隊の派遣等の広域的応援要請
- ・ 県公安委員会に対する警察庁又は他都道府県警察への援助要求の要請
- ・ 自衛隊に対する救助・救急、消火活動の応援要請
- ・ 在日米軍に対する救助・救急、消火活動の応援要請
- ・ 日本赤十字社及び災害拠点病院等に対する救護班、DMAT、DPAT等による医療救護活

動の応援要請

- ・ 国の非常（緊急）災害対策本部等と連携した、自衛隊の行う救助・救急、消火活動の円滑化のための総合調整
- ・ 国及び他都道府県への救助の応援要請

2 医療救護活動

(1) 医療機関による医療救護活動

- ア 県は、神奈川県保健医療救護計画に基づき、保健医療調整本部を設置し、災害医療コーディネーターや災害時小児周産期リエゾンから適宜助言・支援を受けながら、医療機関等の協力を得て医療救護活動を行います。
- イ 医療機関は、備蓄医療資材、医薬品等を活用し地域における医療救護活動に努めます。特に災害拠点病院は中核的役割を果たします。また、(独)国立病院機構及び日本赤十字社神奈川県支部は、被災地内の国立病院機構病院、日赤病院等において医療救護活動を行います。
- ウ 県は、原則として、被災市町村等からの要請に基づき、災害拠点病院等に対し救護班の派遣を要請するとともに、神奈川DMAT指定病院、神奈川DMAT-L指定病院に対して神奈川DMAT、神奈川DMAT-Lの派遣を要請します。
- エ 県は、原則として、被災市町村等からの要請や統括DPATの判断に基づき、かながわDPATの構成員である医療機関等にかながわDPATの派遣を要請します。
- オ 県及び市町村は、水道施設が被災した場合、医療機関には優先的な給水活動を行います。
- カ 県は、被災地の医療機関の応援要請情報や支援情報を広域災害・救急医療情報システム（EMIS）により、リアルタイムに収集・交換することにより効果的な医療救護活動を確保し、必要に応じ被災地域以外の医療機関等に協力を求めます。
- キ 県及び市町村は、救急患者の搬送に際し、必要に応じ被災地域以外の医療機関等に協力を求めます。
- ク 県は、国（自衛隊等）、隣接都県等と連携協力しながら、航空機等を活用して重篤患者の迅速な広域医療搬送を確保します。
- ケ 被災医療機関は、医療施設、医療設備の応急復旧を実施し、必要に応じライフライン事業者等に速やかな応急復旧を要請します。
- コ 県及び市町村は、傷病者の搬送拠点におけるトリアージ及び救命措置等を行うために救護班及び神奈川DMATを確保します。

(2) 救護所の設置

- ア 市町村は、迅速な医療救護活動を実施するため救護所を設置し、自ら救護班を編成します。
- イ 知事は、市町村長の要請に基づき、必要に応じ国の非常（緊急）災害対策本部等に対し、救護班の派遣要請を行います。

○ 医療救護活動体制

1 医療救護活動

(1) 県

- ア 県は、地震発生後、気象庁や震度情報ネットワークシステム等から得られた地震に関する情報により被災地を推定するとともに、医療救護活動の必要性を迅速に判断し、保健医療調整本部を設置します。
- イ 県は、市町村等から医療救護に関する協力要請があった時、又は医療救護を必要と認めたときは、災害拠点病院等から救護班を、特に災害発生直後においては神奈川DMAT指定病院、神奈川DMAT-L指定病院から神奈川DMAT、神奈川DMAT-Lを派遣するとともに、必要に応じて関係機関に協力を要請します。

ウ 県は、被災市町村等からの要請や統括D P A Tの判断により、かながわD P A Tを派遣するとともに、必要に応じて関係機関等に協力を要請します。

エ 救護班の業務内容

(ア) 傷病者に対する応急措置

(イ) 後方医療機関への転送の可否及び優先順位の決定（トリアージ）

(ウ) 転送困難な患者及び避難場所等における軽症患者に対する医療

(エ) 助産

(オ) 死亡の確認

(カ) 遺体の検案

オ 県は、災害後、被災地及び被災地周辺の病院、災害拠点病院、災害協力病院の被災状況を迅速に把握し、その後の医療需要推定に即した対応に努めます。

(2) 市町村

ア 市町村は、自ら救護班を編成するとともに、必要に応じて郡市医師会等の協力を得て救護班を編成し、災害の程度に即応した救護活動を行います。

また、市町村は、災害の程度により必要と認めたときは、県及びその他の関係機関に協力を要請します。

イ 市町村は、災害救助法が適用された後に医療救護の必要があると認めたときは、県に対して迅速・的確な医療救護について要請を行います。

(3) 指定地方行政機関等

ア 独立行政法人国立病院機構

(ア) (独)国立病院機構は、県の要請に基づき国立病院機構病院の救護班を派遣して救護活動を行います。

(イ) 救護班の業務内容は、県の救護班と同様とします。

イ 地方独立行政法人神奈川県立病院機構

(ア) (地独)神奈川県立病院機構は、県の要請に基づき、その運営する県立病院の救護班を派遣して救護活動を行います。

(イ) 救護班の業務内容は、県の救護班と同様とします。

ウ 県内の災害拠点病院

(ア) 県内の災害拠点病院は、県の要請に基づき、救護班を派遣して救護活動を行います。

(イ) 救護班の業務内容は、「医療救助等委託契約書」の定めによるものとします。

(ウ) 神奈川DMA Tの業務内容は、神奈川DMA T運営要綱によるものとします。

エ 神奈川DMA T指定病院、神奈川DMA T－L指定病院

(ア) 神奈川DMA T指定病院は、県の要請に基づき、神奈川DMA T、神奈川DMA T－Lを派遣してDMA T活動を行います。

(イ) 神奈川DMA T、神奈川DMA T－Lの業務内容は、神奈川DMA T運営要綱、神奈川県DMA T－L運営要綱によるものとします。

オ 日本赤十字社神奈川県支部

(ア) 日本赤十字社神奈川県支部は、県の要請に基づき救護班を派遣して救護活動を行うものとします。

(イ) 救護班の業務内容は、「医療救助等委託契約書」の定めによります。

(ウ) 近隣都県支部からの応援の業務等については、県支部と同様の取扱いとします。

カ 神奈川県医師会、神奈川県病院協会、神奈川県歯科医師会

(ア) 神奈川県医師会、神奈川県病院協会及び神奈川県歯科医師会は、県又は市町村からの協力要請もしくは自らその必要を認めたときは、郡市医師会・地区病院協会等に救護活動を要請します。

(イ) 救護班の業務内容は、県の救護班と同様とします。

キ 神奈川県薬剤師会

神奈川県薬剤師会は、県、市町村又は医師会等から協力要請があった場合には、各地域薬剤師会に要請し、救護活動に必要な医薬品等の確保に努めます。

ク 神奈川県看護協会

神奈川県看護協会は、県又は市町村から医療救護活動に必要な看護の協力要請があった場合には、救護班の一員として、看護の実施に努めます。

(4) 重症者等の搬送方法

ア 重症者等の後方医療機関への搬送は、原則として地元消防機関で実施します。

ただし、消防機関の救急車両が確保できない場合は、県、市町村及び救護班等で確保した車両により搬送します。

イ 道路の破損等の場合又は遠隔地への搬送については、自衛隊等のヘリコプター等により実施します。

ウ 傷病者等が多数発生する場合は、海上自衛隊厚木航空基地を航空搬送拠点として確保し、県外への医療搬送拠点となる航空搬送拠点臨時医療施設（Staging Care Unit 略してSCU）を設置します。SCUの設置後、県は医療機関等とも連携し、航空機等による傷病者の医療搬送を行います。

2 医薬品等の確保

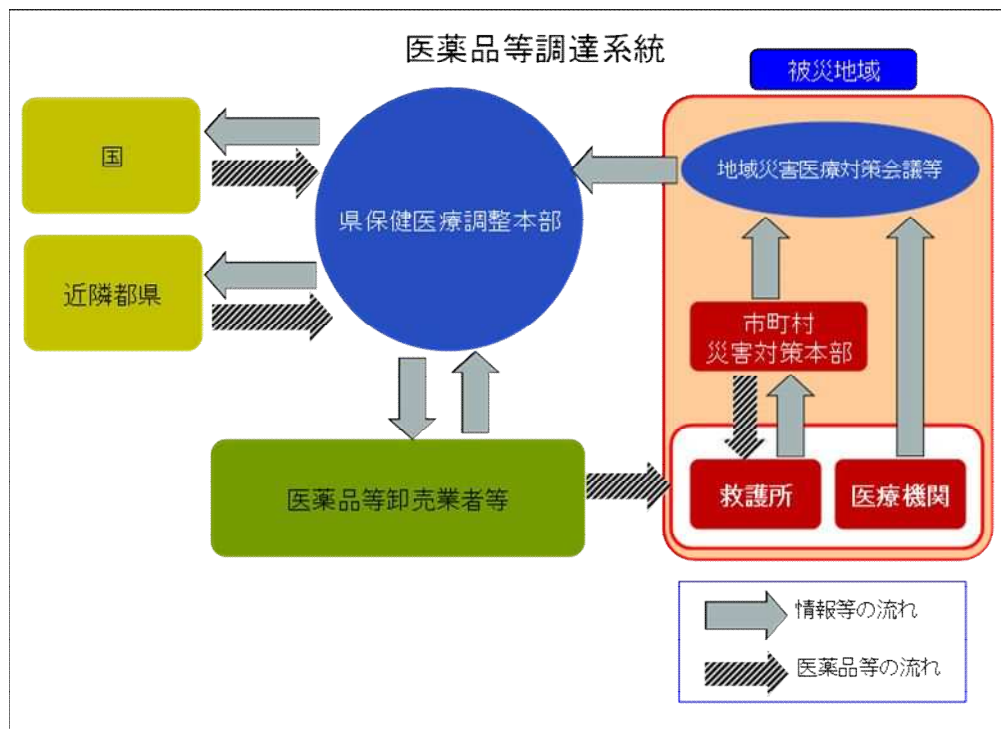
(1) 市町村

市町村は、救護活動に必要な医薬品等については、備蓄医薬品等の活用及び調達計画に基づき調達しますが、不足が生じるときは、県に応援を要請します。

(2) 県

ア 県は、市町村等から医薬品等の確保について応援要請を受けた時は、「医薬品等の供給に関する協定書」に基づき調達します。

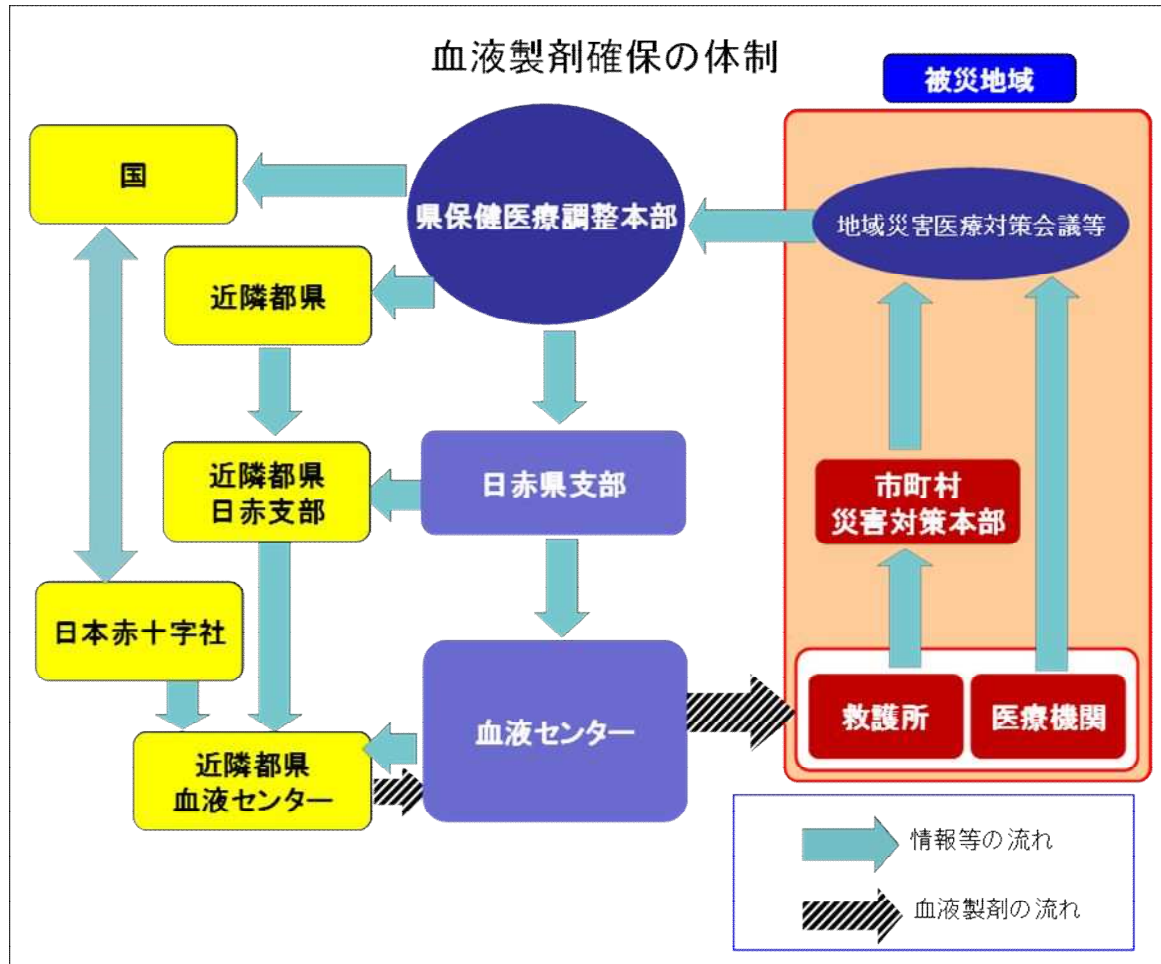
イ 県は、災害時に速やかに医薬品等の取扱業者の被害状況を把握するとともに、関係機関との連携を図り医薬品等の調達に努めます。



3 血液製剤の確保

県は、災害時に速やかに県内血液センター施設等の被災状況を把握するとともに、日本赤十字社神奈川県支部を中心として、状況に応じた血液製剤の確保を図るため次のことを行います。

- (1) 被害の軽微な地域に採血車の出動を要請し、県民からの献血を受けます。
- (2) 近隣の都県及び日本赤十字社都県支部に応援を依頼し、県外からの血液製剤の円滑な導入を図ります。
- (3) 血液製剤輸送にヘリコプターを必要とする場合には、自衛隊、消防機関等に対し派遣を要請します。



4 広域的救護活動の調整

県は、災害時における医療救護活動が医師等の不足、医薬品等の不足により円滑に実施できない場合、県内他地域又は県外からの応援など広域的な調整を図り、医師等の確保及び医薬品等の調達に努めます。

資 料

- 4-2-(1) 神奈川県下消防相互応援協定
- 4-2-(2) 神奈川県下消防相互応援協定に基づく航空機特別応援実施要領
- 4-2-(3) 東京湾消防相互応援協定書
- 4-2-(4) 神奈川県消防広域応援体制に係る航空機応援実施要領

第3節 避難対策

市町村は、地震発生後、人命の安全を第一に被災住民等の避難誘導を行うとともに、指定緊急避難場所及び避難路や津波による浸水が予想される区域、土砂災害警戒区域等の所在、その他避難に関する情報の提供に努めます。

県民は、指定緊急避難場所及び避難路を日頃から把握するとともに、避難の勧告又は指示が出された場合には、直ちに、安全に十分配慮しながら避難します。自主的に避難する場合は、特に安全に配慮します。

1 避難勧告、避難指示(緊急)及び避難準備・高齢者等避難開始

災害が発生し、又は発生するおそれがあり、人命の保護その他災害の防止等を図るため特に必要があると認められるときは、危険地域の居住者等に対し、次に掲げる者が避難実施のための必要な避難勧告、避難指示(緊急)及び避難準備・高齢者等避難開始の発令等の措置を行います。

(1) 市町村長の措置

市町村長は、管轄区域内において危険が切迫し、必要があると認めるときには、その地域の居住者等に対し立ち退きの指示又は勧告を行います。この場合、指定緊急避難場所その他の避難場所を指示することができます。また、災害の想定等により必要に応じ、近隣の市町村の協力を得た上で、指定緊急避難場所を近隣市町村内に設けます。これらの措置をとったときは、その旨を知事に報告します。

また、居住者等に対して避難準備を呼びかけるとともに、高齢者、障害者等の要配慮者に対して、災害に関する情報を着実に伝達し、時間的余裕をもって避難を開始することができるよう、早めの段階で避難行動の開始を求める避難準備・高齢者等避難開始を発令します。

なお、人命の保護又は危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、応急対策に従事する者以外に対して、当該地区への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該地域からの退去を命ずることができます。

市町村は、避難勧告等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとします。

(2) 警察官等の措置

警察官又は海上保安官は、災害現場において市町村長が避難のため立ち退きを指示することができないと認められる事態(連絡等のいとまがなく、これを行わなければ時機を失するような場合)、又は市町村長から要求があったときは、立ち退きの指示及び警戒区域の設定をすることができます。この場合、その旨を市町村長に速やかに通知します。

なお、警察官は、人命若しくは身体に危険を及ぼすおそれがある場合、その場に居合わせた者に対して避難の措置を講ずることができます。この場合、その旨を県公安委員会に報告します。

(3) 自衛官の措置

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその場にいない場合に限り、避難等の措置を講じます。

また、市町村長(若しくはその委任を受けた吏員)又は市町村長からの要求により、市町村長の職権を行うことのできる警察官、海上保安官がいない場合に限り、警戒区域を設定することができます。これらの避難措置をとったときは、直ちにその旨を市町村長に通知します。

(4) 知事の措置

知事又はその命を受けた職員、若しくは水防管理者は、著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の居住者等に対し、避難のための立ち退きを指示することができます。この場合は、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知します。

また、市町村が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難勧告、避難指示(緊急)及び避難準備・高齢者等避難開始の発令、警戒区域の設定を市町村長に代わって行います。

県、指定行政機関（国土交通省、気象庁等）、指定地方行政機関は、市町村から求めがあった場合には、避難指示（緊急）又は避難勧告の対象地域、判断時期等について助言します。

なお、県は、時機を失することなく避難勧告等が発令されるよう、市町村に積極的に助言するものとします。

2 避難の勧告又は指示の内容

市町村長等避難の勧告又は指示を実施する者は、原則として次の内容を明示して行います。

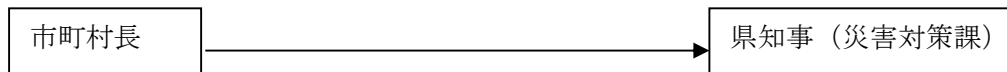
- ・ 避難を要する理由
- ・ 避難勧告、指示等の対象地域
- ・ 避難先とその場所
- ・ 避難経路
- ・ 注意事項

3 避難措置の周知等

(1) 関係機関への報告

避難の勧告又は指示を行った者は、次により必要な事項を報告（通知・連絡）します。

- ・ 市町村長の措置



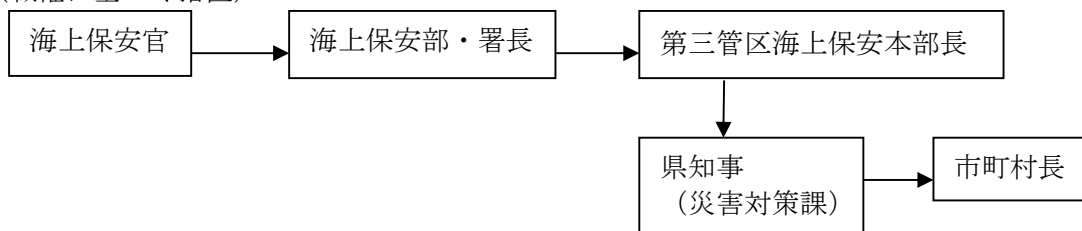
- ・ 警察官又は海上保安官の措置
（災害対策基本法に基づく措置）



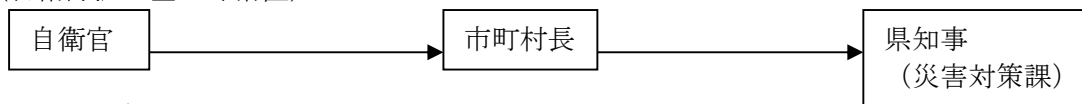
- （警察官職務執行法に基づく措置）



- （職権に基づく措置）



- ・ 自衛官の措置
（自衛隊法に基づく措置）



(2) 県民への周知

県及び市町村は、自ら避難の勧告又は指示を行った場合、あるいは他機関からその旨の通知を受けた場合は、同報無線や広報車等による災害広報により県民への周知を実施します。なお、避難の必要がなくなったときも同様とします。

市町村は、避難勧告等を行ったときは、防災行政無線等を通じて住民等に伝達するとともに、Lアラート（災害情報共有システム）を利用して情報を発信し、テレビ、ラジオ等を通じた住民への迅速な周知に努めます。

県は、市町村がアラート（災害情報共有システム）を利用した情報発信を行えないときは、市町村に代わって行います。

4 指定避難所の開設

市町村は、被災者に対する救援措置を行うため、必要に応じて指定避難所を開設します。

(1) 指定避難所の開設場所

市町村は、あらかじめ施設の安全性を確認するなど、災害の態様に応じて安全適切な場所を選定して指定避難所を開設します。

ただし、緊急の場合は、自主防災組織等の判断により、避難所を開設できるものとします。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認のうえ、管理者の同意を得て避難所を開設します。

さらに、災害が長期にわたることが見込まれる場合には、要配慮者の生活環境を考慮して、介護保険施設や障害者支援施設等の福祉避難所としての指定や、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借上げる等、被災地以外の地域にあるものも含め、多様な避難所の確保に努めます。

(2) 避難所の周知

市町村は、避難所を開設した場合においては、速やかに地域住民に周知するとともに、県をはじめ県警察、自衛隊、海上保安庁等関係機関に連絡します。

(3) 避難所の運営管理

ア 市町村は、県の避難所マニュアル策定指針を参考に、自主防災組織等地域住民の代表、施設管理者及び市町村職員で構成する避難所運営委員会を設置し、避難所の円滑な運営管理を行います。また、運営方針を決定する段階から、男女のニーズの違い、要配慮者等の多様な視点が反映できるよう、十分配慮します。避難所の運営管理に当たっては、被災者に対する給水、給食措置などが円滑に実施できるよう努めるとともに、この際、避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、県民、自主防災組織、災害救援ボランティア等の協力が得られるよう努めるものとします。

イ 県は、市町村の要請に応じて被災者を一時入所させるため、あらかじめ指定された施設以外の県立施設についても可能な範囲で提供するものとし、当該施設管理者は市町村が行う避難所の設置運営に協力します。

ウ 市町村は、各避難所の避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、県等に報告を行います。また、避難者の生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めます。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じます。

また、避難所の生活環境については、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策やエコノミークラス症候群対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握を行い、必要な措置を講じるよう努めます。また、要配慮者や妊産婦、母子等の要配慮者のための専用スペースの確保に努めるとともに、巡回警備等により、避難所の安全性の確保措置に努めます。

さらに、ペット同行避難のルールを定め、飼い主が責任をもって飼育するための居場所確保やケージ等を用意するなどの具体的な対応がとれるよう努めます。

エ 市町村は、在宅での避難や車中泊など、様々な事情から避難所に滞在することができない被災者に対しても、職員や自治会の協力による巡回など、様々な手法で把握に努め、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保に努めます。

オ 市町村は、避難場所及び避難所内における混乱の防止、秩序保持等、被災者の収容及び救援対策が安全適切に行われるよう措置します。

- カ 市町村は、避難所において救援活動を行うボランティアの受入れについて、県災害救援ボランティア支援センターやボランティア団体のネットワーク組織等と連携して対応します。
- キ 市町村は、避難所のライフラインの復旧に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討します。
- ク 市町村は、各避難所との連絡体制の確立に努めるとともに、個人情報に配慮しつつ、避難者のリスト作成等を実施し、必要に応じ被災者の援護の基礎となる被災者台帳を作成します。なお、避難者の中に、配偶者からの暴力、ストーカー行為、児童虐待等の被害を受け、加害者から追跡されて危害を受けるおそれのある者等が含まれる場合は、その加害者等に居場所等が知られることのないよう、個人情報の管理を徹底します。また、避難生活が長期にわたる場合に備えて、国、県の協力のもと、公営住宅や民間賃貸住宅などの空室情報を把握するほか、応急仮設住宅の建設候補地をリストアップします。
- ケ 市町村は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等を踏まえ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促します。
- コ 災害の規模等に鑑みて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な建設と、公営住宅、民間賃貸住宅などの活用により、避難所の早期解消に努めることを基本とします。
- サ 市町村は、避難所における避難者の避難生活が長期間に及ぶ場合には、空きスペースの状況を勘案し、子どもの遊戯・学習部屋や避難者の交流スペースの確保に努めます。

5 避難路の通行確保と避難の誘導

- 市町村は、あらかじめ想定した避難路の安全確認を行うとともに、被災者が迅速かつ安全に避難できるよう、消防職員、警察官、その他の避難措置の実施者と相互に連携し、避難先への誘導に努めます。なお、その際は、避難措置の実施者の安全確保に留意します。
- また、県及び市町村は災害種別一般記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めます。

6 帰宅困難者への対応

(1) 県及び市町村の対応

- ア 県及び市町村は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑止を図るとともに、滞在場所の確保等の支援に努めます。滞在場所の運営に当たっては、男女のニーズの違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮した運営に努めます。
- イ 市町村は、事前に指定した帰宅困難者用の一時滞在施設を迅速に開設し、円滑な管理運営を行うとともに、帰宅困難者への開設状況の広報、県・鉄道事業者への情報伝達を行います。
- また、帰宅困難者を施設へ誘導する際には、道路状況など安全の確保に特に留意します。
- ウ 県は、市町村の要請等を受けて、施設管理者と調整のうえ駅周辺の県所管施設を帰宅困難者用一時滞在施設として開設し、帰宅困難者に対して飲料水等の提供をします。
- エ 県は、帰宅困難者が発生した場合、市町村等と協力して一時滞在施設等に関する情報や鉄道等の運行、復旧状況など、必要な情報提供等を行い帰宅困難者対策に努めます。
- また、徒歩帰宅が困難な要配慮者の一時滞在施設内のスペース確保や輸送対策等に努めます。
- オ 県は、協定を締結している事業者・団体等に対して、必要に応じて飲料水やトイレ等の施設の提供について協力を求めます。

(2) 企業・事業所等の対応

- ア 企業・事業所は、発災時に災害関連の情報を収集し、適切な対応ができるよう組織内に的確に伝達するよう努めます。また、「むやみに移動を開始しない」という基本原則のもと、施設の安全が確認できた場合は、公共交通機関の運行情報等から施設利用者が安全に帰宅できることが確認できるまでは、建物内に留めるよう努めます。特に施設内の要配慮者に対しては、その対応を徹底します。

イ 旅館、ホテル等の宿泊施設及びデパート、ホール等の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、発災後の施設利用者の混乱を防止するため、自らの施設機能を十分活用するとともに、必要に応じてあらかじめ定められた地域の指定避難所に誘導するものとします。

ウ 発災後において、ターミナル駅の乗降客及び駅周辺帰宅困難者の混乱を防止するため、鉄道機関等の関係各機関は、それぞれの機関の施設に加えて駅周辺の民間施設が有する機能を十分活用するとともに、必要に応じて県及び市町村の情報伝達等に基づき地域の指定避難所を案内するものとします。なお、要配慮者に対しては、十分な配慮を行い、対応するよう努めます。

7 広域避難

大規模な災害が発生し、市町村単独では住民の指定緊急避難場所の確保が困難となった場合には、市町村は、県内の他の市町村への住民の受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し他の都道府県との協議を求めることができます。

県は、市町村から協議の要求があった場合は、他の都道府県と協議を行います。また、市町村の行政機能が、被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要求を待ついとまがないと認められるときは、市町村の要求を待たないで、広域避難のための要求を当該市町村に代わって行います。

県は、被災者の保護のために必要な場合は、指定公共機関・指定地方公共機関（運送事業者等）に対して、被災者の運送を要請又は指示します。

8 応急仮設住宅等

(1) 応急仮設住宅必要戸数の把握

県及び市町村は、応急仮設住宅として利用可能な公営住宅、民間賃貸住宅などの戸数を関係団体とも連携して調査します。あわせて、県は、家屋被害状況及び応急仮設住宅の必要戸数について市町村ごとの状況を調査するとともに、全壊、全焼、流失等の建築物数、避難者数及びその分布等データを活用して、応急仮設住宅（建設型、民間賃貸住宅の借上げ型）の必要戸数と公営住宅、民間賃貸住宅などの活用できる戸数を市町村別に把握します。

(2) 応急仮設住宅の提供

県は、災害救助法が適用され、応急仮設住宅（建設型及び民間賃貸住宅の借上げ型）を供給する必要があるときは、市町村と密接な連携をとり、同法及び関係団体との協定に基づき実施します。

また、県は、改正災害救助法を踏まえ策定した「応急仮設住宅の供給に係る資源配分計画」に基づき、救助実施市と協議のうえ、建設型応急仮設住宅の事前配分の適用を決定します。また、設置計画を策定して、救助実施市とその他の市町村に資源配分を行います。

(3) 資機材の調達

県は、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に必要な資機材を関係団体との協定に基づき速やかに調達します。

その上で、なお資機材が不足する場合には、海外からの調達を含めて全国の都道府県や関係省庁（農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）にその調達について協力を要請します。

(4) 応急仮設住宅への入居者募集及び運営管理

市町村は、応急仮設住宅への入居者の募集について、県の協力のもとに行います。この際、要配慮者優先の観点から入居者の優先順位を設定して選考します。

応急仮設住宅の運営管理に当たっては、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するためのこころのケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮します。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮します。

(5) 公営住宅等への一時入居

県及び市町村並びに県住宅供給公社等は、被災者の一時入居のため、それぞれ管理する公営住宅等の空家住宅を積極的に活用します。

(6) 民間賃貸住宅等の活用

民間賃貸住宅、企業住宅、保養所等の民間所有施設についても、避難者の一時入居のため、その所有者に建物の提供について協力を要請します。

(7) 住宅の応急修理

災害救助法が適応されたときは、県は市町村と密接な連携をとり、自らの資力では住宅の応急修理ができない者に対し、居室、炊事場、トイレ等の日常生活に必要最小限度の部分について応急修理を行います。

9 ペット対策

県では、「災害時動物救護マニュアル」に基づき、獣医師会及び動物愛護団体等と連携して動物救護本部を設置し、被災した犬猫等の救護を行います。

10 要配慮者への配慮

- (1) 県及び市町村は、避難誘導、指定避難所での生活環境の確保、応急仮設住宅への入居に当たっては要配慮者に十分配慮します。特に、要配慮者の指定避難所での健康状態の把握、福祉避難所の指定、応急仮設住宅への優先入居、福祉仮設住宅の設置等に努めます。
また、高齢者、障害者等に向けた情報の提供についても十分配慮します。
- (2) 市町村は、高齢者、障害者等に対して、必要に応じて社会福祉施設等の利用、ホームヘルパーの派遣、車いす等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力のもとに実施します。また、在宅の避難行動要支援者の所在情報を把握し、迅速に避難ができるよう努めます。
- (3) 市町村は、指定避難所の運営管理に当たって、高齢者、障害者等健康に不安のある避難者に対する身体的ケアを実施するとともに、精神的、心理的な訴えにも的確に対応できるようメンタルケアの実施に努めます。
- (4) 県及び市町村は、避難誘導、情報提供、相談、避難所の運営管理に当たって、外国人に十分配慮します。
- (5) 市町村及び施設管理者は、在宅又は施設利用の高齢者及び障害者の安否確認及び避難対策について、地域の自主防災組織と協力して実施します。

11 男女双方の視点に配慮した生活環境の確保

- (1) 県及び市町村は、被災時の男女のニーズの違いを踏まえた男女双方の視点や参画に十分配慮し、避難所における生活環境を常に良好なものとするよう努めます。
- (2) 市町村は、県の「避難所マニュアル策定指針」を参考に、女性用のトイレや専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置及び設置場所の工夫、生理用品、女性用下着の女性による配布など、女性の生活環境を良好に保つとともに、女性や子供に対する暴力等を予防するための照明の設置などにより安全性を確保し、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努めます。

資 料

- 4-3-(1) 災害時における応急仮設住宅建設等についての協定書
- 4-3-(2) 災害救助法適用時における民間賃貸住宅に係る空き家情報の提供等に関する協定書（（社）全日本不動産協会神奈川県本部）

第4節 保健衛生、防疫、遺体対策等に関する活動

被災者の健康保持のため、県及び市町村は必要な活動を行うとともに、地域の衛生状態にも十分配慮します。

1 保健衛生

- (1) 市町村は、被災地、特に避難所においては、生活環境の激変に伴い、被災者が心身の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めます。また、必要に応じて健康相談等を行い、エコノミークラス症候群等への対応を周知するとともに、救護所等の設置やこころのケアを含めた対策を行います。
- (2) 市町村は、避難所の生活環境を確保するため、必要に応じて仮設トイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講じます。また、入浴可能な公衆浴場等についての情報提供に努めます。
- (3) 県は、広域的立場から市町村の対策に対して必要な助言を行うとともに、その実施について支援します。
- (4) 県及び市町村は、災害による被災者のこころのケアを行うために、かながわDPATや医療、保健及び福祉関係者等の協力を得て、時期や状況に応じた必要な措置を講じます。また、非被災地域からこころのケアの専門職からなるチームが派遣される場合は、派遣に係る調整や活動場所の確保等を図ります。

さらには、被災者のみならず災害救援スタッフのメンタルヘルスの維持に努めます。

2 防疫対策

- (1) 災害に伴う家屋及びその周辺の清掃は各個人が行うことを原則とし、市町村長は、被災地の状況に応じた的確な指導あるいは指示を行います。
- (2) 県は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症法」という。)第6条に規定された感染症について、一類感染症(エボラ出血熱、ペスト等)、二類感染症(中東呼吸器症候群(MERS)、急性灰白髄炎等)又は新型インフルエンザ等感染症のまん延を防止するため、必要があるときは、当該患者を感染症指定医療機関等に入院させるべきことを勧告等するとともに患者を医療機関に移送します。また、三類感染症(コレラ、細菌性赤痢等)のまん延を防止するため必要があるときは、当該患者及び無症状病原体保有者に対し就業制限を命じるほか、当該感染症にかかっていると疑うに足る正当な理由のある者に対し、医師の健康診断の受診について勧告等を実施します。
- (3) 県は市町村に対し次の指示を行い、市町村はその指示に基づき防疫対策を実施します。
 - ・ 感染症予防上必要と認めた場合の清掃方法及び消毒方法
 - ・ ねずみ族、昆虫の駆除
 - ・ 予防接種の指示
 - ・ 厚生労働省の承認を得たうえでの予防内服薬の投与
- (4) 県及び保健所設置市は、災害に即応した防疫対策に基づき、災害地域所轄の保健所と密接な連絡を取り、実情に即した防疫活動の推進を図ります。
所轄保健所は、被災地等において積極的疫学調査を行い、その結果必要があれば健康診断を行います。
- (5) 県は、被災市町村に対し、必要に応じて薬品、器具等の調達をあっせんします。

○ 防疫実施の方法

1 防疫体制の確立

県及び市町村は、被災地域又は被災状況等を迅速に把握するとともに、関係機関と密接に連携

して対処方針を定めて、防疫体制の具体的な確立を図ります。

2 感染症指定医療機関の確認

県は、災害の発生による感染症患者、又は保菌者等の多発に備え、被災地域の感染症指定医療機関の収容力の把握に努めるとともに、患者移送に関して迅速かつ適切な指示体制の整備を図ります。

3 治療勧告及び入院措置

県は、感染症患者が発生した場合には、感染症法に基づき、当該患者に対して感染症指定医療機関において治療するよう勧告するとともに、感染症発生場所及びその周辺地区等の消毒を実施するよう市町村に指示します。

4 就業制限

県は、感染症患者等が発生した場合には、感染症法に基づき、当該者に対して、感染症を公衆にまん延させるおそれがあるとして政令で定められている業務に従事することを制限します。

5 感染症発生状況及び防疫活動の周知

感染症が発生した場合、県又は市町村は、その発生状況及びその防疫活動等につき速やかに広報活動を実施します。

6 積極的疫学調査

- (1) 県は、災害に即応した防疫対策に基づき、災害地域所轄の保健所と緊密な連絡を取り、実情に即した防疫活動の推進を図ります。
- (2) 所轄保健所は、災害の規模に応じて1班あるいは数班の疫学調査班を設け、被災地並びに避難所等における疫学調査を行います。調査の結果必要があるときは、健康診断を実施します。
- (3) 疫学調査班は保健師等をもって編成し、調査に当たっては調査班の稼働能力を考慮のうえ、緊急度に応じて計画的に実施します。
- (4) 所轄保健所のみで班の編成が困難な場合は、被災地外の保健所の協力により班を編成します。

7 清潔方法及び消毒方法の指示

県は、感染症予防上必要と認めた場合、市町村に対し清潔方法及び消毒方法の指示をします。

(1) 清潔方法

- ア 市町村は、清潔方法の実施に当たっては、管内における道路溝渠、公園等公共の場所を中心にを行います。
- イ 災害に伴う家屋並びにその周辺の清掃は、各個人が行うことを原則とし、被災地の状況に応じ、市町村長は的確な指導あるいは指示を行います。
- ウ 市町村は、収集したごみ、汚泥、その他の汚物を焼却埋没等衛生的に適切な処分をします。この場合、できる限り尿浄化槽又は下水道終末処理場の処理施設を利用する等の方法により、不衛生にならないようにします。

(2) 消毒方法

- ア 市町村は、消毒方法の実施に当たっては、法令の定めるところに従って行います。
- イ 消毒の実施に当たっては、速やかに消毒薬剤等の手持量を確認のうえ、不足分を補い便宜の場所に配置します。

8 ねずみ族、昆虫の駆除

- (1) 県は、必要と認めた場合には、法令の定めるところにより、ねずみ族、昆虫の駆除についてその実施を市町村に指示します。
- (2) 県及び市町村は、ねずみ族、昆虫の駆除の実施に当たっては、器材及び薬剤の現状確認を速やかに行うとともに、不足器材等の調達に万全を図ります。

9 予防接種の実施

- (1) 県は、感染症予防上必要と認められた時は、予防接種法第6条の規定による臨時の予防接種を市町村に対し指示します。
- (2) 市町村は、県の指示に従い臨時の予防接種を実施する場合は、ワクチンの確保などを迅速に

行い、時機を失しないように措置します。

3 遺体対策等

市町村は、遺体対策については、適切な対応を取るため、神奈川県広域火葬計画に定める「遺体の取扱いに対する心得及び遺体適正処理ガイドライン」に沿った棺の調達、遺体の搬送の手配、遺体の保存のために必要な物資の調達等を実施するとともに、その衛生状態に配慮します。

また、必要に応じて、神奈川県広域火葬計画に沿って県内及び県外の市町村の協力を得て、広域的な火葬の実施に努めます。県は、これらが円滑に遂行できるよう協力します。

○ 遺体対策方法

1 広報

市町村及び被災地を管轄する警察署は、災害現場から遺体を発見した者が、直ちに被災地を管轄する警察署又は直近の警察官にその旨を通報するよう広報を徹底します。

2 通報

市町村は、遺体を取扱った場合には被災地を管轄する警察署に通報します。

3 検視、調査等

被災地を管轄する警察署は、遺体の検視、調査等を行います。

4 検案

遺体の検案は、法医学専門医、警察協力医、医療救護班又は応援協力により出動した医師が行います。なお、検案後、市町村は必要に応じて遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行います。

5 遺体の収容

市町村は、被災地を管轄する警察署と協議し、あらかじめ適当と認められる公共施設のうち、遺体の検視、検案及び遺族などへの引渡し等、実施のための施設を選定のうえ、遺体収容・安置施設として指定し、災害時には直ちに開設します。市町村は捜索により収容された遺体を遺体収容・安置施設へ搬送します。

6 身元確認、身元引受人の発見

市町村は、被災地を管轄する警察署、地元自治会・町内会等の協力を得て、遺体の身元確認と身元引受人の発見に努めます。

7 遺体の引渡し

被災地を管轄する警察署は、検視、調査等及び医師による検案が終了し、身元が明らかになった遺体を遺族又は関係者に引渡し、身元が確認できない遺体を市町村に引渡します。

この際、市町村と被災地を管轄する警察署は遺体の引渡し作業を協力して行います。

8 身元不明遺体の対応

市町村は、身元の確認ができず警察から引渡された遺体については、「墓地、埋葬等に関する法律」及び「行旅病人及び行旅死亡人取扱法」に基づき埋葬又は火葬を行います。

資 料

4-4-(1) 神奈川県広域火葬計画

4-4-(2) 多数遺体収容施設一覧表

参 考

3-9-(3) 防疫用備品配置状況一覧表

3-9-(4) 第一種及び第二種感染症指定医療機関

第5節 飲料水、食料及び生活必需物資等の調達・供給活動

県民の非常用備蓄等にもかかわらず、災害の規模により食料等（飲料水、生活用水、食料及び生活必需物資等）の不足が生じた場合、市町村は、備蓄物資の活用、各種協定等による物資の調達、支援物資の活用さらには広域的な支援を受け、被災者に早期に必要な食料等を供給します。

被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとします。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮とともに、要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮するものとします。

なお、被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需物資等の円滑な供給に十分配慮します。

また、避難所以外で避難生活を送る避難者、応急仮設住宅として提供される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても、物資等が提供されるよう努めます。

1 飲料水及び生活用水の確保・供給

(1) 給水方針

県及び市町村は、災害発生時に飲料水を得られない者に対して、1人1日3ℓの応急給水を行います。

(2) 飲料水の確保

ア 県は、水道事業者等に対して、飲料水の確保を指示します。

イ 市町村は、水道事業者に要請して飲料水の確保を行うとともに、自ら湧水、井戸水、河川水等を浄化処理して飲料水を確保します。

ウ 水道事業者は、応急給水用飲料水及び水道施設の確認に努めます。

(3) 飲料水の供給活動

ア 応急給水

(ア) 市町村は、給水班を組織し、県及び市町村の水道事業者が確保した飲料水のほか、非常用飲料水貯水槽、鋼板プールの水、井戸水等を活用して応急給水を実施します。特に医療機関への速やかな給水を優先的に配慮します。また、市町村は、給水が困難な場合は、県に対して支援を要請します。

(イ) 県は、市町村の水道事業者の応急給水についての指示及び連絡調整を行うとともに、応急給水用飲料水の衛生指導を行います。

飲料水の確保が困難な場合は、必要に応じて、災害時、震災時の相互応援に関する協定を締結している九都県市、関東地方知事会若しくは厚生労働省又は国の非常（緊急）災害対策本部等に支援等を要請するとともに、自衛隊に給水等の要請を行います。

これらの活動を実施するため、被害想定に基づき、あらかじめ不足する物資等について事前に確認したうえで、関係機関相互間で情報交換し、体制の整備に努めます。

(ウ) 県営水道は、応急飲料水の確保に努め、災害用指定配水池における応急給水を支援するとともに、県営水道給水区域内の市町と災害時の応急給水に関する訓練などを定期的の実施し、連携の強化を図ります。

また、給水区域内の市町からの要請に基づき、他の都県市水道事業者に支援要請を行います。

イ 応急復旧

水道事業者は、被災者の生活に欠かすことのできない水道施設を復旧し、一日も早く給水装置を通じて給水できるようにします。また、必要に応じて他の水道事業者等に応援要請を行います。

(4) 応急飲料水以外の生活用水の供給

県及び市町村は、飲料水以外の生活用水等についても、必要最小限の範囲で確保及び供給に努めます。

2 食料の調達・供給

(1) 供給方針

市町村は、備蓄食料等を活用するとともに、主要食料及び副食・調味料等を調達し、被災者等に対して供給します。

(2) 食料の調達・供給活動

ア 市町村の対策

(ア) 備蓄食料等を活用した食料品等の提供に努めるとともに、不足した場合には、調達計画に基づき地区内小売業者等から調達した食料及び広域応援協定等により調達した食料や、全国からの支援物資等を被災者に供給し、又は応急給食を実施します。

(イ) 必要な食料品等の調達が困難な場合は、県に対して支援を要請します。

ただし、政府所有米については、交通・通信の断絶により県の指示が得られない場合、直接農林水産省（政策統括官付貿易業務課米穀業務班）に要請します。

イ 県の対策

(ア) 県は、災害対策本部に資源配分連絡調整チームを設置し、救助実施市や物資や輸送の関係団体、国の機関等に参集を依頼し、迅速で公平な物資等の配分と供給、調達等を実施します。

(イ) 応急物資の取扱いに関する協定を締結している卸売業者、小売業者及び応急食料の調達協力企業、団体に対し、在庫米の売り渡しの要請をします。

(ウ) 農林水産省（政策統括官付貿易業務課米穀業務班）に対し、政府所有米の放出を要請します。

(エ) パン、即席麺、粉ミルク等、米以外の食料についても、応急物資の取扱いに関する協定を締結している企業、団体及び応急食料の調達協力企業、団体に対し、売り渡しの要請をします。

(オ) なお、塩については、災害が起きた場合、災害救助法適用地域を対象として、県の申請に基づき（公財）塩事業センターから提供されます。

(カ) 調達が困難な場合は、災害時、震災時等の相互応援に関する協定を締結している九都県市、関東地方知事会若しくは農林水産省又は国の非常（緊急）災害対策本部等に支援等を要請します。

また、これらの活動を実施するため、被害想定に基づき、あらかじめ不足する物資等について事前に確認したうえで関係機関相互間で情報交換し、体制の整備に努めます。

(キ) また、必要に応じて自衛隊に炊飯等を要請します。

(ク) また、必要に応じて指定（地方）行政機関に対し、物資・資材の供給について要請します。

(ケ) 県は、被災のため市町村からの要請が困難な場合などの必要に応じて、その要請を待たずに、救援物資等の被災地への迅速な供給を行います。ただし、需要と供給に過不足が生じないように、可能な範囲で被災地のニーズ把握に努めます。

(コ) 県は、国のプッシュ型支援が行われる場合には、資源配分連絡調整チームや現地災害対策本部等を通じて、市町村の被災状況やニーズに応じた配分の調整、物資輸送手段や物資拠点の調整など、物資の受援体制の確保に努めます。

○ 応急物資の調達に係る協定

県は、食料の調達の円滑を期するため、関係者と「災害救助法が発動された場合の応急物資の取扱いに関する協定書」等を締結しています。

県が協定を締結している食料： 米、食パン、粉ミルク、味噌、醤油、梅干、沢庵、福神漬、即席麺、野菜ジュース、生鮮食料品等

○ 協定締結先一覧

神奈川県主食卸商組合 神奈川県パン協同組合連合会 日清食品ホールディングス(株) 東洋水産(株) 神奈川・埼玉味噌工業協同組合 中央醤油工業協同組合	神奈川県漬物工業協同組合 雪印ビーンスターク・スノー(株) (株)明治 森永乳業(株) カゴメ(株) 神奈川県青果物卸売市場連合会
---	--

(平成31年4月1日現在)

○ 応急食料の調達協力企業・団体一覧

農林水産省 山崎製パン(株) (株)中村屋 フジパン(株) 第一屋製パン(株)	敷島製パン(株) (株)ミツハシ (株)ジャンボリア (一社)神奈川県乳業協会
---	--

(平成31年4月1日現在)

(3) 調達食料等の集配と配分

ア 県

主要食料等は、広域受援計画に基づき、市町村の地域内輸送拠点や避難場所等へ直接配送します。ただし、直接配送できない場合には、県が設置する広域物資拠点等に主要食料等を集積し、市町村に配分します。

なお、必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関や指定地方公共機関に対し、運送すべき物資、場所、期日を示し、物資の運送を要請又は指示します。

イ 市町村

主要食料等を受入れ、被災者等に対して応急給食を実施します。

3 生活必需物資等の調達・供給

(1) 供給方針

県及び市町村は、備蓄物資を活用するとともに、必要な生活必需物資等を調達し供給します。

(2) 生活必需物資等の範囲

生活必需物資等の範囲は次のとおりとします。

寝具類、衣料、炊事用具、食器類、日用品雑貨、光熱材料、燃料等

(3) 生活必需物資等の調達及び供給

ア 市町村の対策

(ア) 備蓄生活必需物資の活用を図るとともに、調達計画に基づき地区内小売業者等から調達した生活必需物資、広域応援協定等により調達した生活必需物資及び応援物資等を被災者に供給します

(イ) 必要な生活必需物資の調達が困難な場合は、県に対して支援要請します。

イ 県の対策

(ア) 県は、災害対策本部に資源配分連絡調整チームを設置し、救助実施市や物資や輸送の関係団体、国の機関等に参集を依頼し、迅速で公平な物資等の配分と供給、調達等を実施します。

(イ) 生活必需物資の調達に関する協定を締結している販売業者及び液化石油ガスの調達に関する協定を締結している(公社)神奈川県LPガス協会に対して、生活必需物資及び液化石油ガスの調達を要請します。

(ウ) 県は、生活必需物資の調達及び安定供給を行うため、災害時における県民生活の安定に関する基本協定を締結している神奈川県生活協同組合連合会に対して、情報の提供及び必要な要請

を行います。

- (エ) 災害救助法が適用された場合、災害救助用備蓄物資保管倉庫等にある毛布を供給します。
- (オ) 調達が困難な場合は、災害時、震災時等の相互応援に関する協定を締結している九都県市、関東地方知事会若しくは経済産業省又は国の非常（緊急）災害対策本部等に支援等を要請します。また、これらの活動を実施するため、被害想定に基づき、あらかじめ不足する物資等について事前に確認したうえで関係機関相互間で情報交換し、体制の整備に努めます。
- (カ) 県は、国のプッシュ型支援が行われる場合には、資源配分連絡調整チームや現地災害対策本部等を通じて、市町村の被災状況やニーズに応じた配分の調整、物資輸送手段や物資拠点の調整など、物資の受援体制の確保に努めます。

○ 協定締結先一覧

(株)高島屋横浜店 (株)横浜岡田屋 (株)さいか屋 (株)小田急百貨店藤沢店 (株)そごう・西武そごう横浜店 (株)ダイエー (株)東急ストア (株)京急ストア ユニー(株)関東営業部 オーケー(株) (株)イトーヨーカ堂 相鉄ローゼン(株)	(株)マルエツ (株)ケーヨー (株)田原屋 イオンリテール(株)南関東カンパニー (同)西友 (株)小田原百貨店 マックスバリュ東海(株) (株)ヨークマート 富士シティオ(株) ウエルシア薬局(株) ヤオマサ(株) (株)カインズ 生活協同組合ユーコープ 協横浜総合卸センター 協横浜マーチャンダイジングセンター	(協)川崎卸センター 小田原卸商業団地(協) (株)セブソーイルブ・ジャパン (株)ローソン (株)スリーエフ (株)ファミリーマート
---	--	--

(令和元年 10 月 1 日現在)

(4) 調達した生活必需物資等の集積と配分

ア 県

生活必需物資等は、広域受援計画に基づき、市町村の地域内輸送拠点や避難場所等へ直接配送します。ただし、直接配送できない場合には、県が設置する広域物資拠点等に生活必需物資等を集積し、市町村に配分します。

イ 市町村

生活必需物資等を受入れ、被災者に対して配分します。

資 料

- 4-5-(1) 災害時における応急給水及び復旧工事の協力に関する協定書(1)
- 4-5-(2) 災害時における応急給水及び復旧工事の協力に関する協定書(2)
- 4-5-(3) 応急物資の取扱いに関する協定書
- 4-5-(4) 九都県市災害時相互応援に関する協定
- 4-5-(5) 震災時等の相互応援に関する協定
- 4-5-(6) 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定
- 4-5-(7) 神奈川県災害対策支援本部要綱

- 4－5－(8) 生活必需物資の調達に関する協定書
- 4－5－(9) 生活必需物資（L P G）の調達に関する協定書
- 4－5－(10) 災害時における県民生活の安定に関する基本協定書

第6節 文教対策

災害時には、児童・生徒等の安全確保を図るとともに、学校教育の実施に万全を期すため、教育施設、教員及び学用品等の早期確保に努め、応急教育の円滑な実施を図ります。

県教育委員会では、児童・生徒等保護対策及び学校等における避難場所の開設について、原則として次のとおりとしています。詳細は、「学校防災活動マニュアルの作成指針」に定め、県立学校では、それに基づき学校防災計画等を作成しています。また、作成指針を市町村教育委員会に示しています。

1 児童・生徒等保護対策

校長は、災害時には、避難実施計画に基づき児童・生徒等の保護に努めます。

(1) 公立学校の対応

ア 校長は、対策本部を設置し、情報等の把握に努め、的確な指揮に当たります。

イ 児童・生徒等の生命・身体の安全確保を図るとともに、安全が確認されるまでは、学校で児童・生徒等を保護し、安全が確認された後に、保護者へ引き渡します。

ただし、公共交通機関の運行中止等により保護者が帰宅できないことも想定されることから、保護者が来校するまでは、学校で児童・生徒等を保護します。

なお、学校種や震度に応じて、あらかじめ対応を定めておきます。

ウ 校長は、県教育委員会又は市町村教育委員会に避難誘導等の状況を速やかに報告します。

エ 初期消火及び救護・救出活動等の防災活動を行います。

(2) 公立学校教職員の対処、指導基準

ア 学級担任等は、学校防災計画等、あらかじめ決められた方法で、児童・生徒等の安全確保を図った後、避難誘導を行います。その後、対策本部の指示により、さらなる児童・生徒等の安全確保に努めます。

イ 障害のある児童・生徒等については、介助体制などの組織により対応する等、十分配慮します。

ウ 児童・生徒等の保護者への引き渡しについては、あらかじめ決められた方法で確実にを行います。

エ 遠距離通学者、交通機関利用者、留守家庭等で帰宅できない児童・生徒等については、氏名・人員等を確実に把握し、引き続き保護します。

オ 児童・生徒等の安全を確保した後、対策本部の指示により防災活動に当たります。

(3) 私立学校

私立学校の設置者又は校長は、安全確保のために児童・生徒等を学校で保護した場合は、速やかに県に報告するとともに、各学校の状況に応じた応急活動を実施します。

2 学校等における避難場所の開設

(1) 避難場所に指定された県立学校等は、市町村と連携して避難場所を開設し、避難者の安全確保を図ります。

(2) 避難場所に指定されていない県立学校等においても、地域住民等が避難してきた場合に避難者の安全確保を図る等、市町村と連携して対応します。

3 応急教育対策

(1) 応急教育の実施

県教育委員会及び市町村教育委員会は、災害時において学校教育の実施に万全を期すため、教育施設、教員及び学用品等を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図ります。

(2) 被害状況の把握及び報告

学校等は、応急教育の円滑な実施を図るため、速やかに児童・生徒等及び施設設備の被害状況を把握し、県教育委員会又は市町村教育委員会に報告します。また、市町村教育委員会においては、当該市町村について取りまとめのうえ、県教育委員会に報告します。

(3) 教育施設の確保

県教育委員会及び市町村教育委員会は、教育施設の被災により授業が長期間にわたって中断することを避けるため、次により施設の効率的な利用を図ります。

ア 被害箇所及び危険箇所の応急修理

被害箇所及び危険箇所は早急に修理し、正常な教育活動の実施を図ります。

イ 公立学校の相互利用

授業の早期再開を図るため、被災を免れた公立学校施設を相互に利用します。

ウ 仮校舎の設置

校舎の修理が不可能な場合には、プレハブ校舎等の教育施設を設けて授業の早期再開を図ります。

エ 公共施設の利用

被災を免れた公民館等の社会教育施設、体育施設その他の公共施設を利用して、授業の早期再開を図ります。

この場合、県は関係市町村等と協議して、利用についての総合調整を図ります。

(4) 教員の確保

県教育委員会及び市町村教育委員会は、災害により通常の実施することが不可能となった場合の応急対策として、次により教員を把握し、確保します。

ア 臨時参集

教員は原則として各所属に参集するものとします。ただし、交通途絶で参集不能な場合は、最寄りの学校（小・中・高・特別支援学校）に参集します。

(ア) 参集教員の確認

各学校において、責任者（学校付近居住者）を定め、参集した教員の学校名、職、氏名を確認し、人員を掌握します。

(イ) 参集教員の報告

学校で掌握した参集教員の人数等について、県教育委員会又は市町村教育委員会に報告します。また、市町村教育委員会においては、当該市町村について取りまとめのうえ、県教育委員会に報告します。

(ウ) 県教育委員会の指示

県教育委員会においては、前項で報告された人数、その他の情報を総合判断し、県立学校及び市町村教育委員会（教育事務所を通じ）に対し教員の配置等を適宜指示連絡します。

(エ) 臨時授業の実施

通信の途絶又は交通機関の回復が著しく遅れた場合には、各学校において参集した教員をもって授業が行える体制を整えます。

イ 退職教員の活用

災害により教員の死傷者等が多く、平常授業に支障を来す場合は、退職教員を臨時に雇用するなどの対策を行います。

(5) 学用品の確保のための調査

ア 県教育委員会は、応急教育に必要な教科書等の学用品について、その種類、数量を市町村教育委員会を通じて調査します。

イ 県教育委員会は、調査の結果、教科書等の学用品の確保が困難な市町村に対して、教科書等の学用品を供与するために、文部科学省及び県内図書取次店への協力要請等必要な措置を講じます。

(6) 児童・生徒等の心的症状の対応

校長は、被災後、児童・生徒等の心的症状に対応するため、学校医、スクールカウンセラー及び教育相談機関等との連携により、校内相談を実施します。

(7) 私立学校

私立学校の設置者又は校長は、速やかに児童・生徒等及び施設の被害状況を把握し、県に報告するとともに、公立学校の応急教育対策を参考に各学校の状況に応じた応急教育を実施するものとします。

(8) 大学の協力

大学の設置者は、その施設機能、人的資源を活用し、応急教育活動を支援します。

第7節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

地震発生後、特に初期には、救急・救助、消火及び医療救護活動を迅速に行うために緊急通行車両の通行を確保する必要があるため、そのため、一般車両の通行禁止などの交通規制を直ちに実施し、緊急交通路を確保します。

また、緊急物資の供給や応急復旧要員の確保を図るため、陸・海・空のあらゆる必要な手段を利用し、緊急輸送路の確保に努めるなど、総合的な緊急輸送を実施します。

1 交通の確保

(1) 被災地域等への流入抑制及び交通規制の実施

ア 県警察

(ア) 危険防止及び混雑緩和の措置

大震災発生時には、被害の状況を把握し、被災地域への車両の流入抑制を行うとともに、必要な交通規制を実施して、県及び道路管理者と協力し、危険箇所の表示、う回路の指示、交通情報の収集及び提供、車両使用の自粛の広報等、危険防止及び混雑緩和のための措置を行います。

(イ) 大震災発生時の交通規制等

大震災発生時の交通規制は、被害の規模、地域の道路交通状況等によって弾力的に行う必要があり、被災地又は被災地周辺地域における交通規制は、時系列別に次により対応します。

a 被災地等への流入抑制

大震災が発生した直後においては、次により避難路及び緊急交通路について優先的にその機能の確保を図ります。

- ・ 混乱防止及び被災地への流入抑制のための通行禁止区域又は通行制限区域（以下「通行禁止区域等」という。）を設定し、交通整理又は交通規制を行います。
- ・ 流入抑制のための交通整理又は交通規制を行う場合には、隣接都県と連絡を取りつつ行います。
- ・ 高速自動車国道及び自動車専用道路については、通行禁止区域等におけるインターチェンジ等からの流入を禁止します。

b 緊急交通路確保のための交通規制

大震災が発生した直後は、道路交通が混乱し、被害の拡大や二次災害が発生することが予想され、住民等の安全かつ円滑な避難の確保、負傷者の救出・救護、消防等災害応急対策のための緊急交通路の確保等が中心となるので、道路交通の実態を把握し、災害対策基本法第76条第1項の規定に基づき緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限します。

c 道路管理者等への通知及び要請

緊急交通路を確保するための通行の禁止又は制限を行う場合、関係公安委員会、道路管理者等への通知を速やかに行います。

また、緊急交通路等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障を生じるおそれがあるときに必要と認める場合は、道路管理者等に対し、その道路の区間において車両その他の物件を付近の道路外へ移動させるなどの措置命令を行うことを要請します。

d 警察官の措置

緊急交通路等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障を生じるおそれがあるときは、必要に応じて当該車両その他の物件を付近の道路外へ移動させるなどの措置命令を行います。

イ 自衛官及び消防職員

災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官又は消防職員は、警察官がいない場合に限り、それぞれの

緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、通行の妨害となる車両その他の物件の所有者に対して移動させるなどの必要な措置を命令するほか、相手方が現場にいない場合は当該措置を行います。当該措置命令をし、又は措置を行った場合は、管轄する警察署長にその旨を通知します。

ウ その他

道路管理者は、「緊急輸送道路管理マニュアル」に基づき、通行規制や応急啓開等必要な対策の実施について、県警察、交通機関への連絡を行います。

(2) 交通情報の収集等

ア 交通情報の収集

県警察は、被災地の交通混乱の防止及び緊急交通路確保等の交通対策を迅速・的確に実施するため、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ等を活用し、情報を収集します。

イ 交通情報の広報

県警察は、交通規制を実施した場合、規制標識板、立看板、携帯用拡声器等を利用して積極的な現場広報に努めます。また、広報担当者は、テレビ、ラジオ、広報車等あらゆる広報媒体を使用して周知に努めるほか、航空機による広報、あるいは必要に応じて市町村の協力を求めます。

(3) 道路の応急復旧等

ア 国等

(ア) 国土交通省関東地方整備局

国土交通省関東地方整備局は、被害を受けた道路及び交通状況を速やかに把握するため、パトロールカーによる巡視を実施するとともに、道路モニター等からの道路情報の収集に努めます。この情報を基に、必要に応じて迂回道路の選定、誘導等の処置を行い、緊急輸送路の確保に努めるとともに応急復旧工事を速やかに行い、緊急輸送路としての機能確保に努めます。

また、他の道路管理者に対して、被害状況に関する報告を求め、応急復旧等を要請又は指示します。その場合、緊急輸送路の確保を優先します。

(イ) 中日本高速道路㈱及び東日本高速道路㈱

中日本高速道路㈱及び東日本高速道路㈱は、災害発生時に、非常災害対策本部を設置し、次により災害応急対策を実施します。

- a 県、市町村及び防災関係機関との情報交換等について、密接な連絡を保ち相互協力を行います。
- b 県公安委員会が行う緊急交通路の確保に係る交通規制に協力し、かつ、規制状況等を利用者に広報します。
- c 災害のため道路が被害を受け、交通に支障がある場合には、速やかに応急復旧作業の実施に努めます。
- d 災害発生時に消防機関が行う救急活動に協力します。

(ロ) 首都高速道路㈱

首都高速道路㈱は、災害が発生した時は、利用者の安全を確保しつつ、二次災害の防止と緊急輸送機能の確保を最優先に、次の応急対策を実施し、首都高速道路の機能回復を図ります。

- a 災害が発生した時は、首都高速道路㈱は県公安委員会の交通規制に協力し、かつ規制状況等を利用者に広報します。
- b 利用者の被災の状況を緊急に把握し、消防等関係機関への迅速な情報伝達、出動・協力要請により、被災者の救出救護その他安全確保に努めます。
- c 道路構造物、管理施設等について、その被害の状況を緊急点検し、必要に応じて応急復旧に努めます。
- d 工事の箇所については、その被災の状況に応じて必要な措置を講じます。
- e 県、市及び関係防災機関との情報交換等について、密接な連絡を保ち、相互協力を行います。

イ 県

県は、災害協定業者等と衛星携帯電話等の活用による災害時の情報収集体制を強化し、管理する道路について早急に被害状況を把握するとともに、備蓄資機材を活用して、障害物の除去や応急復旧等を行い、道路の機能確保に努めます。また、他の道路管理者の管理する道路についても早急に被害状況を把握し、当該道路管理者と連携して緊急輸送道路の優先確保を行います。なお、農道、林道及び臨港道路の管理者は、道路の機能確保に努めます。

さらに、県管理道路においても応援を必要とする時は、関係機関に応援要請を行います。

具体的な復旧作業については、県土整備局の土木事務所ごとに、各地区建設業団体等との間に締結した災害協定に基づき応急復旧を実施します。

復旧状況については、速やかに災害対策本部県土整備部指令班に報告又は通報します。

ウ 市町村

市町村は、それぞれの計画の定めるところにより、速やかに応急復旧作業体制を確保し、道路機能の確保を図ります。

エ その他

(ア) 道路管理者は、建設業者との応援協定等に基づき、障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努めます。

(イ) 路上の障害物の除去について、道路管理者、県警察、市町村消防機関及び自衛隊等は、状況に応じて協力して必要な措置をとります。

(4) 航路の障害物除去

ア 港湾管理者及び漁港管理者は、その所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、災害対策本部等に報告するとともに、障害物除去等に努めます。

イ 関東地方整備局は、開発保全航路について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、災害対策本部等に報告するとともに、障害物除去等に努めます。

ウ 第三管区海上保安本部は、海難船舶又は漂流物その他の物件により船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれがあるときは、その旨を災害対策本部等に報告し、速やかに航行警報等必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告します。

(5) 港湾及び漁港の応急復旧等

ア 港湾管理者及び漁港管理者は、その管理する港湾施設及び漁港施設について、早急に被害状況を把握し、災害対策本部等に対して被害状況を報告するとともに、必要に応じて応急復旧を行います。なお、港湾施設については、国土交通省（関東地方整備局）及び港湾管理者が必要に応じて応急復旧等を行います。

イ 第三管区海上保安本部は、航路標識が破損し又は流出した時は、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努めます。

(6) 海上交通安全の確保

ア 第三管区海上保安本部は、船舶の輻輳が予想される海域において、必要に応じて船舶交通の整理・指導を行います。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努めます。

イ 第三管区海上保安本部は、海難の発生その他の事情により、船舶交通に危険が生ずるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を禁止するなど航行制限を行います。

ウ 第三管区海上保安本部は、水路の水深に異状を生じたおそれがあるときは、必要に応じて調査を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保します。

(7) 物資受入れ港の確保

物資受入れ港の管理者は、地震災害時の海上輸送を円滑に行うため、物資受入れ港としての機能を確保します。

(8) ヘリコプター臨時離着陸場

県及び市町村は、あらかじめ指定した候補地の中からヘリコプター臨時離着陸場を開設するとともに、防災関係機関等への周知徹底を図ります。

(9) 鉄道の応急復旧等

鉄道事業者は、その管理する鉄道施設等の被害状況について早急に把握し、災害対策本部等に報告するとともに、応急復旧等を行います。

2 緊急輸送**(1) 県の緊急輸送**

県は、車両、船舶、ヘリコプター及び鉄道車両による輸送手段を次のとおり確保します。

ア 車両の確保**(ア) 県保有車両の利用**

(イ) 「緊急車両の調達又はあっ旋に関する覚書」に基づく関東運輸局神奈川運輸支局に対する調達・あっせん依頼

(ウ) 関係業者（特殊車両等保有業者）に対する協力要請

イ 船舶の確保

(ア) 関東運輸局長に対する調達・あっせん依頼

(イ) 神奈川県漁業協同組合連合会に対する協力要請

(ウ) 神奈川県水難救済会に対する協力要請

(エ) 海上自衛隊及び第三管区海上保安本部に対する要請

ウ 航空機（ヘリコプター）の確保

(ア) 県警察及び他自治体保有ヘリコプターの利用

(イ) 陸上自衛隊、海上自衛隊及び第三管区海上保安本部等に対する要請

(ウ) 「災害時における航空機の協力要請に関する協定」に基づく民間ヘリコプター会社に対する協力要請

エ 鉄道車両の確保

県は、鉄道による輸送手段を確保するために鉄道事業者に対し協力を要請します。

オ 燃料の確保

県は、災害対策上重要な車両等への石油類燃料の供給を行うために神奈川県石油業協同組合に対し協力を要請します。

(2) 市町村の緊急輸送

市町村は、地域の現況に即した車両等の調達を行い、必要な車両等の確保が困難な時は、県に対して要請及び調達・あっせんを依頼します。

(3) 防災関係機関の緊急輸送

防災関係機関は、業務遂行上必要な車両等の調達を行います。

県は、災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、指定公共機関・指定地方公共機関（運送事業者等）に対して、当該応急対策の実施に必要な物資、資材の運送を行うことを要請又は指示をします。

3 輸送対象の想定

緊急通行車両により輸送する対象は、被災状況及び災害応急対策の進捗状況に応じて、概ね以下のとおりとします。

(1) 第1段階（発災直後から2日目までの間）

ア 救助、救急活動、医療活動の従事者及び医薬品等、人命救助に要する人員、物資

イ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資

ウ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等

初動の災害応急対策に必要な要員・物資等

エ 後方医療機関へ搬送する負傷者等

オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

(2) 第2段階（発災後3日目から概ね1週間の間）

ア 上記第1段階の続行

イ 食料、水等生命の維持に必要な物資

ウ 傷病者及び被災者の被災地域外への輸送

エ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

(3) 第3段階（発災後概ね1週間以降）

ア 上記第2段階の続行

イ 災害復旧に必要な人員及び物資

ウ 生活必需品

4 緊急通行車両の確認手続

(1) 緊急通行車両（確認対象車両）

緊急通行車両は、災害対策基本法第50条第2項に規定する災害応急対策の実施責任者、又はその委託を受けた者が使用する車両で、次に掲げる業務に従事する車両とします。

ア 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示

イ 消防、水防その他の応急措置

ウ 被災者の救難、救助その他の保護

エ 災害を受けた児童及び生徒の応急教育

オ 施設及び設備の応急復旧

カ 清掃、防疫その他の保健衛生

キ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持

ク 緊急輸送の確保

ケ その他災害の発生への防御、又は拡大の防止のための措置

(2) 緊急通行車両の確認

災害対策基本法第76条第1項に規定する緊急通行車両であることの確認並びに同法施行令第33条に規定する標章及び証明書の交付事務手続きは、次によります。

ア 県の保有車両及び調達車両については、県知事（災害対策課、各地域県政総合センター）が行い、確認車両台数等を県公安委員会に通知します。

イ 県知事が確認する車両を除いた他の車両については、県公安委員会（県警察本部交通規制課、第一交通機動隊、第二交通機動隊、高速道路交通警察隊、各警察署及び交通検問所）が行います。

5 障害物の除去

(1) 実施機関

ア 市町村は、各種応急措置を実施するため障害となる工作物及び山（がけ）崩れ、浸水等によって住家、又はその周辺に運ばれた障害物の除去を行います。実施困難なときは、県に対し応援協力を要請します。

イ 道路、河川等の維持管理者は、道路、河川等にある障害物の除去を行います。道路管理者は、災害対策基本法第76条の6第1項により、災害が発生した場合において、緊急車両通行の妨げになる車両等を、区間を指定して道路外の場所へ移動すること等の措置を命ずることになります。県管理の道路、河川等については、県土整備局及び環境農政局が県警察又は消防、自衛隊の協力を得て、障害物の除去を行います。

ウ その他施設、敷地内の障害物の除去は、その施設、敷地所有者又は管理者が行います。

(2) 障害物除去の対象

災害時における障害物（工作物を含む）除去の対象は、おおむね次の場合とします。

- ア 県民の生命、財産等の保護のため除去を必要とする場合
- イ 河川氾濫、護岸決壊等の防止、その他水防活動実施のため除去を必要とする場合
- ウ 緊急通行車両の通行、緊急な応急措置の実施のため除去を必要とする場合
- エ その他、公共的立場から除去を必要とする場合

(3) 障害物除去の方法

- ア 障害物の除去の実施者は、自らの組織、労力、機械器具を用い又は土木建設業者等の協力を得て、速やかに行います。
- イ 除去作業は、緊急な応急措置の実施上やむを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮し、事後に支障の起こらないよう配慮して行います。

(4) 除去した障害物の集積場所

障害物の集積場所については、それぞれの実施者において考慮しますが、概ね次の場所に集積廃棄又は保管します。

なお、この集積場所については、関係用地管理者等と協議し、あらかじめ選定した場所とします。ただし、災害の状況によっては、海岸、河川敷、緑地帯等を一時使用します。

- ア 廃棄するものについては、実施者の管理に属する遊休地及び空地その他廃棄に適当な場所
- イ 保管するものについては、その保管する工作物等に対応する適当な場所
- ウ 除去した障害物が二次災害の原因にならないような場所
- エ 広域避難地（場所）として指定された場所以外の場所

(5) 除去に必要な機械、器具の整備等

- ア 障害物の規模並びに範囲により、それぞれ対策を立てます。
- イ 県は、比較的小規模なものについては、土木事務所等において処理し、大規模なものについては、建設業者等の協力を得ながら、おおむね次により実施します。

(ア) 建設業協会等との提携

県は、建設用資機材及び技能者等要員の調達、提供について土木事務所ごとに、建設業協会支部との協定に基づき、資機材等を確保します。

(イ) 資機材の生産、販売業者との提携

県（県土整備局）は、応急復旧のための資機材の生産及び販売業者との資機材の優先提供に関する協定に基づき、調達の確保を図ります。

(ウ) 調達資機材の集積場所及び人員の集合場所

県（土木事務所）と建設業協会との協定により調達された資機材等の集積場所、又は人員の集合場所は、各土木事務所とします。

また、生産、販売業者との協定に係る資機材の集積場所は、応急復旧に要する各種情報を総合的に判断して県土整備局長が指示します。

(6) 障害物除去に関する応援、協力の要請

県は、市町村等から県民の生命、財産の保護のため、障害物の除去について応援、協力要請があった時は、必要に応じて適切な措置を講じます。

資 料

- 4－7－(1) 県土整備局職員の行動マニュアル
- 4－7－(2) 各地区建設業団体等との地震・風水害・その他の災害応急工事に関する業務協定
- 4－7－(3) 地震等の災害応急活動に関する協定書
- 4－7－(4) 建設資機材等の調達に関する協定書
- 4－7－(5) 地震災害応急復旧用仮設橋に関する協定書

- 4-7-(6) 鉄道事業者の応急対策（地震災害）
- 4-7-(7) 緊急輸送道路管理マニュアル（抜粋）
- 4-7-(8) 緊急車両の調達又はあっ旋に関する覚書
- 4-7-(9) 災害等における物資の輸送等に関する協定（一般社団法人神奈川県トラック協会）
- 4-7-(10) 災害時における民間航空機の協力要請に関する協定書
- 4-7-(11) 首都高速道路株式会社の特別巡回及び交通規制基準等
- 4-7-(12) 大規模災害発生時の交通規制計画等の改正について
- 4-7-(13) 陸上自衛隊航空機的能力基準
- 4-7-(14) 陸上自衛隊施設機材関係の能力基準
- 4-7-(15) 海上自衛隊艦艇・航空機的能力等
- 4-7-(16) 第三管区海上保安本部所属船艇、航空機の輸送能力の基準
- 4-7-(17) 一般社団法人神奈川県トラック協会サービスセンター別車両保有台数一覧表

参 考

- 3-11-(2) 物資受入れ港
- 3-11-(3) 神奈川県内のヘリコプター臨時離着陸場一覧表
- 3-11-(4) 神奈川県警察及び協定締結航空会社の保有ヘリコプター一覧表

第8節 警備・救助対策

1 陸上における警備・救助対策

県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、あるいは大地震が発生した場合には、警備体制を早期に確立し、県警察の総力を挙げて人命の安全を第一とした迅速・的確な災害応急対策等を実施することにより、県民の生命、身体及び財産の保護、交通秩序の維持、各種犯罪の予防検挙その他公共の安全と秩序を維持して、被災地における治安の万全を期します。

(1) 警備体制の確立

ア 県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、あるいは大地震が発生した場合には、警察本部に神奈川県警察災害警備本部を、各警察署に警察署災害警備本部を設置して、指揮体制を確立します。

イ 県警察は、警備部隊等の編成を行うほか、事案の規模及び態様に応じて迅速・的確な部隊運用を行います。

(2) 陸上の災害応急対策

県警察は、災害対策本部等関係機関と連携して次の対策を実施します。

ア 情報の収集・連絡

災害警備上必要な情報収集を行い、収集した情報を、必要により関係機関に連絡します。

イ 救出救助活動

把握した被災状況に基づき、迅速に機動隊、広域緊急援助隊等の部隊を被災警察署等に出動させ、県、市町村及び消防等の防災関係機関と協力して、被災者の救出救助活動を実施します。また、被災地を管轄する警察署長は、消防等防災関係機関の現場責任者と随時捜索区割り等現場活動に関する調整を行います。

ウ 避難指示等

警察官は、災害対策基本法第 61 条又は警察官職務執行法第 4 条により、避難の指示又は避難の措置を講じます。

エ 津波対策

津波警報等が発表された場合又は津波による被害が発生するおそれがある場合は、迅速かつ正確な津波警報等の伝達・通報並びに沿岸住民等に対する避難の指示及び安全かつ効率的な避難誘導を行います。

オ 交通対策

被災地域における交通の混乱の防止を図り、災害応急対策活動が円滑に行われるように、地震の被災規模・状況に応じて、一般車両の通行を禁止する区域及び通行を制限する区域を設定し、緊急交通路の確保など必要な交通規制を実施します。

カ 危険物等対策

大規模災害発生時に、石油コンビナート等の危険物施設、火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設、ボイラー施設、地下街等の危険箇所について、消防と綿密に連携し、速やかに、大規模な火災、有害物質の漏えい、爆発等の発生の有無の調査を行い、状況に応じて施設内滞在者及び施設周辺住民の避難誘導や交通規制等災害の拡大を防止するための的確な措置を行います。

キ 防犯対策

被災地の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯や救援物資の搬送路及び集積地における混乱、避難所におけるトラブル等を防止するため、被災地及びその周辺におけるパトロールの強化、避難所等の定期的な巡回等を行います。また、被災地において発生しがちな悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等の取締りを重点的に行い、被災地の社会秩序の維持に努めます。

さらには、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害

に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び国民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努めます。

ク ボランティア等との連携

自主防犯組織等のボランティア関係組織・団体との連携を図り、被災地における各種犯罪、事故の未然防止と、被災住民等の不安除去等を目的として行われるボランティア活動が円滑に行われるよう必要な支援を行います。

ケ 広域応援

県公安委員会は、発生した地震の被害規模に応じて、速やかに広域緊急援助隊の援助要請を行います。

2 海上における警備・救助対策

海上においては、第三管区海上保安本部が、地震災害が発生した場合において、人命の救助・救急活動、消火活動、排出油等の防除活動、海上交通の安全確保、避難対策、救援物資の輸送活動、社会秩序の維持、船舶等への情報提供、二次災害の防止等に当たります。

(1) 警報等の伝達

気象、津波、高潮、波浪等に関する警報及び災害に関する情報を受けた場合、船舶交通の安全に重大な影響を及ぼす事態の発生を知った時又は船舶交通の制限若しくは禁止に関する措置を講じた時、並びに船舶、水産資源、公衆衛生等に重大な影響を及ぼすおそれのある事態の発生を知った時は、航行警報、安全通報、水路通報、標識の掲揚、船艇及び航空機による巡回等により速やかに周知します。

(2) 情報の収集及び情報連絡

被害状況、被害規模その他災害応急対策の実施上必要な情報について、船艇、航空機等を活用し、積極的に情報収集活動を実施するとともに、関係機関等と密接な情報交換等を行います。

(3) 活動体制の確立

必要な職員を直ちに参集させ、対策本部を設置する等、必要な体制を確立します。

(4) 海難救助等

船舶の海難、人身事故等が発生した時は、速やかに船艇、航空機又は特殊救難隊によりその搜索活動を行い、船舶火災又は海上火災が発生した時は、速やかに巡視船艇、特殊救難隊又は機動防除隊によりその消火活動を行い、危険物が流出した時は、その周辺海域の警戒、火災発生の予防、航泊禁止措置又は避難勧告を行います。

(5) 緊急輸送

傷病者、医療関係者、避難者等又は救援物資等の緊急輸送については、必要に応じ、又は要請に基づき、迅速かつ積極的に実施します。

(6) 物資の無償貸与又は譲与

物資の無償貸与若しくは譲与について要請があった時又はその必要があると認める時は、「国土交通省所管に属する物品の無償貸付及び譲渡に関する省令」（平成 18 年 1 月 31 日国土交通省令第 4 号）に基づき、海上災害救助用物品を被災者に対して無償貸し付けし、又は譲与します。

(7) 関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援

関係機関及び地方公共団体の災害応急対策が円滑に実施されるよう、要請に基づき、海上における災害応急対策の実施に支障を来さない範囲において、救助・救急活動等についての支援をします。

(8) 排出油等の防除等

防除措置を講ずべき者への指導又は命令を行い、緊急に防除措置を講ずる必要があると認める時は、指定海上防災機関に防除措置を講ずべきことを指示し、又は機動防除隊及び巡視船艇等に応急の防除措置を講じさせ、危険物が流出した時は、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災の発生防止、航泊禁止措置又は避難勧告を行います。

また、特に必要があると認められる時は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第 41 条

の2に基づき、関係行政機関の長等に対し、防除措置等を要請します。

(9) 海上交通安全の確保

船舶交通を整理、指導及び制限又は禁止し、漂流物等の応急措置及びその措置を命じ又は勧告し、船舶への情報提供、水路の安全確保及び航路標識の復旧に努めます。

(10) 警戒区域の設定

人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要が認められる時は、災害対策基本法第63条第1項及び第2項の定めるところにより警戒区域を設定し、船艇、航空機等により、船舶等に対して区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示を行います。

(11) 治安の維持

海上における治安を維持するため、情報の収集に努め、必要に応じて巡視船艇等及び航空機により犯罪の予防・取締り及び警戒区域又は重要施設の周辺海域において警戒を行います。

(12) 危険物の保安措置

危険物積載船舶に対する移動命令又は航行制限若しくは禁止を行い、危険物荷役中の船舶に対する荷役の中止等必要な指導を行い、危険物施設に対して危険物流出等の事故を防止するための必要な指導を行います。

第9節 ライフラインの応急復旧活動

ライフラインについては、発災後、直ちに専門技術をもつ人材等を活用して、それぞれの施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に、ライフラインの応急復旧を速やかに行います。

災害対策本部は、水道、電気、ガス等のライフラインを早期に回復するために、ライフライン各事業者に対して応急対策活動を要請するとともに、各事業者の被害及び復旧状況を把握し、異なる施設間の復旧速度の相違に起因する二次災害の発生を防ぐため、連携を図りながら復旧するよう調整します。

各事業者は、あらかじめ相互の応援体制を整備し、必要に応じて電力等の融通等について検討するとともに、被害状況、復旧〔見込み〕状況及び安全確認のための情報を県民等に広報・周知し、二次災害の防止、利用者の不安解消に努めます。

1 上水道施設（上水道事業者）

- (1) あらかじめ定められた計画により要員を確保し、水道施設の復旧を速やかに行います。
- (2) 施設の破損等により給水を停止する場合、又は断水のおそれが生じた時は、県、市町村及び県民等に対して、影響区域や復旧期について速やかに周知します。
- (3) 応急復旧工事に必要な資材の調達、工事の実施等については、協定等に基づき、他の事業者、工事業者等へ協力を要請します。
- (4) 被害状況調査を速やかに実施し、給水支障の全容を把握するとともに、送配水系統を考慮した復旧計画を定めます。
- (5) 送配水管等の復旧については、水源から浄水場及び配水池に至る幹線を優先し、次に主要な配水管等を順次復旧します。
- (6) 応急復旧を迅速に行うため、状況によって仮設配水管を設置するとともに、必要に応じて消火栓を併設します。

2 下水道施設（下水道管理者）

- (1) 災害が発生した場合、あらかじめ定められた計画に基づき要員を確保し、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、排水機能の支障及び二次災害のおそれのある場合については応急復旧を行います。
- (2) 流域下水道では、県と関連市町が連携して、被害状況の調査、施設の点検を行います。
- (3) 施設の実状に即した応急対策用資材の確保に努め、応急復旧の緊急度等を考慮し、関係機関と協力した応急復旧を実施します。
- (4) 施設の被害状況及び復旧見込み等について、県、市町村及び県民等に対して広報し、利用者の生活排水に関する不安解消に努めます。

3 電力施設（東京電力パワーグリッド㈱）

- (1) 地震災害により電力施設に被害があった場合は、被害状況を早期に把握し、通電火災等の二次災害の発生を防止し、速やかに応急復旧を行い、電力供給施設としての機能を維持します。
- (2) 感電事故並びに漏電による出火の防止及び電力施設の被害状況、復旧予定等について各報道機関や広報車並びに防災無線等を通じて広報します。
- (3) 災害時においては、原則として送電は維持しますが、円滑な防災活動を実施するため、警察、消防機関等からの送電停止の要請があった場合には、適切な危険予防措置を講じます。
- (4) 災害時における復旧資材を次により確保します。
 - ア 現業機関においては、予備品、貯蔵品等の在庫量を常に把握しておくとともに、調達を必要とする資材は可及的速やかに確保します。

イ 復旧資材の輸送は、あらかじめ契約している業者の車両、船艇等により行いますが、不足する場合は、他業者及び他総支社の協力を得て輸送力の確保を図ります。

ウ 災害時においては、復旧資材置場としての用地を確保します。

- (5) 災害復旧の実施に当たっては、原則として人命にかかわる箇所、官公署、報道機関、避難場所等を優先します。

4 都市ガス施設等

- (1) 東京ガス㈱は、震度5弱以上の地震が発生した場合には、自動的に非常事態対策本部を設置するとともに、各事業所に対策支部を設置し、全社的な応急活動組織を編成します。早期に被害状況を把握し、引火等の二次災害の発生を防止するとともに、災害対策の迅速かつ適切な実施を図るため、速やかに応急復旧を行います。
- (2) 東京ガス㈱は、災害発生後、可能な限り迅速かつ適切に施設及び設備の緊急点検を実施するとともに、二次災害の防止、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急復旧活動を行います。
- (3) 東京ガス㈱は、ガス漏えいにより被害拡大のおそれがある場合には、避難区域の設定、火気の使用禁止、ガス供給停止等の適切な危険予防措置を講じます。
- (4) 東京ガス㈱は、ガス供給停止時、復旧作業中、その他必要な場合において、その状況に応じた広報活動を報道機関を通じて行うほか、地方自治体等の関係機関とも連携を図ります。また、ガスの供給停止を伴う大規模な地震が発生した際には、供給エリア内のガスの供給停止や復旧進捗状況をインターネットにより周知します。
- (5) その他の都市ガス業者（厚木瓦斯㈱、秦野瓦斯㈱、小田原瓦斯㈱及び湯河原瓦斯㈱）は、それぞれの計画に基づき必要な応急復旧措置を講じます。
- (6) 液化石油ガス業者は、都市ガス業者同様、必要な応急復旧措置を講じます。

5 電話（通信）施設（NTT東日本、NTTコミュニケーションズ、NTTドコモ及びKDDI㈱）

- (1) 災害が発生した場合には、情報の収集伝達及び応急対策が実施できる体制をとり、早期に被災状況を把握し、被災した通信回線、電気通信設備等の応急復旧工事、現状復旧までの間の維持に必要な補強、整備工事などの応急復旧対策を行います。
- また、通信施設に被害が生じた場合、又は異常輻輳等の発生により、通信のそ通が困難になったり、通信が途絶するような場合においても、最小限の通信を確保するため、通信の利用制限、非常通話・緊急通話の優先確保、無線設備、移動基地局車による措置、避難所への災害時用公衆電話（特設公衆電話）の臨時設置、災害用伝言ダイヤル「171」等及び携帯電話での災害用伝言板の運用開始、回線の応急復旧、災害対策用携帯電話の貸出しなどの応急措置を実施します。
- (2) 災害時用公衆電話（特設公衆電話）の臨時設置に当たっては、被災者の利用する避難所を優先します。
- (3) 災害復旧の実施に当たっては、原則として治安、救援等の最重要機関及び防災機関を優先します。

資 料

- 4-9-(1) 日本水道協会神奈川県支部災害相互応援に関する覚書
- 4-9-(2) 神奈川県企業庁水道局と千葉県水道局との災害相互応援に関する協定
- 4-9-(3) 神奈川県企業庁と静岡県企業局との災害相互応援に関する覚書
- 4-9-(4) 関東ブロック下水道事業における災害時支援に関するルール
- 4-9-(5) 東京電力パワーグリッド㈱の応急活動対策
- 4-9-(6) 東京ガス㈱の応急活動体制（地震災害）
- 4-9-(7) 東日本電信電話㈱の応急活動体制（地震災害）

参 考

4－5－(1) 災害時における応急給水及び復旧工事の協力に関する協定書(1)

4－5－(2) 災害時における応急給水及び復旧工事の協力に関する協定書(2)

風水害

11－1－1 都市ガス事業者の災害予防・災害応急対策

第10節 災害廃棄物等の処理対策

県及び市町村は、神奈川県災害廃棄物処理計画や市町村の災害廃棄物処理計画等に基づき、連携してし尿処理施設及び生活ごみ処理施設等の被災状況を把握するとともに、災害廃棄物の処理体制の整備を図り、適正かつ円滑・迅速な処理を行います。

1 災害廃棄物対策に関する体制の整備と連絡体制の確立

県及び市町村は、神奈川県災害廃棄物処理計画や市町村の災害廃棄物処理計画等に基づき、災害廃棄物対策に関する体制の整備を図るとともに、相互間の連絡体制を確立します。

2 被害情報の収集等

市町村は、発災後速やかにし尿処理施設及びごみ処理施設等の被災状況を把握し、県へ報告します。

県は、市町村の被害情報や災害廃棄物の発生状況を把握し、市町村間の支援に関する調整や課題への対応を行います。

3 し尿処理

(1) 仮設トイレの設置

市町村は、し尿の発生量を推計するとともに、仮設トイレを設置します。また、仮設トイレの設置状況及びその使用方法等について、住民に周知します。

県は、市町村の仮設トイレの設置状況及び市町村が推計したし尿の発生量を把握し、取りまとめます。

(2) し尿の収集・処理

市町村は、計画的に仮設トイレの管理及びし尿の収集・処理を行います。

県は、市町村の収集・処理状況等を把握します。

(3) 支援要請

市町村は、仮設トイレが不足する場合や、し尿の収集・処理が困難な場合は、県又は民間事業者団体に支援を要請します。

県は、把握した情報をもとに支援の必要性を検討するとともに、市町村から支援要請を受けた場合は、支援可能な市町村や民間事業者団体、他都道府県等に支援を要請します。

4 生活ごみ処理

(1) 収集・処理体制の整備

市町村は、民間事業者団体や他市町村からの応援を含めた収集運搬及び処理体制を速やかに確保し、処理を行います。

(2) 避難所ごみへの対応

市町村は、発災後、速やかに避難所ごみの収集運搬を開始するとともに、仮置場には搬入せずに既存処理施設で処理を行います。

(3) 支援要請

市町村は、収集・処理が困難な場合には、県又は民間事業者団体に支援を要請します。

県は、市町村の処理状況等を把握し、支援の必要性を検討するとともに、支援要請を受けた場合は、支援可能な市町村や他都道府県等に支援を要請します。

5 災害廃棄物処理

(1) 発生量等の推計

県及び市町村は、発災後、速やかに災害廃棄物の発生量等を推計します。

(2) 仮置場の設置

市町村は、推計した発生量をもとに、仮置場の必要面積を算定し、仮置場を設置します。

県は、市町村の仮置場の設置状況を把握するとともに、市町村からの要請に応じて、県有地の仮置場利用について調整します。

参 考

3-14 神奈川県災害廃棄物処理計画

第11節 被災者等への情報提供、相談、物価の安定等に関する活動

県及び市町村は、発災後速やかに広報担当を設置し、防災関係機関と連携して被災地住民をはじめとする県民に対し、正確な情報を適切かつ迅速に提供することにより、混乱の防止を図り、適切な判断による行動がとれるよう努めます。

また、被災者の生活上の不安を解消するために、女性や外国人等にも配慮した総合的な相談活動を実施するとともに、被災者の生活再建へ向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図ります。

1 被災者等への情報提供

県及び市町村は、発災後速やかに広報担当を設置し、防災関係機関と連携して流言、飛語等による社会的混乱を防止し、県民の心の安定を図るとともに、被災者等の適切な判断と行動を助け、県民等の安全を確保するため、正確な情報の速やかな公表と伝達、広報活動に努めます。

また、避難所以外で避難生活を送る方や、応急仮設住宅として提供される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努めます。

(1) 災害対策本部及び現地災害対策本部

ア 発災時、避難救援期、応急復旧期、復興期に対応して、被災者が必要とする情報を十分把握し、被災者に次の情報等を、掲示板、広報紙、インターネット等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て的確に提供するよう努めます。

その際、高齢者、障害者等の要配慮者、観光客、在日外国人、訪日外国人等にも配慮した伝達を行います。

(ア) 地震の被害、余震の状況

(イ) 二次災害の危険性に関する情報

(ウ) 安否情報

(エ) ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況

(オ) 医療機関などの生活関連情報

(カ) それぞれの機関が講じている施策に関する情報

(キ) 交通規制等に関する情報

(ク) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容

イ 民間企業等からの有線や無線による地域情報の受入体制を整備し、これらの情報の活用に努めます。

ウ 報道機関のためのプレスルームを設置し、報道機関へ知事談話などの放送を要請するとともに、経時変化する情報を速やかに情報提供します。

エ インターネット等を利用して24時間情報を提供する体制を整備します。

(2) 市町村

ア 住民等に対して、地震災害の状況、避難所情報、交通機関やライフラインの復旧情報、その他生活に必要な情報の広報活動を行います。

イ 民間企業等からの有線や無線による地域情報の受入体制を整備し、これらの情報の活用に努めます。

ウ 被災者の安否情報について住民から照会があった場合は、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、可能な限り安否情報を回答するよう努めます。なお、被災者の中に配偶者からの暴力等を受け、加害者から追跡されて危害を受けるおそれのある者等が含まれる場合は、その個人情報の管理を徹底します。

(3) 集配郵便局等

住民等に対して、「災害時における相互協力に関する覚書」に基づいて、県や市町村から提供された情報を必要に応じて広報します。

(4) 防災関係機関

それぞれの機関で定めた災害時の広報計画に基づき、住民や利用者への広報を実施します。

(5) 県、市町村及び防災関係機関

情報の公表や広報活動の際、その内容について相互に通知し情報交換を行います。

2 災害相談の実施

(1) 災害相談の実施

ア 県

被災住民から寄せられる生活上の不安や要望に応えるため、災害相談について市町村と協力するとともに、地域県政総合センター等において臨時災害相談所を開設して被災住民の相談に応じるとともに、苦情、要望等を聴取し、その早期解決に努めます。その際には、女性、外国人等が相談しやすいよう、配慮します。

また、災害多言語支援センターにおいて外国人が相談しやすい専門の窓口を設置します。

イ 市町村

地域の被災住民から寄せられる生活上の不安などの解消を図るため、県と相互に連携して臨時災害相談所を設け、発災直後からの時間経過に伴うニーズの変化に対応した総合的な相談活動を実施します。

ウ 県及び市町村

相談等は、職員のみならず、関係機関、弁護士等専門家及び通訳ボランティアの協力のもと、外国人への対応についても配慮しながら、広域的かつ総合的に行います。

(2) 相談業務の内容

災害相談の内容は、発災時から避難救援期における行方不明者や避難所、救援食料・飲料水・衣類等の問い合わせへの対応、応急復旧期の避難所生活や心の悩み相談、仕事の再開相談、復興期の住宅や事業所の再建相談等、幅広く対応して早期解決を図り、生活の安定を支援します。

3 応急金融対策の実施

(1) 民間金融機関に係る措置

ア 通貨の円滑な供給の確保

日本銀行横浜支店は、被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ被災地所在の金融機関に臨時に発行元銀行券を寄託し、あるいは既存の寄託発行元銀行券の活用を図るほか、金融機関の所要現金の確保について必要な措置を講ずること等により、通貨の円滑な供給の確保に万全の措置を講じます。

なお、被災地における損傷日本銀行券及び損傷貨幣の引換えについては、状況に応じ職員を現地に派遣する等必要な措置を講じます。

イ 現金供給のための輸送、通信手段の確保

日本銀行横浜支店は、被災地における現金供給のため、緊急に現金を輸送し又は通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡のうえ、各種輸送、通信手段の活用を図ります。

ウ 金融機関の業務運営の確保

日本銀行横浜支店は、関係行政機関と協議のうえ、被災金融機関が早急に営業開始を行いうるよう必要な措置を講ずるほか、必要に応じ金融機関に対し、営業時間の延長又は休日臨時営業の実施に配慮するよう要請します。また、災害の状況に応じ必要の範囲で適宜業務時間の延長又は休日臨時営業を行います。

エ 金融機関による非常金融措置の実施

関東財務局横浜財務事務所と日本銀行横浜支店は、被災地の便宜を図るため、金融機関に対し、以下に掲げる措置をとるよう要請します。

(ア) 災害関係の融資に関する措置

災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、審査手続きの簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予など災害被災者の便宜を考慮した措置を講ずること。

(イ) 預金の払戻及び中途解約に関する措置

預金通帳、届出印鑑等を滅（紛）失した場合でも、預金者であることを確認して払戻に応じること。

また、事情によっては、定期預金、定期積金等の期限前払戻しや、当該預金等を担保とする貸出に応ずること。

(ウ) 手形交換、休日営業等に関する措置

災害時における手形交換又は不渡処分、休日営業又は平常時間外の営業について配慮すること。また、窓口営業ができない場合でも、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等において預金の払戻しを行う等災害被災者の便宜を考慮すること。

(エ) 汚損銀行券に関する措置

汚損日本銀行券及び補助貨幣の引換えについて、実情に応じ必要な措置をとること。

(オ) 営業停止等における対応に関する措置

窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等並びに継続して現金自動預払機等を稼働させる営業店舗名等を、店頭掲示等での告示、新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知を徹底すること。

オ 各種金融措置に関する広報

関係機関は、上記災害応急対策について、上記災害応急対策のうち、金融機関の営業開始、休日臨時営業、預貯金の便宜払戻措置並びに損傷日本銀行券、補助貨幣の引換措置等については、関係行政機関と協議のうえ、金融機関と協力して速やかにその周知徹底を図り、人心の安定及び災害の復旧に役立てます。

(2) 日本郵便㈱の措置

災害時において郵便局長は、被災地の郵便局における被災者の緊急な資金需要その他の被災事情を考慮し、次のとおり非常取扱いを行います。

ア 為替貯金業務関係

郵便貯金、郵便為替、郵便振替及び年金恩給等の為替貯金業務についての一定の金額の範囲内における非常払渡し及び非常貸付け並びに国債等の非常買取りを行います。

イ 簡易保険業務関係

簡易保険の保険金及び貸付金の非常即時払、保険料払込猶予期間の延伸等を行います。

(3) 生命保険会社、損害保険会社、少額短期保険会社及び火災共済組合に係る措置

ア 非常金融措置の実施

関東財務局横浜財務事務所は、被災地の便宜を図るため、保険会社等に対し、以下に掲げる措置をとるよう要請します。

(ア) 保険金等の支払いに係る便宜措置

保険証券（共済証書）、届出印鑑等を喪失した契約者等については、可能な限り便宜措置を講ずること。

(イ) 保険金（共済金）の支払及び保険料（共済掛金）の払込猶予に関する措置

保険金（共済金）の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮し、保険料（共済掛金）の払込については、契約者の被災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講ずること。

(ウ) 営業停止等における対応に関する措置

窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、店頭掲示等での告示、新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。

イ 各種金融措置に関する広報

関係機関は、上記災害応急対策について、速やかにその周知徹底を図り、人心の安定及び災害

の復旧に役立てます。

(4) 第一種金融商品取引業者（証券会社等）に係る措置

ア 非常金融措置の実施

関東財務局横浜財務事務所は、被災地の便宜を図るため、証券会社等に対し、以下に掲げる措置をとるよう要請します。

(ア) 届出印鑑喪失の場合の措置

届出印鑑喪失の場合における可能な限りの便宜措置を講ずること。

(イ) 有価証券喪失の場合の措置

有価証券喪失の場合の再発行手続きについて協力すること。

(ウ) 預かり有価証券の売却・解約代金の即日払いの申し出があった場合の措置

被災者顧客から、預かり有価証券の売却・解約代金の即日払いの申し出があった場合、可能な限り便宜措置を講ずること。

(エ) 営業停止等における対応に関する措置

窓口業務停止等の措置を講じた場合、業務停止等を行う営業店舗名等を、店頭掲示等の告示、新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。

(オ) その他の措置

顧客への対応について十分配慮すること。

イ 各種金融措置に関する広報

関係機関は、上記災害応急対策について、速やかにその周知徹底を図り、人心の安定及び災害の復旧に役立てます。

4 物価の安定、物資の安定供給

県及び市町村は、食料をはじめとする生活必需品等の物価が高騰しないよう、また、事業者による買い占め・売り惜しみが生じないよう監視するとともに、必要に応じて指導等を行います。

県は、県民が落ち着いた消費行動がとれるよう、生活必需品の供給状況等について、必要な情報提供に努めます。

また、県及び市町村は、コンビニエンスストアなどの小売店舗等と協定を結び、物資が安定的に供給されるように努めるとともに、発災後速やかに営業が開始できるよう、物資搬入車両の通行の確保等、必要な体制の整備に努めます。

資 料

4-11 放送機関の応急対策（地震災害）

第12節 広域的応援体制

県は、被害の規模に応じて、迅速・的確に国や他都道府県及び関係機関に応援を求め、被災地域における被害の軽減や被災者の支援など広域的な応援体制をとります。

大規模災害が発生した場合は、外部からの複数の多様な応援を円滑に受け入れ、効果的に展開する必要があることから、県は、神奈川県災害時広域受援計画に基づき、速やかに応援を受け入れ効果的な災害応急対策を実施します。

1 広域的な応援体制

(1) 広域的な応援要請

ア 市町村長は、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときには、他市町村長に対して応援要請を行い、若しくは知事に対して応援要請又は災害応急対策の実施を要請します。

他市町村長へ応援要請を行うに当たり、県は、地域県政総合センター単位の地域ブロック内及び地域ブロック相互間における市町村間の相互応援の調整を行います。

イ 市町村長は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、知事に対して、自衛隊の派遣要請を要求します。

この場合、必要に応じて、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を防衛大臣、地域担任部隊等の長に通知します。なお、市町村長は、この通知をした時は速やかにその旨を知事に通知します。

ウ 市町村長は、知事の自衛隊への派遣要請の要求が連絡不能で要求できない場合には、直接防衛大臣、地域担任部隊等の長に被害の状況などを通知します。この通知を受けた防衛大臣、地域担任部隊等の長は、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合には自主派遣をします。

なお、市町村長は、この通知をした時は速やかにその旨を知事に通知します。

エ 知事は、特に必要があると認める時は、被災市町村長に対して応急措置について必要な指示をし、又は他の市町村長に対して被災市町村を応援するよう指示します。

オ 知事は、市町村長の要請又は自らの判断により、次のとおり各機関の長に対して広域応援の要請を行います。

(ア) 県公安委員会に対する警察庁又は他都道府県警察への援助要求の要請〔警察法第60条〕

(イ) 消防庁長官への要請（他都道府県消防機関所有のヘリコプターの派遣要請、緊急消防援助隊の派遣要請等）〔消防組織法第44条〕

(ウ) 被災市区町村応援職員確保システムに基づく応援要請

 a 避難所運営や罹災証明書の交付等の災害対応業務の支援

 b 被災市町村が行う災害マネジメントの総括的支援

(エ) 相互に応援協定を締結している九都県市首脳会議や関東地方知事会及び全国知事会を構成する都道府県に対する応援要請

(オ) 厚生労働省、関係省庁及び他都道府県への広域医療搬送に係る要請

災害の規模等に照らし、応援の指示又は要求を行うべき適当な相手方が見つからない場合や応援の指示又は要求を行っても不十分な場合など地方公共団体間の応援の要求等のみによっては災害応急対策が円滑に実施されないと認める場合は、他の都道府県が本県又は県内市町村を応援することを求めるよう、国に対して要求します。

カ 消防庁長官は、災害の規模等から緊急を要し知事からの要請を待ついとまがない場合や、人命救助等のために特に緊急を要し、かつ、広域的に消防機関の職員の応援出動等の必要性を認めた場合、他の知事や市町村長へ消防の応援要請を行います。

キ 知事は、必要があると認める時は、指定行政機関、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関（特定独立行政法人に限る）の長に対して職員の派遣を要請し、若しくは内閣総理大臣に対して指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求めます。同様に、市町

村は、必要があると認めるときには、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関（特定独立行政法人に限る）の長に対し、当該職員の派遣を要請します。

その際には、次の事項を記載した文書をもって行います。

- ・ 派遣を要請（あつせん）する理由
- ・ 派遣を要請（あつせん）する職員の職種別人員数
- ・ 派遣を必要とする期間
- ・ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- ・ 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項

ク 知事は、災害の規模や収集した被害情報及び市町村の通信途絶の状況から判断し、人命又は財産の保護のため自衛隊の災害派遣が必要であると認める場合には、防衛大臣又はその指定する者に対して「自衛隊災害派遣要請マニュアル」に基づき災害派遣を要請します。

要請範囲はおおむね次のとおりです。

- ・ 被害状況の把握
- ・ 避難の援助
- ・ 遭難者等の搜索活動
- ・ 水防活動
- ・ 消防活動
- ・ 道路又は水路の啓開
- ・ 応急医療・救護・防疫
- ・ 人員及び物資の緊急輸送
- ・ 炊飯及び給水
- ・ 救援物資の無償貸与又は譲与
- ・ 危険物の保安及び除去
- ・ その他知事が必要と認めるもので自衛隊との協議の整ったもの

○ 自衛隊への要請先及び救援活動に要した経費

1 要請先

- ・ 陸上自衛隊の派遣を要請する場合
- ・ 陸上自衛隊若しくは海上自衛隊の別を特定しない派遣要請をする場合

担当区域	要請先	担当窓口／所在地 N T T 電話／防災行政通信網
県内全域	東部方面混成団長	3 科 横須賀市御幸浜 1-1 046(856)1291/9-486-9201 内線(448/402)
	第1師団長	東京都練馬区北町 4-1-1 03(3933)1161/9-485-9201・9 内線(239)
	東部方面総監	東京都練馬区大泉学園町 048(460)1711 内線(2256)

- ・ 海上自衛隊の派遣を要請する場合

担当区域	要請先	担当窓口／所在地 N T T 電話／防災行政通信網
県内海岸地域	横須賀地方総監	横須賀地方総監部防衛部オペレーション室 横須賀市西逸見町1丁目無番地 046(822)3500/9-637-9201・9 内線(2222/2223) 046(823)1009（直通）
県内海岸地域 〔主として航空機を 必要とする場合〕	第4航空群司令	第4航空群指令部 綾瀬市無番地 0467(78)8611/9-490-9201・9 内線(2245/2246)

2 救援活動に要した経費

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として、派遣を受けた市町村が負担するものとし、その内容は概ね次のとおりです。

- ・ 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く）等の購入費、借上料及び修繕費
- ・ 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- ・ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話及び入浴料等
- ・ 派遣部隊の救援活動実施に際し生じた（自衛隊装備に係るものを除く）損害の補償
- ・ その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と市町村が協議する。

ケ 知事は、必要があると認める時は、県内各地の災害に対処するため、在日米軍に対し「災害準備及び災害対策に関する覚書」に基づき応援を要請します。

コ 県が被災市区町村応援職員確保システムに基づく応援要請を行うに当たり、国は関係団体と協議の上、総務省及び関係団体で構成する確保調整本部を設置し、応援職員の派遣に関し総合調整を行います。また、必要に応じて、現地調整会議を設置します。

サ 県が九都県市首脳会議の構成都県市への応援要請を行うに当たり、九都県市は共同運営による応援調整本部を設置し、物資の提供や人員派遣等の総合調整を行います。

シ ライフライン事業者等は、必要に応じて、応急対策に関する広域的応援体制をとるよう努めるものとします。

ス 高速道路会社は、高速道路のサービスエリア等を警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営、物資運搬搬送設備等の拠点として使用させるなど、救助・救命活動への支援を行うものとします。

(2) 広域応援の受入れ

県は、大規模な災害が発生し、災害対策本部が設置された場合又は本部設置に至らなくても必要があると認める時には、直ちに県総合防災センターに災害活動中央基地を設置するとともに、災害活動中央基地の分散、補完施設である広域防災活動備蓄拠点及び地域の救援等の前線基地として耐震性貯水槽や応急活動用資機材等を整備した広域防災活動拠点を開設します。また、市町村は、県内151箇所（平成30年4月1日現在）の県立高等学校等を指定した広域応援活動拠点を開設し、広域応援部隊（自衛隊、広域緊急援助隊、緊急消防援助隊）等の受入体制を整えます。

県は、広域応援部隊に対して、ヘリコプター臨時離着陸場や広域防災活動拠点等に関する情報を提供します。

県及び市町村は、これら拠点相互の連携を図り、災害応急活動を実施します。

実施する対策は次のとおりです。

ア 備蓄防災資機材・物資の配分、搬送調整

- イ 救援物資の受入れ、配分及び搬送調整
- ウ 協定物資の受入れ、配分及び搬送調整
- エ 輸送車両・ヘリコプターの誘導、物資の搬送調整
- オ 救援・復旧等対策に携わる災害応急活動要員等の集結、待機、出動調整
- カ その他必要な災害応急活動

(3) 広域応援活動の調整

県は、被害状況と市町村からの応援要請に基づき、広域応援部隊の運用（配分）を決定した上で、広域応援部隊に対して進出拠点・活動拠点の確保、通信・連絡体制の構築、進入ルートをはじめとした活動に必要な情報提供を行うとともに、被災状況や活動状況に応じた部隊や資機材の再配分などの広域応援活動の調整を行います。

(4) 航空機の運用調整

県は、航空機を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動のための航空機の運用に関し、災害対策本部内に航空機の運用を調整する部署（航空運用調整班）を設置し、国の現地対策本部と連携して必要な調整を行うものとします。

航空運用調整班は、警察、消防、国土交通省、海上保安庁、自衛隊、DMAT都道府県調整本部の航空機運用関係者などの参画を得て、各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、活動エリアや任務の調整などを行います。また、必要に応じて自衛隊による局地情報提供に関する調整を行います。

2 自治体間の人的支援

- ア 県は、地震発生後、市町村の人的支援のニーズ等の速やかな把握に努めます。
- イ 市町村から職員の応援要請があった場合、又は県が職員の応援が必要だと判断した場合で、県内の自治体間の応援では対応できない場合は、次の事項を総務省又は関東ブロックの幹事県に応援を要請します。
 - (ア) 災害対応業務に係る対口支援の実施
 - (イ) 総括支援チームの派遣

3 海外からの支援の受入れ

県及び市町村は、国の非常（緊急）災害対策本部等が海外からの支援の受入れを決定した場合には、その受入れと円滑な活動の支援に努めます。

資 料

- 4-12-(1) 大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱
- 4-12-(2) 緊急消防援助隊の運用に関する要綱
- 4-12-(3) 緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱
- 4-12-(4) 神奈川県緊急消防援助隊応援等実施計画
- 4-12-(5) 神奈川県緊急消防援助隊受援計画
- 4-12-(6) 神奈川県災害活動中央基地要領
- 4-12-(7) 神奈川県消防応援活動調整本部設置要綱
- 4-12-(8) 神奈川県緊急消防援助隊部隊編成表
- 4-12-(9) 災害時における神奈川県内の市町村の相互応援に関する協定
- 4-12-(10) 災害発生時における物資の保管等に関する協定（神奈川倉庫協会）

参 考

- 4-5-(4) 九都県市災害時相互応援に関する協定
- 4-5-(5) 震災時等の相互応援に関する協定
- 4-5-(6) 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定

第13節 災害救援ボランティアの支援活動

大規模災害が発生し救援活動が広範囲又は長期に及ぶ場合においては、県及び市町村等は、関係団体などと連携し、災害救援ボランティアの活動を支援する市町村災害ボランティアセンター及びその支援を行う県災害救援ボランティア支援センターをそれぞれ設置・運営し、ボランティアニーズ情報の受発信、ボランティアの受入れ・コーディネート等により被災地におけるボランティア活動の効果的な支援に努めます。

1 ボランティア活動支援拠点の設置

(1) 県災害救援ボランティア支援センターの設置

県は、災害対策本部を設置した時は、災害救援ボランティア活動への支援を行うため、神奈川県社会福祉協議会、災害救援ボランティア支援団体等と協働・連携し、かながわ県民活動サポートセンター（災害等の状況により設置しがたい場合は、予め定めた別の場所）に県災害救援ボランティア支援センターを設置します。

(2) 市町村災害ボランティアセンターの設置

市町村、市町村社会福祉協議会及び災害救援ボランティア団体等は、それぞれの実情に応じて、発災後速やかに、緊密な協働・連携のもと、市町村災害ボランティアセンターを設置します。

○ 県災害救援ボランティア支援センター及び市町村災害ボランティアセンターの主な役割

1 県災害救援ボランティア支援センターの主な役割

- ・ 災害救援ボランティアに関わる情報収集・発信
- ・ 被災地域災害ボランティアセンターの設置及び運営支援
- ・ 市町村災害ボランティアセンターと災害救援ボランティアとの連絡・調整
- ・ 災害救援ボランティア活動への支援

2 市町村災害ボランティアセンターの主な役割

- ・ 被災地・被災者のボランティアニーズ情報の収集・発信
- ・ 災害救援ボランティアの受入れとコーディネート
- ・ 災害救援ボランティアへの資機材等の提供等の活動支援
- ・ 市町村域内外の災害救援ボランティア団体・行政機関と、地域住民等との連絡調整

2 情報の収集・発信

(1) 発災直後における被災地情報等の収集

県は、発災後速やかに災害救援ボランティアコーディネーター等により組織された先遣隊を被災地域に派遣し、被害状況やボランティアニーズ、災害ボランティアセンターの設置に向けた状況等を把握します。

(2) 県ホームページによる情報の収集・発信

県災害救援ボランティア支援センターは、神奈川県社会福祉協議会、日本赤十字社神奈川県支部、災害救援ボランティア支援団体等と連携して、被災地域災害ボランティアセンターの設置・運営状況、災害救援ボランティアの受入れ希望等の情報を収集し、県ホームページを通じて情報提供します。

(3) 登録ボランティア（個人・団体）に対する情報配信

県災害救援ボランティア支援センターは、災害救援活動を希望するボランティアに対して、電子メールやファックス等の通信手段により、ボランティアニーズ等に関する情報の配信を行います。

（参考）被害が甚大かつ広域に及ぶ場合、県は、被災地域の災害ボランティアセンターと協働又は連携して県災害救援ボランティア支援センター現地事務所を設置します。

3 災害救援ボランティアの受入れ

県は、災害救援ボランティアの受入れに際して、各種ボランティアの技能が効果的に活かされるように配慮し、必要に応じて災害救援ボランティア支援団体に対して活動拠点を提供する等、その活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めます。

市町村においても、関係団体等と協力し、災害救援ボランティアに対する活動場所や、必要に応じ、資機材・宿泊場所等の提供あるいはそれらの情報提供により、活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとします。また、消防機関においても、元消防団員等の経験や能力を有した災害救援ボランティアとの連携に努めるものとします。

県外からの支援の受入れについては、県は市町村と連携し、迅速に受入体制を整えとともに、最大限の便宜を図ることとします。

4 災害救援ボランティア支援団体の活動に対する支援

行政とボランティア団体の特性の違いを活かした効果的な支援活動を行うため、県及び市町村は、災害救援ボランティア支援団体との協働・連携を進めるとともに、その活動に必要な場所・資機材・資金等の確保に対する便宜の提供に努めるものとします。

第14節 災害救助法関係

災害救助法適用の災害が発生した場合、知事又は救助実施市の長は災害救助法の規定に基づき、被災者の保護と社会秩序の保全を目的として救助を実施します。

また、県民生活の安定のため、県及び市町村は、義援物資・義援金の受入れ等を行います。

災害時に全国の多くの人々から寄せられる義援物資は、被災者の状況を慮った善意によるものです。しかし、不規則かつ大量に届けられる小口の義援物資を適切に処理するには多くの人手や時間を要することや、刻々と変化する被災者のニーズに合わせて処理していくことが困難であることなど、多くの課題が指摘されています。

県及び市町村は、個人等から寄せられる小口の義援物資については原則として受入れないこととするなど、義援物資を効率的に活用する体制づくりに努めます。

1 災害救助法

(1) 災害救助法の適用

ア 市町村長（救助実施市の長を除く）は、その被災状況によって災害救助法に基づく応急措置を実施する必要があると認める時は、知事に対してその旨要請します。

イ 知事又は救助実施市の長は、次に掲げる適用基準に基づき、災害救助法を適用します。

○ 災害救助法適用基準

災害救助法の適用基準は、同法施行令第1条に定めるところによりますが、県における具体的な適用基準は次のとおりです。

- 1 市町村の区域(注1)内の人口に応じ、住家が滅失した世帯数が5の基準1号以上であること。
- 2 被害が広範囲にわたり、県内の滅失世帯数が2,500世帯以上に達した場合で当該市町村の滅失世帯数が基準2号以上に達したとき。
- 3 被害が県内全域に及ぶ大災害で滅失世帯数が12,000世帯以上に達した場合又は災害が隔絶した地域で発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情(注2)がある場合であって、多数の住家が滅失したとき。
- 4 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準(注3)に該当するとき。
- 5 市町村別の災害救助法適用基準は、次のとおりとなります。

【人口は、平成27年10月1日国勢調査結果に基づく】

市町村名	人 口	世帯数		市町村名	人 口	世帯数	
		1号	2号			1号	2号
横浜市	3,724,844	150	75	横須賀市	406,586	150	75
鶴見区	285,356	100	50	平塚市	258,227	100	50
神奈川区	238,966	100	50	鎌倉市	173,019	100	50
西区	98,532	80	40	藤沢市	423,894	150	75
中区	148,312	100	50	小田原市	194,086	100	50
南区	194,827	100	50	茅ヶ崎市	239,348	100	50
保土ヶ谷区	205,493	100	50	逗子市	57,425	80	40

(注1) 政令指定都市にあっては、当該市の区域又は当該市の区の区域とする。

(注2) 被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

(注3) 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が避難して、継続的に救助を必要とすること。被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

市町村名	人 口	世帯数		市町村名	人 口	世帯数	
		1号	2号			1号	2号
磯子区	166,229	100	50	三浦市	45,289	60	30
金沢区	202,229	100	50	秦野市	167,378	100	50
港北区	344,172	150	75	厚木市	225,714	100	50
戸塚区	275,283	100	50	大和市	232,922	100	50
港南区	215,736	100	50	伊勢原市	101,514	100	50
旭区	247,144	100	50	海老名市	130,190	100	50
緑区	180,366	100	50	座間市	128,737	100	50
瀬谷区	124,560	100	50	南足柄市	43,306	60	30
栄区	122,171	100	50	綾瀬市	84,460	80	40
泉区	154,025	100	50	葉山町	32,096	60	30
青葉区	309,692	150	75	寒川町	47,936	60	30
都筑区	211,751	100	50	大磯町	31,550	60	30
川崎市	1,475,213	150	75	二宮町	28,378	50	25
川崎区	223,378	100	50	中井町	9,679	40	20
幸区	160,890	100	50	大井町	17,033	50	25
中原区	247,529	100	50	松田町	11,171	40	20
高津区	228,141	100	50	山北町	10,724	40	20
多摩区	214,158	100	50	開成町	17,013	50	25
宮前区	225,594	100	50	箱根町	11,786	40	20
麻生区	175,523	100	50	真鶴町	7,333	40	20
相模原市	720,780	150	75	湯河原町	25,026	50	25
緑区	173,612	100	50	愛川町	40,343	60	30
中央区	269,888	100	50	清川村	3,214	30	15
南区	277,280	100	50				

住家の滅失した世帯、すなわち全壊（焼）、流失等の世帯を標準としているので、半壊半焼等著しい損傷を受けた世帯については、2世帯で1の世帯とし、床上浸水、土砂のたい積等により、一時的に居住不能となった世帯については、3世帯で1の世帯とみなします。

(2) 災害救助法の適用手続

ア 災害に際し、市町村における災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当する見込みのあるときは、当該市町村長（救助実施市の長を除く）は、直ちにその旨を知事に報告します。

イ 救助実施市の長は、災害救助法を適用したときは、知事、関係指定地方行政機関等に通知し、内閣総理大臣に報告します。

ウ 市町村長（救助実施市の長を除く）は、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、知事が行う救助の補助として災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を事後速やかに知事に情報提供します。

エ 知事は、救助を迅速に行うために必要があると認めるときは、災害救助法による事務委任に係る事前の取決めにに基づき、下記に掲げる救助の実施に関する事務の一部を市町村長（救助実施市の長を除く）が行うこととすることができます。この場合、救助の期間、内容を当該市町村長に通知します。

オ 知事は、災害救助法を適用したときは、当該市町村及び各部局に指示するとともに、救助実施市、関係指定地方行政機関等に通知し、内閣総理大臣に報告します。

○ 「災害救助法施行細則による救助の程度等」（県告示）における救助の種類

- ・ 避難所及び応急仮設住宅の供与
- ・ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ・ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- ・ 医療及び助産
- ・ 被災者の救出
- ・ 被災した住宅の応急修理
- ・ 学用品の給与
- ・ 埋葬
- ・ 死体の搜索
- ・ 死体の処理
- ・ 障害物の除去
- ・ 応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇用

(3) 資源配分の連絡調整の実施

ア 県が災害対策本部を設置し、災害救助法が適用され、物資等の配分に係る広域調整が必要と判断した場合、県は、資源配分連絡調整チームを設置し、救助実施市に参集を要請するほか、必要に応じて、物資の供給、輸送、保管に係る民間団体に参集を要請します。

イ 資源配分連絡調整チームは、市町村の被災状況や支援ニーズに応じた市町村への資源配分のための供給計画を定め、物資や輸送手段など、必要な手配を行います。

2 義援物資及び義援金

(1) 受入れ及び配分

ア 義援物資

(ア) 民間企業や自治体等からの義援物資

市町村は、関係機関等の協力を得ながら、民間企業や自治体等からの義援物資について、受入れを希望するもの及び希望しないものを把握します。県及び市町村は、その内容のリスト及び送り先を公表し、周知等を図るものとします。また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するものとし、これを活用し、物資の配分を行います。

(イ) 個人等からの小口の義援物資

県及び市町村は、個人等からの小口義援物資については、原則受入れないこととし、その方針を周知するものとします。

なお、周知に当たっては、記者発表や県及び市町村のホームページへの掲載のほか、県域報道機関及び全国ネットの報道機関による放送や他の自治体等のホームページへの掲載依頼などを行います。

イ 義援金

県及び市町村は、義援金の受入れ、配分に関して、市町村、日本赤十字社神奈川県支部、神奈川県共同募金会等と義援金の募集、配分に関する委員会を必要に応じて組織し、適切な受入れ、配分を行います。その際、配分方法を工夫するなどして、できる限り迅速な配分に努めます。

(2) 指針の策定

県は、義援物資、義援金の受入れ、配分に関して、迅速な対応を図るための指針を策定します。

3 災害弔慰金等

(1) 市町村長は、一定規模以上の地震災害により死亡した住民の遺族に対しては災害弔慰金の支給を、一定規模以上の地震災害により精神又は身体に著しい障害を受けた住民に対しては災害障害見舞金を支給します。

- (2) 市町村長は、災害により家屋等に被害を受けた世帯等に対して、生活の立て直し、自立助長の資金として、災害救助法が適用された災害では、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、条例に従って災害援護資金の貸付けを行います。
- (3) 県社会福祉協議会は、同法の適用に至らない小規模災害時に「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づく生活福祉資金を、低所得世帯を対象に貸し付けます。
- (4) 市町村長は、各種の支援措置を早期に実施するため、発災後早期に罹災証明の交付体制を確立し、被災者に罹災証明書を交付します。

資 料

4-14 委託契約書（日本赤十字社神奈川県支部）

第15節 二次災害の防止活動

余震又は降雨等による水害・土砂災害、余震による建築物、構造物の倒壊等、地盤沈下による浸水等に備え、二次災害防止施策を講じます。

1 水害・土砂災害対策

県及び市町村は、余震あるいは降雨等による二次的な水害に対する点検を行い、応急対策を実施します。また、土砂災害等の危険箇所の点検については、必要に応じ専門技術者等を活用して行います。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事を行います。

さらに市町村は、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施します。

また、横浜地方気象台及び県は、必要に応じて土砂災害警戒情報等の発表基準の引き下げを実施します。

国は、天然ダムや火山噴火による土石流等大規模な土砂災害が急迫している場合に、また、県は地すべりによる大規模な土砂災害が急迫している場合に、緊急調査を実施して、被害の想定される土地の区域・時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を住民への避難勧告・指示の判断に資するために、市町村に通知するとともに、住民等への周知を行います。

2 建築物及び敷地対策

- (1) 県及び市町村は、余震等による建築物等の倒壊や余震及び降雨による宅地の崩壊がもたらす人的二次災害を防止するため、応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士を活用して、被災建築物等に対しては応急危険度判定、被災宅地に対しては宅地危険度判定を速やかに行い、その判定結果を標識で表示し、住民に説明するなどの応急措置を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は、速やかに適切な避難対策を実施します。
- (2) 建設業者等も、ボランティア、調査活動等で、自社施工の建築物、構造物の危険性を調査し、一定の役割を果たします。
- (3) 建築物等への被害があり、有害物質の漏えい及び石綿の飛散が懸念される場合は、県及び市町村又は建設業者等は、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行います。

3 津波対策

県及び沿岸市町は、津波による浸水を防止するため、海岸保全施設等の点検を行うとともに、必要に応じて応急工事を行います。なお、防潮門扉等の閉鎖作業等の安全確保に留意します。

沿岸市町は、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかな避難対策を実施します。

4 爆発等及び有害物質による二次災害対策

- (1) 危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設等の管理者は、爆発等の二次災害防止のため、施設の点検や応急措置を行います。また、爆発等のおそれが生じた場合は、速やかに関係機関に連絡します。
さらに県は、市町村と協力して県内の工場等の立入調査を実施し、安全確認に努めます。
- (2) 県、市町村又は事業者は、有害物質の漏洩及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行います。

第16節 津波対策

沿岸住民及び海岸利用者等は、日頃から、強い揺れを感じたとき又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、あるいは津波警報等が発表されたときは、すぐに海岸から離れた高台への避難を心がけるなど、津波に対する防御意識が大切です。沿岸市町他防災関係機関は、津波が発生するおそれがある場合、災害を防止するための迅速・的確な措置を行います。

1 津波情報の伝達

(1) 津波警報等の種類、解説及び津波の高さ

気象庁は、地震の発生後、津波の可能性を迅速に判定し、必要に応じて津波警報等を発表します。津波警報等の種類、発表基準及び発表される津波の高さは、次のとおりです。

種類	発表基準	発表される津波の高さ	
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の 発表の場合
大津波 警報	予想される津波の高さが高いところで 3 mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大
		10m (5m<予想高さ≤10m)	
		5 m (3m<予想高さ≤5m)	
津波 警報	予想される津波の高さが高いところで 1 mを超え、3 m以下の場合	3 m (1m<予想高さ≤3m)	高い
津波 注意報	予想される津波の高さが高いところで 0.2m以上、1 m以下の場合であって、 津波による災害のおそれがある場合	1 m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記 しない)

(注1～3)

(2) 津波情報の受理伝達

沿岸市町他防災関係機関は、津波警報、避難勧告等を確実に伝達できるよう、あらゆる手段の活用を図ります。

ア 気象庁が、津波予報区の東京湾内湾若しくは相模湾・三浦半島に津波警報等を発表した場合、県は防災行政通信網を通じて沿岸市町等に地震情報等を伝達するとともに、災害情報管理システムにより被害情報を収集する旨の連絡を行い、被害の早期把握と情報の共有化を図ります。

イ 県及び防災関係機関は、津波情報を地震情報等の受理伝達系統図により迅速・的確に伝達します。

ウ 気象庁が、津波警報を発表した場合、緊急速報メールにより該当する津波予報区沿岸地域の対応端末（スマートフォン・携帯電話）に、津波避難に関する緊急情報が一斉に配信され、県からも必要な情報を緊急速報メールで自動配信します。また、海岸利用者や沿岸部の道路利用者に対し、津波情報盤や道路情報板により津波情報を伝達します。

(注1) 津波が予想されないときは、津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表します。また地震発生後、予想される津波の高さが20cm未満で被害の心配がない場合、又は津波注意報の解除後も海面変動が継続する場合には、「津波予報（若干の海面変動）」を発表します。

(注2) 津波による災害のおそれなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行います。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合があります。

(注3) 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいいます。

エ 沿岸市町は、全国瞬時警報システム（J－ALERT）などにより津波警報等を受理したときは、防災行政無線等を通じて、気象業務法に従ったサイレンにより、直ちに住民等に伝達するとともに、避難勧告等の措置を行います。

オ 県及び沿岸市町は、民間の団体と連携し、マリンスポーツなどで海岸から離れたところにいる方や聴覚に障害を持った方たちなどに対し、津波からの避難を促すため、国における検討会での結果を踏まえた旗による視覚に訴える情報伝達も活用し、多様な手段で避難を呼びかけます。

2 沿岸市町の措置

(1) 沿岸市町は、強い地震（震度4程度以上）又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じて避難の必要性を認める場合、直ちに避難勧告を行うなど、速やかに的確な対応を行います。

なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示（緊急）を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示の対象となる地域を住民等に伝達します。

(2) 沿岸市町は、予想される津波到達時間を考慮しつつ、避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提とした上で、防潮水門の閉鎖や要配慮者の避難支援などの緊急対策を行います。

(3) 沿岸市町は、津波のための避難指示（緊急）を発令した場合、速やかに県にその旨を報告するとともに、隣接沿岸市町に連絡するものとします。

3 その他防災関係機関の措置

(1) 県警察は、津波警報が発表されたとき又は津波による浸水が発生すると判断した場合において、沿岸市町長が避難指示（緊急）をすることができないと認めるとき又は沿岸市町長から要請があったとき、若しくは危険が切迫していると自らが認めるときは、直ちに沿岸住民及び海岸利用者等に避難の指示を行います。

(2) 第三管区海上保安本部は、津波による被害が予想される沿岸地域の住民、海水浴客等に対しては、船舶、航空機等を巡回させ、拡声器、垂れ幕等により情報を周知します。

資 料

4－16 気象庁における津波警報・注意報、津波情報、津波予報の実施方法

参 考

4－1－(3) 地震情報等の受理伝達系統図

第5章 復旧・復興対策

- 阪神・淡路大震災は、戦後最大の大都市直下型の地震であり、大都市地域における震災対策を一層推進する必要があることを再認識した災害でもありました。
- 大規模な都市型地震災害は、県民の生活、財産、生活基盤等に直接の被害をもたらすだけではなく、その被災規模が大きいため、その爪痕は社会・経済活動に長期間影響を及ぼし続けます。大震災後の県民生活の再建、都市の復興、さらには経済活動の復興を早期に実現するには、県民、地域コミュニティやNPO、県や市町村などの行政機関が協働して、復興対策に取り組むことが必要となります。
- また、東日本大震災は、国内観測史上最大規模の地震やそれに伴う大津波で甚大な被害が発生し、被災地が広範囲に及んでいるほか、戦後最大の人的被害が生じ、まさに未曾有の大災害となりました。
- 東日本大震災からの復興に当たっては、被災者、被災地の住民のみならず、県民全体が相互扶助と連携のもとでそれぞれの役割を担っていくことが不可欠であるとともに、復旧の段階から、単なる復旧ではなく、未来に向けた創造的復興を目指していくことが重要です。
- そこで本章は、あらかじめ復興の考え方や復興対策の内容を整理し、震災後の迅速な復興対策が推進できるよう地域防災計画に位置づけたものです。

なお、詳細な手順、手法等については、神奈川県震災復興対策マニュアルにおいて定めています。
- 震災復興対策は、被災直後から量的・質的な変化を伴いつつ、連続的かつ段階的に進んでいくものであり、災害対策本部が担う応急・復旧対策のうち、震災復興にも関係する対策については、連携して進めます。
- また、復興対策の実施に当たっては、男女共同参画の視点から、復興のあらゆる場・組織において、女性及び障害者、高齢者等の要配慮者の参画の促進に努めます。
- 暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めます。

第1節 復興体制の整備

大震災後、迅速かつ的確に震災復興対策を実施するため、震災復興体制を整備します。

1 復興計画策定に係る庁内組織の設置

県及び市町村は、復興に関わる総合的措置を講じ、速やかな復興を図るために、復興に関する事務等を行う組織（震災復興本部）を庁内に設置します。

また、当該本部内における復興計画の策定を進める担当局において、復興計画に係る庁内案の作成、既存計画（施策）との整合性の確保、庁内各局の調整を行います。

2 人的資源の確保

本格的な復旧作業及び震災復興事業の実施のためには、通常業務に加えて膨大な事務執行が長期間にわたり必要になります。したがって、被災職員による減員もある中、特定の分野や職種において人員不足が予測されます。

このため、特に人材を必要とする部門については、関係局と協議・調整し、弾力的かつ集中的に人員配置を行うとともに、それでもなお不足を補いきれない場合には、臨時職員等の雇用を行います。

また、復旧・復興に取り組む市町村への人的支援も県の重要な役割です。県職員の派遣のほか、県外自治体への応援要請などにより、人的支援に努めます。

(1) 派遣職員の受入れ

不足する職員を補うため、地方自治法、災害対策基本法、被災市区町村応援職員確保システム、九都県市災害時相互応援に関する協定、関西広域連合と九都県市との災害時の相互応援に関する協定及び全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定等に基づき、職員の派遣、又はあつせん会の要請を行い、職員を受入れます。

また、県及び市町村は、「災害時における家屋被害認定調査等への協力に関する協定」に基づき、生活再建に係る各種支援の前提となる住宅等の被害の程度を認定する調査等への協力を神奈川県土地家屋調査士会に要請します。

(2) 専門家の支援の受入れ

災害後は、土地の測量、登記、建築、不動産評価などの土地に関する法律的な問題など、様々な問題が発生し、専門的なサービスの提供が求められることが予想されます。そこで、県は、「大規模災害時における相談業務の応援に関する協定」に基づき、神奈川県大規模災害対策士業連絡協議会に対して県又は市町村が開催する相談会への相談業務に従事する者の派遣を要請し、弁護士、司法書士、建築士、不動産鑑定士、税理士などの専門家の支援を受入れます。

(3) 情報提供と県民相談の実施

県及び市町村は、行政の行う施策のほか、復旧・復興期における輻輳する多種多様な情報を整理し、ホームページや広報紙等を利用して提供します。

また、臨時相談窓口や電話相談窓口等を設置し、生活再建や事業復興の不安に対する相談に応じます。

資 料

5-1-(1) 大規模災害時における相談業務の応援に関する協定書

5-2-(2) 災害時における家屋被害認定調査等への協力に関する協定

第2節 復興対策の実施

市街地及び都市基盤施設等の復旧・復興の基本方向の決定、住宅の復興対策、生活再建支援、地域経済復興など多岐にわたる復興対策を迅速・的確に行うために、被災状況に関する正確な情報の収集を行い、それに基づいて各分野の対策を実施します。

1 復興に関する調査

本計画第4章の「災害時の応急活動対策」において、地震災害発生時における防災関係機関の情報連絡体制、被災状況及び人的被害の状況を速やかに把握するための体制等について定めていますが、さらに詳細に被災状況を把握し、市街地及び都市基盤施設の復旧・復興の基本方向の決定、住宅の復興対策、生活再建支援など、復興対策及び復興対策に係わる応急対策を迅速・的確に行うため、復興に関する調査を行います。

(1) 被害状況調査

県は、災害情報管理システムなどを通じて、市町村から被害情報等を収集し、また、防災関係機関等からの情報収集にも努め、被害状況等を取りまとめます。

市町村は、建築物、都市基盤施設等の被害概要について、調査を実施し、結果を県に報告します。

(2) 法制度の適用に関する調査

県は、市町村から収集した情報を内閣府に報告し、災害救助法の適用について検討の上、決定します。

また、公共土木施設、農林水産業施設、公立学校施設などに関して、災害復旧事業に関する調査を実施し、財政的な援助につなげます。

(3) 住宅の復興対策に関する調査

ア 市町村は、応急復旧対策、復興対策を効果的に行うために、全壊、半壊といった被災地全体の建築物の被災状況の調査を行い、その結果を整理して県に報告します。また、個々の被災者の被害の状況や、各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を、一元的に集約した被災者台帳を作成し、総合的かつ効果的な支援の実施に努めます。

県は、市町村の行う調査に対し職員の派遣を行うとともに、必要に応じて、国や他の自治体に対して、応援職員の派遣を要請します。

イ 市町村は、住宅の復興対策を効果的に行うために、応急仮設住宅の建設戸数調書を作成し、県に報告します。

県は、市町村でとりまとめた結果と被災者の実態をもとにして、応急仮設住宅必要戸数、恒久的な住宅の必要量、その他必要となる住宅対策等について把握します。

ウ 市町村は、全壊、半壊といった被災地全体の建築物の被災状況の調査を行い、その結果を整理して県に報告します。県は、市町村の行う調査に対し職員の派遣を行うとともに、必要に応じて、国や他の自治体等の協力を得ながら、派遣要請等を行います。

なお、市町村は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住宅等の被害の程度の認定や罹災証明書の交付の体制を確立し、速やかに、住宅等の被害の程度を認定し、被災者に罹災証明書を交付します。

エ 市町村は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施します。

(4) 生活再建支援に関する調査

ア 離職者に関する調査

雇用対策のため、地域経済の被災状況を把握するとともに、被災離職者の調査を行い、離職者の特性等について把握します。

イ その他生活再建に関する調査

県及び市町村は、要配慮者の被災状況や地域における医療需要、医療機関の再開状況の把握、

社会福祉施設の被災・復旧状況、社会教育施設等の被災状況等、その他の生活再建に必要となる被災状況について調査します。

(5) 地域経済復興支援に関する調査

県及び市町村は、被災地全体の概要の把握に努めますが、特に中小企業の工場や商店街の商店等の被災状況等は、生活再建支援策と密接に関連するため、可能な限り綿密に調査を行います。

ア 事業所等の被害調査

市町村は、震災直後の緊急対応及び復興に向けての施策を検討するために、業種別、規模別被害額や工場、商店、農地・農林水産業施設等の被害について調査を行います。

県は、市町村と商工団体が共同で作成した事業継続力強化支援計画等に基づき収集した中小企業の被害状況について、速やかに把握します。

イ 地域経済影響調査

市町村は、産業基盤施設の被災状況や事業者の物的被害状況、事業停止期間の把握、取引状況の調査等を行い、地域経済への影響を把握します。

(6) 復興の進捗状況モニタリング

復興対策は長期にわたりますが、その進捗状況は発災から経過した時間や地域によって異なります。そこで、住宅、都市基盤、地域経済などの復興状況や被災者の生活再建の度合い、失業率、将来への意向等を復興状況等に応じた的確に調査し、必要に応じて復興対策や復興事業を修正します。

2 復興計画の策定

県及び市町村は、大規模地震災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合には、被災地の再建は高度かつ複雑な大規模事業になることから、これを速やかに実施し、多くの関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を推進していくため、復興計画を策定します。

復興計画を策定する際には、①復興の基本方針の策定②分野別復興計画の策定③復興計画の策定という3つのステップを経て行います。

なお、復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者のこころの健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことを踏まえ、その維持・回復や再構築に十分に配慮するものとします。

(1) 復興計画策定体制

復興計画は、庁内各局の復興事業（分野別復興計画）を束ねるものであり、庁内各局との連携のもとで実施する必要があります。復興推進局と総合計画を所管する政策局を中心に、策定のための庁内組織を整えます。また、専門家の知見を活かすための専門委員会、市町村の復興計画との整合を図るための連絡協議会などを活用します。

(2) 復興の基本方針の策定

復興の基本方針では、復興理念（スローガン）の設定、復興の基本目標等を設定します。

平成25年に制定された大規模災害からの復興に関する法律（以下「復興法」という。）により、都道府県が、政府の復興基本方針に即して都道府県復興方針を作成できるとされ、県の基本方針が法定化されました。同法により、市町村の復興計画は、都道府県復興方針に則して策定されるものとされており、県はなるべく早期に基本方針を定め、公表する必要があります。

(3) 分野別復興計画の策定

社会経済活動に甚大な障害が生じた場合、被災地の再建に当たっては、市街地整備のみならず、産業振興、福祉、教育等広範な分野にわたる事業を展開していく必要があるため、都市復興、住宅復興、産業復興、生活再建など、個別具体的な計画が必要な分野については、分野別復興計画を策定します。また、計画の策定に当たっては、各計画の整合性を図ります。

(4) 復興計画の策定

復興の基本方針、分野別復興計画の検討結果を踏まえ、復興計画案を作成します。復興計画案について、県民、市町村、関係機関、団体等の意見を聞き、復興計画を作成します。

復興計画策定に当たっては、県の総合計画との整合のほか、次の点を踏まえる必要があります。

- ・被災教訓の反映（再度被災しないための防災性向上の必要性）
- ・復興施策の優先順位の明確化

また、策定に当たっては、市町村や関係機関、県民等の意見の反映に努めます。その際、県外に避難している被災者の意見把握にも留意する必要があります。

復興計画の項目例は、次のとおりです。

- ① 復興に関する基本理念
- ② 復興の基本目標
- ③ 復興の方向性
- ④ 復興の目標年
- ⑤ 復興計画の対象地域
- ⑥ 分野別の復興施策の体系
- ⑦ 復興施策や復興事業の事業推進方策
- ⑧ 復興施策や復興事業の優先順位

【参考：復興計画の位置づけ】

復興計画は、各地方公共団体で作成されている総合計画、長期計画等の地域の将来ビジョンを踏まえ、被災者の生活再建、産業・経済の再建、復興防災まちづくり等を進めるために必要な施策を取りまとめた計画として位置づけられる。

出典：内閣府「復旧・復興ハンドブック」（平成28年3月）

(5) 復興計画策定のプロセス

- ア 復興計画の策定に当たっては、震災復興専門委員会（仮称）の意見聴取等を踏まえ、関係局において案を作成します。
- イ 復興計画に県民の意見を反映するとともに、市町村や関係機関に対しても意見を求めます。その後、意見を集約し、分野別復興計画、市町村の復興計画等との整合を図り、復興計画案を策定します。
- ウ 震災復興本部長は、復興本部会議の審議を経て、復興計画及び分野別復興計画を決定し、公表します。

(6) 復興計画の公表

県民や市町村などが協働・連携して復興対策を推進するため、新聞、ラジオ、テレビ、インターネット、県・市町村広報誌等により復興施策を具体的に公表します。

3 復興財源の確保

(1) 財政方針の策定

被害状況の把握と対応策の検討と同時に、応急・復旧事業、復興事業に係る財政需要見込を算定します。

また、財政需要見込に基づき、対策の優先度や重要度に応じて適切な対応が図れるよう、機動的かつ柔軟な予算執行や編成を行うこととします。

(2) 財源確保対策

復旧・復興対策に係る財政需要に対応するため、財政基金（大規模災害対応分）の活用や他の事業の抑制などにより財源の確保を図るほか、激甚災害の指定、災害復旧に係る補助や起債措置、交付税措置、復興交付金など、十分な支援を国へ要望していきます。

4 市街地復興

被災した市街地を迅速に復興するには、被災者が住んでいた地域にとどまって、自ら立ち上がっていくことが必要となります。

市街地復興の決定に当たっては、まず、被災地区の被災状況、地域の従前の基盤施設の整備状況、既存の長期計画、広域計画における位置づけ、関係者の意向等をもとに迅速な復旧を目指し、かつ、どのようにして災害に強いまちづくりを行うかといった中・長期的な計画的市街地復興方策を検討します。

さらに、市街地復興を行う基本方向が決定された地区については、市街地復興の方針、目的、手法等を決定し、災害に強いまちの形成やより快適な都市環境の形成を図ります。

特に市街地の防災性の向上や都市機能の更新が必要とされる地区等では、単なる現状復旧ではなく、合理的かつ健全な市街地の形成や都市機能の更新を図っていきます。

なお、津波による被害を受けた被災地については、津波に強いまちづくりを図る観点から、住民等の参加のもと、高台移転も含めた総合的な市街地の再整備を行います。

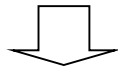
○ 市街地復興のフロー

1 被災状況の調査

2 都市復興基本方針の策定及び復興整備条例の制定

3 復興対象地区の設定・調整及び建築制限の実施

4 都市復興基本計画の策定



市街地に係る復興事業の推進、住宅対策の推進

(1) 都市復興基本方針の策定

県及び市町村は、各地の被災状況、地域の従前の都市基盤施設の整備状況、既定の長期計画・広域計画における位置づけ等を踏まえ、原状復旧を行う地区とするか、計画的復興地区とするのかを検討して基本方針を策定し、公表します。

(2) 復興整備条例の制定

市町村は、都市計画区域外の市街地の無秩序な復興を防止し、都市復興の理念を公にするため、必要に応じて復興整備条例を制定します。条例には、市町村・住民・事業者の責務、復興対象地区の指定と整備手法等を明示します。

(3) 復興対象地区の設定

条例を制定した場合、県及び市町村は、被災状況調査や既存の都市計画における位置づけ、都市基盤整備状況等に基づき、復興対象地区の地区区分を設定します。

(4) 建築制限の実施

県及び市町村は、都市計画区域内の被災の程度や従前の状況によって、都市計画、区画整理等による本格的な復旧・復興事業に着手するまでの間、復旧・復興の妨げになるような無秩序な建築行為を防ぐことを目的として、建築基準法等に基づき区域を指定し、建築制限を実施します。この場合、住宅等の復興に関して情報提供を行うため、建築相談所等を開設します。

(5) 都市復興基本計画の策定、事業実施

県及び市町村は、県民の意見の集約を図りながら、復興の目標、土地利用方針、都市施設の整備方針、市街地復興の基本方針など、具体的な復興施策を示す都市復興基本計画を策定します。

市町村は、復興対象地区ごとに、地区復興都市計画を策定します。

(6) 仮設市街地対策

県及び市町村は、地域の本格復興が完了するまでの間、住宅の応急修理や仮設店舗等の建設、応

急仮設住宅の建設等により、住民の他地域への疎開を減らし、被災前のコミュニティをできる限り守るため、仮設市街地計画を策定します。

(7) 住宅対策

生活の基盤である住宅の再建は、地域経済の復興にも大きく関わってくるため、県及び市町村は、持ち家、マンション等の再建支援、災害公営住宅の供給及び公営住宅等への特定入居等を行います。また、公営住宅の入居対象外の住民に対して、民間賃貸住宅の供給促進及び入居支援を行います。このことにより、県及び市町村は恒久住宅への円滑な移行を進めます。

(8) 復旧・復興の基本方針を早期に決定するための支援

県は、被災市町村が、被災状況、地域の特性、関係公共施設の管理者の考え方等県民の意見を踏まえて、迅速な原状復旧かあるいは災害に強いまちづくりを目指す計画的復興を早急に検討し、復旧・復興の基本方向を早期に決定できるよう、人的、技術的支援を行うとともに、財政的な援助を国と協調して進めます。

さらに、国や他の自治体による人的支援の調整を行います。

5 都市基盤施設等の復興対策

都市基盤施設の復興は、災害応急対策として行われる機能の回復を目的とした応急復旧と施設自体を被災前の状況に戻す復旧、あるいは、防災性を高めて計画的に整備するといった本格的な復興の3つの段階に分けられ、それぞれの基本方向に沿って施策を実施します。

なお、復興法において、被災地方公共団体等からの要請及び当該被災地方公共団体等における工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して必要な場合は、漁港、道路、海岸保全施設、河川等の災害復旧事業等の工事について、国又は都道府県が代行できることが明記されました。

(1) 被災施設の復旧等

ア 県は、あらかじめ定めた応援協定等を活用し、県管理の公共施設の復旧や被災市町村に対する人的、物的な支援を進めます。

イ ライフライン、交通関係施設の応急復旧については、関係事業者と連携のもと、施設の早期復旧に努めます。

(2) 応急復旧後の本格復旧・復興

県及び市町村は、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、港湾などの骨格的都市基盤整備、防災安全街区の整備、ライフラインの地中化などの耐震性の強化、さらには建築物や公共施設の耐震、不燃化などを基本目標とします。

ア 道路施設

県及び市町村は、被災状況、地域特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案し、迅速な原状復旧を目指すか、耐震性の強化、中・長期的な問題点の改良等も行う復興を行うのかを検討し、復旧・復興方針を作成します。

なお、計画道路については、被災状況や市街化の動向等を勘案し、幅員やルート、線形の変更も含めて再検討します。

イ 公園・緑地

県及び市町村は、被災市街地・集落の復興における基盤整備の方針、計画、整備手法などと調整を図り、公園・緑地の復旧・復興方針を作成します。また、都市計画決定されている公園緑地の整備を進め、既存公園に防災施設の整備・拡充を行うとともに、防災拠点となる公園を整備します。

ウ 港湾・漁港施設

県は、港湾施設については、各港湾管理者と協力しながら被災状況を把握し、必要に応じて復興への支援を行います。各港湾管理者は、迅速な原状復旧を目指すか、耐震性の強化や中・長期的な問題点の改良等も行う復興を行うのかを検討して基本方針を決定し、復旧工事を実施します。また、漁港施設についても同様の検討を行います。

エ ライフライン施設

県及び市町村は、被害状況や緊急性を考慮して、各ライフライン事業者と調整を図り、施設の早期復旧・復興を目指すとともに、耐震性の強化など防災性の向上に努めます。

オ 河川・砂防施設・急傾斜地崩壊防止施設・海岸保全施設・森林等

県及び市町村は、管理する各施設について、被害状況や緊急性を考慮して、施設の早期復旧・復興を目指すとともに、耐震性の強化など防災性の向上に努めます。

カ 災害廃棄物等

大規模地震により災害廃棄物が発生しますが、特に、津波被害が生じた場合は、損壊家屋を始めとする大量の災害廃棄物が発生することから、関係機関が緊密に連携し、必要に応じて広域的な処理を検討するとともに、環境負荷のできるだけ少ない方法を検討し、円滑かつ迅速に処理を進める必要があります。

(ア) 災害廃棄物処理実行計画の策定

県及び市町村は、平時に策定した災害廃棄物処理計画をもとに、国の災害廃棄物処理指針等を踏まえ、災害廃棄物処理実行計画を策定します。

また、県は、市町村の災害廃棄物処理実行計画の作成について支援を行います。

(イ) 災害廃棄物の処理

可能な限り分別・選別・再生利用等により減量化を図りながら適正かつ円滑・迅速な処理を行います。

(ウ) 支援要請

市町村は、処理が困難な場合には、県又は民間事業者団体に支援を要請します。

県は、市町村から支援要請があった場合、支援可能な市町村や民間事業者団体、他都道府県等に支援を要請します。

(エ) 損壊家屋等の解体・撤去

市町村は、アスベスト調査を実施の上、分別を考慮しながら、倒壊の危険性のある損壊家屋等から優先的に解体・撤去します。

県は、市町村からの支援要請に基づき、建物の解体・撤去等に関する協定を締結している民間事業者団体等に支援を要請します。

(オ) 仮設処理施設の設置

市町村は、災害廃棄物の処理が円滑に進むよう、必要に応じて仮設処理施設を設置し、適切な運営・管理を行うとともに、余震に備えた安全対策、関係法令を遵守した公害対策を行います。

県は、仮設処理施設の設置や管理・運営について情報提供、技術的支援を行います。

6 生活再建支援

被災者の生活復興は、震災前の状態に復元することが第一目標となりますが、心身や財産、就業場所の被害が甚大なため、元の生活に戻ることが困難な場合があります。そこで、新たな生活を再建するためには、行政、県民、民間機関が連携し、協働することが大切です。

また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要があります。

さらに、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供できるよう努める必要があります。

また、市町村は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める必要があります。

(1) 被災者の経済的再建支援

県及び市町村は、被災者の生活再建が円滑に進むよう、福祉、保健、医療、教育、労働、金融等総合相談窓口を設置し、さらに被災者生活再建支援金や災害弔慰金、災害障害見舞金の支給、災害援護資金や生活福祉資金の貸付け及び罹災証明書の交付をはじめとする各種事務執行体制を強化するとともに、必要に応じて税や保険料の納期の延長、徴収猶予、減免をします。

ア 被災者生活再建支援金の支給

被災者の自立的生活再建が速やかに図れるよう、市区町村は、被災者生活再建支援金の支給申請等に係る窓口業務を行います。また、全都道府県から支援金の支給事務の委託を受けている被災者生活再建支援法人は、これを受けて被災者生活再建支援金支給に関する事務を行います。なお、令和元年房総半島台風（台風第15号）及び令和元年東日本台風（台風第19号）を受け、被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給対象とならない被災世帯に対して、その生活の再建を支援するための独自の制度（神奈川県被災者生活再建支援金）を創設しました。

○ 被災者生活再建支援制度

1 目的

自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、最高300万円の被災者生活再建支援金（全都道府県からの被災者生活再建支援法人への拠出金及び基金の運用益と国からの補助金を原資とする）を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興を目的とするものです。

2 適用の要件

(1) 対象となる自然災害

ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害

イ 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害

ウ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害

エ ア又はイの市区町村を含む都道府県区域内で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害

オ ア～ウの区域に隣接する市町村で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害

カ ア若しくはイの市町村を含む都道府県又はウの都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害及び2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る）における自然災害

(2) 対象となる世帯

ア 住宅が全壊した世帯

イ 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

ウ 災害が継続し、長期にわたり居住不能な状態が継続することが見込まれる世帯

エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

3 支給額

次の(1)及び(2)の支援金の額（世帯人数が1人の場合は、3/4の額）の合計額になります。

(1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊 (2(2)アに該当)	解体 (2(2)イに該当)	長期避難 (2(2)ウに該当)	大規模半壊 (2(2)エに該当)
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

(2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸 (公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

4 支給金の支給申請

(1) 申請窓口

市区町村

(2) 申請時の添付書類

ア 基礎支援金：罹災証明書、住民票 等

イ 加算支援金：契約書（住宅の購入、賃借等） 等

(3) 申請期間

ア 基礎支援金：災害発生日から13月以内

イ 加算支援金：災害発生日から37月以内

5 支援金の支給に係る事務手続き

(1) 市区町村は、被害認定、支援金の支給申請に係る窓口業務等を行い、県はこれらを取りまとめ、被災者生活再建支援法人へ送付します。

(2) 県は、発生した災害が同施行令第1条各号に定める自然災害となることが明白であるか、又はその可能性があるかと認められる場合には、必要な事項について市区町村からの報告を取りまとめるうえ、速やかに国及び同法人あてに報告を行います。

(3) 県は、市区町村からの報告を精査した結果、発生した災害が同施行令第1条各号に定めるいずれかの自然災害に該当するものと認めた場合には、必要な事項について速やかに国及び同法人あて報告するとともに、公示を行います。

イ 災害援護資金

市町村は、災害により家屋等に被害を受けた世帯主に対し、生活の立て直し、自立助長の資金として、災害救助法が適用された災害では、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、条例に従って災害援護資金の貸付けを行います。

ウ 生活福祉資金の貸付

社会福祉協議会は、同法の適用に至らない小規模災害時には「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づく生活福祉資金を、低所得者世帯を対象に貸し付けます。

エ 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給

市町村は、災害による死亡者の遺族に対し「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、条例に従って災害弔慰金を支給します。

また、災害により精神的又は身体に著しい障害を受けた者に対しては、同法に基づき、条例に従って災害障害見舞金を支給します。

オ 義援物資の受入れ及び配分

(ア) 民間企業や自治体等からの義援物資

市町村は、関係機関等の協力を得ながら、民間企業や自治体等からの義援物資について、受入れを希望するもの及び希望しないものを把握します。県及び市町村は、その内容のリスト及び送り先を公表し、周知等を図るものとします。

また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改訂するものとし、これを活用して物資

の配分を行います。

(イ) 個人等からの小口義援物資

県及び市町村は、個人等からの小口の義援物資については、原則受け入れないこととし、その方針について周知するものとします。

なお、周知に当たっては、記者発表や県及び市町村のホームページへの掲載のほか、県域報道機関及び全国ネットの報道機関による放送や他の自治体等のホームページへの掲載要請などを行います。

カ 義援金の受入れ及び配分

県及び市町村は、義援金の受入れ、配分に関して、市町村、日本赤十字社神奈川県支部、神奈川県共同募金会等と義援金の募集、配分に関する委員会を、必要に応じて組織し、適切な受入れ、配分を行います。その際、配分方法を工夫するなどして、できる限り迅速な配分に努めます。

キ 生活保護

県及び市町村は、被災による生活環境の変化から、新たな要保護者の発生が予想されるので、申請漏れが発生しないよう、相談窓口の設置等により生活保護制度の周知を行います。また、被災の状況によっては申請そのものが困難な場合も考えられるため、積極的に情報を収集して要保護者の把握に努めます。

ク 税の減免等

県及び市町村は、被災者の生活再建を支援するため、個人住民税、個人事業税、自動車税、固定資産税、不動産取得税などの地方税について、申告等の期限延長、徴収猶予及び減免などの納税緩和措置について検討します。

ケ 社会保険関連

市町村は、国民健康保険、介護保険など社会保険関連の特例措置を実施します。

(2) 雇用対策

ア 雇用状況の把握

県は、事業施設や地域経済の被害により、事業継続の困難による倒産や従業員の解雇等が予想されることから、神奈川労働局等の国の機関と連携を図り、雇用状況の把握に努めます。

イ 雇用の維持

県は、離職者をできるだけ発生させないため、雇用維持の要請、各種助成金制度等の活用促進、労働保険料の徴収の延期について国に対して要請します。

ウ 離職者の再就職等の支援

県は、離職者が早期に再就職できるよう、雇用保険制度の適切な活用促進に向けた対応のほか、国の機関や経済・労働関係団体等の協力を得ながら、地域における求人情報等の収集・提供、各種公的支援制度の活用を図ります。また、復興過程で創出される求人の開拓に努めます。

エ 新たな支援制度の検討等

県は、雇用の維持、離職者の生活支援、離職者の再就職支援のために法制度等の活用促進を図るとともに、必要性が認められる場合、速やかに制度の検討・創設を行います。

また、既存の法制度では対応できない場合には、速やかに状況の調査・検討を行い、国に対して要請します。

(3) 精神的支援

ア 相談窓口の設置及び保健医療活動の実施

県及び市町村は、被災を体験したことにより精神的に不安定になっている被災者に対し、保健師、精神保健福祉士等が電話等で対応する相談窓口等を設けます。また、災害派遣精神医療チーム（DPAT）の支援により、必要に応じて訪問相談、巡回相談を実施します。

イ 被災者の精神保健支援のための拠点の設置

県及び市町村は、被災者のこころのケアに長期的に対応するための拠点を設置して地域に根

ざした精神保健活動を行います。

ウ 災害時のこころのケア啓発冊子の作成・配布

被災に関わるこころの変化について、被災者、行政関係者、NPO・ボランティア等に周知を図るため、既存の冊子や新たに作成した冊子を配布します。

エ 被災児童・生徒等のこころのケア事業

県及び市町村は、災害時に特に影響を受けやすい児童・生徒等に対して、相談窓口の設置や電話相談の開設、スクールカウンセラー等による巡回相談等を実施します。

(4) 要配慮者等対策

ア 要配慮者等への支援の実施

県及び市町村は、高齢者、障害者、児童等の要配慮者の被災状況を把握し、介護保険サービスや障害福祉サービスなど、必要な支援が受けられるよう体制を整備します。

また、障害等の種類、程度によっては、情報の入手に支障が生じ、必要な手続きができないことも考えられるため、そうした方への支援も実施します。

イ 外国人被災者への支援の実施

県及び市町村は、言葉の壁がある外国人被災者が情報を入手できるよう、応急仮設住宅、義援金など各種交付金の手続きといった被災後の生活情報を、やさしい日本語による発信に加え、多言語で発信するとともに、災害時に開設される臨時災害相談所において、災害時通訳ボランティア等の協力を得て、可能な限り多言語で、帰国手続き、罹災証明書、義援金等の金銭給付、就労、労働、住宅等に関する相談に応じます。また、各種公的サービスを提供する行政機関などにおいて、通訳ボランティア等による支援を行います。また、各種公的サービスを提供する行政機関などにおいて、通訳ボランティア等による支援を行います。

県は、(公財)かながわ国際交流財団等と連携して災害多言語支援センターを設置し、外国人被災者等に対する情報提供や相談受付を行います。

(5) 医療機関

県は、地域の医療需要に対応するため、民間医療機関の再建にかかる補助や融資、利子補給等を検討するとともに、市町村の仮設診療所への支援を行います。また、県及び(地独)神奈川県立病院機構は、県立病院の機能回復を早期に行います。

(6) 社会福祉施設等

県及び市町村は、社会福祉施設等の被災による既存の福祉サービスの供給能力低下や、被災後の生活環境の変化等により新たな福祉需要の発生に対応するため、再建支援が必要な社会福祉施設等や新たな福祉需要を把握します。また、社会福祉施設等の再建に係る復旧事業費に対応した財政的支援について、必要に応じて国に要請します。

(7) 生活環境の確保

ア 食品・飲料水の安全確保

県及び市町村は、水道施設の復旧が完了するまでは、非常用飲料水や貯水槽等の水を飲料水として利用することから、感染症の発生等を防止するため、飲料水の安全確保のための指導を行うとともに、水道施設の復旧支援を行います。

また、食料品についても、炊き出し等による健康被害が発生しないよう、食品衛生確保のための指導を行います。

イ 公衆浴場等の情報提供

県及び市町村は、公衆浴場や理容所・美容所の営業状況を把握し、情報提供を行います。

(8) 教育の再建

ア 学校施設の再建、授業の再開

県及び市町村は、被災地での授業の早期再開を図るため、校舎等の補修箇所等を確認し、修繕や建替等の復旧方策を検討するとともに、学校周辺の被災状況等を把握し、再建復興計画を作成します。

また、仮設校舎の設置や公共施設の利用等により授業実施の場を確保します。

私立学校についても、施設の再建や運営費等の支援を行います。

イ 児童・生徒等への支援

県及び市町村は、児童・生徒等の心的影響、経済的影響、学用品の不足等に対して支援を行います。また、転入・転出手続きについても弾力的に取り扱います。

入学者選抜等に際しては、交通機関等の影響を考慮し、日程変更や再受検の措置など、受検者間に不公平が生じないように、書類締切の延長や入学検定料納入の猶予、検査日程・会場の変更等を行います。

(9) 社会教育施設、文化財等

県及び市町村は、被災施設の再建支援を行うとともに、収蔵品の保管場所の確保、破損した収蔵品の補修計画を策定します。また、文化財についても、破損、劣化、散逸を防止し、復旧対策を推進します。

(10) 歴史的公文書の修復等

県は、歴史的公文書等の修復や破損防止を行うため、市町村等に対して修復方法等の情報提供を行うとともに、職員派遣等の支援を行います。

(11) ボランティアの活動支援

ア 要配慮者に対するボランティア活動支援

被災者が一時避難所から仮設住宅に移り、さらに自立できる人達から仮設住宅の退去が進む復興期においては、高齢者や障害者、親を失った子ども達など要配慮者の個別化が進み、個々の要配慮者をサポートするには、行政のみの対応では限界があります。

このため、県では、市町村や社会福祉協議会、民間企業等と協働で、個別ケアなどに取り組むボランティアやNPOが円滑かつ効果的に活動を行うことができるよう、必要な情報の提供などの支援に努めます。

イ 被災地のボランティア団体に対する支援

被災地の復興に向けては、地域の住民や団体が主体となって長期的に取り組んでいくことが必要です。

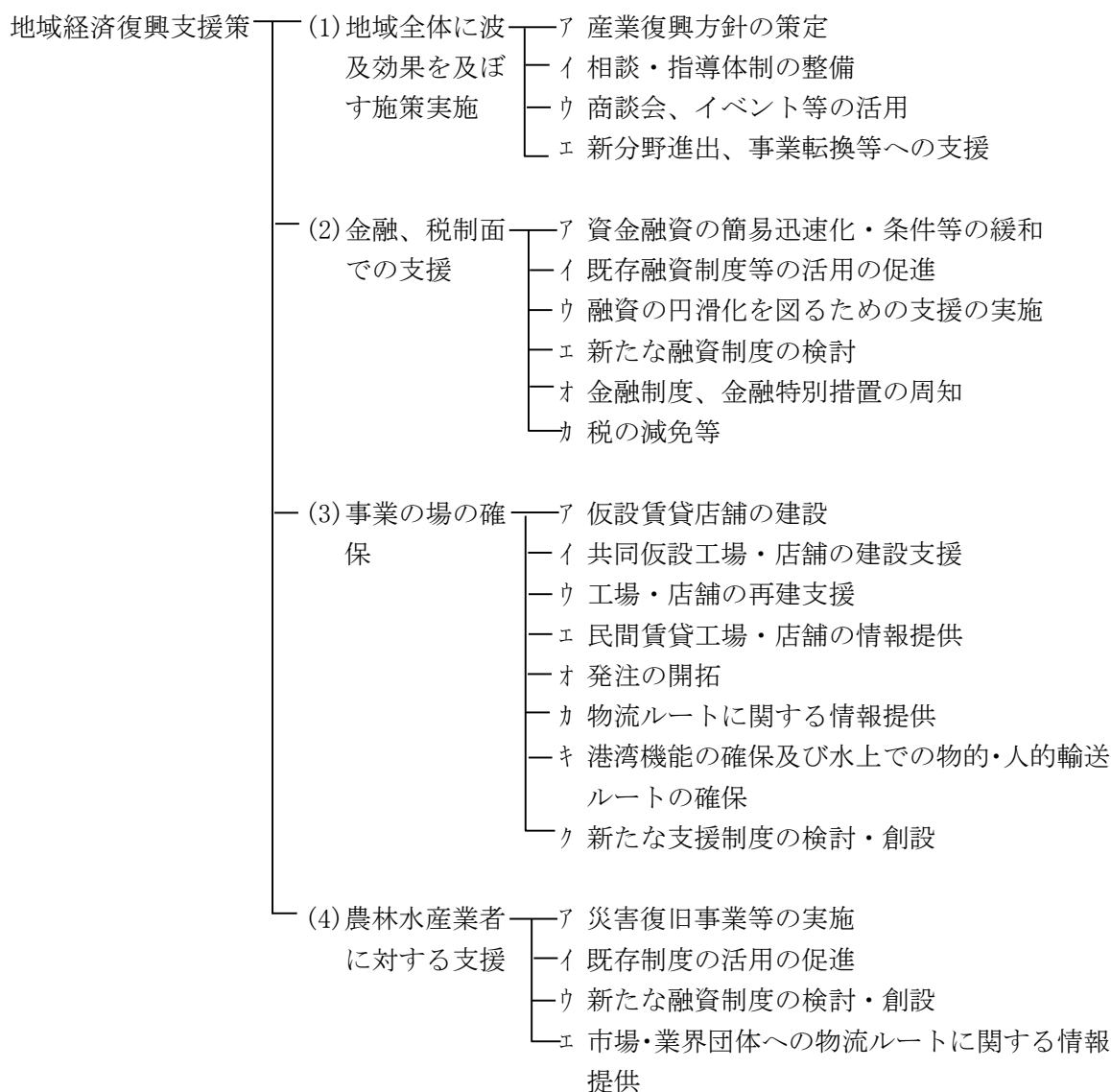
こうしたことから、県は、市町村等と連携して、要配慮者に対する支援や、まちづくり、産業振興など、様々な課題に関わる地元のボランティアやNPOのネットワーク化や組織強化などに対する支援に取り組みます。

7 地域経済復興支援

地域経済の状況は、そこに住む県民にとって、雇用、収入、生活環境の確保の面において密接に係わってくるもので、被災した県民の生活再建にも大きな影響を与えます。また、財政面から見ると、地域経済が復興し、税源を涵養できれば、自治体の復興財源の確保にもつながります。地域経済を復興するには、元いた地域に人々がとどまり、人々が戻ってくる中で経済活動が行われることが重要であり、住民の生活、住宅、市街地の復興などとの関係に留意した地域経済の復興を進めることが求められます。

特に行政が行うべき地域経済の復興支援の柱としては、経済基盤が脆弱な中小企業の自立支援、地域経済全体の活性化のための支援等があげられます。

○ 地域経済の復興支援施策の体系



(1) 地域全体に波及効果を及ぼす施策の実施

ア 産業復興方針の策定

県は、被災した事業者等が速やかに事業を継続し、再開できるよう、既存の計画を尊重しながら、市町村・関係団体等と協力して、被災状況に応じ、県内産業が進むべき方向を中・長期的な視点から示した新たな産業復興方針を策定します。

イ 相談・指導体制の整備

県及び市町村は、雇用の確保、事業継続、事業の再建に不安を抱えている事業者が、安心して復興を図ることができるよう、情報提供や様々な問題の解決を助ける相談・指導体制を整備します。相談に当たっては、商工会議所など各種関係団体と協力するとともに、経営の専門家を活用するなど、総合的な支援を行います。また、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めます。

ウ 商談会、イベント等の活用

県は、被災により沈滞化した産業全体の復興の機運を盛り上げるため、販路拡大や消費者の誘致を目的とした商談会等を実施します。

また、県及び市町村は、各種団体との協力体制を確立し、情報発信に取り組むとともに、観光フェア、イベントの活用等により、観光や地場産業のPRを行い、観光客やコンベンションの誘致をめざします。

エ 新分野進出、事業転換等への支援

県は、成長分野の起業を促すとともに、既存産業の高度化を促進するため、事業者の新分野進出、事業転換等の動きを積極的に支援します。また、(公財)神奈川産業振興センターと連携を図りながら、地域ニーズにあった創業に関する情報提供や相談・指導を行います。

(2) 金融・税制面での支援

ア 資金融資の簡易迅速化、条件等の緩和

既存の貸付制度により融資を受けている事業者は、被災により返済資金の調達が困難になり、償還が困難になることが予想されるため、県及び市町村は、国等の関係機関に対して償還条件の緩和など特例措置を要請します。

また、被災地を管轄する金融機関に対して、被害の状況に応じて貸付手続きの簡易迅速化、償還期限の延長など特別な取扱いを行うよう要請します。

イ 既存融資制度等の活用の促進

県及び市町村は、事業者が速やかに事業を再建できるよう、既存融資制度等について周知し、活用促進を図ります。

ウ 融資の円滑化を図るための支援の実施

被害が大きい場合、中小企業の再建に向けた資金需要が増加することが予想されます。県及び市町村は、中小企業の資金調達に対応するため、金融機関（一般金融機関及び政府系金融機関）と協調して融資を行い、資金の円滑化を図ります。

また、県は、資金需要の増加に伴う保証需要と信用保証協会の基本財産の現状を勘案して、基本財産の造成の必要性を検討します。基本財産の造成を行う場合は、市町村や金融機関に対し、基本財産の造成支援のための出捐を要請するとともに、市町村や金融機関との協議結果を踏まえ、財政措置を講じます。

エ 新たな融資制度の検討

県及び市町村は、本格的な復興資金需要に対応するために、被害状況調査、資金需要の把握、事業者や業界団体等の意見を踏まえ、低利での融資など新たな融資制度の創設について検討します。

オ 金融制度、金融特別措置の周知

県及び市町村は、速やかに事業所の再建を図るため、国や県等の既存融資制度を含む各種の融資制度についての情報提供を行うとともに、(公財)神奈川産業振興センター等と連携を図りながら、相談に応じます。

カ 税の減免等

県及び市町村は、災害の状況に応じて、個人事業税などの地方税について、申告等の期限延長、徴収猶予及び減免などの納税緩和措置について検討します。

(3) 事業の場の確保

ア 仮設賃貸店舗の建設

県及び市町村は、被害状況調査や事業者、業界団体等の意見をもとに、店舗の被災（倒壊、焼失など）により事業再開が困難となっている事業者に対し、事業者が自ら事業の場を確保するまでの間、暫定的な仮設賃貸店舗を建設し、低廉な賃料等での提供を検討します。

イ 共同仮設工場・店舗の建設支援

県及び市町村は、倒壊又は焼失等の被害を受けた事業組合等が、自ら共同仮設工場・店舗を建設する場合には、工業集団化事業の一環として、(公財)神奈川産業振興センターと連携を図りながら、相談・指導を行います。

ウ 工場・店舗の再建支援

県及び市町村は、自ら工場・店舗等を再建しようとする事業主・組合等に対して、（公財）神奈川産業振興センターと連携を図りながら相談・指導を行うとともに、資金面に関する支援を検討します。

エ 民間賃貸工場・店舗の情報提供

県及び市町村は、業界団体等に対して賃貸が可能な工場・店舗の物件情報の提供を依頼して情報収集を行い、リストを相談窓口や業界団体等に配布するとともに、県ホームページ等を活用して情報提供を行います。

オ 発注の開拓

県及び市町村は、取引企業の被災、交通事情の悪化等により被災していない事業所（特に中小企業）の経営状況が悪化することが予想されるため、被害状況や団体の意見を踏まえ、受注拡大に向けた発注の開拓を図ります。

カ 物流ルートに関する情報提供

県及び市町村は、長期にわたる道路等の利用制約により、原材料等の仕入れ、商品等の出荷が滞ることを防ぎ、経営の安定化を図るため、道路等の被害・復旧状況、緊急物資輸送ルートなどの物流ルートに関する情報提供に努めます。

キ 港湾機能の確保、水上での物的・人的輸送ルートの確保

県及び市は、できる限り早急に港湾機能の確保が図られるよう、国に対して特例措置を要請します。また、県及び市町村は、道路等を利用した輸送を補完するため、海上や河川を利用した輸送ルートについても活用します。

ク 新たな支援制度の検討・創設

県は、被害状況、資金需要予測、事業者等の意見を踏まえ、支援制度の拡充、創設等の必要性和可能性について検討します。

新たな支援制度を実施する場合、取扱機関や相談窓口等に対して制度の内容等について周知するとともに、マスコミ等を活用して事業者等に広報します。

(4) 農林水産業者に対する支援

ア 災害復旧事業等の実施

県及び市町村は、被災した農林水産業の再建に加え、生鮮食料品の安定供給を図るため、国等が行う各種の農林水産業施設の再建費用への助成制度を活用し、災害復旧事業等を行います。

なお、津波災害は沿岸部の農林漁業者に対して、壊滅的な被害をもたらす場合があることから、農地の塩害対策、漁場及び水産業の一体的復旧等に十分留意するものとします。

イ 既存制度活用の促進

県及び市町村は、被災した農林水産業者が速やかに生産等を再開できるよう、農林水産団体等を通じて各種の融資制度の趣旨や内容を周知し、活用を促進します。

ウ 新たな融資制度の検討・創設

県は、被害状況や農林水産業者等の意見を踏まえ、利子補給制度など新たな支援制度の拡充、創設等の必要性和可能性について検討します。

エ 物流ルートに関する情報提供

県及び市町村は、長期にわたる道路利用等の制約により、生産物等の出荷が滞ることを防ぎ、経営の安定化を図るため、道路等の被害・復旧状況、緊急物資輸送ルートなどの物流ルートに関する情報提供に努めます。

資 料

- 5-2-(1) 災害時における住宅の早期再建に向けた協力に関する協定書
- 5-2-(2) 災害時における住宅再建に係る相談業務等に関する協定書
- 5-2-(3) 神奈川県災害多言語支援センターの設置・運営に係る協定書

- 5－2－(4) 神奈川県災害多言語支援センター設置運営に関する要領
- 5－2－(5) 神奈川県災害多言語支援センター運営マニュアル

第6章 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応

第1節 基本方針

1 趣旨

平成 29 年 11 月から、南海トラフ地震（駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレートとユーラシアプレートの境界を震源とする大規模な地震）を対象として、異常な現象を観測した場合や、地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっていると評価した場合などに「南海トラフ地震に関連する情報」が気象庁より発表されることとなりました。

平成 31 年 3 月には、内閣府において「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」が公表されました。

また、気象庁では、ガイドラインに示されたこれらの防災対応が、南海トラフ地震防災対策推進基本計画に位置づけられた令和元年 5 月より、「南海トラフ地震に関連する情報」を「南海トラフ地震臨時情報」と「南海トラフ地震関連解説情報」として発表しています。（※）南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の情報が発表された場合には、国は地方公共団体に対して防災対応について指示や呼びかけを行い、国民に対してその旨周知することとしています。

本計画に位置づけられた事項は、国のガイドラインに基づき、南海トラフの想定震源域内の領域で大規模地震が発生し、残りの領域で大規模地震の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合などに、県や南海トラフ地震防災対策推進地域、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域内の市町や住民、企業が実施する防災対応の基本方針を定めるものです。

なお、上記地域外の市町村においても、本計画に定められた事項を参考に、必要に応じて防災対応を行うこととします。

※ 気象庁が発表する南海トラフ地震に関連する情報について

- 「南海トラフ地震臨時情報」又は「南海トラフ地震関連解説情報」の情報名称で発表。
- 「南海トラフ地震臨時情報」には、情報の受け手が防災対応をイメージし、適切に実施できるよう、防災対応等を示すキーワードを情報名に付記。
- 「南海トラフ地震関連解説情報」では、「南海トラフ地震臨時情報」発表後の地震活動や地殻変動の状況等を発表。また、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における評価結果もこの情報で発表。
- 詳細は下表のとおり。

「南海トラフ地震に関連する情報」の名称及び発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	○ 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合。 ○ 観測された異常な現象の調査結果を発表する場合。

南海トラフ地震関連解説情報

- 観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合。
- 「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く）。
- ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合があります。

「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

（情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で情報発表します）

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から5～30分程度	調査中	次のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合。 ○監視領域内※ ¹ でマグニチュード6.8以上※ ² の地震※ ³ が発生。 ○1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測。 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測。
地震発生等から最短で2時間程度	巨大地震警戒	○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード※ ⁴ 8.0以上の地震が発生したと評価した場合。
	巨大地震注意	○監視領域内※ ¹ において、モーメントマグニチュード※ ⁴ 7.0以上の地震※ ³ が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く）。 ○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合。
	調査終了	○（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合。

※1 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲。

※2 モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始する。

※3 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。

※4 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、モーメントマグニチュードを求めるには詳細な解析が必要で、その値が得られるまで若干時間を要する。そのため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

第2節 防災対応

1 南海トラフ沿いで観測され得る異常な現象

南海トラフ沿いで観測され得る大規模地震については、確度の高い地震の予測は困難であるものの、南海トラフ沿いで観測され得る異常な現象のうち、観測される可能性が高く、かつ大規模地震につながる可能性があるとして、防災対応の検討が必要となる3つのケースが想定されています。

(1) 半割れ（大規模地震）／被害甚大ケース（以下「半割れケース」という。）の概要

南海トラフ地震の想定震源域内の領域で大規模地震が発生し、残りの領域で大規模地震発生の可能性が相対的に高まったと評価された場合です。

また、南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界においてモーメントマグニチュード（以下「M」という。）8以上の地震が発生した場合、大規模地震発生の可能性が相対的に高まったと評価されます。

(2) 一部割れ（前震可能性地震）／被害限定ケース（以下「一部割れケース」という。）の概要

南海トラフ沿いで、大規模地震に比べて一回り小さい、M7クラスの地震が発生した場合です。

また、南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界においてM7以上、M8未満の地震が発生した場合、大規模地震発生の可能性が相対的に高まったと評価されます。なお、想定震源域のプレート境界以外や、想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲で発生したM7以上の地震についても、「一部割れケース」として取り扱われます。

(3) ゆっくりすべり／被害なしケース（以下「ゆっくりすべりケース」という。）の概要

短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合です。

2 異常な現象に伴う防災対応

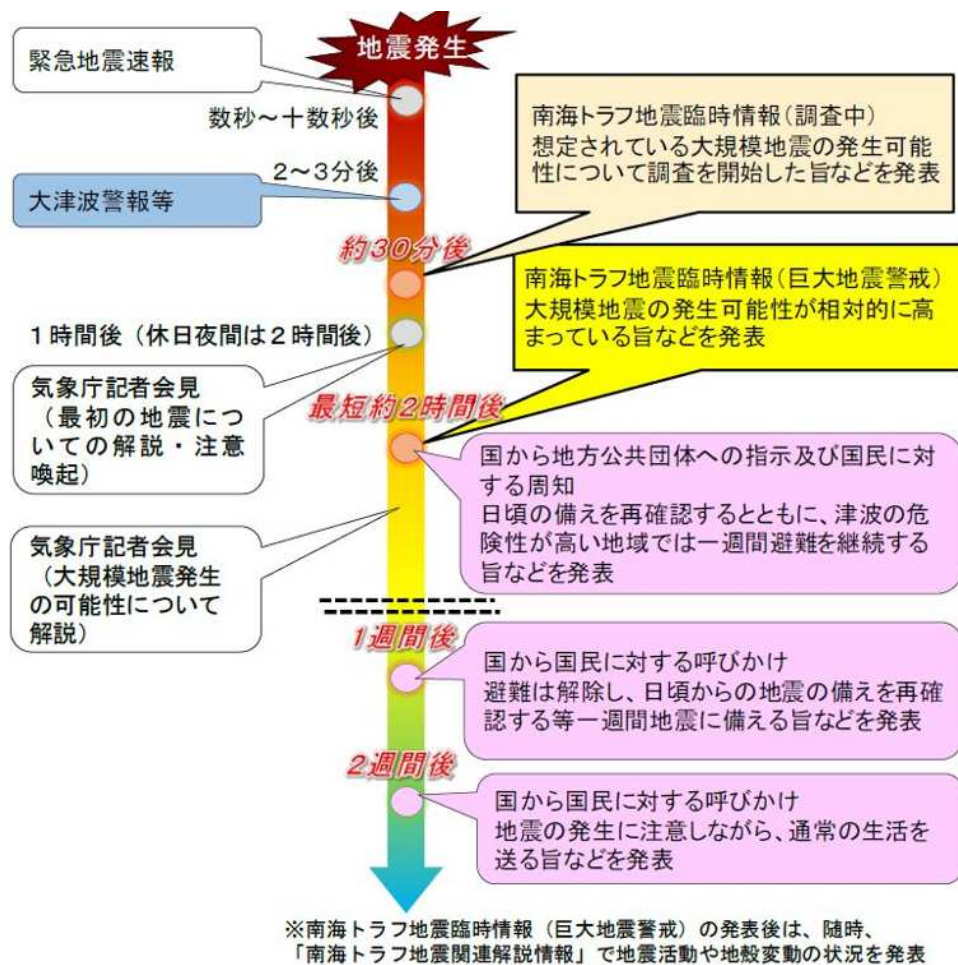
(1) 気象庁が発表する南海トラフ地震臨時情報

- 気象庁は、南海トラフ地震の想定震源域及びその周辺で速報的な評価で算出されたマグニチュード6.8程度以上の地震が発生、又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した際は、南海トラフ地震との関連性について調査を開始する旨を「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」として発表します。
- その後、有識者からなる「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し、発生した現象について評価を行います。当該評価結果が、前項の3つのケースのいずれかに該当する現象と判断された場合には、気象庁から次の情報が発表されます。

異常な現象に対する評価	発表される情報
(1) 半割れケース	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）
(2) 一部割れケース	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）
(3) ゆっくりすべりケース	

【出典：南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（平成31年3月、内閣府）】

○「巨大地震警戒対応」における情報の流れイメージ



りすべりの場合は、すべりの変化が収まってから変化していた期間と概ね同程度の期間)を基本に、国からの呼びかけに応じ、日頃からの地震への備えの確認などの対応を行います。

(ウ) 1週間経過後は、国からの呼びかけに応じ、地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行います。

(3) 臨時情報に対応した防災体制

県と市町村は、後発地震等の発生に備えた防災体制をとります。

また、県は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合は、次のとおり対応します。

ア 県内で地震等が発生している場合

地震や津波が発生している場合又は大津波警報や津波警報・注意報が発表されている場合は、配備基準に基づく体制を取り、災害対応に当たります。

イ 県内で地震等が発生していない場合

次表に定める基準に基づき体制をとります。なお、災害対策本部会議又は危機管理対策会議において体制を決定した場合は、その決定によります。

気象庁が発表する情報	県の配備体制
南海トラフ地震臨時情報（調査中）	【通常体制】 ・情報収集を行う。
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	【災害対策本部体制（第一次）】 ・総理指示を市町村等へ伝達を行う。 ・知事メッセージを速やかに発出する。
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	【応急体制（第一次）】 ・危機管理対策会議（執務時間外は同会幹事会）を開催し、情報共有とともに今後の対応を検討する。 ・知事メッセージを速やかに発出する ・巨大地震警戒の続報として発表された場合は、災害対策本部体制を維持する。
南海トラフ地震臨時情報（調査終了）	【体制解除（通常体制）】 ・災害対応が終了している場合。

3 住民の防災対応等

(1) 日頃からの地震への備えの周知啓発等

ア 県及び市町村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒、巨大地震注意）が発表された場合に、住民があわてて地震対策をとることがないように、家具の固定等「日頃からの地震への備え」について周知し、平時からの対策を促します。

イ 県及び市町村は、大規模地震の発生可能性が平常時と比べ相対的に高まったと評価された場合、直ちに地震や津波が発生するとの誤解から混乱が生じないように、南海トラフ地震臨時情報の意味や南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応などについて、普及啓発に努めます。

ウ 県及び市町村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒、巨大地震注意）が発表された場合、国からの呼びかけに応じて、1週間（ゆっくりすべりケースの場合は、すべりの変化が収まってから変化していた期間と概ね同程度の期間）、「日頃からの地震への備え」の再点検を行い、日常の生活を行うことや、個々の状況に応じて、危険性が高い場所を避け、できるだけ安全な行動をとることなどを周知します。

エ 県及び市町村は、後発地震に備えて不要不急の火気器具や電熱器具の使用を控えることなどにより、火災の発生を防止することなどを周知します。

(2) 津波からの避難対策

南海トラフ地震の想定震源域内で地震が発生した場合、震源から本県が離れている場合でも、本県を含む南海トラフ沿いの全域の沿岸部に対して、大津波警報や津波警報が発表されることが想定されます。沿岸市町では地域防災計画に基づき、避難指示（緊急）を発令し、住民等の避難を呼びかけます。また、大津波警報等が津波注意報に切り替わった後の対応について検討し、当該計画等に位置づけます。

ア 事前避難対象地域の設定

南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域内の市町は、国の南海トラフ地震の津波浸水シミュレーションやガイドラインを参考に、地震が発生してからでは避難が間に合わない地域を事前避難対象地域として設定します。設定に当たっては、要配慮者のみが避難を要する地域、健常者も含むすべての住民が避難を要する地域など、避難対象者の特性に応じて検討します。

イ 事前避難対象地域における避難の継続

沿岸部に発表されていた大津波警報や津波警報が津波注意報に切り替わった場合、沿岸市町は後発地震に備え、事前避難対象地域に避難勧告等を発令し、巨大地震警戒対応を行う1週間を目途に、住民の避難を継続します。

(3) 土砂災害等に対する防災対応

県と市町村は、巨大地震警戒対応及び巨大地震注意対応において、住民の安全確保のため、次のような事項について周知に努めます。

ア 土砂災害の発生の危険が高いエリアの特定は難しいことを前提に、不安がある住民に対しては、個々の状況に応じて、知人・親類宅への避難など、身の安全を守るなどの防災対応を検討する必要があること

イ 住宅の耐震性に不安がある住民は、知人・親類宅等への避難をあらかじめ検討する必要があること

(4) 事前避難

市町は、巨大地震警戒対応における事前避難が被災後の避難とは異なり、ライフラインや流通機能も稼働していると想定されることから、「自らの命は自ら守る」という防災対策の基本を踏まえ、次の事項について周知に努めます。

ア 住民の避難は、知人・親類宅等への避難が基本であること

イ 食料や生活用品などは、避難者が各自で準備するのが基本であること

ウ 避難所の運営も避難者自らが行うことが基本であること

また、後発地震の発生に備え、知人・親類宅等への避難が困難な避難者に対して、巨大地震警戒対応期間の1週間を基本とした避難所を確保します。

4 企業等の防災対応

(1) 防災対応の基本的な考え方

ア 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、企業等は、日頃からの地震への備えを再確認するなど警戒レベルを上げることを基本に、個々の状況に応じて適切な防災対応を実施したうえで、できる限り事業の継続に努めます。

イ 企業等は、大規模地震発生時に明らかに従業員などの生命に危険が及ぶ場合は、それを回避する措置を実施します。

ウ 不特定多数の者が利用する施設や危険物取扱施設等については、出火防止措置などの施設点検を確実に実施します。

エ 地震に備えた事業継続に当たっては、一時的に企業活動が低下しても後発地震が発生した場合に、トータルとして事業継続・早期復旧できるよう普段以上の警戒の措置に努めます。

(2) 防災対応の検討

企業等は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒、巨大地震注意）が発表された際に取りべき防災対応について、次のような事項について検討し、防災などの計画への反映に努めます。

- ア 大規模地震に備えたBCPを確認します。未策定の企業は策定に努めます。
- イ 南海トラフ地震臨時情報発表時に想定されるライフラインの状況、事前避難対象地域、自社が置かれている位置における住民の避難行動などを確認し、取引先の営業停止、出勤可能な従業員の減少など、企業活動への影響を想定します。
- ウ 企業等の特性や地理的な条件を踏まえ、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒、巨大地震注意）発表時に実施する防災対応を検討します。
 - (ア) 人的・物的な資源が一部制約されるなかでの必要な事業を継続させるための措置
 - (イ) 後発地震に備えた対応の検討
 - a 日頃からの地震への備えの再点検
 - b 施設・設備などの点検
 - c 従業員・来所者等の安全確保
 - d 普段以上に警戒する措置（輸送ルートの変更、燃料の満タン化等）
 - e 地域への貢献（物資の提供など）

(3) 関係機関のとりべき措置

ア 警備対策

県警察が実施すべき南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された時の犯罪及び混乱の防止等に関して講ずる措置については、概ね次に掲げる事項を基準とします。

(ア) 情報の収集・伝達

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、その内容を正確かつ迅速に周知するとともに、これに伴う諸般の情勢を迅速、的確に収集、把握し、民心の安定と混乱の防止を図るため次の活動を実施します。

- a 県、市町村が行う南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達への協力
- b 各種情報の収集
- c 関係機関との相互連絡

(イ) 広報

民心の安定と混乱防止のため、次の事項を重点として広報活動を行います。

- a 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の正確な情報
- b 道路交通の状況と交通規制の実施状況
- c 自動車運転の自粛と自動車運転手のとりべき行動の要領
- d 犯罪の予防等のために住民がとりべき措置
- e 不法事案を防止するための正確な情報
- f その他混乱防止のために必要かつ正確な情報

(ウ) 社会秩序維持

南海トラフ地震災害に係る危惧及び物資の欠乏、将来の生活に対する不安等に起因する混乱並びに窃盗犯、粗暴犯、集団不法事案等を防止するため、県警察は次の活動により社会秩序維持に万全を期します。

- a 正確な情報の収集及び伝達によるパニックの防止及び流言飛語の防止
- b 民心の不安を助長する窃盗犯、暴力犯、経済犯等の予防、取締り
- c 危険物による犯罪又は被害発生防止のための予防、取締り
- d 避難に伴う混乱等の防止と人命の保護
- e 避難場所、重要施設等の警戒
- f 民間防犯活動等に対する指導

イ 放送

- (ア) 放送事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の正確かつ迅速な報道に努めます。臨時情報が発表された場合、住民に対して、冷静な対応を呼びかけるほか、関係機関と連携して、交通やライフラインに関する情報など、住民が防災行動をとるために必要な情報の提

供に努めます。

ウ 道路

- (ア) 県警察は、国の動向を踏まえ、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転手がとるべき行動の要領を定め、住民に周知します。また、住民事前対象避難地域内における車両の走行の自粛については、平時から広報などに努めます。
- (イ) 県及び市町村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供します。また、事前避難地域での車両の走行は極力抑制するものとし、周知を図ります。

エ 鉄道事業者等

- (ア) 鉄道事業者等は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合に、顧客等に対し、当該南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等を伝達します。
- (イ) 鉄道事業者等は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を実施します。津波により浸水するおそれのある地域については、津波への対応に必要な体制をとります。事前避難対象地域については、津波による危険性の回避措置を確実に実施します。

オ 学校、社会福祉施設等

- (ア) 幼稚園、学校等は、その置かれている状況など、実態に即して、児童生徒等の保護の方法等を定めます。事前避難地域に置かれている場合は、休校等、児童生徒等の安全確保を図ります。
- (イ) 社会福祉施設は、入所者の保護及び保護者への引継ぎの方法などについて、施設の種類や耐震性、耐浪性を十分に考慮し、対応方法を定めます。
- (ウ) 学校、社会福祉施設が事前避難対象地域にある場合は、要配慮者の避難誘導に配慮し、避難経路、誘導方法、誘導責任者等を具体的に定めます。

カ その他

その他各分野、各事業者において、国のガイドラインや南海トラフ地震防災対策推進基本計画等を参考に、防災対応を定めるよう努めます。

5 県が自ら管理等を行う施設等に関する対策

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、工事中の建築物その他の工作物又は施設については、津波襲来のおそれがある場合には、原則として工事を中断します。

また、特別の必要により立入禁止措置、落下・倒壊防止、補強などの津波被害の防止対策を行う場合には、作業員の安全確保のため津波からの避難に要する時間に配慮するものとします。

資 料

- 6-2-(1) 東海地震に関する事前対策
- 6-2-(2) 神奈川県地震災害警戒本部条例
- 6-2-(3) 神奈川県地震災害警戒本部要綱
- 6-2-(4) 神奈川県東海地震注意情報時対策本部要綱
- 6-2-(5) 東海地震に関連する情報
- 6-2-(6) 東海地震に関する知事の談話

参 考

- 4-1-(13) 災害時における放送要請に関する協定書
- 4-12-(6) 神奈川県災害活動中央基地要領

令和2年3月

神奈川県地域防災計画

－地震災害対策計画－

発行 神奈川県防災会議

編集 神奈川県くらし安全防災局防災部災害対策課

横浜市中区日本大通 1

電話 045(210)1111
